科学技術庁原子力安全局核燃料規制課
運輸省大臣官房技術安全管理官 監修

核燃料・ラジオアイソトープ……

放射性物質等の輸送法令集

日本原子力産業会議

111
Ni

日本原子力産業会議資料室
受入
54. 9. 3
No. 6059

科学技術庁原子力安全局核燃料規制課
運輸省大臣官房技術安全管理官　　監修

放射性物質等の輸送法令集

I　核燃料物質等の運搬

○陸上輸送—工場又は事業所の内，外
○海上輸送
○航空輸送

II　放射性同位元素等の運搬

○陸上輸送—手持ち，車両による運搬
○海上輸送
○航空輸送

III　関連法令及び定義等

○薬事法（抄）
○放射性医薬品製造
○原子力基本法等

日本原子力産業会議

序

わが国の原子力研究開発利用の進展に伴い、各種放射性物質の輸送が頻繁に行われるようになっておりますが、放射性物質の輸送は、原子力研究開発利用の活動のなかで、放射性物質が一般公衆に最も近接する局面であり、その安全の確保は、極めて重要な課題であります。

放射性物質の輸送に関する安全基準は、原子力委員会及び関係省庁における策定作業を経て、その法制化が終了しており、また、本年一月から施行された原子炉等規制法の一部改正法により、核燃料物質等の輸送の安全規制が一層充実強化されるとともに、関係省庁の規制分担の明確化が図られております。

このように放射性物質の輸送の安全規制の法令制度は、一応整備されてきておりますが、その内容は、輸送されるものが核燃料物質か放射性同位元素であるかによって大きく異なり、また関係する省庁も、科学技術庁、運輸省、都道府県公安委員会等と、極めて複雑なものとなっており、一般の方々にその全容を理解頂くことは、なかなか困難なのが実情であります。

今般、日本原子力産業会議におかれまして、放射性物質の輸送の安全規制に関する関係法令をとりまとめ、本法令集を刊行されましたことは、誠に時宜を得たものであり、輸送の実務にたずさわる方々のみならず、関係者のすべてにとりまして、極めて有益なことと考えております。

これまで、わが国における放射性物質の輸送は、大きなトラブルもなく実施されてまいりましたが、今後とも、質的にも量的にも増大することが見込まれる放射性物質の輸送が関係法令の遵守の下に、円滑かつ安全に行われ、わが国の原子力研究開発利用の健全な発展を図っていく上で本書が大きく資することを期待します。

昭和五十四年七月

科学技術庁原子力安全局
核燃料規制課長　佐竹宏文

はじめに

わが国における原子力の開発利用は、二十年を経過した今日、目覚ましい伸長を遂げ、経済・社会を支える重要な基盤のひとつとなっております。例えば、原子力発電の能力は、わが国の総発電設備容量の一割を超えるにいたり、これは、米国について第二位の規模となっております。また、放射性同位元素は、医療をはじめ工業、農業及び学問分野等に広く利用されてきております。

このように原子力の利用が増大するに従い、放射性物質の輸送量の増加と広域化に対応した安全輸送体制の整備が急務となってまいりました。

一方、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）は、放射性物質が国際輸送物質であるため、関係国において統一規格の採用が利便であることに鑑み、各国の輸送の経験、規制の実態をふまえて放射性物質安全輸送規制（一九七三年版）を作成し、各国に同規則の内容を取り入れるように勧告しております。

この勧告を受けたわが国の原子力委員会は昭和五十年一月「放射性物質の輸送に関する技術的基準について」を決定いたしました。

運輸省におきましては、こうした情勢を背景に、放射性物質の輸送基準及び体制の整備を図るため、昭和五十二年十一月、科学技術庁と連携をとりつつ放射性物質輸送関係諸規則の整備を行いました。

さらに、第八十四国会において成立した原子力基本法等の一部改正法に関連する関係政省令の改正を昭和五十三年十二月に行ったことにより、放射性物質輸送の規制分担の明確化を行いました。この一連の改正により、ここ数年間に及んだ放射性物質安全輸送に係る規制体系の整備は一段落をしたところであります。

放射性物質の安全輸送の確保のためには、今後とも、制度面での充実を図ることはもちろんのこと、関係法令の周知及びこれの適確な遵守を図ることが重要な課題であります。

この度、日本原子力産業会議が本書を編さんし、刊行されることになりましたことは、時宜を得た意義深いものと確信いたしております。放射性物質の輸送に関与される方々が本書によって、放射性物質安全輸送の趣旨を十分理解され、かつ、放射性物質の安全輸送を確保されることを期待するものであります。

昭和五十四年七月

運輸省大臣官房技術安全管理官

片岡栄夫

放射性物質等の輸送法令集

もくじ

I　核燃料物質等の運搬関係法令……一
図　核燃料物質等の運搬に関する基本体系……三
A　陸上輸送関係法令……四
Aの一　工場又は事業所内の運搬関係……四
図　核燃料物質等の事業所内運搬関係法令と体系……四
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）……五
○核燃料物質の加工の事業に関する規則（抄）……八
○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（抄）……一〇
○使用済燃料の再処理の事業に関する規則（抄）……一二
○核燃料物質の使用等に関する規則（抄）……一四
○核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示……一六
・別記（第六条関係）事業所内運搬標識……一九
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）……二〇
○工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示……二三
・別記（第六条関係）事業所内運搬標識……二四
○実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）……二五
○核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示……二七
・別記様式（第六条関係）事業所内運搬標識……二九

もくじ

Aの二　工場又は事業所外の運搬関係……三〇
図　核燃料物質等の事業所外運搬関係法令と体系……三〇
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）――〔科学技術庁関係〕……三一
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（抄）……三五
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則……三八
・別記様式第一（第十六条関係）車両運搬確認申請書……四六
・別記様式第二（第十六条関係）簡易運搬確認申請書……四七
・別記様式第三（第二十条関係）原子炉等規制法第六八条第二項の規定による身分証明書……四八
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示……五〇
・別表第一（第二条関係）
・別表第二（第二条関係）
・別表第三（第二条関係）
・別表第四（第二条関係）
・別表第五（第二条関係）
・別表第六（第二条関係）
・別表第七（第二十条関係）
放射線を放出する同位元素の数量等を定める件……五六～七一
・別記第一（第二条関係）特別形核燃料物質に係る試験……七二
・別記第二（第五条、第十三条関係）A型輸送物に係る一般の試験条件……七二
・別記第三（第六条関係）BM型輸送物に係る一般の試験条件……七三
・別記第四（第七条、第十四条関係）BM型輸送物に係る特別の試験条件……七三
・別記第五（第九条関係）BU型輸送物に係る一般の試験条件……七三
・別記第六（第十条関係）BU型輸送物に係る特別の試験条件……七四
・別記第七（第十九条関係）第一類白標識……七五

・別記第八（第十九条関係）第二類黄標識……七六
・別記第九（第十九条関係）第三類黄標識……七七
・別記第十（第十九条関係）三葉マーク……七八
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について（原子力安全局長通達）……七九
・別記第一　核燃料輸送物設計承認申請書……八二
・別記第二　核燃料輸送物設計変更承認申請書……八四
・別記第三　核燃料輸送物設計承認更新申請書……八五
・別記第四　輸送容器承認申請書……八六
・別記第五　輸送容器検査立会申請書……八七
・別記第六　輸送容器承認更新申請書……八八
・別記第七　輸送容器登録票……八九
・別記第八　輸送容器登録廃止届……九〇
・別記第九（規則第十六条第一項関係）収納する核燃料物質等の仕様等の説明……九一
・別記第十（規則第十六条第一項関係）核燃料輸送物の安全解析等の説明書……九一
・別記第十一（規則第十六条第一項関係）輸送容器の製作時検査等の説明書……九二
・別記第十二（規則第十六条第一項関係）核燃料輸送物の発送前検査等の説明書……九二
・別記第十三（規則第十六条第一項関係）運搬機器及び積載方法等の説明書……九三
・別記第十四　特別形核燃料物質等設計承認申請書……九四
・別記第十五　核燃料輸送物設計承認英文証明願……九五
・別記第十六　核燃料輸送物確認申請書……九八
・別表　輸送容器検査要領……一〇〇
○核燃料物質等輸送物設計承認申請書記載要綱（原子力安全局核燃料規制課内規）……一〇三
イ章　輸送物の説明……一〇八

もくじ

もくじ

ロ章　輸送物の安全設計……一〇八
表－一　総理府令及び科学技術庁告示に定める技術基準への適合性の評価……一一〇
ハ章　輸送容器の製作……一一一
ニ章　輸送物の取扱い方法及び保守条件……一一五
ホ章　安全設計、安全輸送に関する特記事項……一一七
ヘ章　申請書書式……一一七
○核燃料物質等車両運搬規則――〔運輸省関係〕……一一九
・第一号様式（第九条、第十八条関係）第一類白標識……一三八
・第二号様式（第九条、第十八条関係）第二類黄標識……一三九
・第三号様式（第九条、第十八条、第十九条関係）第三類黄標識……一四〇
・第四号様式（第九条関係）三葉マーク……一四一
・第五号様式（第九条、第十八条関係）コンテナ標識……一四二
・第六号様式（第十二条関係）車両標識……一四三
○核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則……一四四
○核燃料物質等車両運搬規則、放射性同位元素等車両運搬規則等の制定について（運輸省鉄道監督局長・自動車局長通達――その一）……一四五
○核燃料物質等車両運搬規則について（運輸省鉄道監督局長・自動車局長通達――その二）……一四八
・別表第一　運搬計画書等記載事項等……一五二
・別表第二　指定申請書の記載事項等……一五六
・別表第三　届出及び申請先……一五七
・第一号様式（確認申請書）……一五八
・第二号様式（指定申請書）……一五九
・第三号様式（届出書）……一六〇

・第四号様式（承認申請書）……一六一
○自動車運送事業等運輸規則（抄）……一六二
○道路運送車両の保安基準（抄）……一六三
○核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令――〔警察庁関係〕……一六五
・別記様式第一（第二条関係）核燃料物質等運搬届出書……一六八
・別記様式第二（第二条関係）核燃料物質等運搬変更届出書……一七〇
・別記様式第三（第四条関係）核燃料物質等運搬指示書……一七〇
表　核燃料物質等の運搬に関する法令の概要（説明）……一七一
図　核燃料物質等の運搬の届出等に関する作業図（警察庁）……一七二
一、運搬届出関係（法第五九条の二第四、第五項）……一七二
二、報告徴収関係（法第七六条）……一七三
○核燃料物質等運搬届出書の記載要領（警察庁）……一七四
・核燃料物質等運搬届出書の記載例（警察庁保安部公害課）……一七六
その一、低濃縮ウランの場合……一七六
運搬経路及び通過予定時刻（例）……一七七
核燃料物質等積載車両及び運転者（例）……一七七
携行資器材の名称及び個数（例）……一七八
運搬要領／警察機関への連絡要領／応急措置要領……一七八～一七九
積載車両外観図／車列編成図……一八〇
その二、プルトニウム、高濃縮ウランの場合……一八一
運搬経路及び通過予定時刻（例）……一八二
核燃料物質等積載車両及び運転者（例）……一八二
携行資器材の名称及び個数（例）……一八三

もくじ

もくじ

運搬要領／警察機関への連絡要領／応急措置要領……一八三～一八五
積載車両外観図／車列編成図……一八五～一八六
表　核燃料物質等の運搬に関する事務担当者一覧表（警察庁保安部公害課）……一八七
B　海上輸送関係法令……一八九
図　核燃料物質等の船舶運送関係法令と体系……一八九
○船舶安全法（抄）……一九〇
○危険物船舶運送及び貯蔵規則（抄）……一九一
・第一号の二様式（第六条、第九十一条の十二、第九十一条の十六関係）第一類白標札、第二類黄標札、第三類黄標札……二一三
・第一号の三様式（第九十一条の十二関係）三葉マーク……二一五
・第一号の四様式（第九十一条の十二、第九十一条の十六関係）コンテナ標識……二一五
・第一号の五様式（第九十一条の二十一関係）放射性物質等運送届……二一六
・第一号の六様式（第九十一条の二十一関係）放射性物質等運送変更届……二一六
・別表第十六（第十四条、第二十二条の五関係）混載禁止表……二一七
○船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示……二一八
・別記第一（第四条関係）特別形放射性物質等に係る試験……二二三
・別記第二（第六条、第十三条、第十四条関係）A型輸送物に係る条件……二二三
・別記第三（第七条関係）BM型輸送物に係る条件……二二三
・別記第四（第八条、第十三条、第十四条関係）BM型輸送物に係る条件……二二三
・別記第五（第十条関係）BU型輸送物に係る条件……二二四
・別記第六（第十一条関係）BU型輸送物に係る条件……二二四
○危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令の施行等に伴う運輸大臣の行う確認に関する事務について（運輸省船舶局長通達）……二二五

・別紙様式一（規則第九十一条の九関係）放射性輸送物安全確認申請書……二二八
・放射性輸送物安全確認申請書記載要領……二二九
・別紙様式二（規則第九十一条の十五関係）放射性輸送物運送計画書安全確認申請書……二三一
・放射性輸送物運送計画書記載要領……二三二
○放射性物質等の船舶運送に伴う管区海上保安本部の長に対する放射性物質等運送届の提出等について（海上保安庁行政指導文書－その一）……二三四
・別紙一　管区海上保安本部における担当課一覧……二三五
・別紙二　運送船舶の行う連絡要領……二三六
○危険物船舶運送及び貯蔵規則第九十一条の二十一の規定に基づく放射性物質等運送届の提出等について（海上保安庁行政指導文書－その二）……二三七
・別添様式（規則第九十一条の二十一関係）放射性物質等運送指示書……二四三
・参考資料一（規則第九十一条の二十一関係）運送届の提出を要する放射性輸送物……二四四
・参考資料二（規則第九十一条の二十一関係）運送形態別の適用状況表……二四五
○港則法（抄）……二四八
○港則法施行令（抄）……二四九
○港則法施行規則（抄）……二五一
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）……二五三
○核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則……二五五
C　航空輸送関係法令
図　核燃料物質等の航空機輸送関係法令と体系……二五六
○航空法（抄）……二五七
○航空法施行規則（抄）……二五八
○航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示……二六〇

もくじ

・別表第一（第三条、第四条関係）
・別表第二（第三条、第四条関係）
・別表第三（第三条、第四条関係）
・別表第四（第三条、第四条関係）
・別表第五（第三条、第四条関係）
・別表第六（第三条、第四条関係）
放射線を放出する同位元素の数量等を定める件……二七三～二八四
・別記第一（第四条関係）特別形放射性物質等に係る試験……二八五
・別記第二（第六条、第十条関係）A型輸送物に係る条件……二八五
・別記第三（第六条関係）BM型輸送物に係る条件……二八六
・別記第四（第六条、第十条関係）BM型輸送物に係る条件……二八六
・別記第五（第六条関係）BU型輸送物に係る条件……二八六
・別記第六（第六条関係）BU型輸送物に係る条件……二八七
・第一号様式（第二十三条、第二十四条関係）第一類白標識……二八八
・第二号様式（第二十三条、第二十四条関係）第二類黄標識……二八九
・第三号様式（第二十三条、第二十四条、第二十七条関係）第三類黄標識……二九〇
・第四号様式（第二十三条関係）三葉マーク……二九一
・第五号様式（第二十三条、第二十四条関係）コンテナ標識……二九二
○放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について（運輸省航空局長通達）……二九三
・別紙　核分裂性輸送物発送時検査要領……二九九
・様式第一（規則第一九四条第二項関係）放射性輸送物確認申請書……三〇〇
・様式第二（告示第十二条関係）放射性輸送物輸送者指定申請書……三〇二
・様式第三（規則第一九四条第二項関係）放射性輸送物輸送確認申請書……三〇三
・様式第四　輸送計画書……三〇四

・別記第一　放射性輸送物確認申請書記載要領 …… 三〇六
・別記第二　放射性輸送物輸送者指定申請書記載要領 …… 三〇七
・別記第三　輸送計画書記載要領 …… 三〇八
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄） …… 三一〇
○核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則 …… 三一二

Ⅱ　放射性同位元素等の運搬関係法令 …… 三一五
図　放射性同位元素等の運搬の安全規制基本体系 …… 三一七
A　陸上輸送関係法令 …… 三一八
Aの一　手持ち等による運搬関係 …… 三一八
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄） …… 三一八
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄） …… 三二〇
Aの二　車両による運搬関係 …… 三二三
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄） …… 三二三
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄） …… 三二四
○放射性同位元素等車両運搬規則 …… 三二五
・第一号様式（第十四条、第二十三条関係）第一類白標識 …… 三三六
・第二号様式（第十四条、第二十三条関係）第二類黄標識 …… 三三七
・第三号様式（第十四条、第二十三条、第二十四条関係）第三類黄標識 …… 三三八
・第四号様式（第十四条関係）三葉マーク …… 三三九
・第五号様式（第十四条、第二十三条関係）コンテナ標識 …… 三四〇
・第六号様式（第十七条関係）車両標識 …… 三四一
○放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示 …… 三四二

もくじ

・別表第一（第三条関係）
・別表第二（第三条関係）
・別表第三（第三条関係）
・別表第四（第三条関係）
・別表第五（第三条関係）
・別表第六（第三条関係）
放射線を放出する同位元素の数量等を定める件……三四五～三五六
・別記第一（第三条関係）特別形放射性同位元素等に係る試験……三五七
・別記第二（第五条関係）A型輸送物に係る条件……三五七
・別記第三（第六条関係）BM型輸送物に係る条件……三五八
・別記第四（第七条関係）BM型輸送物に係る条件……三五八
・別記第五（第九条関係）BU型輸送物に係る条件……三五八
・別記第六（第十条関係）BU型輸送物に係る条件……三五九
○核燃料物質等車両運搬規則、放射性同位元素等車両運搬規則等の制定について（運輸省鉄道監督局長、自動車局長通達－その一）……三六〇
○放射性同位元素等車両運搬規則について（運輸省鉄道監督局長、自動車局長通達－その二）……三六三
・別添　規則中の主な条項の解釈及び取扱い、運搬届出、運搬承認申請……三六三
・別表第一　記載事項等……三六五
・別表第二　届出及び申請先……三六九
・第一号様式　放射性輸送物運搬届出書……三七〇
・第二号様式　特別措置運搬承認申請書……三七一
B　海上輸送関係法令……三七二
図　放射性同位元素等の船舶運送関係法令と体系……三七二
○船舶安全法（抄）……三七三

○危険物船舶運送規則（抄）……三七三
○危険物船舶運送告示……三七三
○運輸省船舶局長通達（その一）……三七三
○海上保安庁行政指導文書（その一）……三七三
○海上保安庁行政指導文書（その二）……三七三
○港則法（抄）……三七三
○港則法施行規則（抄）……三七三
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）……三七四
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）……三七六
○放射性同位元素輸送物等に係る運輸大臣の安全確認について（運輸省船舶局長通達―その二）……三七七
・別記一　ＲＩ輸送物設計承認申請書……三七九
・別記二　ＲＩ輸送物設計変更承認申請書……三八一
・別記三　輸送容器登録申請書……三八二
・別記四　輸送容器登録票（記載例）……三八三
・別記五　輸送容器の使用廃止届……三八四
C　航空輸送関係法令……三八五
図　放射性同位元素等の航空機輸送関係法令と体系……三八五
○航空法（抄）……三八六
○航空法施行規則（抄）……三八六
○放射性物質等航空輸送告示……三八六
○運輸省航空局長通達……三八六
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）……三八七
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）……三八九

もくじ

Ⅲ　関連法令及び定義等……三九一
○薬事法（抄）……三九三
○放射性医薬品製造規則（抄）……三九四
○郵便法（抄）……三九六
○昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号（郵便法第十四条第一号の爆発性、発火性、その他の危険性のある物）（抄）……三九七
○昭和五十年郵政省告示第八百四十九号（放射性物質を包有する書状をあてることができる国等）……三九八
○原子力基本法（抄）……四〇〇
○核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（抄）……四〇二
○放射線障害防止の技術的基準に関する法律（抄）……四〇三
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）……四〇四
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）……四〇五
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（抄）……四〇六
○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）……四〇七

I

核燃料物質等の運搬関係法令

図　核燃料物質等の運搬に関する基本体系

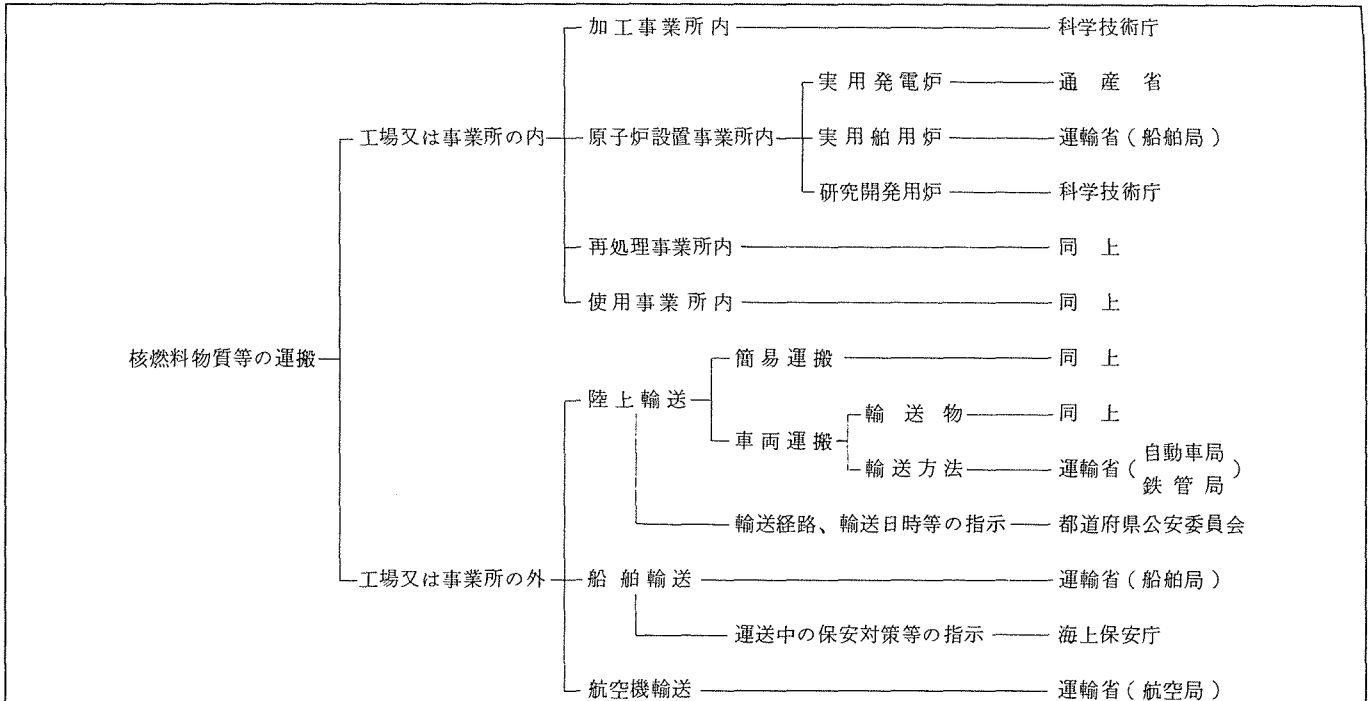

（注）　危険時の措置については、工場又は事業所内の輸送にあつては、事業所の区分に応じ各主務大臣が、工場又は事業所外の輸送にあつては、内閣総理大臣又は運輸大臣が、それぞれ応急措置を定めるとともに、必要な措置命令を発することとなつている。

図　核燃料物質等の事業所内運搬関係法令と体系

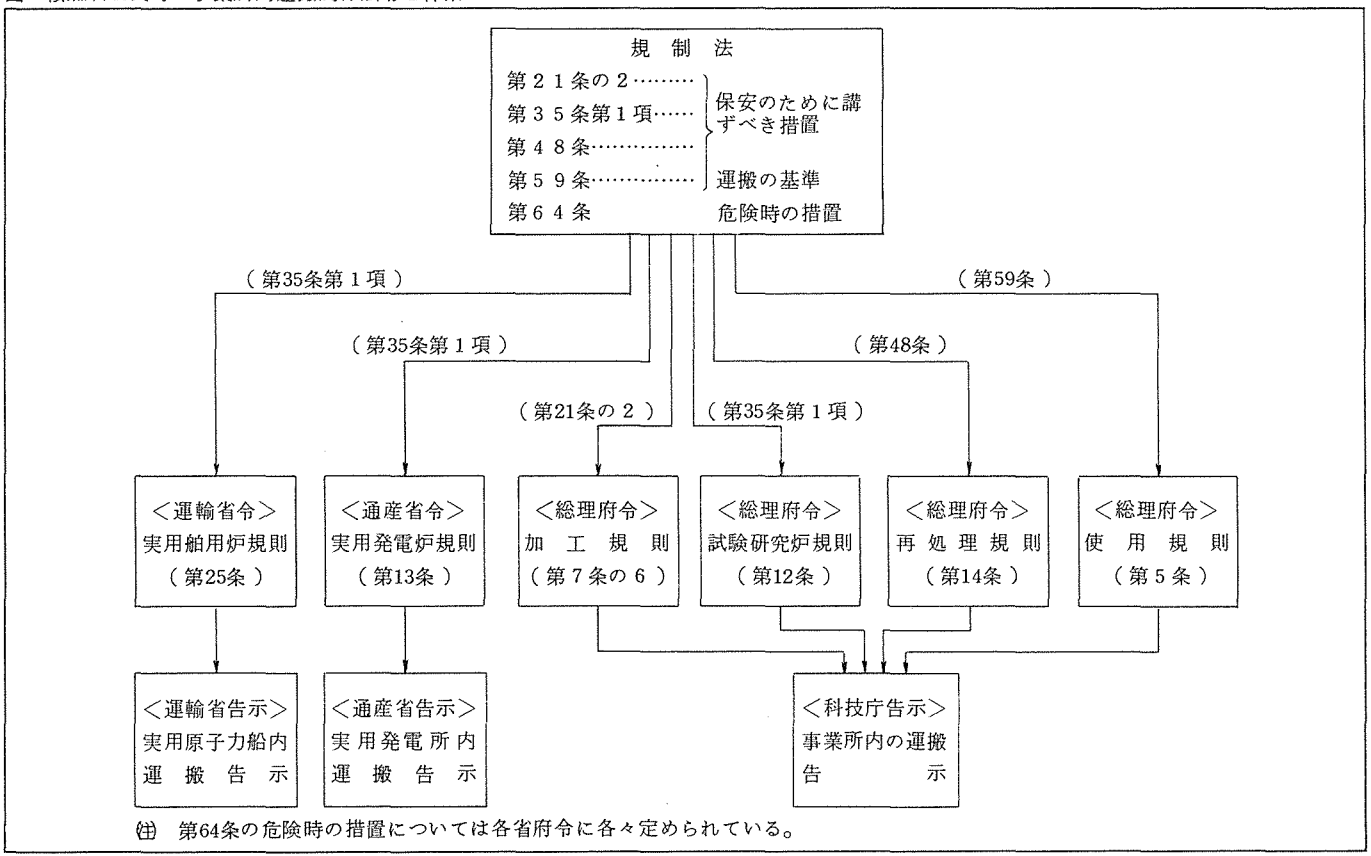

(注)　第64条の危険時の措置については各省府令に各々定められている。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日法律第百六十六号〕

最終改正　昭和五三年七月五日法律第八六号

（目的）

第一条　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用に関して必要な規制を行うことを目的とする。

（保安のために講ずべき措置）

第二十一条の二　加工事業者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一　加工施設の保全

二　加工設備の操作

三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬（加工施設を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。次条において同じ。）、貯蔵又は廃棄

（施設の使用の停止等）

第二十一条の三　内閣総理大臣は、加工施設の保全若しくは加工設備の操作又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条の規定に基づく総理府令(1)の規定に違反していると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

(1)　加工規則第七条の六

（保安のために講ずべき措置）

第三十五条　原子炉設置者及び外国原子力船運航者(1)は、次の事項について、主務省令(2)（外国原子力船運航者にあつては、運輸省令）で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一　原子炉施設の保全

二　原子炉の運転

三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次項において同じ。）において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2　（略）

（施設の使用の停止等）

第三十六条　主務大臣（外国原子力船運航者については、運輸大臣）は、原子炉施設の性能が第二十九条第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は原子炉施設の保全、原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく主務省令(1)の規定に違反していると認めるときは、原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2　（略）

(1)　実用発電用炉規則第十三条
　　実用舶用炉規則第二十五条
　　試験研究用炉規則第十二条
(2)　実用舶用炉規則

（保安のために講ずべき措置）

第四十八条　再処理事業者は、次の事項について、総理府令(1)で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一　再処理施設の保全
二　再処理設備の操作
三　使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の運搬（再処理施設を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。次条において同じ。）、貯蔵又は廃棄

（施設の使用の停止等）

第四十九条　内閣総理大臣は、再処理施設の保全若しくは再処理設備の操作又は使用済燃料、使用済燃料から分離された物若しくはこれらによつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条の規定に基づく総理府令(1)の規定に違反していると認めるときは、再処理事業者に対し、再処理施設の停止、改造、修理又は移転、再処理設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

(1)　再処理規則第十四条

（運搬の基準）

第五十九条　使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬（使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。）について、総理府令(1)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

(1)　使用規則第五条

第七十九条　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　（略）
二　（略）
三　第十一条の二第二項、第二十一条の三、第三十六条第一項若しくは第二項、第四十九条、第五十八条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十九条の二

第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は第五十九条の二第五項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反した者

○核燃料物質の加工の事業に関する規則（抄）

〔昭和四十一年七月十九日総理府令第三十七号〕

最終改正　昭和五三年一二月六日総理府令第四九号

（工場又は事業所内の運搬）

第七条の六　法第二十一条の二の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一　核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二　核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が長官の定める限度[1]を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他長官の定める障害防止のための措置[2]を講じたものを運搬する場合

ロ　核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を受けた障害防止のための措置[3]を講じて運搬する場合

三　前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ　容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における放射線量率がそれぞれ長官の定める放射線量率[4]を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七条の二第一号ロの許容表面密度の十分の一を超えないようにすること。

五　運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六　核燃料物質等は、同一の運搬機器に長官の定める危険物[5]と混載しないこと。

七　運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する

車両以外の車両の立入りを制限すること。

八　車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九　核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に長官の定める標識[6]を取り付けること。

十一　従事者以外の者であつて核燃料物質等の運搬に従事するものの被ばく放射線量が第七条の三第一項第三号の許容被ばく線量を超えないようにすること。

2　前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認[7]を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メートルの距離における放射線量率がそれぞれ長官の定める放射線量率[8]を超えるときは、この限りでない。

3　第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4　加工事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を加工施設を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

(1)　核燃料物質等事業所内運搬告示第二条第一項
(2)　同　第二条第二項
(3)　同　第三条
(4)　同　第四条
(5)　同　第五条
(6)　同　第六条
(7)　同　第七条
(8)　同　第八条

核燃料物質の加工の事業に関する規則（抄）

○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（抄）

〔昭和三十二年十二月九日総理府令第八十三号〕

最終改正　昭和五三年一二月二八日総理府令第五〇号

（適用範囲）

第一条　この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第二十三条第一項第三号及び第四号に掲げる原子炉について適用する。

（略）

（工場又は事業所内の運搬）

第十二条　法第三十五条の規定により原子炉設置者等は、原子炉施設を設置した工場又は事業所内において（原子力船を含む。以下この条及び第十四条において同じ。）において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一　核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二　核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が長官の定める限度[1]を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えい防止その他長官の定める障害防止のための措置[2]を講じたものを運搬する場合

ロ　核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を受けた障害防止のための措置[3]を講じて運搬する場合

三　前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ　容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度および内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における放射線量率[4]がそれぞれ長官の定める放射線量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七条の二第一号ロの許容表面密度の十分の一を超えないようにすること。

五　運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六　核燃料物質等は、同一の運搬機器に長官の定める危険物[5]と混載しないこと。

七　運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八　車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九　核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に長官の定める標識[6]を取り付けること。

十一　従事者以外の者であつて核燃料物質等の運搬に従事するものの被ばく放射線量が第八条第一項第三号の許容被ばく線量を超えないようにすること。

2　前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認[7]を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メートルの距離における放射線量率がそれぞれ長官の定める放射線量率[8]を超えるときは、この限りでない。

3　第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4　原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を原子炉施設を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)「加工規則」の場合に同じ（本書八ページ参照）

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（抄）

○使用済燃料の再処理の事業に関する規則（抄）

〔昭和四十六年三月二十七日総理府令第十号〕

最終改正　昭和五三年十二月二八日総理府令第五二号

（工場又は事業所内の運搬）

第十四条　法第四十八条の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一　核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二　核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が長官の定める限度(1)を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の長官の定める障害防止のための措置(2)を講じたものを運搬する場合

ロ　核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を受けた障害防止のための措置(3)を講じて運搬する場合

三　前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ　容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における放射線量率がそれぞれ長官の定める放射線量率(4)を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第九条第一号ロの許容表面密度の十分の一を超えないようにすること。

五　運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六　核燃料物質等は、同一の運搬機器の長官の定める危険物(5)と混載しないこと。

七　運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八　車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九　核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ(6)及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に長官の定める標識を取り付けること。

十一　従事者以外の者であつて核燃料物質等の運搬に従事するものの被ばく放射線量が第十条第一項第三号の許容被ばく線量を超えないようにすること。

2　前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認(7)を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メートル(8)の距離における放射線量率がそれぞれ長官の定める放射線量率を超えるときは、この限りでない。

3　第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4　再処理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を再処理施設を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

(1)　(2)　(3)　(4)　(5)　(6)　(7)　(8)

「加工規則」の場合に同じ（本書八ページ参照）

使用済燃料の再処理の事業に関する規則（抄）

○核燃料物質の使用等に関する規則（抄）

〔昭和三十二年十二月九日総理府令第八十四号〕

最終改正　昭和五三年一二月二八日総理府令第五三号

（工場又は事業所内の運搬の技術上の基準）

第五条　法第五十九条（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運搬の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が長官の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の長官の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合。

ロ　核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合。

三　前項の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ　容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における放射線量率がそれぞれ長官の定める放射線量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第三条第四号ロの許容表面密度の十分の一を超えないようにすること。

五　運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六　核燃料物質等は、同一の運搬機器に長官の定める危険物と混載しないこと。

七　運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八　車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九　核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に長官の定める標識[6]を取り付けること。

十一　従事者の集積線量及び被ばく放射線量がそれぞれ第三条第六号イの許容集積線量及び許容被ばく線量を超えないようにすること。

十二　従事者以外の者であつて核燃料物質等の運搬に従事するものの被ばく放射線量が第三条第六号ハの許容被ばく線量を超えないようにすること。

2　前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認を受けた措置[7]を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メートル[8]の距離における放射線量率がそれぞれ長官の定める放射線量率を超えるときは、この限りでない。

3　第一項第二号から四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準（以下この項において「事業所外運搬基準」という。）に従つて保安のために必要な措置を講じて運搬する場合の法第五十九条（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬の技術上の基準は、第一項の規定にかかわらず、事業所外運搬基準とする。

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)

「加工規則」の場合に同じ（本書八ページ参照）

核燃料物質の使用等に関する規則（抄）

○核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

〔昭和五十三年十二月二十八日　科学技術庁告示第十号〕

核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条の六、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第十二条、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）十四条及び核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第五条の規定に基づき、並びにこれらの規則を実施するため、核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示を次のように定め、昭和五十四年一月四日から適用する。

核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十二年科学技術庁告示第九号）は、廃止する。

核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第七条の六、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験研究炉規則」という。）第十二条、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第十四条及び核燃料物質の使用等に関する規則（以下「使用規則」という。）第五条において使用する用語の例による。

（容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等）

第二条　加工規則第七条の六第一項第二号イ、試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ及び使用規則第五条第一項第二号イの長官の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和五十三年科学技術庁告示第十一号）第二条第一号に定めるA_2値の一万分の一とする。

2　加工規則第七条の六第一項第二号イ、試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ及び使用規則第五条第一項第二号イの長官の定める障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　通常の運搬状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。

二　雨水等が容易に浸透しないようにすること。

三　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

（容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書）

第三条　加工規則第七条の六第一項第二号ロ、試験研究炉規則第十二条第一項第二号ロ、再処理規則第十四条第一項第二号ロ及び使用規則第五条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　運搬する核燃料物質によつて汚染された物の種類、数量、形状及び性状

三　運搬する日時及び経路

四　運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置

（運搬物及び運搬機器に係る放射線量率）

第四条　加工規則第七条の六第一項第四号、試験研究炉規則第十二条第一項第四号、再処理規則第十四条第一項第四号及び使用規則第五条第一項第四号の長官の定める放射線量率は、次のとおりとする。

一　運搬物の表面における放射線量率については、二百ミリレム毎時

二　運搬物の表面から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

三　車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）における放射線量率については、二百ミリレム毎時

四　車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

五　コンテナの表面における放射線量率については、二百ミリレム毎時

六　コンテナの表面から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

（危険物）

第五条　加工規則第七条の六第一項第六号、試験研究炉規則第十二条第一項第六号、再処理規則第十四条第一項第六号及び使用規則第五条第一項第六号の長官の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三　揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十二度以下のもの

四　塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの

五　前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なうおそれのある物

（標識）

第六条　加工規則第七条の六第一項第十号、試験研究炉規則第十二

条第一項第十号、再処理規則第十四条第一項第十号及び使用規則第五条第一項第十号の長官の定める標識は、別記に掲げる標識とする。

（特別措置に係る承認の申請書）

第七条　加工規則第七条の六第二項、試験研究炉規則第十二条第二項、再処理規則第十四条第二項及び使用規則第五条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人であつては、その代表者の氏名

二　運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状

三　運搬物の表面並びに表面から一メートルの距離及び二メートルの距離における放射線量率

四　講ずることが著しく困難である措置及びその理由

五　運搬に使用する容器の種類及び仕様

六　運搬に使用する運搬機器の仕様

七　運搬の日時及び経路

八　運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置

九　前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置

十　前二号に掲げるもののほか運搬に伴う障害防止のために講ずる措置

（特別措置の適用を受ける運搬物に係る放射線量率）

第八条　加工規則第七条の六第二項ただし書、試験研究炉規則第十二条第二項ただし書、再処理規則第十四条第二項ただし書及び使用規則第五条第二項ただし書の長官の定める放射線量率は、次のとおりとする。

一　運搬物の表面における放射線量率については、千ミリレム毎時

二　運搬物の表面から二メートルの距離における放射線量率については十ミリレム毎時

別記（第６条関係）

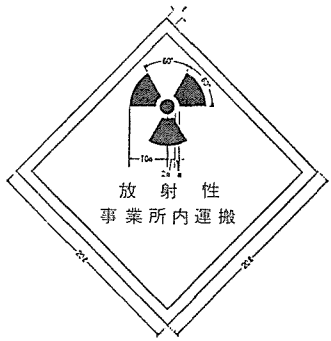

注　１　l は、0.5センチメートル以上とする。

２　n は、0.2センチメートル以上とする。

３　車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。

４　色彩は、次表によること。

部分	色彩
地	白
三葉マーク	黒
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

５　「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視区域内運搬」の文字で代えることができる。

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）

〔昭和五十三年十二月二十八日〕
〔通商産業省令第七十七号〕

（工場又は事業所において行われる運搬）

第十三条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二　核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が通商産業大臣の定める限度[1]を超えないものに限る。）であつて、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他通商産業大臣の定める障害防止のための措置[2]を講じたものを運搬する場合

ロ　核燃料物質によつて汚染された物であつて、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを通商産業大臣の承認を受けた障害防止のための措置[3]を講じて運搬する場合

三　前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ　容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等が生じるおそれがないものであること。

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における放射線量率[4]がそれぞれ通商産業大臣の定める放射線量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第八条第一号ロの許容表面密度の十分の一を超えないようにすること。

五　運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六　核燃料物質等は、同一の運搬機器に通商産業大臣の定める危険物[5]と混載しないこと。

七　運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の

立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。

八　車両に積載して運搬する運合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九　核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれを運搬する車両の適当な箇所に通商産業大臣の定める標識(6)を取り付けること。

十一　従事者以外の者であつて核燃料物質等の運搬に従事するものの被ばく放射線量が第九条第一項第三号の許容被ばく線量を超えないようにすること。

2　前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、通商産業大臣の承認を受けた措置を(7)講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メートルの距離における放射線量率がそれぞれ通商産業大臣の定める放射線量率を(8)超えるときは、この限りでない。

3　第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行われる運搬については、適用しない。

4　第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

(1)　実用発電所内運搬告示第二条第一項
(2)　同　第二条第二項
(3)　同　第三条
(4)　同　第四条
(5)　同　第五条
(6)　同　第六条
(7)　同　第七条
(8)　同　第八条

○工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

〔昭和五十三年十二月二十八日　通商産業省告示第六百六十六号〕

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第十三条の規定に基づき、及び同規定を実施するため、工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示を次のように制定する。

工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）第十三条において使用する用語の例による。

（容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等）

第二条　規則第十三条第一項第二号イの通商産業大臣の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和五十三年十二月科学技術庁告示第十一号）第二条第一号に定めるA_2値の一万分の一とする。

2　規則第十三条第一項第二号イの通商産業大臣の定める障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　コンクリートその他の固型化材料によって固型化すること等により、放射性物質の飛散又は漏えいを防止すること。

二　雨水等が容易に浸透しないようにすること。

三　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

（容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書）

第三条　規則第十三条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　運搬する核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、形状及び性状

三　運搬の日時及び経路

四　運搬に当たって講ずる障害防止のための措置

（運搬物及び運搬機器に係る放射線量率）

第四条　規則第十三条第一項第四号の通商産業大臣の定める放射線量率は、次のとおりとする。

一　運搬物の表面における放射線量率については、二百ミリレム毎時

二　運搬物の表面から一メートルの距離における放射線量率につ

いては、十ミリレム毎時
三　車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の下面）における放射線量率については、二百ミリレム毎時
四　車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時
五　コンテナの表面における放射線量率については、二百ミリレム毎時
六　コンテナの表面から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

（危険物）

第五条　規則第十三条第一項第六号の通商産業大臣の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。
一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
二　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）
三　揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十二度以下のもの
四　塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの
五　前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なうおそれのあるもの

（標識）

第六条　規則第十三条第一項第十号の通商産業大臣の定める標識は、別記のものとする。

（特別措置に係る承認の申請書）

第七条　規則第十三条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
三　運搬物の表面並びに表面から一メートルの距離及び二メートルの距離における放射線量率
四　講ずることが著しく困難である措置及びその理由
五　運搬に使用する容器の種類及び仕様
六　運搬に使用する運搬機器の仕様
七　運搬の日時及び経路
八　運搬に従事する者の被ばく管理のために講ずる措置
九　前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置
十　前二号に掲げるもののほか運搬に伴う障害防止のために講ずる措置

（特別措置の適用を受ける運搬物に係る放射線量率）

第八条　規則第十三条第二項の通商産業大臣の定める放射線量率は、次のとおりとする。

工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

一　運搬物の表面における放射線量率については、千ミリレム毎時

二　運搬物の表面から二メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

附　則

この告示は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の施行の日から施行する。

別　記（第6条関係）

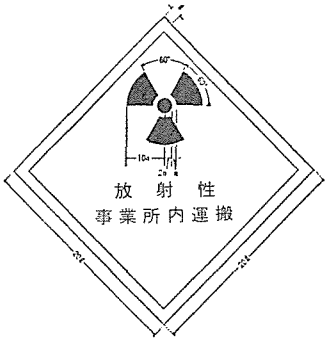

注　1　ℓは、2ミリメートル以上とする。

2　mは、0.5センチメートル以上とする。

3　車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。

4　色彩は、次表によること。

部分	色彩
地	白
三葉マーク	黒
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

5　「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視区域内運搬」の文字で代えることができる。

○実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）

〔昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第七十号〕

（原子力船等内の運搬）

第二十五条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　核燃料物質等の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二　核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が運輸大臣の定める限度[1]を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の運輸大臣の定める放射線障害防止のための措置[2]を講じたものを運搬する場合

ロ　核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを運輸大臣の承認を受けた放射線障害防止のための措置[3]を講じて運搬する場合

三　前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ　容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における放射線量率[4]がそれぞれ運輸大臣の定める放射線量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十条第一号ロの許容表面密度の十分の一を超えないようにすること。

五　運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六　核燃料物質等は、同一の運搬機器に運輸大臣の定める危険物[5]と混載しないこと。

七　運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八　車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させる

実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）

とともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九　核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に運輸大臣の定める標識(6)を取り付けること。

十一　従事者以外の者であつて核燃料物質等の運搬に従事するものの被ばく放射線量が第二十一条第一項第三号の許容被ばく線量を超えないようにすること。

2　前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、運輸大臣の承認を受けた措置(7)を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メートルの距離における放射線量率がそれぞれ運輸大臣の定める放射線量率(8)を超えるときは、この限りでない。

3　第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域において行われる運搬については、適用しない。

4　原子炉設置者等は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、原子力船等において、当該核燃料物質等の運搬を行うことができる。

(1)　実用原子力船内運搬告示第二条第一項
(2)　同　第二条第二項
(3)　同　第三条
(4)　同　第四条
(5)　同　第五条
(6)　同　第六条
(7)　同　第七条
(8)　同　第八条

○核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

〔昭和五十三年十二月二十八日
運輸省公示第六百七十七号〕

実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第二十五条の規定に基づき、及びこれを実施するため、核燃料物質等の原子力船等における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示を次のように定め、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から適用する。

核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（容器に封入することを要しない核燃料物質によつて汚染された物の放射能濃度の限度等）

第二条　規則第二十五条第一項第二号イの運輸大臣の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和五十三年科学技術庁告示第十一号）第二条第一号に定めるA$_2$値の一万分の一とする。

2　規則第二十五条第一項第二号イの運輸大臣の定める放射線障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　通常の運搬状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。

二　雨水等が容易に浸透しないようにすること。

三　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

（容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書）

第三条　規則第二十五条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　運搬する核燃料物質によつて汚染された物の種類、数量、形状及び性状

三　運搬する日時及び経路

四　運搬に当たつて講ずる放射線障害防止のための措置

（運搬物及び運搬機器に係る放射線量率）

第四条　規則第二十五条第一項第四号の運輸大臣の定める放射線量率は、次のとおりとする。

一　運搬物の表面における放射線量率については、二百ミリレム

毎時

二　運搬物の表面から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

三　車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）における放射線量率については、二百ミリレム毎時

四　車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

五　コンテナの表面における放射線量率については、二百ミリレム毎時

六　コンテナの表面から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

（危険物）

第五条　規則第二十五条第一項第六号の運輸大臣の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三　揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十二度以下のもの

四　塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの

五　前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なうおそれのある物

（標識）

第六条　規則第二十五条第一項第十号の運輸大臣の定める標識の様式は、別記様式に定めるところによらなければならない。

（特別措置に係る承認の申請書）

第七条　規則第二十五条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状

三　運搬物の表面並びに表面から一メートルの距離及び二メートルの距離における放射線量率

四　講ずることが著しく困難である措置及びその理由

五　運搬に使用する容器の種類及び仕様

六　運搬に使用する運搬機器の仕様

七　運搬の日時及び経路

八　運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置

九　前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置

十　前二号に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害防止のために講ずる措置

（特別措置の適用を受ける運搬物に係る放射線量率）

第八条　規則第二十五条第二項ただし書の運輸大臣の定める放射線量率は、次のとおりとする。

一　運搬物の表面における放射線量率については、千ミリレム毎時

二　運搬物の表面から二メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

別記様式（第６条関係）

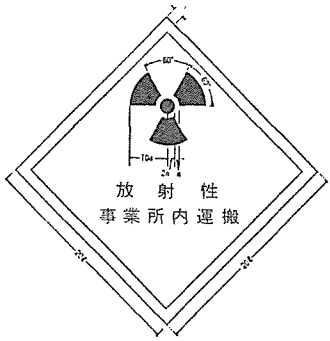

注　1　ℓは、0.5センチメートル以上とする。

2　nは、0.2センチメートル以上とする。

3　車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。

4　色彩は、次表によること。

部分	色彩
地	白
三葉マーク	黒
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

5　「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視区域内運搬」の文字でかえることができる。

図　核燃料物質等の事業所等外運搬関係法令と体系

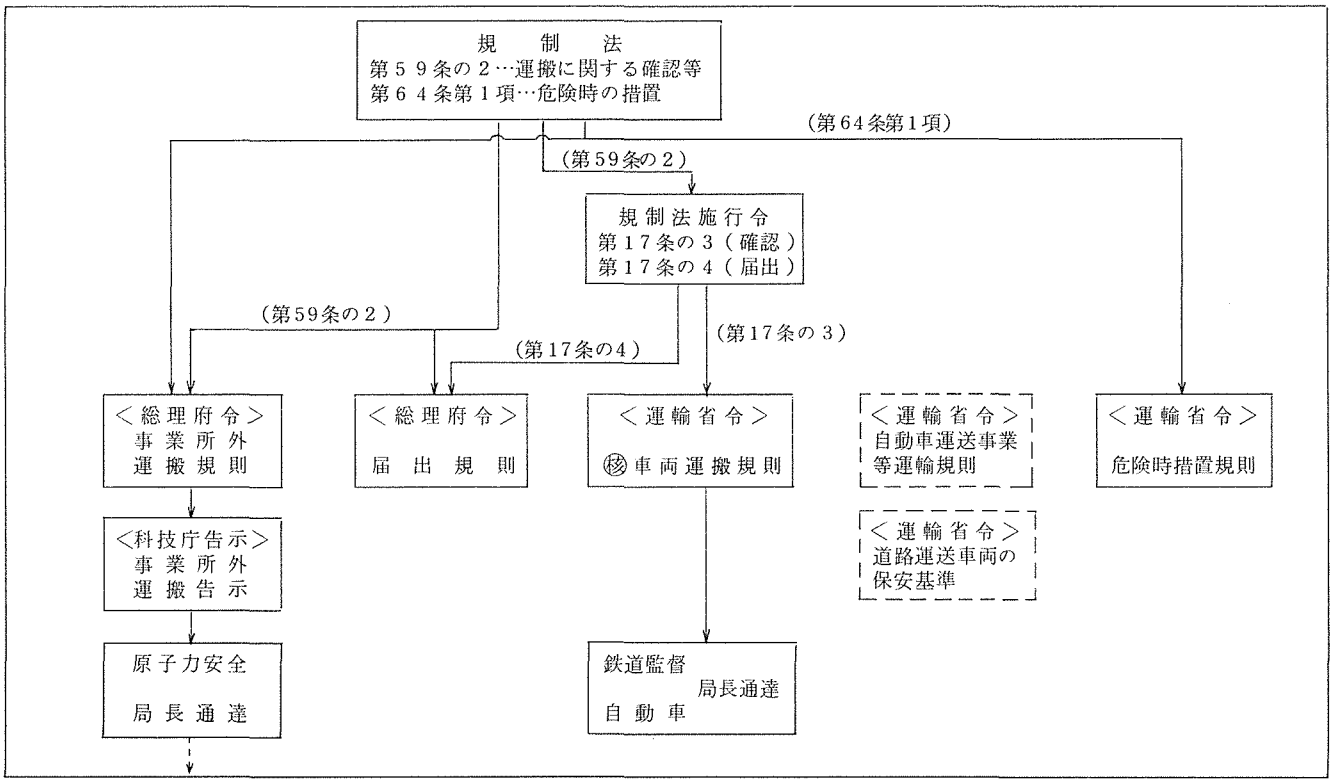

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日
法律第百六十六号〕

最終改正　昭和五三年七月五日法律第八六号

（目的）

第一条　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用に関して必要な規制を行うことを目的とする。

（運搬に関する確認等）

第五十九条の二　使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者及び再処理事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下この条において「使用者等」という。）は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場又は事業所の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令(1)（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、運輸省令(2)。次項において同じ。）で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

2　前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令(3)で定める場合に該当するときは、使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、総理府令(4)で定めるところにより、内閣総理大臣又は運輸大臣の確認を受けなければならない。

3　第一項の場合において、内閣総理大臣又は運輸大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者等に対し、運搬の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

4　第一項に規定する場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止して公共の安全を図るため特に必要がある場合として政令(5)で定める場合に該当するときは、使用者等は、総理府令(6)で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出なければならない。

5　都道府県公安委員会は、前項の届出があつた場合において、災害を防止して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、

運搬の日時、経路その他総理府令(7)で定める事項について、必要な指示をすることができる。

(1)　事業所外運搬規則　第三条から第十四条まで
(2)　（核）車両運搬規則　第三条から第十九条まで
(3)　規制法施行令　第十七条の三
(4)　事業所外運搬規則　第十六条及び第十七条
（核）車両運搬規則　第二十一条
(5)　規制法施行令　第十七条の四
(6)　届出規則　第二条
(7)　届出規則　第四条

（事故届）

第六十三条　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者（第六十六条第一項に規定する者を含む。次条第一項において同じ。）並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

（危険時の措置）

第六十四条　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者（以下この条において「事業者等」という。）並びに事業者等から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起ったことにより、核燃料物質又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令(1)で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2　前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3　内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第一項の場合において、核燃料物質又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次の各号に掲げる事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質の所在場所の変更その他核燃料物質又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一　製錬事業者、内閣総理大臣及び通商産業大臣（第五十八条の二に規定する廃棄（以下「事業所外廃棄」という。）に係る場合にあつては内閣総理大臣、第五十九条の二第一項に規定する運搬及び船舶又は航空機による運搬（以下「事業所外運搬」という。）に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣）
二　加工事業者、再処理事業者及び使用者並びに事業者等から核燃料物質の保管又は運搬を委託された者、内閣総理大臣（事業所外運搬に係る場合にあつては、内閣総理大臣又は運輸大臣）
三　原子炉設置者　第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣（事業所外廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣、事業所外運搬に係る

場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣）

四　外国原子力船運航者　運輸大臣（事業所外廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣、事業所外運搬に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣）

(1)　事業所外運搬規則第十八条

危険措置規則第一条第一項

（指定又は許可の取消し、事業の廃止等に伴う措置）

第六十六条　第十条の規定により指定を取り消された製錬事業者、第二十条、第三十三条、第五十六条若しくは第六十一条の六の規定により許可を取り消された加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用者若しくは国際規制物資使用者又は前条第一項、第三項若しくは第四項の規定により届出をしなければならない者（核原料物質使用者及び核原料物質使用者に係る前条第四項の者を除く。）は、主務省令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄し、又は国際規制物資（核燃料物質を除く。）を譲り渡す等の措置を講じなければならない。

2　第五十八条及び第五十八条の二の規定は、前項に規定する者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合に、第五十九条から第六十条までの規定は、同項に規定する者及びこれらの者から運搬又は保管を委託された者が核燃料物質を運搬し、又は保管する場合に準用する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（報告徴収）

第六十七条　内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（都道府県公安委員会にあつては、第五十九条の二第五項の規定）の施行に必要な限度において、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、使用者、核原料物質使用者又は国際規制物資を使用している者に対し、第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者及び国際規制物資を使用している者については、内閣総理大臣とし、第五十九条の二第四項に規定する届出をした者については、都道府県公安委員会とする。）に応じ、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

(1)　規制法施行令第二十二条

（立入検査等）

第六十八条　内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分（核原料物質使用者並びに国際規制物資使用者及び第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者については、第六十四条第三項各号の当該区分にかかわらず、内閣総理大臣とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九条の二第五項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）

に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、使用者、核原料物質使用者又は国際規制物資使用者若しくは第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合において当該各号に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七十八条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十　第六十四条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第七十九条　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

三　第十一条の二第二項、第二十一条の三、第三十六条第一項若しくは第二項、第四十九条、第五十八条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十九条の二第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は第五十九条の二第五項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反した者

五の三　第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けず、又は第五十九条の二第四項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬した者

第八十条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

五　第六十七条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六　第六十八条第一項又は第四項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（抄）

〔昭和三十二年十一月二十一日政令第三百二十四号〕

最終改正　昭和五三年一二月二二日政令第三九六号

（運搬に関する確認を要する場合）

第十七条の三　法第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げるものに該当する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合とする。

一　放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、総理府令(1)（運輸大臣の確認を要する場合にあつては、運輸省令(2)。次号において同じ。）で定めるもの

二　臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質であつて、総理府令(3)で定めるもの

(1)　事業所外運搬規則第十五条第一項

(2)　（核）車両運搬規則第二十条

(3)　事業所外運搬規則第十五条第二項

（都道府県公安委員会への届出を要する場合）

第十七条の四　前条の規定は、法第五十九条の二第四項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合について準用する。(1)

（注）準用した場合の総理府令は、事業所外運搬届出規則第七条

(1)　規制法施行令第十七条の三

（報告）

第二十二条　法第六十七条の規定により内閣総理大臣及び通商産業大臣が製錬事業者に対し報告をさせることができる事項は、次に掲げる事項とする。

一　核燃料物質の在庫及びその増減の状況

二　放射線管理の状況

三　製錬施設に関し人の障害が発生した事故（人の障害が発生するおそれのある事故を含む。以下この条において同じ。）の状況

四　製錬施設の故障（生産に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況

2　法第六十七条の規定により内閣総理大臣が製錬事業者等に対し報告をさせることができる事項は、前項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

製錬事業者	一　製錬施設を設置した工場又は事業所の外において行われる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核

	燃料物質等」という。）の廃棄又は運搬の状況 二　製錬施設を設置した工場又は事業所の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬に関し人の障害が発生した事故の状況
加工事業者、再処理事業者及び使用者	一　核燃料物質の在庫及びその増減の状況 二　放射線管理の状況 三　加工施設、再処理施設又は使用施設等（使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。以下同じ。）に関し人の障害が発生した事故の状況 四　加工施設、再処理施設又は使用施設等の故障（生産、再処理又は核燃料物質の使用に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況 五　加工施設、再処理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬の状況
実用発電用原子炉等設置者（法第二十三条第一項第一号又は第二号に規定する原子炉に係る原子炉設置者をいう。）	一　原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次号において同じ。）の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬の状況 二　原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬に関し人の障害が発生した事故の状況
試験研究用原子炉等設置者（法第二十三条第一項第三号又は第四号に規定する原子炉に係る原子炉設置者をいう。以下この条において同じ。）	一　核燃料物質の在庫及びその増減の状況 二　燃料としてそう入された核燃料物質の量及びその取出量 三　核燃料物質の燃焼度 四　原子炉の運転時間及び熱出力 五　放射線管理の状況 六　原子炉施設に関し人の障害が発生した事故の状況 七　原子炉施設（原子力船にあつては、当該施設以外の施設を含む。）の故障（原子炉の運転又は船舶の航行に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況 八　原子力船の位置の状況 九　原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次号において同じ。）の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬の状況 十　原子炉施設を設置した工場又は事業所

の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬に関し人の障害が発生した事故の状況	
核原料物質使用者 一　核原料物質の在庫及びその増減の状況 二　放射線管理の状況 三　核原料物質の使用施設に関し人の障害が発生した事故の状況 四　核原料物質の使用施設の故障（核原料物質の使用に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況 五　核原料物質の使用施設を設置した工場又は事業所の外において行われる核原料物質又は核原料物質によって汚染された物の廃棄又は運搬の状況	
国際規制物資使用者（第十九条に定める放射能濃度等の限度を超える核原料物質である国際規制物資を使用する者に限る。） 一　放射線管理の状況 二　国際規制物資の使用施設に関し人の障害が発生した事故の状況 三　国際規制物資の使用施設の故障（核原料物質の使用に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況 四　国際規制物資の使用施設を設置した工場又は事業所の外において行われる国際規制物資である核原料物質又は国際規制物資である核原料物質によって汚染された物の廃棄又は運搬の状況	

5　法第六十七条の規定により運輸大臣が製錬事業者等に対し報告をさせることができる事項は、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者（法第二十三条第一項第二号に規定する原子炉に係る原子炉設置者を除く。）、再処理事業者及び使用者については製錬施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において行われる核燃料物質等の運搬（以下この項及び次項において「事業所外運搬」という。）の状況及び事業所外運搬に関し人の障害が発生した事故の状況とし、法第二十三条第一項第二号に規定する原子炉に係る原子炉設置者については第二項の表試験研究用原子炉等設置者の項第一号から第八号までに掲げる事項並びに事業所外運搬の状況及び事業所外運搬に関し人の障害が発生した事故の状況とし、外国原子力船運航者については同表試験研究用原子炉等設置者の項第四号から第八号までに掲げる事項並びに事業所外運搬の状況及び事業所外運搬に関し人の障害が発生した事故の状況とする。

6　法第六十七条の規定により都道府県公安委員会が法第五十九条の二第四項に規定する届出をした製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者に対し報告をさせることができる事項は、事業所外運搬の状況及び事業所外運搬に関し人の障害が発生した事故の状況とする。

○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

〔昭和五十三年十二月二十八日　総理府令第五十七号〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条の二第一項及び第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十四条第一項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第十七条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則を次のように定める。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

（定義）

第一条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　車両運搬　工場又は事業所の外における鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬をいう。

二　簡易運搬　工場又は事業所の外における車両運搬以外の運搬（船舶又は航空機によるものを除く。）をいう。

三　核燃料輸送物　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）が容器に収納されているものをいう。

四　専用積載　鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車又は軽車両が一の荷送人によって専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によって行われる積載の方法をいう。

五　従事者　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）第一条第五号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第一条第五号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の二第八号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第八号、実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十　号）第二条第一項第八号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第六号又は核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第五号に規定する従事者をいう。

六　集積線量　人がその時までに被ばく（診療を受けるための被ばく及び皮ふ又は手、前ばく、足若しくは足関節のみに対する被ばくを除く。）した放射線（百万電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線を含み、自然放射線を除く。以下同じ。）の放射線量をいう。

七　被ばく放射線量　一定期間において人の被ばく（診療を受けるための被ばくを除く。）する放射線量をいう。

（車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準）

第二条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十九条の二第一項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の総理府令で定める技術上の基準（車両運搬により運搬する物に係るものに限る。）は、次条から第十三条までに定めるものとする。

（核燃料輸送物としての核燃料物質等の運搬）

第三条　核燃料物質等は、次に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める種類の核燃料輸送物として運搬しなければならない。

一　危険性が極めて少ない核燃料物質等として科学技術庁長官（以下「長官」という。）の定めるもの　L型輸送物

二　長官の定める量を超えない量の放射能を有する核燃料物質等（前号に掲げるものを除く。）　A型輸送物

三　前号の長官の定める量を超える量の放射能を有する核燃料物質等（第一号に掲げるものを除く。）　BM型輸送物又はBU型輸送物

2　前項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物及びBU型輸送物は、それぞれ次条から第七条までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。

（L型輸送物に係る技術上の基準）

第四条　L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

二　容易に、かつ、安全に取扱うことができること。

三　運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等の生じるおそれがないこと。

四　みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

五　表面の放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないこと。

六　表面の放射性物質の密度が長官の定める密度（以下「許容表面密度」という。）を超えないこと。

（A型輸送物に係る技術上の基準）

第五条　A型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　前条第一号から第四号まで及び第六号に定める基準

二　表面の放射線量率が二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

三　核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品（核燃料輸

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第二条

(2)　同　第三条

(1)

(2)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。

四　長官の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件(1)の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　放射性物質の漏えいがないこと。

ロ　表面の放射線量率が二百ミリレム毎時を超えないこと。

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第五条

（BM型輸送物に係る技術上の基準）

第六条　BM型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　前条第一号から第三号までに定める基準

二　長官の定めるBM型輸送物に係る一般の試験条件(1)の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　前条第四号ロの要件

ロ　放射性物質の一時間当たりの漏えい量が長官の定める量(2)を超えないこと。

ハ　表面の温度が日陰において五十度（専用積載として運搬する核燃料輸送物にあつては、八十二度）を超えないこと。

ニ　表面の放射性物質の密度が許容表面密度を超えないこと。

三　長官の定めるBM型輸送物に係る特別の試験条件(3)の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　表面から一メートル離れた位置における放射線量率が千ミリレム毎時を超えないこと。

ロ　放射性物質の一週間当たりの漏えい量が長官の定める量(4)を超えないこと。

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第六条

(2)　同　第八条第2項

(3)　同　第七条

(4)　同　第八条第2項

（BU型輸送物に係る技術上の基準）

第七条　BU型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　第五条第一号から第三号までに定める基準

二　長官の定めるBU型輸送物に係る一般の試験条件(1)の下に置くこととした場合に、前条第二号イからニまでに定める要件に適合すること。

三　長官の定めるBU型輸送物に係る特別の試験条件(2)の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　前条第三号イの要件

ロ　放射性物質の一週間当たりの漏えい量が長官の定める量(3)を超えないこと。

四　フイルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は核燃料物質等の冷却が行われる構造であること。

五　最高使用圧力（核燃料輸送物について排気、冷却その他の特別な措置を採らない場合に当該核燃料輸送物内に生じる気体の最大圧力（ゲージ圧力をいう。）をいう。）が七キログラム毎

平方センチメートルを超えないこと。

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第九条、第十条

(2)　同　第十一条第1項

(3)　同　第十一条第2項

（核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準）

第八条　核分裂性物質（ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九、プルトニウム二四一及びこれらの一又は二以上を含む核燃料物質（長官の定めるもの(1)を除く。）をいう。）を第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該核分裂性物質に係る核燃料輸送物（以下「核分裂性輸送物」という。）は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、次条から第十一条までに定める第一種核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂性輸送物としての技術上の基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第十二条

（第一種核分裂性輸送物としての技術上の基準）

第九条　第一種核分裂性輸送物としての技術上の基準は、当該核分裂性輸送物が次のいずれの場合にも臨界に達しないものであることとする。

一　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて長官の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件(1)の下に置いたものを任意の配列方法で任意の個数積載することとした場合

二　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて長官の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件(2)の下に置いたものを任意の配列方法で任意の個数積載することとした場合

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第十三条

(2)　同　第十四条

（第二種核分裂性輸送物としての技術上の基準）

第十条　第二種核分裂性輸送物としての技術上の基準は、当該核分裂性輸送物が次のいずれの場合にも臨界に達しないものであることとする。

一　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて前条第一号の試験条件の下に置いたものを任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数（一個所に集合積載する核分裂性輸送物の個数の限度として定められる数をいう。以下同じ。）の五倍に相当する個数積載することとした場合

二　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて前条第二号の試験条件の下に置いたものを任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数の二倍に相当する個数積載することとした場合

（第三種核分裂性輸送物としての技術上の基準）

第十一条　第三種核分裂性輸送物としての技術上の基準は、当該核分裂性輸送物が次のいずれの場合にも臨界に達しないものであることとする。

一　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて第九条第一号の試験条件の下に置いたものを特定の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数に等しい個数並べた集合積載とし、当該集合

積載を二組近接させることとした場合

二　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて第九条第二号の試験条件の下に置いたものを任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数に等しい個数積載することとした場合

（核燃料輸送物としないで運搬できる核燃料物質によつて汚染された物の運搬）

第十二条　次に掲げる核燃料物質によつて汚染された物は、第三条の規定にかかわらず、同条第一項各号に定める核燃料輸送物としないで運搬することができる。

一　核燃料物質等が収納されたことのある空の容器であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下この条及び第十四条第五号において「空容器」という。）

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ハ　表面の放射性物質の密度が許容表面密度を超えないこと。

ニ　内部の放射性物質の密度が許容表面密度の百倍を超えないこと。

ホ　表面の放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないこと。

ヘ　核燃料物質等を運搬した際に付された標識又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われていること。

二　核燃料物質によつて汚染された物（空容器を除く。）であつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　当該核燃料物質によつて汚染された物に含まれる放射性物質の放射能濃度が長官の定める値を超えないこと。

ハ　専用積載で運搬すること。

ニ　通常の運搬状態において、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないように措置されていること。

ホ　表面の放射線量率が二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

ヘ　表面の放射性物質の密度が許容表面密度を超えないこと。

ト　雨水等が容易に浸透しないように措置されていること。

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第十五条

（特別措置による運搬）

第十三条　第三条又は前条の規定に従つて運搬することが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な措置を採り、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の長官の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、当該運搬する物の放射線量率は、表面において千ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から二メートル離れた位置において十ミリレム毎時を超えてはならない。

（簡易運搬に係る技術上の基準）

第十四条　法第五十九条の二第一項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の総理府令で定める技術上の基準（簡易

運搬に係るものに限る。）は、第三条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一　第三条、第十二条又は前条の規定により運搬される核燃料物質等（以下「運搬物」という。）を積載し、又は収納した運搬機械又は器具（簡易運搬に係るものに限る。以下「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートル離れた位置における放射線量率がそれぞれ二百ミリレム毎時及び十ミリレム毎時を超えないようにすること。

二　運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

三　運搬物は、同一の運搬機器に長官の定める危険物(1)と混載しないこと。

四　二以上の運搬物（その表面の放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えるもの及び第十条又は第十一条の基準に適合する核分裂性輸送物に限る。以下この号において同じ。）を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、放射線障害防止及び臨界防止のため、長官の定める(2)ところにより、当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限すること。

五　運搬物（第三条第一項第一号のL型輸送物及び空容器を除く。以下この号において同じ。）を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ　当該運搬物の運搬に従事する者は、運搬物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行すること。

ロ　当該運搬物の運搬に従事する者は、消火器、放射線測定器、保護具その他の事故が発生した場合に必要な器具、装置等を携行すること。

ハ　人の通常立ち入る場所においては、運搬物又は運搬機器を置き、又は運搬物の積込み、取卸し等の取扱いを行わないこと。ただし、なわ張り、標識の設置等の措置を講じたときは、この限りでない。

六　第三条第一項第三号のBM型輸送物を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ　法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状若しくは法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者又はこれらと同等の知識及び経験を有する者を同行させ、及び積込み、取卸し等に立ち会わせることにより、核燃料物質等の放射線管理、核燃料物質等の運搬に従事する者の被ばく管理その他核燃料物質等の保安のために必要な監督を行わせること。

ロ　交通が混雑する時間及び経路を避けること。

七　運搬物には、長官の定めるところ(3)により、標識の取付け又は表示をすること。

八　従事者の集積線量及び被ばく放射線量(4)がそれぞれ長官の定める許容集積線量及び許容被ばく線量を超えないようにすること。

九　従事者以外のものであつて核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

るものの被ばく放射線量が長官の定める許容被ばく線量を超えないようにすること。

(1) 昭和五三年科学技術庁告示第十一号第十七条

(2) 同 第十八条

(3) 同 第十九条

(4) 同 第二十条

(5) 同 第二一条

(確認を要する核燃料物質等)

第十五条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(次項において「令」という。)第十七条の三第一号の総理府令で定める核燃料物質等は、第三条第一項第三号に規定する核燃料物質等(第十三条の規定により運搬されるものを除く。)とする。

2 令第十七条の三第二号の総理府令で定める核燃料物質は、第八条の核分裂性物質とする。

(運搬に関する確認の申請)

第十六条 法第五十九条の二第二項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により、運搬に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一(簡易運搬に係る確認を受けようとする場合にあつては、別記様式第二)による確認申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、長官に提出しなければならない。

一 運搬する核燃料物質等に関する説明書

二 前号の核燃料物質等を収納する容器(以下「輸送容器」という。)の構造、材質及び製作の方法(以下「輸送容器の設計」という。)並びに当該核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書

三 輸送容器が前号の輸送容器の設計に従つて製作されていることを示す説明書

四 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書

五 簡易運搬にあつては、核燃料輸送物の運搬方法及びその安全性に関する説明書

2 前項第二号及び第三号に掲げる書類については、長官の定めるところにより、当該書類の提出を省略することができる。

3 第一項の確認申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(運搬確認証の交付)

第十七条 長官は、法第五十九条の二第二項に規定する確認をしたときは、運搬確認証を交付する。

(危険時の措置)

第十八条 法第六十四条第一項の規定により、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者(以下「事業者等」という。)並びに事業者等から運搬の委託を受けた者は、核燃料物質の工場又は事業所の外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 核燃料輸送物に火災が起こり、又は核燃料輸送物に延焼するおそれのある火災が起こつた場合は、火災の消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二　核燃料輸送物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわを張り、標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三　放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、運搬に従事する者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四　核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに、汚染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

五　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六　その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2　前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、第十四条第八号の規定にかかわらず、男子の従事者をその被ばくする放射線量が長官の定める許容被ばく線量(1)を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第二四条

（報告の徴収）

第十九条　事業者等は、核燃料物質等の運搬において、次の各号の一に該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に長官に報告しなければならない。

一　核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

二　核燃料物質等が異常に漏えいしたとき。

三　前二号のほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（身分を示す証明書）

第二十条　法第六十八条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

附　則

この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

（別記）

様式第１（第１６条関係）

車　両　運　搬　確　認　申　請　書

番　　号
年　　月　　日

科学技術庁長官
殿

住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第５９条の２第２項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第１６条第１項の規定により車両運搬の確認を申請します。

事業の区分（注１）			
運搬をしようとする核燃料物質等の種類．性状及び量（注２）			
運搬の目的（注３）			
運搬予定時期			
核燃料輸送物に関する説明	核燃料輸送物の名称（注４）		
	核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつては、その種類		
	核燃料輸送物の総重量（注５）		
	収納する核燃料物質等	重量（注６）	
		放射能の量（注７）	
	(注8)輸送容器	外形寸法（注９）	
		重量（注10）	
	核分裂性輸送物の場合	輸送制限個数	
		配列方法（注11）	

注１　使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者若しくは再処理事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び事業の区分を併記すること。

２　種類については酸化ウラン粉末、軽水炉用新燃料集合体、軽水炉使用済燃料等に区別して、性状については物理的・化学的形態を、量についてはトン、キログラム又はグラム単位（有効数字２けた）で記載すること。

３　当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。

４　核燃料輸送物の通称を記載すること。

５　トン、キログラム又はグラム単位（有効数字２けた）で記載すること。

６　注５の例により記載すること。

７　総量及び主要な核種ごとの量をキュリー単位（有効数字２けた）で記載すること。

８　輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。

９　センチメートル又はメートル単位（有効数字２けた）で記載すること。

10　注５の例により記載すること。

11　任意の配列方法又は特定の配列方法の別を記載し、特定の配列方法の場合には、当該運搬する核分裂性輸送物相互間の距離を明記した配列方法についての説明図を添付すること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第２（第１６条関係）

簡易運搬確認申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官
殿

住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第５９条の２第２項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第１６条第１項の規定により簡易運搬の確認を申請します。

事業の区分（注１）			
運搬をしようとする核燃料物質等の種類、性状及び量（注２）			
運搬の目的（注３）			
運搬予定時間			
核燃料輸送物に関する説明	核燃料輸送物の名称（注４）		
	核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつては、その種類		
	核燃料輸送物の総重量（注５）		
	収納する核燃料物質等	重量（注６）	
		放射能の量（注７）	
	(注8)輸送容器	外形寸法（注９）	
		重量（注10）	
	核分裂性輸送物の場合	輸送制限個数	
		配列方法（注11）	
運搬に関する説明	使用する運搬機器の種類（注12）		
	運搬機器への積付け方法（注13）		
	携行する書面及び携行器具等		

注１　使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者若しくは再処理事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び事業の区分を併記すること。
２　種類については酸化ウラン粉末、軽水炉用新燃料集合体、軽水炉使用済燃料等に区別して、性状については物理的・化学的形態を、量についてはトン、キログラム又はグラム単位（有効数字２けた）で記載すること。
３　当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。
４　核燃料輸送物の通称を記載すること。
５　トン、キログラム又はグラム単位（有効数字２けた）で記載すること。
６　注５の例により記載すること。
７　総量及び主要な核種ごとの量をキュリー単位（有効数字２けた）で記載すること。
８　輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。
９　センチメートル又はメートル単位（有効数字２けた）で記載すること。
10　注５の例により記載すること。
11　任意の配列方法又は特定の配列方法の別を記載し、特定の配列方法の場合には、当該運搬する核分裂性輸送物相互間の距離を明記した配列方法についての説明図を添付すること。
12　自転車、台車等具体的に記載すること。
13　積付け後の状態を示す説明図を添付すること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第３（第２０条関係）

表　　面

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６８条第２項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写

真

押　出
スタンプ

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

科学技術庁長官　印

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ７とする。

裏　　面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第６８条　内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣にあつては第６４条第３項各号に掲げる事業者等の区分（核原料物質使用者並びに国際規制物資使用者及び第61条の３第１項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者については、第６４条第３項各号の当該区分にかかわらず、内閣総理大臣とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第５９条の２第５項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、使用者、核原料物質使用者又は国際規制物資使用者若しくは第６１条の３第１項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第８０条　次の各号の一に該当する者は、１０万円以下の罰金に処する。

六　第６８条第１項又は第４項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

〔昭和五十三年十二月二十八日　科学技術庁告示第十一号〕

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の規定に基づき、及び同規則を実施するため、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示を次のように定め、同規則の施行の日から適用する。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（L型輸送物として運搬できる核燃料物質等）

第二条　規則第三条第一項第一号の危険性が極めて少ない核燃料物質等として長官の定めるものは、次の各号の一に該当する核燃料物質等とする。ただし、爆発性又は自然発火性の核燃料物質等並びに第一号に掲げる核燃料物質等であつてウラン二三五及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質のうち、ウラン二三五の量が十五グラムを超えるものを除く。

一　核燃料物質等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

核燃料物質等の区分		放射能の量
固体	容易に散逸しない固体状の核燃料物質等又はカプセルに密封された核燃料物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「特別形核燃料物質等」という。）	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量（以下「A_1値」という。）の千分の一
	イ　外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。	
	ロ　別記第一に定めるところにより衝撃試験及び打撃試験（長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である核燃料物質等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行つた場合に損壊せず、加熱試験を行つた場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行つた場合に水中への放射性物質の漏えい量が、〇・〇五マイクロキュリーを	

超えないものであること。

特別形核燃料物質等以外のもの		別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A_2値」という。）の千分の一
特別形核燃料物質等又は特別形核燃料物質等以外のもの		A_2値の一万分の一
液体	特別形核燃料物質等	A_1値の千分の一
	特別形核燃料物質等以外のもの	A_2値の千分の一
気体	特別形核燃料物質等	A_1値の千分の一
	特別形核燃料物質等以外のもの	A_2値の千分の一

二　天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウム又はこれらの化合物であつて、その表面が容易に腐食しない金属等で被覆されているもの

（A型輸送物として運搬できる核燃料物質等の放射能の量の限度）

第三条　規則第三条第一項第二号の長官の定める量は、次の表の上欄に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

核燃料物質等の区分	A_1値
特別形核燃料物質等	
特別形核燃料物質等以外のもの	A_2値

（許容表面密度）

第四条　規則第四条第六号の長官の定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

アルファ線を放出する放射性物質	十万分の一マイクロキュリー毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	一万分の一マイクロキュリー毎平方センチメートル

（A型輸送物に係る一般の試験条件）

第五条　規則第五条第四号の長官の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第二に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る一般の試験条件）

第六条　規則第六条第二号の長官の定めるBM型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第三に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る特別の試験条件）

第七条　規則第六条第三号の長官の定めるBM型輸送物に係る特別の試験条件は、別記第四に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る漏えい量）

第八条　規則第六条第二号ロの長官の定める量は、A_2値の百万分の

一とする。

2　規則第六条第三号ロの長官の定める量は、A_2値とする。ただし、クリプトン八五にあつては、一万キュリーとする。

3　漏えいする放射性物質の全部又は一部が希ガスである場合にあつては、当該希ガスについては、前二項のA_2値は、非圧縮状態におけるものとする。

（BU型輸送物に係る一般の試験条件）

第九条　規則第七条第二号の長官の定めるBU型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第五に掲げる条件とする。

（BU型輸送物に係る特別の試験条件）

第十条　規則第七条第三号の長官の定めるBU型輸送物に係る特別の試験条件は、別記第六に掲げる条件とする。

（BU型輸送物に係る漏えい量）

第十一条　規則第七条第三号ロの長官の定める量は、A_2値の千分の一とする。

2　第八条第三項の規定は、前項の量について準用する。

（核分裂性物質とならない核燃料物質）

第十二条　規則第八条の長官の定める核燃料物質は、次の各号の一に該当するものとする。

一　ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九若しくはプルトニウム二四一の量又はこれらの物質の量の合計が十五グラムを超えない核燃料物質

二　天然ウラン又は劣化ウラン（熱中性子炉で照射されたものを含む。）

（核分裂性輸送物に係る一般の試験条件）

第十三条　規則第九条第一号の長官の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件は、別記第二第一号に定める条件とする。

（核分裂性輸送物に係る特別の試験条件）

第十四条　規則第九条第二号の長官の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件は、別記第四第一号から第三号までに定める条件とする。

（核燃料輸送物としないで運搬できる核燃料物質によつて汚染された物の放射能濃度）

第十五条　規則第十二条第二号ロの長官の定める値は、一グラム当たりA_2値の一万分の一とする。

（特別措置に係る承認の申請書）

第十六条　規則第十三条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状

三　運搬する物の表面並びに表面から一メートル離れた位置及び二メートル離れた位置における放射線量率

四　講ずることが著しく困難である措置及びその理由

五　運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置

（危険物）

第十七条　規則第十四条第三号の長官の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三　揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十二度以下のもの

四　塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの

五　前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なう恐れのある物

（運搬物の個数の制限）

第十八条　規則第十四条第四号の規定により、二以上の運搬物を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、当該運搬機器に積載し、又は収納する運搬物のそれぞれの輸送指数（運搬物の表面から一メートル離れた位置における放射線量率をミリレム毎時単位で表した値の最大値をいう。ただし、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除して得られた値のうち、いずれか大なるものをいう。以下同じ。）を合計した値が五十以下となるよう当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限するものとする。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬の技術基準を定める告示

（標識又は表示）

第十九条　規則第十四条第七号の規定による標識の取付け又は表示は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一　次表の上欄に掲げる核燃料輸送物には、それぞれ同表の中欄に掲げる標識又は表示を、それぞれ同表の下欄に掲げる箇所に取り付け、又は行うこと。

	「放射性」の文字の表示	核燃料輸送物の表面
一　L型輸送物	第一類白標識（別記第七に掲げるもの）	核燃料輸送物の表面の二箇所
二　核分裂性輸送物以外の核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）又は第一種核分裂性輸送物であつて、その表面の放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないもの	第二類黄標識（別記第八に掲げるもの）	核燃料輸送物の表面の二箇所
三　次に掲げる核燃料輸送物 イ　核分裂性輸送物以外の核燃料輸送物又は第一種核分裂性輸送物であつて、その表面の放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超え五十ミリレム毎時以下であり、かつ、その輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（別記第八に掲げるもの）	核燃料輸送物の表面の二箇所

ロ　第二種核分裂性輸送物であつて、その表面の放射線量率が五十ミリレム毎時以下であり、かつ、その輸送指数が一を超えないもの		
四　前三号に掲げる核燃料輸送物以外の核燃料輸送物	第三類黄標　核燃料輸送物の表面の二箇所	式（別記第九に掲げるもの）

二　次のイからハまでに掲げる核燃料輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該イからハまでに掲げる事項を鮮明に表示しておくこと。

イ　総重量が五十キログラムを超える核燃料輸送物　総重量

ロ　A型輸送物　「A型」の文字

ハ　BM型輸送物及びBU型輸送物　「B型」の文字

三　BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該核燃料輸送物の容器の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク（別記第十に掲げるもの）を明確に表示すること。

（従事者に係る許容集積線量）

第二十条　規則第十四条第八号の長官の定める許容集積線量は、次の式によつて算出される数値（単位レム）とする。

D＝5（N－18）

この式において、Dは許容集積線量を、Nは年令の数を表わすものとする。

2　放射線による事故によつて二十五レム未満の被ばくを受け、又は緊急作業に従事することによつて被ばくした結果、その集積線量が前項の式によつて算出される数値を超えた場合には、その被ばくした日からその超過した被ばく放射線量を二レムで除して得た数の年数を経過するまでの期間に限り、前項の式によつて算出される数値にその超過した被ばく放射線量を加えた数値をもつて許容集積線量とする。

3　従事者の過去の被ばくが明らかでない場合は、その明らかでない期間については、一年間につき五レムの割合で被ばくしたものとみなして集積線量を算出するものとする。

（従事者に係る許容被ばく線量）

第二十一条　規則第十四条第八号の長官の定める許容被ばく線量は、三月間につき三レムとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　皮ふのみに対する被ばくの場合　三月間につき八レム

二　手、前ぱく、足又は足関節のみに対する被ばくの場合　三月間につき二十レム

三　女子（妊娠可能年令でない女子、妊娠不能と診断された女子及び次号に規定する者を除く。）の腹部に対する被ばくの場合　三月間につき一・三レム

四　妊娠中である女子の腹部に対する被ばくの場合　妊娠と診断されたときから出産までの間につき一レム

2　前項の従事者の被ばくする放射線が中性子線である場合には、別表第七の左の欄に掲げる中性子エネルギーの強さに応じてそれぞれの右の欄に掲げる粒子フルエンスが一ミリレムの放射線量に相当するものとして計算することができる。

（従事者以外の者に係る許容被ばく線量）

第二十二条　規則第十四条第九号の長官の定める許容被ばく線量は、一年間につき一・五レムとする。ただし、皮ふのみに対する被ばくについては、三レムとする。

（確認の申請に係る提出書類の省略）

第二十三条　規則第十六条第二項の規定により、運搬に関する確認を受けようとする者は、核燃料輸送物の設計（輸送容器の設計及び当該輸送容器に収納する核燃料物質等の仕様をいう。以下同じ。）について長官の承認を受け、かつ、当該承認を受けた設計に従って製作されていることについて長官の承認を受けた輸送容器を用いて当該承認を受けた設計に係る核燃料物質等を運搬するときは、同条第一項第二号及び第三号に掲げる書類の提出を省略することができる。

（緊急作業に係る許容被ばく線量）

第二十四条　規則第十八条第二項の長官の定める許容被ばく線量は、十二レムとする。

別表第1（第2条関係）

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

第一欄		第二欄	第三欄
原子番号	放射性物質の種類	特別形核燃料物質等である場合の数量（A_1値） 単位　Ci	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量（A_2値） 単位　Ci
1	^{3}H（気体状のもの、放射線発光塗料であるもの、固体に吸収された形状のもの、トリチウム水であるもの）	1,000	1,000
1	^{3}H（その他のもの）	20	20
4	^{7}Be	300	300
6	^{14}C	1,000	100
9	^{18}F	20	20
11	^{22}Na	8	8
11	^{24}Na	5	5
12	^{28}Mg	6	6
14	^{31}Si	100	100
15	^{32}P	30	30
16	^{35}S	1,000	300
17	^{36}Cl	300	30
17	^{38}Cl	10	10
18	^{37}Ar	1,000	1,000
18	^{41}Ar	（非圧縮状態）20 （圧縮状態）1	20 1
19	^{42}K	10	10
20	^{45}Ca	1,000	40
20	^{47}Ca	20	20
21	^{46}Sc	8	8
21	^{47}Sc	200	200
21	^{48}Sc	5	5
23	^{48}V	6	6

	第一欄	第二欄	第三欄
24	^{51}Cr	600	600
25	^{52}Mn	5	5
25	^{54}Mn	20	20
25	^{56}Mn	5	5
26	^{52}Fe	6	6
26	^{55}Fe	1,000	1,000
26	^{59}Fe	10	10
27	^{56}Co	5	5
27	^{57}Co	90	90
27	^{58m}Co	1,000	1,000
27	^{58}Co	20	20
27	^{60}Co	7	7
28	^{59}Ni	1,000	900
28	^{63}Ni	1,000	100
28	^{65}Ni	10	10
29	^{64}Cu	80	80
30	^{65}Zn	30	30
30	^{69m}Zn	40	40
30	^{69}Zn	300	300
31	^{72}Ga	7	7
32	^{71}Ge	1.000	1,000
33	^{73}As	1.000	400
33	^{74}As	20	20
33	^{76}As	10	10
33	^{77}As	300	300
34	^{75}Se	40	40
35	^{82}Br	6	6
36	^{85m}Kr	（非圧縮状態） 100 （圧縮状態） 3	100 3
36	^{85}Kr	（非圧縮状態）1,000 （圧縮状態） 5	1,000 5
36	^{87}Kr	（非圧縮状態） 20 （圧縮状態） 6×10^{-1}	20 6×10^{-1}
37	^{86}Rb	30	30

	第一欄	第二欄	第三欄
37	^{87}Rb	制限なし	制限なし
38	^{85m}Sr	80	80
38	^{85}Sr	30	30
38	^{87m}Sr	50	50
38	^{89}Sr	100	40
38	^{90}Sr	10	4×10^{-1}
38	^{91}Sr	10	10
38	^{92}Sr	10	10
39	^{90}Y	10	10
39	^{91m}Y	30	30
39	^{91}Y	30	30
39	^{92}Y	10	10
39	^{93}Y	10	10
40	^{93}Zr	1,000	200
40	^{95}Zr	20	20
40	^{97}Zr	20	20
41	^{93m}Nb	1,000	200
41	^{95}Nb	20	20
41	^{97}Nb	20	20
42	^{99}Mo	100	100
43	^{96m}Tc	1,000	1,000
43	^{96}Tc	6	6
43	^{97m}Tc	1.000	200
43	^{97}Tc	1,000	400
43	^{99m}Tc	100	100
43	^{99}Tc	1,000	80
44	^{97}Ru	80	80
44	^{103}Ru	30	30
44	^{105}Ru	20	20
44	^{106}Ru	10	7
45	^{103m}Rh	1,000	1,000
45	^{105}Rh	200	200
46	^{103}Pd	1,000	700

	第一欄	第二欄	第三欄
46	^{109}Pb	100	100
47	^{105}Ag	40	40
47	^{110m}Ag	7	7
47	^{111}Ag	100	100
48	^{109}Cd	1,000	70
48	^{115m}Cd	30	30
48	^{115}Cd	80	80
49	^{113m}In	60	60
49	^{114m}In	30	20
49	^{115m}In	100	100
50	^{113}Sn	60	60
50	^{125}Sn	10	10
51	^{122}Sb	30	30
51	^{124}Sb	5	5
51	^{125}Sb	40	30
52	^{125m}Te	1,000	100
52	^{127m}Te	300	40
52	^{127}Te	300	300
52	^{129m}Te	30	30
52	^{129}Te	100	100
52	^{131m}Te	10	10
52	^{132}Te	7	7
53	^{125}I	1,000	70
53	^{126}I	40	10
53	^{129}I	1,000	2
53	^{131}I	40	10
53	^{132}I	7	7
53	^{133}I	30	30
53	^{134}I	8	8
53	^{135}I	10	10
54	^{131m}Xe	（非圧縮状態） 100 （圧縮状態） 10	100 10
54	^{133}Xe	（非圧縮状態）1,000 （圧縮状態） 5	1,000 5

	第一欄	第二欄	第三欄
54	^{135}Xe	（非圧縮状態） 70 （圧縮状態） 2	70 2
55	^{131}Cs	1,000	1,000
55	^{134m}Cs	1,000	1,000
55	^{134}Cs	10	10
55	^{135}Cs	1,000	100
55	^{136}Cs	7	7
55	^{137}Cs	30	20
56	^{131}Ba	40	40
56	^{133}Ba	40	10
56	^{140}Ba	20	20
57	^{140}La	30	30
58	^{139}Ce	100	100
58	^{141}Ce	300	200
58	^{143}Ce	60	60
58	^{144}Ce	10	7
59	^{142}Pr	10	10
59	^{143}Pr	300	200
60	^{147}Nd	100	100
60	^{149}Nd	30	30
61	^{147}Pm	1,000	80
61	^{149}Pm	100	100
62	^{147}Sm	制限なし	制限なし
62	^{151}Sm	1,000	90
62	^{153}Sm	300	300
63	^{152m}Eu（物理的半減期が9.2時間のもの）	30	30
63	^{152}Eu（物理的半減期が13年のもの）	20	20
63	^{154}Eu	10	5
63	^{155}Eu	400	90
64	^{153}Gd	200	100

	第一欄	第二欄	第三欄
64	^{159}Gd	300	300
65	^{160}Tb	20	20
66	^{165}Dy	100	100
66	^{166}Dy	1,000	200
67	^{166}Ho	30	30
68	^{169}Er	1,000	300
68	^{171}Er	50	50
69	^{170}Tm	300	40
69	^{171}Tm	1,000	100
70	^{175}Yb	400	400
71	^{177}Lu	300	300
72	^{181}Hf	30	30
73	^{182}Ta	20	20
74	^{181}W	200	100
74	^{185}W	1,000	100
74	^{187}W	40	40
75	^{186}Re	100	100
75	^{187}Re	制限なし	制限なし
75	^{188}Re	10	10
76	^{185}Os	20	20
76	^{191m}Os	200	200
76	^{191}Os	600	400
76	^{193}Os	100	100
77	^{190}Ir	10	10
77	^{192}Ir	20	20
77	^{194}Ir	10	10
78	^{191}Pt	100	100
78	^{193}Pt	200	200
78	^{197m}Pt	300	300
78	^{197}Pt	300	300
79	^{193}Au	200	200
79	^{196}Au	30	30
79	^{198}Au	40	40

	第一欄	第二欄	第三欄
79	^{199}Au	200	200
80	^{197m}Hg	200	200
80	^{197}Hg	200	200
80	^{203}Hg	80	80
81	^{200}Tl	20	20
81	^{201}Tl	200	200
81	^{202}Tl	40	40
81	^{204}Tl	300	30
82	^{210}Pb	100	2×10^{-1}
82	^{212}Pb	6	5
83	^{206}Bi	5	5
83	^{207}Bi	10	10
83	^{210}Bi	100	4
83	^{212}Bi	6	6
84	^{210}Po	200	2×10^{-1}
85	^{211}At	200	7
86	^{222}Rn	10	2
88	^{223}Ra	50	2×10^{-1}
88	^{224}Ra	6	5×10^{-1}
88	^{226}Ra	10	5×10^{-2}
88	^{228}Ra	10	5×10^{-2}
89	^{227}Ac	1,000	3×10^{-3}
89	^{228}Ac	10	4
90	^{227}Th	200	2×10^{-1}
90	^{228}Th	6	8×10^{-3}
90	^{230}Th	3	3×10^{-3}
90	^{231}Th	1,000	1,000
90	^{232}Th	制限なし	制限なし
90	^{234}Th	10	10
90	Th（天然の混合比のもの）	制限なし	制限なし
91	^{230}Pa	20	8×10^{-1}
91	^{231}Pa	2	2×10^{-3}

	第一欄	第二欄	第三欄
91	^{233}Pa	100	100
92	^{230}U	100	1×10^{-1}
92	^{232}U	30	3×10^{-2}
92	^{233}U	100	1×10^{-1}
92	^{234}U	100	1×10^{-1}
92	^{235}U	100	2×10^{-1}
92	^{236}U	200	2×10^{-1}
92	^{238}U	制限なし	制限なし
92	U（天然の混合比のもの）	制限なし	制限なし
92	U（天然の混合比を超えるものであつて濃縮度が20%未満のもの）	制限なし	制限なし
92	U（天然の混合比を超えるものであつて濃縮度が20%以上のもの）	100	1×10^{-1}
92	U（天然の混合比に達しないもの）	制限なし	制限なし
93	^{237}Np	5	5×10^{-3}
93	^{239}Np	200	200
94	^{238}Pu	3	3×10^{-3}
94	^{239}Pu	2	2×10^{-3}
94	^{240}Pu	2	2×10^{-3}
94	^{241}Pu	1,000	1×10^{-1}
94	^{242}Pu	3	3×10^{-3}
95	^{241}Am	8	8×10^{-3}
95	^{243}Am	8	8×10^{-3}
96	^{242}Cm	200	2×10^{-1}
96	^{243}Cm	9	9×10^{-3}

	第一欄	第二欄	第三欄
96	^{244}Cm	10	1×10^{-2}
96	^{245}Cm	6	6×10^{-3}
96	^{246}Cm	6	6×10^{-3}
97	^{249}Bk	1,000	1
98	^{249}Cf	2	2×10^{-3}
98	^{250}Cf	7	7×10^{-3}
98	^{252}Cf	2	9×10^{-3}

別表第2（第2条関係）

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第1に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形核燃料物質等である場合の数量（A_1値）　単位 Ci	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量（A_2値）　単位 Ci
1. 放出する放射線が一種類の場合（2に該当する場合を除く。）		
イ　アルファ線を放出する放射性物質の場合		
(1) 半減期が千日未満である場合	1,000（原子番号が82以上のものである場合は、2）	3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）
(2) 半減期が千日以上百万年以下である場合	50（原子番号が82以上のものである場合は、2）	5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）
(3) 半減期が百万年を超える場合	1,000	3
ロ　ベータ線を放出する放射性物質の場合		半減期が千日未満である場合は3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が千日以上百万年以下である場合は5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が百万年を超える場合は3
(1) 最大エネルギーが0.5MeV未満である場合	1,000	
(2) 最大エネルギーが0.5MeV以上1MeV未満である場合	300	
(3) 最大エネルギーが1MeV以上1.5MeV未満である場合	100	
(4) 最大エネルギーが1.5MeV以上2MeV未満である場合	30	

(5) 最大エネルギーが2MeV以上である場合	１０	
ハ ガンマ線を放出する放射性物質の場合	$\frac{9}{I}$（1,000を超えるものにあつては、1,000）	$\frac{9}{I}$とロの第三欄に掲げる数量のうちいずれか小さいもの
ニ エックス線を放出する放射性物質の場合	1,000（原子番号が５６以上のものである場合は、２００）	半減期が千日未満である場合は３（原子番号が８２以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が千日以上百万年以下である場合は5×10^{-2}（原子番号が８２以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が百万年を超える場合は３
2. 放出する放射線が一種類であり、当該放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの（以下「親核種」という。）であつてその半減期がその原子核の崩壊によつて生ずる放射性物質（以下「娘核種」の半減期よりも長く、かつ、娘核種の半減期が十日以内である場合	親核種及び娘核種に対する１の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	親核種及び娘核種に対する１の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
3. 放出する放射線が二種類以上の場合（４に該当する場合を除く。）	それぞれの放射線に対する１の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対する１の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

4. 放出する放射線が二種類以上あり、当該放射性物質の半減期が娘核種の半減期よりも長く、かつ娘核種の半減期が十日以内の場合	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

備考　Γは、当該放射性物質が1キユリーの場合において、当該放射性物質から1メートル離れた位置における最大放射線量率をレントゲン毎時で表した値を示す。

別表第3（第2条関係）

種類が一種類であり、かつ、種類が明らかでない放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形核燃料物質等である場合の数量（A_1値）単位　Ci	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量（A_2値）単位　Ci
原子番号82以上の放射性物質が含まれていない場合	10	4×10^{-1}
原子番号82以上の放射性物質が含まれている場合	2	2×10^{-3}

別表第4（第2条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部が明らかでない放射性物質の場合又は種類の一部が明らかであって種類別の数量の全部が明らかでない放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形核燃料物質等である場合の数量（A_1値） 単位 Ci	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量（A_2値）　単位 Ci
1. アルファ線を放出する放射性物質が含まれている場合	2	2×10^{-3}
2. アルファ線を放出する放射性物質が含まれていない場合（3に該当する場合を除く。）	2	4×10^{-1}
3. 核分裂生成物である場合（1に該当する場合を除く。）	10	4×10^{-1}

別表第5（第2条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類及び種類別の数量の全部又は一部が明らかである放射性物質の場合（別表第6に該当する場合を除く。）の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量　単位 Ci
放射性物質の種類の全部又は一部が明らかであつて種類別の数量の一部が明らかでない場合	次の算式を満たす x_1，x_2，…，x_n 及び y の数量 $\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots+\frac{x_n}{X_n}+\frac{y}{Y}=1$
放射性物質の種類及び種類別の数量の全部が明らかである場合	次の算式を満たす x_1，x_2，…，x_n の数量 $\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots+\frac{x_n}{X_n}=1$

備考　x_1，x_2，…，x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量（キュリー）を、X_1，X_2，…，X_n はそれぞれ x_1，x_2，…，x_n に係る各放射性物質に対する別表第1又は別表第2に掲げる数量（キュリー）を、y は種類又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の数量（キュリー）を、Y は、y に係る放射性物質の全部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第1又は別表第2に掲げる数量（キュリー）のうち最小のものを、y に係る放射性物質の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあつては y に係る放射性物質に対する別表第3に掲げる数量（キュリー）を示す。

別表第6（第2条関係）

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形核燃料物質等である場合の数量（A_1値）単位 Ci	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量（A_2値） 単位 Ci
その系列のすべての放射性物質（親核種を除く。）の半減期が十日を超えず、かつ、親核種の半減期よりも短い場合	親核種に対する別表第1又は別表第2の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第1又は別表第2の第三欄に掲げる数量
その系列の娘核種のうち、その半減期が十日を超え、又は親核種の半減期よりも長いものがある場合	次の算式を満たすx_1，x_2，…，x_nの数量 $\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots+\frac{x_n}{X_n}=1$	次の算式を満たすx_1，x_2，…，x_nの数量 $\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots+\frac{x_n}{X_n}=1$

備考　x_1，x_2，…，x_nはその原子核の崩壊連鎖の系列に属する各放射性物質の数量（キュリー）をX_1，X_2，…，X_nはそれぞれx_1，x_2，…，x_nに係る各放射性物質に対する別表第1又は別表第2に掲げる数量（キュリー）を示す。

別表第7（第20条関係）

1ミリレムに相当する粒子フルエンス

中性子エネルギー	粒子フルエンス（n／cm^2）
0.025eV	936,000
0.1eV	864,000
1eV	792,000
10eV	828,000
100eV	864,000
1KeV	972,000
10KeV	1,008,000
100KeV	172,800
500KeV	50,400
1MeV	30,600
2MeV	25,200
3MeV	25,200
5MeV	24,480
10MeV	24,480
20MeV	23,400
50MeV	21,960
100MeV	20,160
200MeV	18,360
500MeV	12,960
1,000MeV	7,920
2,000MeV	5,760
3,000MeV	5,040

備考　該当値がないときは、内そう法によつて計算する。

別記第一（第二条関係）　特別形核燃料物質等に係る試験

一　衝撃試験

試験しようとする核燃料物質等をできるだけ模擬した供試物（以下「供試物」という。）を九メートルの高さから落下させること。

二　打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三　曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四　加熱試験

供試物を温度八百度の空気中に十分間置くこと。

五　浸漬試験

イ　固体状の核燃料物質等（カプセルに封入されたものを除く。）にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　常温の水中に七日間浸漬させること。

(2)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

(3)　温度三十度であつて湿度九十パーセントの空気中に七日間置くこと。

(4)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

ロ　カプセルに封入された核燃料物質等にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

(2)　温度三十度の空気中に七日間置くこと。

(3)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

別記第二（第五条、第十三条関係）　A型輸送物に係る一般の試験条件

一　条件

イ　五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ　イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

(1)　その重量が、五千キログラム以下のものにあつては一・二メートルの高さから、五千キログラムを超え一万キログラム以下のものにあつては〇・九メートルの高さから、一万キログラムを超え一万五千キログラム以下のものにあつては〇・六メートルの高さから、一万五千キログラムを

超えるものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に〇・一三キログラム毎平方センチメートルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二十四時間加えること。

(3) 重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該核燃料輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の核燃料物質等に係る追加条件

イ 液体状の核燃料物質等が収納されている核燃料輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、次の(1)及び(2)の条件の下に置くこと。ただし、当該核燃料輸送物に係る容器に収納することができる核燃料物質等の量の二倍以上の量の核燃料物質等を吸収することができる吸収材を備えている核燃料輸送物であつて、当該吸収材が放射線しやへい材の内側にあるもの又は当該収納することができる核燃料物質等をすべて吸収することとした場合においても表面の放射線量率が二百ミリレム毎時を超えないものは、この限りでない。

(1) 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) 前号ロ(3)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該核燃料輸送物の最も弱い部分に落下させること。

ロ 気体状の核燃料物質等が収納されている核燃料輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、イ(1)及び(2)の条件の下に置くこと。

別記第三（第六条関係） BM型輸送物に係る一般の試験条件

一 別記第二第一号の条件の下に置くこと。

二 前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度である環境に一週間放置すること。

別記第四（第七条、第十四条関係） BM型輸送物に係る特別の試験条件

一 第二号の条件の下で核燃料輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ 九メートルの高さから落下させること。

ロ 垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが二十センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものに一メートルの高さから落下させること。

二 温度八百度の環境に三十分間置くこと。

三 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

四 野外の温度が三十八度である環境に一週間放置すること。

備考 第一号から第四号までの条件の下には、この順序で置くものとする。

別記第五（第九条関係） BU型輸送物に係る一般の試験条件

一 別記第二第一号の条件の下に置くこと。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬の技術基準を定める告示

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度から零下四十度までの環境に一週間放置すること。

別記第六（第十条関係）　ＢＵ型輸送物に係る特別の試験条件

一　別記第四第一号から第三号までの条件の下にその順序で置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度から零下四十度までの環境に一週間放置すること。

別記第７（第１９条関係）第一類白標識

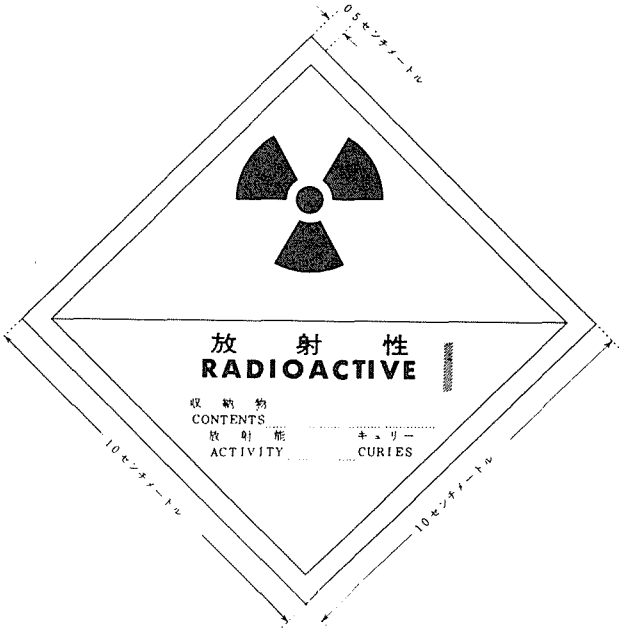

注１　三葉マークは、別記第１０のとおりとする。

２　収納物及び放射能の欄には、それぞれ、収納されている核燃料物質等の名称及び放射能を記入すること。

３　本邦内においてのみ運搬されるものにあつては、英語の部分を削ることができる。

４　色彩は、次表によること。

部　分	色　彩
上半部の地	白
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

別記第8（第19条関係）第二類黄標識

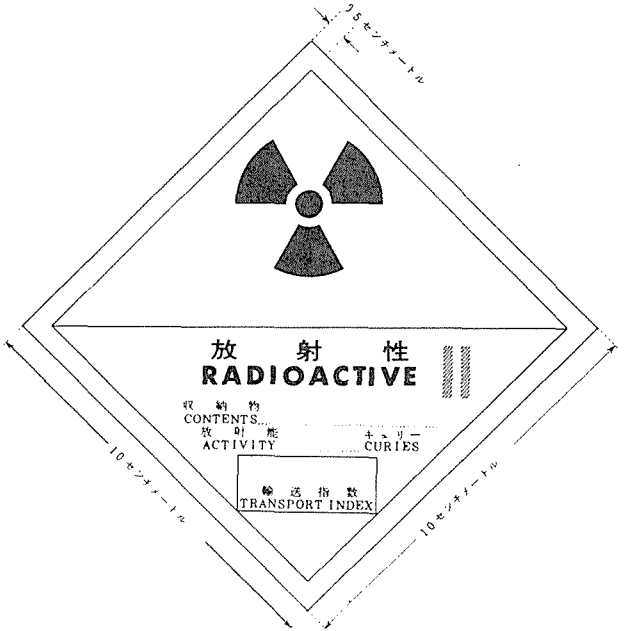

注1　三葉マークは、別記第10のとおりとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納されている核燃料物質等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

3　本邦内においてのみ運搬されるものにあつては、英語の部分を削ることができる。

4　色彩は、次表によること。

部　分	色　彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

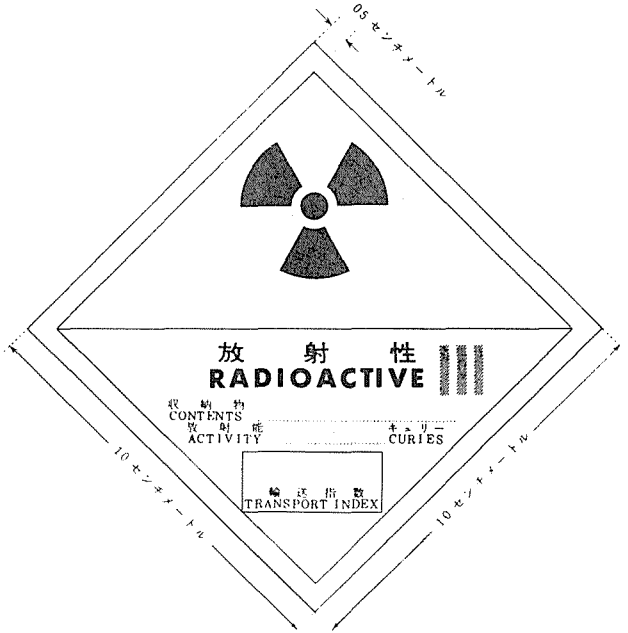

注1　三葉マークは、別記第10のとおりとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納されている核燃料物質等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

3　本邦内においてのみ運搬されるものにあつては、英語の部分を削ることができる。

4　色彩は、次表によること。

部　分	色　彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

別記第10（第19条関係）三葉マーク

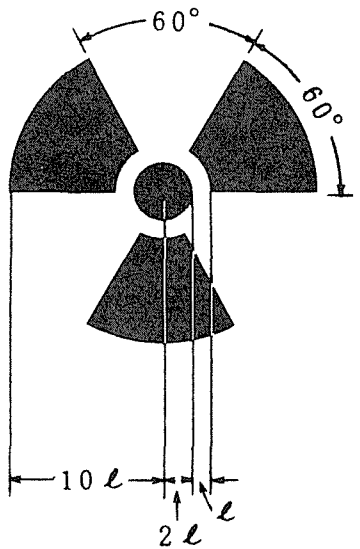

注1　ℓは、0.2センチメートル以上とする。

2　色彩は、黒とする。

○原子力安全局長通達

５４安局第５５号
昭和５４年２月２２日

殿

科学技術庁原子力安全局長
牧　村　信　之

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に
関する科学技術庁長官の確認等について　（通達）

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和５３年総理府令第５７号。以下「規則」という。）第１６条及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和５３年科学技術庁告示第１１号。以下「告示」という。）第２３条の規定の実施細目等について、科学技術庁長官（以下「長官」という。）の命により、下記のとおり定めたので通知します。

なお、「核燃料物質等の運搬に関する安全規制について（通達）」（昭和５２年１２月８日付け５２安局第４０５号。以下「旧通達」という。）は、本日をもつて廃止しますが、昭和５４年３月４日までに行う運搬については、なお従前の例により核燃料輸送物の確認を受けて下さい。

記

1. 核燃料輸送物の設計の承認の申請

(1) 告示第２３条の核燃料輸送物の設計についての長官の承認を受けようとする者は別記第１の様式による申請書を提出すること。

(2) (1)の承認を受けた核燃料輸送物の設計の一部を変更しようとする者は、別記第２の様式による申請書を提出すること。

(3) (1)の承認の有効期間を更新しようとする者は、有効期限の一月前までに、別記第３の様式による申請書を提出すること。

2. 輸送容器の承認の申請

(1) 告示第２３条の輸送容器についての長官の承認を受けようとする者は、別表の要領により、当該輸送容器の検査を実施し、その結果を添付して、別記第４の様式による申請書を提出すること。

(2) (1)の承認を受けようとする者は、科学技術庁原子力安全局核燃料規制課長あて、

別記第５の様式による申請書により、輸送容器の検査の立会いを申請することができる。

(3) (1)の承認の有効期間を更新しようとする者は、有効期限の１月前までに、別記第６の様式による申請書を提出すること。

3. 輸送容器の承認に伴う措置

(1) 輸送容器の承認を受けた者は、運搬の前に、別記第７の様式による輸送容器登録票をそれぞれの輸送容器に取り付けること。

ただし、外国から輸入されるＡ型核分裂性輸送物（Ａ型輸送物であつて核分裂性輸送物であるもの）であつて引き続き国内で使用されるもの以外のものを運搬する場合であつて、輸送容器登録票を携行して運搬するときは、輸送容器への取付けを要しない。

(2) 輸送容器の承認を受けた者は、当該承認の有効期間中、核燃料輸送物設計承認申請書に記載した方法により、１年に１回以上（年間の使用回数が１０回を超えるものにあつては、使用回数１０回ごとに１回以上）、それぞれの輸送容器について定期自主検査を実施するとともに、その性能を健全に保持すること。輸送容器の定期検査の記録は、製作時検査の記録と併せて、当該輸送容器の承認の有効期間中、これを保存すること。

(3) 輸送容器の承認を受けた者は、輸送容器の承認の有効期間途中において、当該輸送容器の性能が承認を受けた核燃料輸送物の設計の性能に合致しないこととなつた場合には、速やかに、別記第８の様式による輸送容器登録廃止届を提出すること。

4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「法」という。）第５９条の２項（法第６６条第２項において準用する場合を含む。以下同じ。）の運搬に関する長官の確認の申請

(1) 法第５９条の２の規定は、使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者及び再処理事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者のうち、運搬に関しすべての保安の責任を負うことになつている者が、規則に定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならないという主旨であるので、同条第２項に規定する確認の申請は上記責任を有する者でなければ行えないことに留意すること。

(2) 規則第１６条第１項各号に掲げる書類の記載事項は、別記第９から別記第１３までによるものとする。

(3) 期則第１６条第２項の規定により、同条第１項第２号及び第３号に掲げる書類の提出を省略しようとする者は、長官の交付した核燃料輸送物設計承認書及び輸送容器承認書の写しを同条第１項に規定する確認申請書に添付すること。

5. 原子力安全局長の設計承認等

(1) 旧通達に基づく原子力安全局長の設計の承認を受け、又はこれと同等の原子力安全局長の設計証明を受けた核燃料輸送物を運搬する場合には、その有効期間内において、長官が適当と認めるときは、当該設計承認書又は証明書の写しをもつて、4.(2)の長官の核燃料輸送物設計承認書の写しに代えることができる。

(2) 旧通達に基づく原子力安全局長の登録証の交付を受けた輸送容器を用いて運搬する場合には、その有効期間内において、当該輸送容器の性能が健全に保持されていると長官が認めるときは、当該登録証の写しをもつて、4.(2)の長官の輸送容器承認書の写しに代えることができる。また、この場合、旧通達に基づく輸送容器登録票をもつて、3.(1)の輸送容器登録票に代えることができる。

6. 特別形核燃料物質等の設計の承認

告示第２条第１号に定めるA_2値を超える放射能を有する特別形核燃料物質等をＡ型輸送物（核分裂性輸送物であるものを除く。）として運搬しようとする場合は、あらかじめ、別記第１４の様式による申請書により、当該特別形核燃料物質等の設計が告示第２条第１号に定める特別形核燃料物質等の基準に適合することについて、原子力安全局長の承認を受けること。

7. ＩＡＥＡの輸送基準に適合することの証明

告示第２３条に掲げる長官の設計の承認を受けた核燃料輸送物の国際輸送にあつては、当該核燃料輸送物の設計がＩＡＥＡの輸送基準に適合することについて、別記第１５の様式による願いにより、原子力安全局長の証明書の交付を願い出ることができる。

8. 法第５９条の２第１項に規定する運搬を伴わない運搬に係る核燃料輸送物の確認

法第５９条の２第１項に規定する運搬を伴わない運搬についても、当分の間、別記第１６の様式による申請書により、法第５９条の２第２項の長官の確認に準じた核燃料輸送物の確認を申請することができる。

○別記第１

核燃料輸送物設計承認申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官

殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

下記の核燃料輸送物について設計の承認を受けたく、別紙のとおり申請します。

記

1. 核燃料輸送物の名称
2. 核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつては、その種類
3. 核燃料輸送物に関する説明
   (1) 輸送容器の材料の種類
   (2) 核燃料輸送物の総重量
   (3) 外形寸法
   (4) 外　観
   (5) 収納する核燃料物質等の設計仕様
      イ 種　類
      ロ 重　量
      ハ 放射能の量（主要な核種ごとの値及び合計値）
      ニ 性　状
      ホ 濃縮度
      ヘ 燃焼度
      ト 発熱量
      チ 冷却日数
      リ その他
4. 輸送制限個数及び配列方法
5. 臨界計算における水密性に関する事項
6. ＢＭ型輸送物にあつては、ＢＵ型輸送物の設計基準のうち適合しない基準についての説明

7. 核燃料輸送物の取扱い及び保守に関する事項

（別紙記載事項）

1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 輸送容器の製作方法
4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第２

核燃料輸送物設計変更承認申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官
殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

下記の核燃料輸送物について設計変更の承認を受けたく、別紙のとおり申請します。

記

1. 既に交付された設計承認番号
2. 核燃料輸送物の名称
3. 変更内容
4. 変更理由

（別紙記載事項）（注）

1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 輸送容器の製作方法
4. 核燃料輸送物の取扱方法及び保守の方法
5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項

注　別紙記載事項は変更に係る部分について記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

○別記第３

核燃料輸送物設計承認更新申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官

殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核燃料輸送物の設計承認の更新を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 核燃料輸送物の名称
2. 設計承認番号
3. 更新の理由

備考　１　本申請書には、既に交付を受けている核燃料輸送物設計承認書の写しを添付すること。

２　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第４

輸送容器承認申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官

殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

下記の輸送容器について承認を受けたく、別紙のとおり申請します。

記

1. 輸送容器の名称
2. 輸送容器の個数
3. 核燃料輸送物の設計承認番号

（別紙記載事項）

1. 輸送容器の製作時検査結果に関する説明（注１）
2. 輸送容器の性能維持に関する説明（注２）

注１　別表の検査要領による検査結果を記載すること。
　２　輸送容器の完成後輸送容器の承認申請時まで、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す事項を記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第5

輸送容器検査立会申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁原子力安全局
核燃料規制課長
殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

輸送容器検査の立会いを受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 輸送容器の名称
2. 輸送容器の個数
3. 核燃料輸送物の設計承認番号
4. 製作工程表
5. 検査の立会いを受けようとする期日及び場所

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○別記第6

輸送容器承認更新申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官

殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

輸送容器の承認の更新を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 輸送容器の名称
2. 設計承認番号
3. 輸送容器登録番号
4. 輸送容器の性能維持に関する説明

備考1　本申請書には、定期検査記録を添付すること。
　　2　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第7

輸送容器登録票

輸送容器登録票（記載例）

Registration Label of Packaging

輸送容器登録番号

Serial Number of Packaging　NO. A－20

有効期限　昭和55年9月16日

This Registration Shall be valid till　Sep. 16, 1980

核燃料輸送物の名称

Name of Packaging　GAK－5288

設計承認番号

Competent Authority Identification Marks　J／51／AF

10cm以上

10cm以上

備考1　目立ちやすい箇所に容易に消えない方法で表示されていること。

2　輸送容器登録票は、本邦内においてのみ運搬されるものにあつては英語の部分を削ることができる。

○別記第8

輸送容器登録廃止届

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官

殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

輸送容器の登録を廃止したく、下記のとおり届け出ます。

記

1. 輸送容器の名称
2. 輸送容器の登録番号
3. 廃止の理由

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第９

規則第１６条第１項第１号の説明書の記載事項
1. 収納する核燃料物質等の仕様（注１）
2. 仕様の決定方法（注２）
3. 設計仕様との比較（注３）

注１　輸送容器ごとに記載すること。

２　燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により算出した仕様の計算方法について記載すること。実測による場合は、測定方法について記載すること。

３　核燃料輸送物の設計承認を受けている場合、承認を受けた設計に係る核燃料物質等の設計仕様と収納する核燃料物質等の仕様との比較について記載すること。

○別記第１０

規則第１６条第１項第２号の説明書の記載事項
1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 輸送容器の製作方法
4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項

○別記第11

規則第１６条第１項第３号の説明書の記載事項
1　輸送容器の製作時の検査に関する説明（注１）
2　輸送容器の性能維持に関する説明（注２）

注１　別表の検査要領による検査結果を記載すること。

２　輸送容器の完成後運搬の確認申請時まで、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す事項を記載すること。

○別記第12

規則第１６条第１項第４号の説明書の記載事項
1.　核燃料輸送物の発送前検査に関する説明（注）
2.　発送前検査を行う予定時期
3.　発送前検査を行う場所
注　　発送前に行う検査の具体的方法及び合格基準を記載すること。

備考　核燃料輸送物の表面及び表面から１メートルの距離における放射線量率の合格基準値を核燃料輸送物ごとに記載した書類を添付すること。

○別記第13

規則第１６条第１項第５号の説明書の記載事項

1. 運搬機器及び積載方法
   (1) 運搬機器の概要
   (2) 積載方法及び固縛方法
   (3) 運搬機器の放射線量率
   (4) 運搬物の個数
   (5) 運搬物の輸送指数及びその合計値

2. 運搬実施体制
   (1) 運搬責任者、運搬実施者、運搬従事者及び同行する専門家
   (2) 放射線管理要領
   (3) 運　搬　要　領
   (4) 応急措置要領

3. 規則第１４条各号に掲げる基準に適合することについての説明

○別記第14

特別形核燃料物質等設計承認申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁原子力安全局長
殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

下記の特別形核燃料物質等について設計の承認を受けたく、別紙のとおり申請します。

記

1. 特別形核燃料物質等の名称
2. 特別形核燃料物質等に関する説明
   (1) 重　　量
   (2) 外形寸法
   (3) 外　　観
   (4) 核燃料物質等の設計仕様

（別紙記載事項）
特別形核燃料物質等の設計が告示第2条第1号の技術基準に適合することについての説明

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○別記第15

核燃料輸送物設計承認英文証明願

番　　号
年　月　日

科学技術庁原子力安全局長
殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

下記の核燃料輸送物の設計が「ＩＡＥＡ放射性物質安全輸送規則（１９７３年版）」の技術基準に適合していることについて英文により証明していただきたく、別添により申請します。

記

1. 核燃料輸送物の名称

2. 設計承認番号

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第15の英文

SCIENCE AND TECHNOLOGY AGENCY
2−2−1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo Japan

CERTIFICATE OF APPROVAL OF PACKAGE DESIGN FOR THE TRANSPORT OF RADIACTIVE MATERIALS

This is to certify, in response to the application by
on , ,
that the Design of Package described herein satisfies the design requirements of Type Fissile Class Package specified in *Regulations for the Safe Transport of Radioactive Materials* (International Atomic Energy Agency, Safety Series NO. 6, 1973 Edition)

COMPETENT AUTHORITY
IDENTIFICATION MARK: J//

Date	Nobuyuki Makimura Director General, Nuclear Safety Bureau Science and Technology Agency *Competent Authority of Japan for* Packages of Nuclear Materials

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格A４とすること。

（英文続き）

1. NAME OF PACKAGING :
2. SPECIFICATION OF CONTENT
(1) DESCRIPTION OF CONTENTS
(i) Material of Nuclear Fuel :
(ii) Initial Enrichment :
(2) RESTRICTIONS ON CONTENTS
(i) Total Weight of Nuclear Fuel :
(ii) Total Activity :
(iii) Total Heat Generation Rate :
(iv) Burn Up Rate :
(v) Cooling Time :
3. SPECIFICATION OF PACKAGING
(1) TOTAL WEIGHT OF PACKAGE :
(2) OUTER DIMENSION OF PACKAGING
(i) :
(ii) :
⋮
(3) MATERIALS OF PACKAGING
(i)
(ii)
⋮
(4) PACKAGE ILLUSTRATION :(See the attached figure)
4. TERMS OF CRITICALITY CLEARANCE :
5. ASSUMED AMBIENT CONDITIONS
(i) Ambient Temperature :
(ii) Insolation Data :
6. RESTRICTIONS ON TRANSPORT
7. INSTRUCTIONS ON USE AND MAINTENANCE OF PACKAGING
(i)
(ii)
⋮
8. ACTIONS PRIOR TO SHIPMENT
Each package shall be checked for the following items before shipment
(i)
(ii)
⋮
9. THIS CERTIFICATE IS VALID TILL
10. THIS CERTIFICATE DOES NOT RELIEVE THE CONSIGNOR FROM COMPLIANCE WITH ANY REQUIREMENT OF THE GOVERNMENT OF ANY COUNTRY THROUGH OR INTO WHICH THE PACKAGE WILL BE TRANSPORTED.

○別記第16

核燃料輸送物確認申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官

殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核燃料輸送物の確認を受けたく、別紙の書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

事業の区分（注1）			
運搬をしようとする核燃料物質等の種類、性状及び量（注2）			
運搬の目的（注3）			
運搬予定時期			
核燃料輸送物に関する説明	核燃料輸送物の名称（注4）		
	核核燃輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつては、その種類		
	核燃料輸送物の総重量（注5）		
	燃料物質等収納する核	重量（注6）	
		放射能の量（注7）	
	(注8)輸送容器	外形寸法（注9）	
		重量（注10）	
	送物の場合核分裂性輸	輸送制限個数	
		配列方法（注11）	

（別紙書類）

1. 運搬する核燃料物質等に関する説明書（注１２）
2. 設計承認書の写し
3. 輸送容器承認書の写し
4. 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書（注１３）

注１　使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者若しくは再処理事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあっては、委託者の名称及び事業の区分を併記すること。

２　種類については酸化ウラン粉末、軽水炉用新燃料集合体、軽水炉使用済燃料等に区別して、性状については物理的・化学的形態を、量についてはトン、キログラム又はグラム単位（有効数字２けた）で記載すること。

３　当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。

４　核燃料輸送物の通称を記載すること。

５　トン、キログラム又はグラム単位（有効数字２けた）で記載すること。

６　注５の例により記載すること。

７　総量及び主要な核種ごとの量をキュリー単位（有効数字２けた）で記載すること。

８　輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。

９　センチメートル又はメートル単位（有効数字２けた）で記載すること。

１０　注５の例により記載すること。

１１　任意の配列方法又は特定の配列方法の別を記載し、特定の配列方法の場合には、当該運搬する核分裂性輸送物相互間の距離を明記した配列方法についての説明を添付すること。

１２　記載事項は、別記第９によること。

１３　記載事項は、別記第１２によること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別表　輸送容器検査要領

検査項目	検査対象	検査方法	合格基準
外観検査	BM, BU, AF	容器の外観を目視で検査する。	傷、割れ、塗装及び形状等に異常のないこと。
材料検査	BM, BU	容器に用いられた材料について、ミルシート等により照合するか又は引張試験等により降伏応力、引張強度等の材料特性を検査する。	設計承認申請書（以下「申請書」という。）に記載された設計条件を満足していること。
寸法検査	BM, BU	主要寸法を計測器を用いて検査する。	申請書に記載された図示公差内にあること。
溶接検査	BM, BU	1）外観　2）開先寸法　3）液体浸透探傷試験　4）放射線透過試験等により溶接の健全性を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足していること。
吊上げ荷重検査	BM, BU	トラニオンに油圧等により荷重を付加し、異常の有無を検査する。	吊上げ荷重の2倍の荷重に耐えること。
重量検査	BM, BU	完成容器の重量又は各部分の総重量を検査する。	申請書に記載された重量以下であること。

検査項目	検査対象	検査方法	合格基準
未臨界検査	BM, BU, AF	バスケット等の寸法及び外観を検査し、中性子吸収材を使用している場合はその含有量、分布等を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足すること。
しゃへい寸法検査	BM, BU, AF	γ線、中性子線しゃへい用に用いられる部分の寸法を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足すること。
作動確認検査	BM, BU, AF	弁及び非常用安全装置等が装備された容器にあつては、当該装置が正常に作動するか否かを検査する。	申請書に記載された設計条件を満足すること。
取扱検査	BM, BU, AF	バスケット、蓋板等の脱着、取出し、吊上げ等の取扱いについて異常の有無を検査する。	申請書に記載された取扱いを行っても異常のないこと。
耐圧検査	BM, BU	気圧又は水圧を加え、容器の変形の有無等を検査する。	異常な変形、ひび、割れ等がないこと。
気密漏洩検査	BM, BU	ヘリウムリークテスト、加圧漏洩試験又は真空試験等により漏洩率を検査する。	漏洩率が申請書に記載された値以下であること。

検査項目	検査対象	検査方法	合格基準
伝熱検査	BM, BU	収納燃料の崩壊熱に相当する電熱ヒーター等の熱源を容器内に装填し、容器各部の最高温度、温度分布を検査する。	外気条件を補正したのち、申請書に記載された温度以下であること。
しゃへい性能検査	BM, BU	容器内に ^{60}Co 等の線源を装填し、しゃへい性能を検査する。	(1) しゃへい上の欠陥部分が存在しないこと。 (2) その他申請書に記載された条件を満足すること。

注　BM，BU：BM型輸送物及びBU型輸送物に係る輸送容器を示す。
　　AF：核分裂性物質を封入するA型核分裂性輸送物に係る輸送容器を示す。

核燃料物質等輸送物設計承認申請書
記　載　要　綱

核燃料物質等輸送物設計承認申請書記載要綱（改訂第２版）について

1. 本要綱については、初版が昭和51年２月、改訂第１版が昭和53年12月、当課より発行されているが、今般その後の審査の経験等を勘案し、新たに内容を見直すとともに、昭和54年初頭より「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき新しい運搬規制が実施されるので、改訂第２版を発行することとした。
2. 本要綱は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」（昭和53年科学技術庁告示第11号）第22条の科学技術庁長官の核燃料輸送物の設計承認申請書の記載事項及び記載内容であるとともに、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（昭和53年総理府令第57号）第16条第１項第２号の説明書の記載にあたって参考とすることができる。
3. 申請書又は説明書の記載にあたって、基準は上記府令・告示によるが、その他「放射性物質等の輸送に関する安全基準」（昭和50年1月原子力委員会決定）及び「ＩＡＥＡ放射性物質安全輸送規則（1973年版）」も参考とされたい。

科学技術庁原子力安全局　核燃料規制課

目　　次

A.6　特別の試験条件
（事故時試験条件）…… 111
A.6.1　強度試験・落下試験 I
（9 m 落下時）
(a)　解　析
(b)　原型試験
(c)　モデル試験
A.6.1.1　垂直落下
A.6.1.2　水平落下
A.6.1.3　コーナー落下
A.6.1.4　傾斜落下
A.6.1.5　結果の要約と検討 … 112
A.6.2　強度試験・落下試験 II
（1 m 落下時）
A.6.2.1　結果の要約と検討
A.6.3　熱的試験
A.6.3.1　圧力及び温度の要約
A.6.3.2　熱膨脹
A.6.3.3　許容応力の比較
A.6.4　浸　漬
A.6.5　破損の要約
A.7　特別形
A.7.1　概　要…… 113
A.7.2　衝　撃
A.7.3　打　撃
A.7.4　加　熱
A.7.5　曲　げ
A.7.6　浸　漬
A.7.7　要　約
A.8　放射性収納物
A.9　付属書類

B.　熱解析…… 114

イ章　輸送物の説明…… 108
A.　目的及び条件
B.　輸送物の種類
C.　輸送容器
D.　輸送容器の収納物

ロ章　輸送物の安全設計…… 108
A.　構造解析…… 108
A.1　構造設計
A.1.1　概　要
A.1.2　設　計
A.2　重量及び重心…… 109
A.3　材料の機械的性質
A.4　輸送物の基準
A.4.1　化学的及び電気的反応
A.4.2　密封装置
A.4.3　吊上装置
A.4.4　締め付け装置
A.5　一般の試験条件
（通常時試験条件）…… 110
A.5.1　熱的試験
A.5.1.1　圧力及び温度の要約
A.5.1.2　熱膨脹
A.5.1.3　応力計算
A.5.1.4　許容応力の計算
A.5.1.5　低温強度
A.5.2　圧　力
A.5.3　振　動
A.5.4　水噴霧
A.5.5　自由落下
A.5.5.1　コーナー落下
A.5.6　貫　通
A.5.7　圧　縮…… 111

C.1.3 密封装置パッキング及び溶接部…… 116
C.1.4 ふ た
C.2 一般の試験条件（通常時試験条件）…… 117
C.2.1 放射性物質の漏洩
C.2.2 密封装置の加圧
C.2.3 冷却材汚染
C.2.4 冷却材損失
C.3 特別の試験条件（事故時試験条件）
C.3.1 核分裂生成ガス
C.3.2 放射性物質の漏洩
C.4 付属書類

D. しゃへい解析…… 117
D.1 検討と結果
D.2 線源仕様…… 118
D.2.1 γ線源
D.2.2 中性子源
D.3 モデル仕様
D.3.1 解析モデル
D.3.2 しゃへい解析モデル各領域の個数密度
D.4 しゃへい評価
D.5 付属書類

E. 臨界解析…… 119
E.1 検討と結果
E.2 燃料装荷
E.3 モデル仕様
E.3.1 解析モデル
E.3.2 臨界解析モデル各領域の個数密度
E.4 臨界評価…… 119

B.1 概 要…… 113
B.2 材料の熱的性質
B.3 構成要素の仕様…… 114
B.4 一般の試験条件（通常時試験条件）
B.4.1 熱解析モデル
B.4.1.1 解析モデル
B.4.1.2 試験モデル
B.4.2 最高温度
B.4.3 最低温度
B.4.4 最大内圧
B.4.5 最大熱応力
B.4.6 一般の試験条件（通常時試験条件）下における輸送物性能の総合的な評価…… 115
B.5 特別の試験条件（事故時試験条件）
B.5.1 熱解析モデル
B.5.1.1 解析モデル
B.5.1.2 試験モデル
B.5.2 輸送物の評価条件
B.5.3 輸送物温度
B.5.4 最大内圧
B.5.5 最大熱応力…… 116
B.5.6 特別の試験条件（事故時試験条件）下における輸送物性能の総合的な評価…… 116
B.6 付属書類

C. 密封解析…… 116
C.1 密封装置
C.1.1 密封装置
C.1.2 密封容器の貫通部…… 116

説明…… 122
A.3.4 溶接欠陥の修理
A.3.5 溶接後の熱処理
A.3.6 特殊溶接
A.3.7 溶接の品質保証計画その他…… 122
A.4 しゃへい体の製作法
A.4.1 鉛しゃへい材の鋳込み
A.4.2 ウランしゃへい材の製作法…… 123
A.4.3 その他のしゃへい材料の製作法
A.5 弁、バルブ等付属機器の製作法
A.6 組立等その他の製作法

B. 試験、検査方法等…… 123
B.1 材料検査
B.4 外観検査
B.5 耐圧検査
B.6 気密漏洩検査
B.7 しゃへい性能検査…… 123
B.8 しゃへい寸法検査
B.9 伝熱検査
B.10 吊上荷重検査
B.11 重量検査
B.12 未臨界検査
B.13 作動確認検査
B.14 取扱検査…… 124

C 容器の製作スケジュール…… 124

D 品質管理…… 124
D.1 組織
D.2 品質保証計画…… 124
E.4.1 計算、試験方法…… 119
E.4.2 燃料装荷量の評価
E.4.3 計算結果
E.4.4 中性子吸収材等
E.4.5 輸送物への水の浸入等… 120
E.5 臨界試験
E.5.1 ベンチマーク試験
E.5.2 ベンチマーク試験の詳細…… 120
E.5.3 ベンチマーク試験の結果…… 120
E.6 付属書類

F 総理府令及び科学技術庁告示に対する適合性の評価…… 120

ハ章 輸送容器の製作…… 121
A 輸送容器の製作法…… 121
A.1 概要
A.2 材料の説明
A.2.1 板材料
A.2.2 管材類
A.2.3 鍛造品、ボルト、ナット類…… 121
A.2.4 溶接用電極、棒、線類
A.2.5 特殊材料
A.2.6 ミルシート
A.2.7 材料の欠陥部の修理
A.2.8 材料の切断
A.2.9 材料の成型…… 122
A.3 溶接
A.3.1 溶接方法及び材料
A.3.2 溶接機及び作業員資格の管理…… 122
A.3.3 溶接の主要事項に関する

B.7　熱検査…… 127
B.8　その他

ホ章　安全設計、安全輸送に関する特記事項…… 127

ヘ章　申請書書式…… 127
A　寸　法…… 127
B　部　数…… 127
C　頁　…… 127
D　図　面…… 127
E　写　真…… 127
F　印　刷…… 127
G　改　訂…… 127
H　製　本…… 127
I　表　…… 127
J　その他…… 127

表－1　総理府令及び科学技術庁告示に定める技術基準への適合性の評価…… 120

D.3　設計管理…… 124
D.4　指示及びその方法
D.5　文書管理…… 125
D.6　材料、機器、役務調達
D.7　材料、部品及び機器の確認に関する管理
D.8　特殊工程の管理
D.9　検査管理
D.10　測定機器、試験機器の管理…… 125
D.11　取扱い、保管
D.12　検査及び製造の進捗状況の管理
D.13　是正管理
D.14　品質管理記録
D.15　品質管理監査

ニ章　輸送物の取扱い方法及び保守条件…… 125
A　輸送物取扱い方法…… 125
A.1　装荷方法
A.2　取出し方法…… 126
A.3　空容器の準備
A.4　付属書類
A.5　輸送容器完成時検査
A.6　輸送物発送前検査

B.　保守条件…… 126
B.1　外観及び耐圧検査
B.2　気密漏洩検査
B.3　補助系の保守
B.4　密封容器の弁、ガスケット等の保守
B.5　しゃへい検査
B.6　未臨界検査…… 126

項	目	内　　容
(イ)	輸送物の説明	
(イ)－A	目的及び条件	輸送物の使用目的、輸送容器の型名、核分裂性物質の場合はその種別、及び輸送指数等の総括的事項について記述する。
(イ)－B	輸送物の種類	A型、BM型、BU型の別及び核分裂性輸送物にあっては、その区分を記述する。
(イ)－C	輸送容器	総重量、構造材料、中性子吸収材、減速材、主要部分の寸法及び構造、容器、弁、試料採取口、熱除去の方法、冷却材の量及び種類、内部及び外部の突出物、吊り上げ用具及び締め付け装置、しゃへい材及びその構造、圧力逃がし弁、密封装置等の輸送物の解析に必要な基本設計について外形図、断面図、材料表、溶接法等を用いて説明する。複雑な輸送物の場合には、輸送物のすべての弁、接続部、配管、孔、パッキング、密封境界等の線図を添付し構造及び使用法について説明を行う。
(イ)－D	輸送容器の収納物	主要な核種の放射性物質の量（放射性強度）、物理的形状、化学的性質、材料密度、減速比、核的安全の評価に必要な形状、最大崩壊熱量、密封容器最大圧力、他の装荷制限及び全体の放射能強度等について説明を行う。
(ロ)	輸送物の安全解析	
(ロ)－A	構造解析	
A.1	構造設計	
A.1.1	概　要	密封容器、機械的衝撃の吸収装置（緩衝体）、ふた、バスケット及び弁等の輸送物の安全な取扱いに必要な基本的構造及びシステムについて記述し、これらを図示した上、構造設計等について説明を行う。
A.1.2	設計基準	設計基準として用いられる負荷（荷重等）の組合せ、最大許容応力、（降伏応力又は引張強さの100分率として記述する。）、容器各部の種々の条件における応力及び歪、衝撃に用いら

項目		内容
		れる基準、材料性質、設計限界並びに負荷及び応力の組合せ方法等に用いられる計算コードの概要及び基準を記述する。
A.2	重量及び重心	輸送容器及び収納物の総重量、各構成機器の重量の一覧及び輸送物等の重心について記述する。
A.3	材料の機械的性質	構造評価に用いられる主要部の材料の通常輸送条件および高温下における機械的性質（降伏点、引張強さ、弾性率、最大歪、密度及び熱膨張率等）、緩衝体の圧縮応力 — 歪の曲線、並びに材料の性質の決定方法（試験条件、測定方法等）を記述する。
A.4	輸送物の基準	
A.4.1	化学的及び電気的反応	輸送容器内及び輸送内容と収納物の間での化学的、電気的及びその他の類似の反応について説明を行う。接触する異種材料の一覧を記載する。 接触による危険な反応を防止するために講じられた特別な対策とその効果について説明を行う。
A.4.2	密封装置	通常の輸送時には開放されてはならない輸送物の部分（ふた及び弁等）が誤操作等により開かれないように講じられた措置について説明を行う。
A.4.3	吊上用具	輸送物の吊り上げ用具（トラニオン等）及びその付属品の解析又は試験について説明を行う。またそれらの位置及び構造を示す図面を添付する。それらの設計基準として降伏応力（下部降伏点）を用いる。輸送物表面における吊り上げ用具の位置について説明を行う。
A.4.4	締め付け装置	輸送物の締め付けに係る全装置の解析又は試験について説明を行う。それらの位置及び構造を示す図面を添付する。設計基準として降伏応力を用いる。輸送物表面における締め付け装置

項目		内容
		について説明を行う。
A.5	一般の試験条件（通常時試験条件）	本節では輸送物が基準によるものであることを記述する。試験方法は府令及び告示に定めるところによる。
A.5.1	熱的試験	熱的試験の評価はB.4参照。
A.5.1.1	圧力及び温度の要約	A.5.1.2～A.5.1.4に要求される計算を行うため用いられる全圧力、全温度を要約して記述する。
A.5.1.2	熱膨脹	定常状態に至るまでの熱膨脹の結果から円周及び軸方向の変形並びに応力を計算により説明する。
A.5.1.3	応力計算	温度勾配、圧力及び荷重による応力を計算により算定説明する。形状及び寸法を示す線図並びに計算による説明、並びに熱負荷の繰返し（他の負荷も共存するとして評価を行う。）による疲労及び変形の解析を記述する。
A.5.1.4	許容応力の比較	応力の組合せ、A.1.2での設計基準と応力の比較を行う。
A.5.1.5	低温強度	外気温を仮定した場合（BU型においては－40℃）について説明を行う。この場合、材料性質及び液体の凍結について考慮する。 輸送物の重要部の温度及び取扱いによる影響について説明を行う。
A.5.2	圧　力	輸送物の外気圧による影響について説明を行う。
A.5.3	振　動	通常時の振動の輸送物に対する影響について説明を行う。
A.5.4	水噴霧	水の吹きつけ試験の輸送物に対する影響について説明を行う。
A.5.5	自由落下	自由落下試験の輸送物に対する影響について説明を行う。落下試験台の材質、構造、仕上げ等について詳細に説明する。本試験は水の吹きつけに引き続き行う。
A.5.5.1	コーナー落下	A.5.5の試験の上更にコーナー落下の影響に

項	目	内　　容
		ついて説明を行う。
A.5.6	貫　通	貫通試験の輸送物に対する影響について説明を行う。
A.5.7	圧　縮	輸送物の圧縮に対する影響について説明する。設計基準として降伏応力を用いる。
A.6	特別の試験条件（事故時試験条件）	本節では輸送物が基準によるものであることを述べる。試験の方法は府令及び告示に定めるところによる。
A.6.1	強度試験・落下試験Ⅰ（９ｍ落下時）	解析、原型試験及び（または）モデル試験等について説明を行う。落下試験台の材質、構造、仕上げ等について詳細な説明を行う。
(a)	解　析	結果を証明する計算、落下エネルギーの消滅、衝撃時の局部変形及び衝撃力、機器、強度部材に対する応力及び歪に対する輸送物の対応性、温度勾配、熱膨脹並びに圧力及びその他の負荷の組合せの衝撃による応力等について説明を行う。
(b)	原型試験	方法、手順、落下試験台衝撃時の輸送物落下方向を記述する。内容物の代替物について説明を行う。衝撃による内部及び外部の破損を説明する。この試験によって破損した輸送物の写真を添付する。
(c)	モデル試験	寸法及び材料を示した詳細な図面を添付する。モデルと原型について違いを量的に比較し、それについて説明を行う。縮尺率、相似則、衝撃速度、落下エネルギー、最高衝撃加速度、（g値）、最大変形量等について説明する。
A.6.1.1	垂直落下	垂直落下の輸送物に対する影響について述べる。
A.6.1.2	水平落下	側面落下の　〃
A.6.1.3	コーナー落下	コーナー落下の　〃 （落下点が重心を通る直線上を通るものに限る。）
A.6.1.4	傾斜落下	試験又は上記A.6.1.1～A.6.1.3の結果により評価を行う。長尺の輸送物の場合は転倒によ

項目		内容
		る二次衝撃について説明すること。
A.6.1.5	結果の要約と検討	各落下試験後の輸送物の状態について説明を行う。各方向での破損を要約して記述し、最大破損の状態と最大破損をうける条件について評価する。
A.6.2	強度試験・落下試験Ⅱ（1m落下時）	落下試験の輸送物に対する影響（局部、全体）について説明を行う。落下試験台の材質、構造、仕上げ等について詳細な説明を行う。特に密封に必要な弁等の装置については詳細に説明を行う。試験条件はA.6.1に述べられる。
A.6.2.1	結果の要約と検討	各落下試験後の輸送物の状態について説明を行う。各方向での破損を要約して記述し、最大破損の状態と最大破損をうける条件について評価する。
A.6.3	熱的試験	熱的試験は落下試験に続いて行う。
A.6.3.1	圧力及び温度の要約	A.6.3.2、A.6.3を要約して記述する。
A.6.3.2	熱膨脹	熱膨脹による円周及び軸の方向の変形並びに応力、最大応力並びに火災による温度勾配、膨脹差、圧力並びにその他の機械的負荷による応力等を定常状態及び非定常状態について計算によって説明する。寸法・形状を示した図面及び応力計算の結果を示した図面を添付する。
A.6.3.3	許容応力の比較	A.1.2の設計基準による応力と計算による応力との比較及び妥当な応力の組合せについて説明を行う。
A.6.4	浸　漬	輸送物が基準で定められた水頭下または基準で定められた外圧をうけても内容物の損失がないことを試験又は解析により示して、それについて説明を行う。
A.6.5	破損の要約	事故等試験後の輸送物の安全性について説明を行う。特に安全装置及び機器の破損について明記する。
A.7	特別形	輸送物が基準における特別形によるものであることを記述する。試験の方法等は基準に定め

項	目	内容
		るところによる。
A.7.1	概　要	化学的性質及び物理的形状等について記述し、製作の寸法、材料並びに製作方法を詳細な図面を添付して説明する。
A.7.2	衝　撃	衝撃試験の条件により試験を行い、結果を解析すること。
A.7.3	打　撃	打撃試験　〃
A.7.4	加　熱	加熱試験　〃
A.7.5	曲　げ	曲げ試験　〃
A.7.6	浸　漬	浸漬試験　〃
A.7.7	要　約	上記の解析の結果を要約する。
A.8.	放射性収納物	放射性収納物の構造設計について記述する。必要に応じ燃料棒解析又は模擬試験（ペレット、ガスの密封に係る構造）について記述する。解析は被覆管の厚さ、内径及び外径、支持体間スパン長、燃料の密度変化、スプリングの体積変化、半径方向のギャップ、内部圧力、燃料及び被覆管の機械的及び照射効果並びに積み込み時の被覆管の機械的性質等のパラメーターを用いて行う。通常時試験条件下では被覆管が降伏応力をこえない負荷に耐え得ることを説明する。事故時試験条件下における被覆管の塑性及び弾性解析を行う。クリープラプチャー及び疲労試験についても考慮する。
A.9	付属書類	仮定、解析方法、試験結果、写真、計算プログラムの概要並びにその入力及び出力、参考文献の一覧、その他の記録等について記述する。
(ロ)－B	熱解析	
B.1	概　要	輸送物の熱設計及びその取扱いの方法について説明を行う。補助冷却システム及び膨脹タンク等の取扱方法を記述する。 熱解析及び試験の結果の要約並びに最大崩壊熱について説明を行う。
B.2	材料の熱的性質	材料の熱的性質の一覧について記述する。

項目		内容
B.3	構成要素の仕様	弁、安全弁の最大使用圧力及び最高使用温度並びに熱絶縁及び塗装等の仕様について説明を行う。
B.4	一般の試験条件（通常時試験条件）	輸送物が府令及び告示に示す通常時試験条件下において、府令及び告示に示す技術基準を満足することについて説明を行う。
B.4.1	熱解析モデル	
B.4.1.1	解析モデル	熱解析モデル、ガスケット、弁、燃料、集合体及びモデル全体について説明を行う。実物とモデルの違いを説明し、解析にあたって妥当なモデルであることを説明する。
B.4.1.2	試験モデル	試験の項目及び方法、試験結果及び熱的環境について記述する。 ガスケット及び弁等の密封装置の温度記録もあわせて記載する。
B.4.2	最高温度	収納物、密封装置、しゃへい材、ガスケットを含む通常時試験条件下の最高温度、温度分布等を記述する。
B.4.3	最低温度	通常時試験条件下で、輸送物の最低温度について記述する。本評価において輸送される収納物の最低崩壊熱量を考慮する。 ガスケット及びバルブ等の主要機器の温度を記述する。 もし、安全のため、崩壊熱量が必要な場合は、その崩壊熱量を記述する。
B.4.4	最大内圧	通常時試験条件で最大の内圧、又は最大崩壊熱量との関係を記述する。 これらの条件での内圧を記述する。本評価においては、相変化、気体の発生、化学的分解、液体の膨脹、圧縮の効果を考慮する。輸送中に燃料棒の破損が生じる可能性のある場合にはそれによる圧力の上昇を考慮する。
B.4.5	最大熱応力	通常時試験条件下の最大熱応力と、その条件を記述する。温度分布の一覧もあわせて記載す

項目		内容
		る。
B.4.6	一般の試験条件（通常時試験条件）下における輸送物性能の総合的な評価	熱的解析又は試験結果に基づいて、通常時試験条件下における輸送物の性能を補助冷却系を含めて評価する。本評価においては、最高から最低に至る環境温度、崩壊熱量の範囲を考慮する。それらの結果を容器の許容条件と比較して記述する。 評価の結果を要約して記述する。
B.5	特別の試験条件（事故時試験条件）	輸送物が府令及び告示に示す事故時試験条件下において府令及び告示に示す技術基準を満足することについて説明を行う。
B.5.1	熱解析モデル	
B.5.1.1	解析モデル	熱解析のモデルを詳細に記述する。 実物とモデルの違いを説明し、解析にあたって妥当なモデルであることを説明する。
B.5.1.2	試験モデル	試験項目及び方法、試験結果及び熱的環境について記述する。 ガスケット及び弁等の密封装置の温度記録もあわせて記載する。
B.5.2	輸送物の評価条件	強度試験により生ずる輸送物の主要な破損について記述する。これによる輸送物の熱的性能に対する影響を評価する。本評価においては熱的観点から輸送物が最大破損を受ける条件を考慮する。
B.5.3	輸送物温度	熱的解析又は試験における温度変化を記述する。収納物、中性子吸収材、ガスケット、弁及び鉛のしゃへい材等の輸送物の安全評価に重要な部分の温度を記述する。温度変化の計算は、温度が最高値に達し、低下し始めるまでの温度を明示する。
B.5.4	最大内圧	耐火試験中及び冷却中での最大内圧を記述する。（輸送中の燃料棒の破損による圧力の増加を考慮する。） 圧力計算の詳細を記述する。あわせて液体の

項目		内容
		量、温度、及び体積を記載する。もし化学反応又は相変化が起る可能性のある場合においては、その反応の機構、反応物及び生成物についても記述する。本評価においては燃料棒の破損による内圧の増加を考慮する。実際の試験条件がキャビティ内に最大の内圧を発生させる条件を適正に模擬できるならば、内圧の計算を行う必要はないが、ただし模擬の方法は試験の項目とキャビティ内の流体、構成機器、内部の形状及び環境との間の関係がそれぞれ説明できること。
B.5.5	最大熱応力	耐火試験及びその後の冷却中における温度変化を記述する。 最高温度に対応する最大熱応力を記述する。
B.5.6	特別の試験条件（事故時試験条件）下における輸送物の性能の総合的評価	熱解析または試験結果に基づいて、事故時試験条件下における輸送物の性能を補助冷却系を含めて評価する。その結果と輸送物構成機器の許容温度、圧力を比較する。熱的解析又は試験結果に基づいて輸送物の破損を評価する。この評価においては構造の破損、密封装置の破損、しゃへい能力の低下も考慮する。
B.6	付属書類	仮定、解析方法、試験結果、写真、計算プログラムの概要並びにその入力及び出力、参考文献の一覧、その他の記録等について記述する。
(ロ)－C	密封解析	通常時試験条件下及び事故時試験条件下等における輸送容器の密封性について説明を行う。
C.1	密封装置	
C.1.1	密封装置	密封装置の設計仕様の概要を記述する。
C.1.2	密封装置の貫通部	密封装置の貫通部及びその機能的仕様をすべて記述する。
C.1.3	密封装置パッキング及び溶接部	密封装置に影響を及ぼすパッキング及び溶接部並びにこれらの密封性について温度、圧力等を考慮の上記述する。
C.1.4	ふ　た	密封容器に用いられるふたについて記述する。通常時試験条件下及び事故時試験条件下におい

項	目	内　　容
		て、密封性を維持するのに必要な構造を記述する。
C.2	一般の試験条件（通常時試験条件）	通常時試験条件下における密封装置の性能について説明を行うために、(ロ)－A、(ロ)－Bにおいて解析又は試験された結果を要約して記述する。
C.2.1	放射性物質の漏洩	密封装置等から放射性物質の漏洩が基準値以下であることを説明する。
C.2.2	密封装置の加圧	密封装置内で発生する可能性のあるすべての気体の混合物を記述する。これらが輸送物の密封性を損わないことを説明する。
C.2.3	冷却材汚染	放射性物質による冷却材の汚染について評価する。
C.2.4	冷却材損失	冷却材の損失がないことを示す。 密封装置から直接大気へ気体を放出するベント（通気孔）がないことを示す。
C.3	特別の試験条件（事故時試験条件）	事故時試験条件下における密封性を説明するために、(ロ)－A、(ロ)－Bで解析又は試験された結果を要約して記述する。
C.3.1	核分裂生成ガス	事故時試験条件下において、密封装置から放出される可能性のある核分裂生成ガスの最大量を記述する。
C.3.2	放射性物質の漏洩	密封装置等から放射性物質の漏洩が基準値以下であることを説明する。
C.4	付属書類	補足資料及び解析等を記述する。
(ロ)－D	しゃへい解析	しゃへい設計について説明を行い、通常時条件下及び事故時試験条件下におけるしゃへい解析結果について述べる。
D.1	検討と結果	輸送容器の重要なしゃへい設計の特性及びしゃへい評価の解析結果を各試験条件ごとに整理して表で記述する。燃料の燃焼度、出力密度、冷却日数等についても記述する。実測による放射線量率を記載する場合は、測定条件についても記述する。

項	目	内　　容
D.2	線源仕様	しゃへい解析で使用される収納物のγ線源、中性子源について説明を行う。
D.2.1	γ線源	収納物に含まれる放射性物質について主な核種ごとの放射能の量及び放射能の合計値を述べ、γ線源強度をエネルギーの関数（エネルギースペクトル）として表にする。エネルギースペクトルを求めるために用いた手法、条件について詳細に記述する。照射履歴に関する説明を行う。
D.2.2	中性子源	中性子を発生する反応について述べ、中性子のエネルギースペクトルを表にする。エネルギースペクトルを求めるために用いた手法、条件について詳細に記述する。照射履歴に関する説明を行う。中性子実効増倍係数の計算方法、条件についても説明する。
D.3	モデル仕様	
D.3.1	解析モデル	通常状態及び各試験後の輸送物について、実物と解析モデルの違いを比較し、（モデル図を添付する。）、モデルが妥当であることを説明する。各試験条件のモデルの差異を記述する。モデルに含まれない空孔及び不規則な形状について説明を行い、これらの影響について評価を行う。
D.3.2	しゃへい解析モデル各領域の個数密度	各解析モデルについて、領域ごとにしゃへい材の密度、個数密度及び領域の体積比を表に示す。解析する場合の温度を考慮する。
D.4	しゃへい評価	通常状態及び各試験後の輸送物について、各解析モデルごとにγ線量率及び中性子線量率を評価するために用いられた手法、条件（計算コード、エネルギー群数等）について詳細に記述する。線量変換係数等のデータは表にして説明すると共に出典を明らかにする。評価にあたって考慮している余裕率について整理して説明する。
D.5	付属書類	補足資料、計算コードの説明、参考文献等に

項目		内容
		ついて記述する。
(ロ)－E	臨界解析	
E.1	検討と結果	輸送容器の重要な臨界安全上の設計の特性及び臨界解析結果を各試験条件ごとに整理して記述する。
E.2	燃料装荷	臨界解析に用いる燃料の最大装荷量及び燃焼度、構造、中性子毒物の有無等の仕様について記述する。最大装荷量を算出する際、実効増倍係数を明記すること。
E.3	モデル仕様	
E.3.1	解析モデル	通常状態及び各試験後の輸送物について、実物と解析モデルの違いを比較し（モデル図を添付する。）、モデルが妥当であることを説明する。各試験条件のモデルの差異を記述する。
E.3.2	臨界解析モデル各領域の固数密度	各解析モデルについて、領域ごとに材料の密度、個数密度及び領域の体積比を表に示す。解析する場合の温度を考慮する。
E.4	臨界評価	
E.4.1	計算、試験方法	通常状態及び各試験条件後の輸送物について、実効増倍係数の計算に用いられた方法、条件（完全水没か否か等）を記述する。計算コードの概要と選択基準、中性子断面積と選択基準を記述する。 未臨界を決定するために試験が行われた場合は、それについて記述する。 中性子毒物の存在及び分布を確認するための試験について記述する。
E.4.2	燃料装荷量の評価	通常状態及び各試験後の輸送物について、単一又は複数個の配列状態でそれぞれについて最大反応度を検討し適切な燃料装荷量を評価する。
E.4.3	計算結果	通常状態及び各試験後の輸送物について、単一又は複数個の配列状態での未臨界性を表又はグラフで示す。
E.4.4	中性子吸収材等	中性子吸収材又は中性子減速材の効力がそう

項目		内容
		失しない措置が施されていることを説明する。
E.4.5	輸送物への水の浸入等	輸送物への水の浸入、輸送物の配列変化、接近、水（雪）中の浸漬、温度変化等の核的安全に与える影響について記述する。
E.5	臨界試験	必要に応じ臨界試験（ベンチマーク試験）について記述する。
E.5.1	ベンチマーク試験	E.4.1で用いた計算方法及び中性子断面積を用いて解析するベンチマーク試験の概要を記述する。
E.5.2	ベンチマーク試験の詳細	当該試験対象について入力核データ及び幾何学的入力データについて表又は図を用いて記述する。
E.5.3	ベンチマーク試験の結果	ベンチマーク試験の結果に基づいて、計算の偏差について説明を行う。
E.6	付属書類	仮定、解析方法、試験結果、写真、計算プログラムの概要並びに入力及び出力、参考文献の一覧、その他の記録等について記述する。
(ロ)－F	総理府令及び科学技術庁告示に対する適合性の評価	輸送物の設計が府令及び告示に定める技術基準に合致していることを確認するため、各条文ごとに表（表－1参照）を作成する。また、該当しない場合については「該当なし」と明記すること。

表－1　総理府令及び科学技術庁告示に定める技術基準への適合性の評価

総理府令の項目	科学技術庁告示の項目	説明	申請書記載対応項目
第7条の6			
第1項第1号	第9条及び第10条第1項第1号及び第2号	輸送中の予想されているいかなる条件下においても臨界に達することのないよう以下の条件下で梱包を行なう。	
		1. 臨界安全上は輸送容器内への水の浸水を許しても問題はない。	(ロ)－E.4.5 (ロ)－E.4.3
⋮	⋮	⋮	⋮

項目		内容
(ハ)	輸送容器の製作	(ロ)章で記載された設計条件通り製作されることを説明する。
(ハ)－A	輸送容器の製作法	
A.1	概　要	製作方法について全体のフローシートにより概括的に記述し、製作内容を分解した上、それぞれの内容について製作工程、手順を説明し、次項以下に述べられる内容について詳細に記述する。
A.2	材料の説明	
A.2.1	板材料	適用規格（ＪＩＳ、ASTM等）について述べ、かつ材料に要求される強度腐蝕性等について記述し、材料が使用状態を十分満足するものであること、材料が溶接、曲げ、穴あけ等の製作法に対しても特性を失うことなく加工可能であることを説明する。
A.2.2	管材類	同　上
A.2.3	鍛造品、ボルト、ナット類	適用規格（ＪＩＳ、ASTM等）について述べ、かつ材料に要求される強度腐蝕性等について記述して、材料が使用状態に十分満足するものであることを説明する。
A.2.4	溶接用電極、棒、線類	適用規格（ＪＩＳ、ASTM等）について記述し、かつ、材料に要求される強度、腐蝕性等について記述して、材料が使用状態に十分満足するものであることを、かつ母材との溶接性が良好であることを説明する。
A.2.5	特殊材料	鉛およびその合金、ウランおよびその合金等のしゃへい材料、カドミニウム、ボロンおよびそれらの合金の臨界制御材料、各種複合材料等その他の特殊材料について説明する。
A.2.6	ミルシート	材料のミルシートの記載内容等について説明する。
A.2.7	材料の欠陥部の修理	規格等で規定される範囲内での小欠陥の修理およびその基準について説明する。
A.2.8	材料の切断	酸素アセチレン、アーク、酸水素等による材

項	目	内　　容
		料切断方法および切断部の処置方法について記述する。
A.2.9	材料の成型	プレス等材料成型に関する各種方法について説明する。
A.3	溶　接	
A.3.1	溶接方法および材料	不銹鋼－不銹鋼、不銹鋼－軟鋼、軟鋼－軟鋼等の各種材料の組合せにおける溶接法を分類の上、それらの溶接法、溶接材料について説明する。
A.3.2	溶接機の管理および作業員資格	適用規格および資格等を引用の上、溶接機の管理および作業員の資格を説明する。
A.3.3	溶接の主要事項に関する説明	a）最高許容温度、b）開先等の主要寸法、形状、c）溶接表面の洗浄、d）溶接後の溶接位置の許容範囲、e）溶接部の仕上げ（事後）等の溶接の主要事項について説明する。
A.3.4	溶接欠陥の修理	クラック、ピンホール、溶け込み不良等の溶接欠陥に関して許容される修理方法について記述する。
A.3.5	溶接後の熱処理	溶接後の熱処理について記述する。
A.3.6	特殊溶接	特殊溶接（圧接、ろう付け等）の方法を記述し、実績等を引用の上その妥当性を説明する。
A.3.7	溶接の品質保証計画その他	溶接の品質保証計画について適用規格等を引用の上説明する外、溶接に関する特記事項があれば記述する。
A.4	しゃへい体の製作法	
A.4.1	鉛しゃへい材の鋳込み	鉛しゃへい体の製作法について図等を用いて詳細に記載する。1）全体の概括的製作工程図、2）鉛（またはその合金）の純度（または組成）、3）予備メッキ材の組成または純度、4）加熱方法、5）冷却方法、6）鋳込方法および速度、7）鋳込作業の順序、8）予備メッキ材又は予備洗浄、9）予備加熱および冷却の制御方法、10）温度制御および測定、11）鋳込みーベントの結合。

項	目	内容
A.4.2	ウランしゃへい材の製作法	ウランしゃへい材の鋳造法、溶接法、組立法等の製作方法について詳細に説明する。
A.4.3	その他のしゃへい材料の製作法	鉛、ウラン以外のしゃへい材（ポリエチレン、コンクリート等）の製作方法について記述する。
A.5	弁、バルブ等付属機器の製作法	弁、バルブ、ゲージ、その他の容器に付属して取付けられる機器の製作法について記述する。
A.6	組立等その他の製作法	ボルト締め、組立ておよび材料の削り出し、研磨、仕上げ等の一般的製作法その他主要な製作法について記述する。
(ハ)－B	試験、検査方法等	製作中および製作完了時を明示の上、容器の試験検査項目、方法、判定基準について記述する。
B.1	材料検査	材料に関する検査について記述する。
B.2	寸法検査	寸法に関する検査について記述する。
B.3	溶接検査	外観、開先寸法、液体浸透探傷検査、放射線透過試験等について記述する。
B.4	外観検査	外観検査について記述する。
B.5	耐圧検査	耐圧検査について記述する。
B.6	気密漏洩検査	密封装置及びしゃへいタンク等の付属装置を含めた漏洩検査について記述する。
B.7	しゃへい性能検査	ガンマ線、中性子線に関するしゃへい検査について記述する。
B.8	しゃへい性能検査	ガンマ線、中性子線しゃへいに用いられる部分の寸法検査について記述する。
B.9	伝熱検査	容器各部の温度分布を確認する検査について記述する。
B.10	吊上荷重検査	トラニオン等に荷重を付加し異常の有無を確認する検査について記述する。
B.11	重量検査	輸送容器の総重量を確認する検査について記述する。
B.12	未臨界検査	中性子吸収材について、中性子毒物の含有量、分布等に関する検査及び臨界安全上の必要な寸法検査について記述する。
B.13	作動確認検査	弁、非常用安全装置等について、当該装置が

項目		内容
		正常に作動するか否かを確認する検査について記述する。
B.14	取扱検査	収納物を装荷し輸送物を作製する場合を模擬した輸送容器の取扱に関する検査について記述する。
(ハ)－C	容器の製作スケジュール	容器の製作工程を部材単位等の製作内容により各工程に分解の上、各工程（含む試験、検査項目）を時間軸（大略、月単位）に従い作図する。この際、製作、試験、検査する場所についても付記すること。
(ハ)－D	品質管理	(ハ)－A、B、C各項に記載された輸送容器の製作に関する品質管理方法を具体的に記述する。
D.1	組　織	品質保証計画遂行に係る申請者及び関係者（請負業者、エイジェント・コンサルタント）等の組織について責任体制を明らかにした図を用いて記述する。
D.2	品質保証計画	品質保証計画の実施要領に関して、次の項目について記述する（カッコ内、主眼点を示す。） 1）機器の機能障害または故障（重要性） 2）設計と製作の関連（持続性） 3）プロセスと装置に対する管理と監視（必要性） 4）検査と試験によって実証される機能的適用度合 5）基準の程度、品質履歴及び標準化の程度 6）その他品質を保証するために必要な事項
D.3	設計管理	安全解析書に記述された品質に係る項目が発注仕様書、図面などに正しく記述されているかを設計の実施者以外の者が確認する体制について記述する。
D.4	指示およびその方法	加工、使用及び保守において品質に影響を与えるものについて、文書等による指示の方法を記述する。且つ、これに基づいて遂行されることを記述する。

項	目	内　　容
D.5	文書管理	品質に関するすべての指示、要領及び図面等の文書の管理に関する措置について記述する。
D.6	材料、機器、役務調達	購入される材料、機器、役務調達に関する事項が調達文書に合致することを確認する措置を記述する。
D.7	材料、部品及び機器の確認に関する管理	熱処理番号及び部品番号等の記録の方法を記述する。
D.8	特殊工程の管理	溶接、熱処理及び非破壊試験等の特殊工程について適切な規格、仕様、基準及びその他の要件に従って管理される方法を記述する。
D.9	検査管理	品質に関係するデーターシート、検査方法、検査者の資格、機器の較正、検査要領書、並びに修理、改良及び取替に関しての検査管理（再検査を含む）について記述する。
D.10	測定機器、試験機器の管理	ゲージ、装置並びにその他の測定装置及び試験装置が適切に管理、較正及び調整されていることを示す。
D.11	取扱い、保管	物品の取扱い、保管等の管理が適切であることを示す。
D.12	検査および製造の進捗状況の管理	製作中の製造および検査の進捗状況を管理する要領について記述する。
D.13	是正管理	不具合項目の表示・処置および記録の管理について記述する。
D.14	品質管理記録	製作・検査に関する要領書などの文書、作業者の資格、記録及び材料証明書を含む検査記録等の品質管理記録のとりまとめと保存について記述する。
D.15	品質管理監査	品質保証計画の実施状態を確認するため行う監査の要領について記述する。
(ニ)	輸送物の取扱い方法および保守条件	輸送物の安全設計に合致した標準的な取扱い方法について記述するとともに保守条件を明記する。
(ニ)－A	輸送物取扱い方法	
A.1	装荷方法	燃料装荷の検査、試験及び特別な準備を記述

項目		内容
		する。またクレーン等の操作機器についても記載する。しゃへい水、冷却材等の液体が仕様にしたがって容器に充填されることを記述する。 dryに設計されている輸送容器内空間の残留蒸気の除去の方法及びその有効性について説明を行う。
A.2	取出し方法	燃料等の取り出しの方法及び安全上必要な措置等について記述する。
A.3	空容器の準備	検査、試験及び特別な準備（密封、不注意な汚染の拡大防止等、次の輸送にさしつかえないような準備、残留蒸気の凍結などの考慮）を記述する。
A.4	付属書類	付属資料、図などを用いた方法の説明を行う。
A.5	輸送容器完成時検査	(ハ)－Bの記載事項を要約の上さらに輸送物の最初の使用前の試験検査を記述する。
A.6	輸送物発送前検査	輸送物の輸送の毎回発送する都度行う試験・検査について記述する。
(ニ)－B	保守条件	輸送容器の仕様を長期にわたって保証できる保守条件について記述する。定期検査、部品取替えの頻度、容器の補助系の取替え、修理基準及び保守記録の各項目について説明を行う。
B.1	外観及び耐圧検査	検査の頻度、計装及び精度について説明を行う。
B.2	気密漏洩検査	同　上
B.3	補助系の保守	付属冷却システム、中性子しゃへいタンク及びその他全体に影響を与える補助系の検査及び取替え計画について記述する。
B.4	密封容器の弁、ガスケット等の保守	構成機器の取替計画とその検査の方法を記述する。実証テスト及び製作者データに基づいて検討の上記述する。
B.5	しゃへい検査	しゃへいの能力に関しては定期的検査計画を記述する。ガンマ線、中性子源両者について考慮する。
B.6	未臨界検査	中性子吸収材等について健全性を確認する方

項目		内容
B.7 B.8	熱検査 その他	法について記述する。 検査の頻度等を記述する。 構成機器及び補助系について定期的に行う追加検査について説明を行う。
(ホ)	安全設計、安全輸送に関する特記事項	その他、(イ)～(ニ)章に該当しない安全設計、安全輸送に関する特記すべき事項があれば記述する。

(ヘ) 申請書書式

A 寸 法：A－4判（図面寸法は、原則としてA－4判とするが、折りこみでA－4判の2倍までならよい。）

B 部 数：正本1部 副本1部

C 頁 ：ページは各章毎一連の数字を付す。（例……(イ)－15 (イ)章の第15ページ。）

D 図 面：図面には頁の他、図面番号（例……(イ)－第15図、(イ)章の第15図）、図の説明（例＊"(イ)第15図……弁のA－A′断面詳細図"）、社名を記載する。また縮尺図でもよいが、可能なかぎり鮮明であり、かつ、線、文字は黒色であること。図は該当する本文に最も近いページに挿入するか刷りこむこと。

E 写 真：写真はキャビネ半切以上とし、写真番号（例……写真(ロ)－15）、写真の説明（例："写真(ロ)－15火災試験後におけるキャスク切断部の状況"）をつける。カラー写真でもよい。鮮明なもの。

F 印 刷：印刷は片面として、黒色活字印刷（活字は小さすぎないこと）またはゼロックスであること。但し提出する申請書は活字印刷とゼロックスを混用しないこと。

G 改 訂：変更申請等により本文、図面等の改訂を行う場合には、ページ数の他改訂の回数（例、第3回目の改訂……改－3）及び改訂の年月日を各ページ下空白部に刷りこむこと。

H 製 本：申請書は左とじ、ルーズリーフ式とし、各章毎に色別の見出頁を挿入すること。

I 表 ：表は該当する本文の最も近いページに挿入するか刷りこむとともに表番号（(イ)－表15、イ章の第15表）及び表の説明（"(イ)－表15キャスク内筒の材料一覧"）をつける。

J その他：図、表、写真を本文中で最初に引用する場合には、図番等をゴヂック

体もしくはアンダーラインを付す（例……内筒に用いたSUS－304の材料の温度が引張強さに与える影響を(ロ)－第30図に示す。……）。

＊題名でもよい。

○核燃料物質等車両運搬規則

〔昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第七十二号〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条の二第一項及び第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第十七条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等車両運搬規則を次のように定める。

核燃料物質等車両運搬規則

（趣旨）

第一条　核燃料物質等を鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両により、工場又は事業所の外において運搬する場合は、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2　この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　核燃料輸送物　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「総理府令」という。）第一条第三号に定める核燃料輸送物をいう。

二　車両　鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車又は軽車両をいう。

三　コンテナ　運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。

四　専用積載　車両が一の荷送人によって専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によって行われる積載の方法をいう。

（取扱場所）

第三条　核燃料輸送物（総理府令第三条第一号に定めるL型輸送物（以下「L型輸送物」という。）を除く。以下この条において同じ。）又は核燃料輸送物が収納されているコンテナは、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはならない。ただし、なわ張り、標識の設置等の措置を講じた場合は、この限りでない。

（積載方法等）

第四条　核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納されているコンテナ

（この条、第六条、第九条から第十六条まで及び第十九条において「核燃料輸送物等」という。）の積込み又は取卸しは、核燃料輸送物の安全性が損なわれないように行わなければならない。

2　核燃料輸送物等は、運搬中において移動、転倒、転落等により核燃料輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければならない。

3　核燃料輸送物等は、関係者以外の者が通常立ち入る場所に積載してはならない。

（臨界の防止）

第五条　核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように措置して行わなければならない。

（混載制限）

第六条　表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超える核燃料輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別な措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

2　核燃料輸送物等は、次に掲げるものと同一の車両に混載してはならない。

一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三　揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体で引火点が五十度（専用積載の場合にあっては、八十二度）以下のもの

四　塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類で酸の含有量が体積百分率で十パーセントを超えるもの

五　前四号に掲げるもののほか、核燃料輸送物の安全な運搬を損なうおそれのある物質

（コンテナに係る放射線量率等）

第七条　核燃料輸送物が収納されているコンテナの最大放射線量率は、表面において二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置において十ミリレム毎時を超えてはならない。

2　核燃料輸送物が収納されているコンテナの表面の放射性物質の放射能面密度は、総理府令第四条第六号に定める許容表面密度を超えてはならない。

（輸送指数）

第八条　輸送物（放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号。以下「運搬規則」という。）第二条第二項第一号に定める放射性輸送物（以下「放射性輸送物」という。）及び核燃料輸送物をいう。以下この条、第十条並びに第十八条第八項及び第九項において同じ。）及び輸送物が収納されているコンテナについては、輸送指数を定めるものとする。ただし、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えない輸送物であって、総理府令第八条に規定する核分裂性輸送物（以下「核分裂性輸送物」という。）のうち同条に規定する第二種核分裂性輸送物（以下「第二種核分裂性輸送物」という。）及び第三種核分裂性輸送

物（以下「第三種核分裂性輸送物」という。）以外のもの並びにこれらの輸送物のみが収納されているコンテナについては、この限りでない。

2　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　輸送物にあっては、当該輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値。ただし、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物にあっては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個数（総理府令第十条第一項に定める輸送制限個数をいう。）で五十を除して得た値のうち、いずれか大きい値とする。

二　輸送物が収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納された輸送物について前号による値を合計して得た値。ただし、第三種核分裂性輸送物が収納されているコンテナにあっては、当該値と五十のうち、いずれか大きい値とする。

3　前項の規定にかかわらず、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物以外の輸送物のみが収納されているコンテナ（最大断面積が百平方メートル以下のものに限る。）を専用積載で運搬する場合にあっては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をもって当該コンテナの輸送指数とすることができる。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	六
二十平方メートルを超え、百平方メートル以下の場合	十九

（標識又は表示）

第九条　次の表の上欄に掲げる核燃料輸送物等には、それぞれ、同表の中欄に掲げる標識又は表示を同表の下欄に掲げる箇所に付し、又は行わなければならない。

一　L型輸送物（核分裂性輸送物を除く。）	「放射性」の文字の表示	核燃料輸送物の表面
二　核分裂性輸送物以外の核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）又は総理府令第八条に規定する第一種核分裂性輸送物（以下「第一種核分裂性輸送物」という。）であって、表面の最大放射量率が〇・五ミリレム毎時を超えないもの	第一類白標識（第一号様式）	核燃料輸送物の表面の二箇所
三　次に掲げる核燃料輸送物 イ　核分裂性輸送物以外の核燃料輸送物又は第一種核分	第二類黄標識（第二号様式）	核燃料輸送物の表面の二箇所

裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超え五十ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの			
ロ　第二種核分裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が五十ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの			
四　前三号に掲げる核燃料輸送物以外の核燃料輸送物	第三類黄標識（第三号様式）	核燃料輸送物の表面の二箇所	
五　第一号若しくは第二号に掲げる核燃料輸送物又はこれらの核燃料輸送物及び運搬規則第十四条第一項の表第一号若しくは第二号に掲げる放射性輸送物のみが収納されているコンテナ	第一類白標識（第一号様式）	コンテナの四側面	
六　核燃料輸送物が収納されているコンテナ（第三種核分裂性輸送物が収納されているものを除く。）であつて、前号に掲げるもの以外のものであり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	コンテナの四側面	
七　核燃料輸送物が収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識（第三号様式）	コンテナの四側面	

2　核燃料輸送物（L型輸送物及びコンテナに収納されているものを除く。）又は核燃料輸送物が収納されているコンテナを専用積載で運搬する場合には、前項の規定による標識に「専用積載」の文字を表示しなければならない。

3　次に掲げる核燃料輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を鮮明に表示しておかなければならない。

一　総重量が五十キログラムを超える核燃料輸送物　総重量

二　総理府令第三条第一項第二号に定めるA型輸送物　「A型」の文字

三　総理府令第三条第一項第三号に定めるBM型輸送物（以下「BM型輸送物」という。）及び同号に定めるBU型輸送物（以下「BU型輸送物」という。）　「B型」の文字

4　BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該核燃料輸送物の容器

の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク（第四号様式）を明確に表示しなければならない。

5　核燃料輸送物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面にコンテナ標識（第五号様式）を付さなければならない。

（積載限度）

第十条　核燃料輸送物等を積載する場合において一の車両に積載する輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。この場合において、連結された二以上の自動車は、一両とみなす。

（車両に係る放射線量率）

第十一条　核燃料輸送物等を車両に積載した状態における放射線量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ当該各号に定める値を超えてはならない。

一　車両の表面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）　最大放射線量率が二百ミリレム毎時

二　車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置　最大放射線量率が十ミリレム毎時

三　車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所　最大放射線量率が二ミリレム毎時

（車両に係る標識）

第十二条　核燃料輸送物等（L型輸送物及びL型輸送物のみが収納されているコンテナを除く。この条から第十六条までにおいて同じ。）を積載した車両には、車両標識（第六号様式）をその両側面及び後面（鉄道、新設軌道及び索道にあつては、両側面に限る。）の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、開放型の車両で核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）が収納されているコンテナを積載したものにあつては、第九条第五項の規定に基づき当該コンテナに付された標識が運搬中外部から視認できるときは、当該標識をもつてこれに代えることができる。

2　専用積載により核燃料輸送物等を運搬する場合であつて、前項の車両標識に「専用積載」の文字を表示したときは、第九条第二項又は第十九条第四項の規定による表示を行うことを要しない。

3　夜間においては、核燃料輸送物等を運搬する併用軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両の前部及び後部（軽車両にあつては、後部に限る。）の見やすい箇所に赤色燈を付け、それを点燈しなければならない。

（連結制限）

第十三条　核燃料輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、第六条第二項第一号から第三号までに掲げるもの（第三号に掲げるものにあつては、引火点が二十五度以下のものに限る。）を積載した車両と三両以上離して連結しなければならない。この場合において、ボギー車一両は、二両とみなす。

2　核燃料輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、核燃料輸送物等又は運搬規則第十七条第一項に規定する放射性輸送物等を積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

（取扱方法等を記載した書類の携行）

第十四条　核燃料輸送物等を運搬する場合には、核燃料輸送物の種類、量、取扱方法その他運搬に関し留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を携行しなければならない。

（交替運転者等）

第十五条　核燃料輸送物等を自動車により長距離にわたり、又は夜間に運搬する場合であつて、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、交替するための運転者の配置その他当該自動車の安全な運転の確保のため必要な措置を講じなければならない。

（見張人）

第十六条　核燃料輸送物等を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、コンテナ又は非開放型の車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該核燃料輸送物に容易に近づけない場合を除く。

（BM型輸送物の運搬に係る措置）

第十七条　BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、放射線測定器及び保護具を携行しなければならない。

2　BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、核燃料物質の取扱いに関し専門的知識を有する者を同行させ、当該核燃料輸送物の保安のため必要な監督を行わせなければならない。

（核燃料輸送物としないで運搬できる空容器等の運搬）

第十八条　総理府令第十二条第一号に定める空容器（以下「空容器」という。）及び同条第二号に定める核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料汚染物」という。）を核燃料輸送物としないで運搬する場合は、次項から第十一項までの規定によらなければならない。

2　汚染物（運搬規則第二十三条第一項第二号に定める放射性汚染物（以下「放射性汚染物」という。）及び核燃料汚染物をいう。以下この項、次項及び第七項から第九項までにおいて同じ。）及び汚染物が収納されているコンテナについては、輸送指数を定めるものとする。ただし、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えない汚染物及び当該汚染物が収納されているコンテナについては、この限りでない。

3　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　汚染物にあつては、当該汚染物の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値

二　汚染物が収納されているコンテナ（最大断面積が百平方メートル以下のものに限る。）にあつては、当該コンテナに収納されている汚染物について前号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	六
二十平方メートルを超え、百平方メートル以下の場合	十九

4　次の表の上欄に掲げる核燃料汚染物又は空容器若しくは核燃料汚染物が収納されているコンテナには、それぞれ、同表の中欄に掲げる標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。

一　核燃料汚染物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないもの	第一類白標識（第一号様式）	核燃料汚染物の表面の二箇所
二　核燃料汚染物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超え五〇ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	核燃料汚染物の表面の二箇所
三　前二号に掲げる核燃料汚染物以外の核燃料汚染物	第三類黄標識（第三号様式）	核燃料汚染物の表面の二箇所
四　第一号に掲げる核燃料汚染物若しくは空容器又はこれらのもの及び運搬規則第二十三条第一項第一号に掲げる空容器若しくは同条第五項の表第一号に掲げる放射性汚染物のみが収納されているコンテナ	第一類白標識（第一号様式）	コンテナの四側面
五　核燃料汚染物が収納されているコンテナであつて、前号に掲げるもの以外のものであり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	コンテナの四側面
六　核燃料汚染物が収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識（第三号様式）	コンテナの四側面

5　核燃料汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）又は

空容器若しくは核燃料汚染物が収納されているコンテナを専用積載で運搬する場合には、前項の規定による標識に「専用積載」の文字を表示しなければならない。

6　空容器又は核燃料汚染物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面にコンテナ標識（第五号様式）を付さなければならない。

7　核燃料汚染物が収納されているコンテナには、汚染物以外の物を収納してはならない。

8　核燃料汚染物又は核燃料汚染物が収納されているコンテナ（以下「核燃料汚染物等」という。）を積載する場合において一の車両に積載する汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）及び汚染物が収納されているコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の車両に積載する輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。この場合において、連結された二以上の自動車は、一両とみなす。

9　核燃料汚染物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、輸送物（L型輸送物及び運搬規則第三条に規定するL型輸送物を除く。）若しくは汚染物又はこれらのものが収納されているコンテナを積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

10　第四条、第六条、第七条及び第十一条の規定は、空容器を運搬する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「核燃料輸送物」とあるのは「空容器」と、「核燃料輸送物等」とあるのは「空容器又は空容器が収納されているコンテナ」と読み替えるものとする。

11　第三条、第四条、第六条、第七条、第十一条、第十二条、第十三条第一項及び第十四条から第十六条までの規定は、核燃料汚染物を運搬する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「核燃料輸送物」とあるのは「核燃料汚染物」と、「核燃料輸送物等」とあるのは「核燃料汚染物等」と、第十二条第一項中「第九条第五項」とあるのは「第十八条第六項」と、第十二条第二項中「第九条第二項」とあるのは「第十八条第五項」と読み替えるものとする。

（特別措置等）

第十九条　第七条（前条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）、第十条、第十一条（前条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）並びに前条第一項及び第八項の規定に従って運搬することが著しく困難な場合であって、安全な運搬を確保するために必要な措置を講じ、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。

2　総理府令第十三条の規定により科学技術庁長官の承認を受けて核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を運搬しようとする場合は、安全な運搬を確保するために必要な措置を講じ、かつ、安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けなければならない。

3　前二項の規定により核燃料物質等、核燃料輸送物等又は核燃料汚染物等を運搬する場合には、専用積載で運搬しなければならず、また、第九条第一項又は第十八条第四項の規定にかかわらず、それらの表面の二箇所（コンテナにあつては、四側面）に第三類黄標識（第三号様式）を付さなければならない。

4　前項の規定による標識には、「専用積載」の文字を表示しなければならない。

（運搬の安全の確認）

第二十条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十七条の三第一号の運輸省令で定める核燃料物質等は、次の各号に掲げる核燃料物質等とする。

一　三万キュリーを超える放射能を有する核燃料物質等（ＢＭ型輸送物として運搬されるものに限る。）

二　総理府令第三条第一項第二号の科学技術庁長官の定める量の三千倍を超える放射能を有する核燃料物質等（ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物として運搬されるものに限る。）

2　令第十七条の三第二号の運輸省令で定める核燃料物質は、第三種核分裂性輸送物として運搬される核燃料物質とする。

第二十一条　法第五十九条の二第二項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の確認（以下「運搬の安全の確認」という。）を受けようとする者は、運搬前に、運搬に関する計画書を運輸大臣に提出しなければならない。

第二十二条　運搬の安全の確認は、運輸大臣が申請により指定する者により核燃料物質等が運搬されるときは、前条に規定する運搬に関する計画書を審査することにより行うことができる。

第二十三条　運輸大臣は、運搬の安全の確認をしたときは、確認証を交付するものとする。

（報告徴収）

第二十四条　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者は、核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は核燃料物質等が紛失したときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に運輸大臣に報告しなければならない。

附　則

この省令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

第1号様式（第9条、第18条関係）

第一類白標識

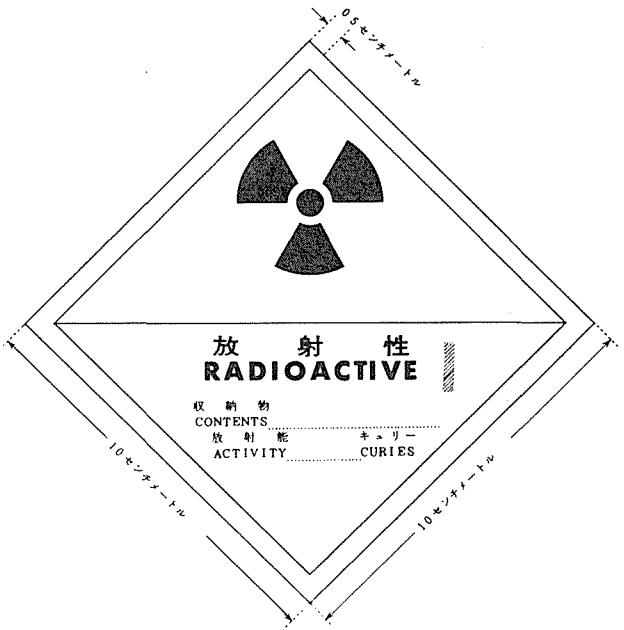

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　収納物及び放射能の欄には、それぞれ、収納されている核燃料物質等の名称及び放射能を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　彩
上半部の地	白
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第２号様式（第９条、第18条関係）

第二類黄標識

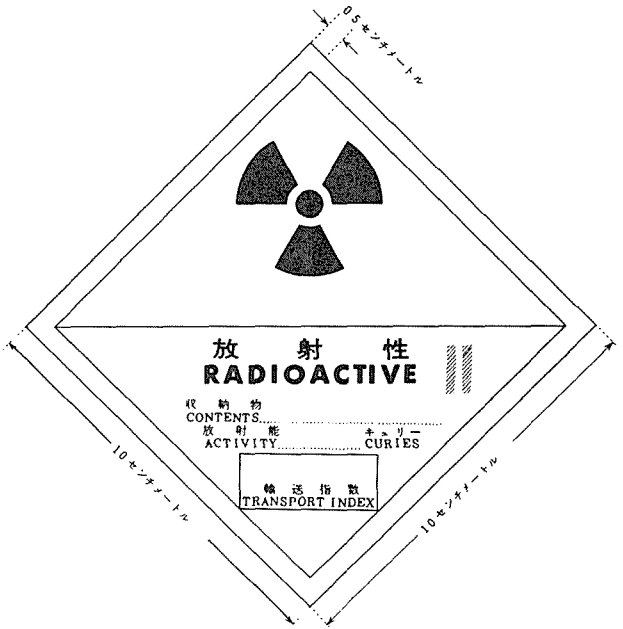

注　１　三葉マークは、第４号様式によるものとする。

２　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納されている核燃料物質等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること

３　放射能は、キユリー単位で表すこと。

４　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

５　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第3号様式（第9条、第18条、第19条関係）

第三類黄標識

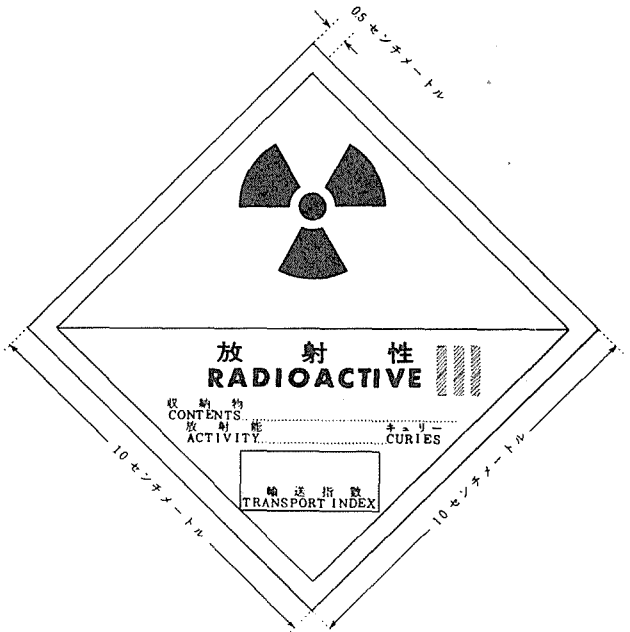

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納されている核燃料物質等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第４号様式（第９条関係）

三葉マーク

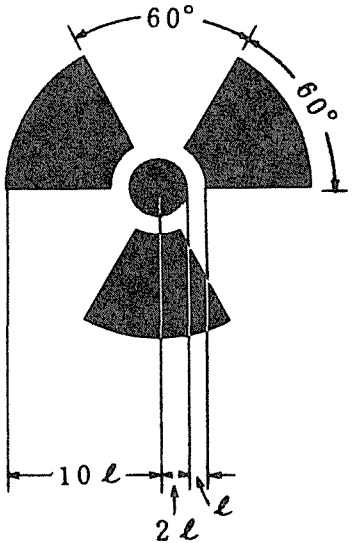

注　１　ℓは、0.2センチメートル以上とする。

　　２　色彩は、黒とする。

第5号様式（第9条、第18条関係）

コンテナ標識



注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　ℓは、0.5センチメートル以上とする。

3　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

4　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　彩
地	白
三葉マーク	黒
文　字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

第6号様式（第12条関係）

車両標識

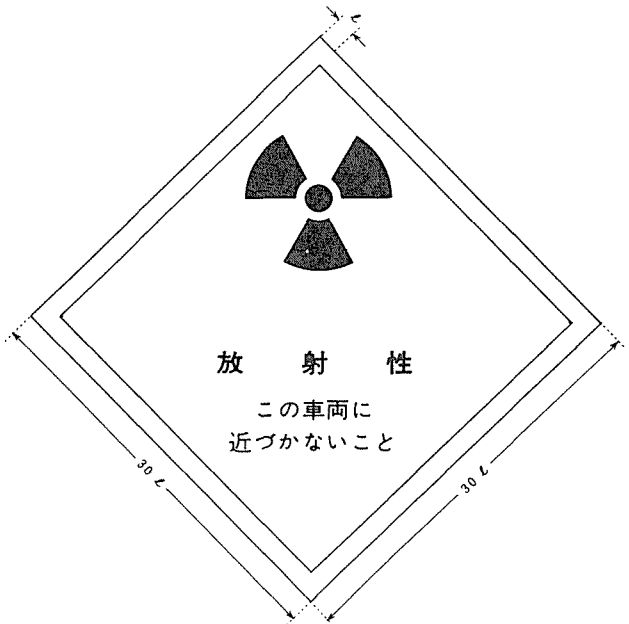

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　ℓは、0.5センチメートル以上とする。

3　色彩は、次表によるものとする。

部　分	色　彩
地	白
三葉マーク	黒
文　字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

○核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

〔昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第六十八号〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条第一項の規定に基づき、核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則を次のように定める。

核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

1　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第六十四条第一項の規定に基づき、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者（以下「事業者等」という。）並びに事業者等から運搬を委託された者は、工場又は事業所の外における核燃料物質の運搬中、その所持する核燃料物質に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、核燃料物質による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第五十九条の二第一項に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。

一　核燃料物質の運搬に使用されている鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両、船舶又は航空機に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起こつたときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、その旨を消防吏員又は海上保安官に通報すること。

二　核燃料物質を他の場所に移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張り、標識の設置等を行い、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三　放射線障害の発生を防止するため必要があるときは、付近にいる者に避難するよう警告すること。

四　核燃料物質による汚染が生じたときは、速やかに、汚染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

五　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいるときは、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六　その他核燃料物質による災害を防止するために必要な措置を講ずること。

2　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第一条第五号に規定する従事者のうち男子の者が前項各号に掲げる緊急作業を行う場合における許容被ばく線量は、同令第十八条第二項に基づき科学技術庁長官の定める放射線量(1)とする。

(1)　核燃料物質等事業所外運搬告示第二十四条（緊急作業に係る許容被ばく線量）

○運輸省鉄道監督局長・自動車局長通達（その１）

鉄保第　155号
鉄運第　162号
自車第1255号

昭和53年12月28日

殿

運輸省鉄道監督局長

運輸省自動車局長

核燃料物質等車両運搬規則、放射性同位元素等車両運搬規則等の制定等について（依命通達）

先般の「原子力基本法等の一部を改正する法律」（昭和53年法律第86号）により「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）が改正され、核燃料物質等の車両による運搬についても、その規制体系が変更されました。その主な改正点は、下記１のとおりです。

今般、この改正を受けて、核燃料物質等の車両による運搬に関する規制基準を定める「核燃料物質等車両運搬規則」（昭和53年運輸省令第72号）が新たに制定され、従来の「放射性物質等車両運搬規則」（昭和52年運輸省令第33号）及び「放射性物質等車両運搬規則の細目を定める告示」（昭和52年運輸省告示第586号）は、それぞれ、一部改正により放射性同位元素等の車両による運搬に関する規制基準を定める「放射性同位元素等車両運搬規則」及び「放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示」とされたので通知します。

これらの省令及び告示は昭和54年１月４日から施行されますが、その施行に当たつては下記２のとおり取扱うこととするので、この旨関係者に周知徹底方お願いします。また、これらの省令の主な条項の解釈、その他実施細目は別途通知します。

なお、これらの省令及び告示の制定等に関連して別紙のとおり関係法令の制定等が行われているので念のため申し添えます。

また、「放射性物質車両運搬規則について（依命通達）」（昭和46年11月８日付け鉄保第61号、鉄運第186号、自車第601号）、「放射性物質等車両運搬規則等の制定等について（依命通達）」（昭和52年12月22日付け鉄保第134号、鉄運第95号、自車第1265号）及び「放射性物質等車両運搬規則について（依命通達）」（昭和52年12月22日付け鉄保第135号、鉄運第96号、自車第1266号）は、昭和54年１月４日限り廃止します。

記

1. 原子炉等規制法の主な改正点

(1) 核燃料物質によつて汚染された物が新たに規制対象に加わつたこと。

(2) 工場又は事業所の外における核燃料物質等の運搬については、運搬主体の如何にかかわらず、輸送物は科学技術庁長官の定める技術基準に、輸送方法は運輸大臣の定める技術基準によることとされたこと。（工場又は事業所の内における運搬については、当該事業所の所管大臣の定める技術基準による。）

(3) 科学技術庁長官又は運輸大臣の定める核燃料物質等を運搬しようとする場合には、その輸送物又は輸送方法が技術基準に適合していることについて、それぞれ、科学技術庁長官又は運輸大臣の確認が必要とされたこと。

(4) 運輸大臣についても、原子炉設置者、加工事業者等の原子力関係事業者に対し、報告の徴収及び事業所への立入検査ができることとされたこと。

2. 運搬の安全の確認等

(1) 原子炉等規制法第59条の２第２項に規定する運輸大臣の確認

核燃料物質等車両運搬規則第20条に規定する核燃料物質等の車両による運搬については、「原子力基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（昭和53年政令第396号）の附則第５条の規定により昭和54年３月５日以後に開始されるものについて、追つて定めるところにより事前に確認申請を行うこと。

(2) 一定の輸送物の運搬に係る届出

核燃料物質等車両運搬規則及び放射性同位元素等車両運搬規則の実効を図るため、核燃料物質等車両運搬規則第９条第３項に規定するＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物若しくは同規則第８条第１項に規定する第３種核分裂性輸送物を車両により運搬する場合（昭和54年３月５日以後運輸大臣の運搬の安全の確認を受ける場合を除く。）又は放射性同位元素等車両運搬規則第３条に規定するＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物を車両により運搬する場合には、従来どおり、追つて定めるところによりその旨を事前に届出すること。

別　紙

1. 原子力基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和53年12月22日政令第396号）
2. 核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和53年12月28日運輸省令第68号）
3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和53年12月28日運輸省令第69号）
4. 自動車運送事業等運輸規則及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和53年12月28日運輸省令第74号）
5. 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年12月28日総理府令第57号）

6. 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和53年12月28日科学技術庁告示第11号）
7. 核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（昭和53年12月28日総理府令第48号）
8. 危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令（昭和53年12月28日運輸省令第71号）
9. 航空法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年12月28日運輸省令第75号）
10. 航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する告示（昭和53年12月28日運輸省告示第679号）

○運輸省鉄道監督局長・自動車局長通達（その２）

鉄保第　156号
鉄運第　163号
自車第1256号
昭和53年12月28日
改正　鉄保第　19号
鉄運第　16号
自車第　138号
昭和54年２月27日

殿

運輸省鉄道監督局長
運輸省自動車局長

核燃料物質等車両運搬規則について（依命通達）

核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号。以下「規則」という。）の主な条項の解釈及び取扱い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第59条の２第２項に規定する確認の申請、規則第22条に規定する運輸大臣の指定の申請、一定の核燃料輸送物の運搬に係る届出（以下「核燃料輸送物運搬届出」という。）並びに規則第19条の承認申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）についての細目を別添のとおり定めたので、この旨関係者に周知徹底方お願いします。

別　添

1. 規則中の主な条項の解釈及び取扱い

(1) 第３条、第４条第３項、第16条関係

「関係者以外の者」は、旅客、通行人等をいうものとする。

(2) 第９条関係

第１項の「放射性」の文字、第３項の総重量、「A型」の文字及び「B型」の文字は、原則として１平方センチメートル角以上の黒字を白地に表示するものとする。また、「放射性」の文字には「L型」の文字を追加して表示してもよい。

(3) 第11条関係

運搬に従事する者に対する放射線被ばく線量が、一般人と同様、0.5レム毎年以下となるよう、車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所の最大放射線量率は２ミリレム毎時以下と規定されているが、本規定の実効を担保するため、A型輸送物、BM型輸送物又はBU型輸送物を頻繁に運搬する場合にあつては、運搬に従事する者ごとに次のいずれかの事項を記録し、これを１年間保管すること。

(イ) 核燃料物質等の運搬に従事した時間及びこのうち運転席、助手席、車室内ベット等にいた時間

(ロ) ポケット線量計、フイルムバッヂ等による測定結果

(4) 第12条第3項関係

前部及び後部に備える赤色燈は、それぞれ、夜間前方及び後方300メートルの距離から点燈を確認できるものであること。

(5) 第14条関係

携行する書類は、収納された核燃料物質等の主な核種の名称及び放射能強度についても記載されたものであること。

また、当該書類の記載内容については、運搬に従事する者に対し、あらかじめ説明すること。

(6) 第15条関係

核燃料輸送物等の運搬において、運転者の過労等による交通事故を防止して運行の安全を確保するための規定である。本規定の実施に当たつては、次によること。

(イ) BM型輸送物、BU型輸送物又は核分裂性輸送物を運搬する場合にあつては、「危険物の規制に関する規則」（昭和34年総理府令第55号）第47条の2の規定に準ずること。

(ロ) 核燃料輸送物等を運搬する場合には、昭和42年2月9日付け労働省基発第139号「自動車運転者の労働時間等の改善基準について」及び昭和50年11月8日付け労働省基発第657号「長距離貨物運送に従事する自動車運転者の運転時間に関する指導基準について」に準拠すること。

なお、核燃料輸送物等の運搬に従事する運転者には、相当の運転経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てるよう努めること。

(7) 第17条第2項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(イ) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第41条に規定する原子炉主任技術者免状を有する者又は原子炉主任技術者試験筆記試験合格者

(ロ) 原子炉等規制法第22条の3に規定する核燃料取扱主任者免状を有する者

(ハ) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し1年以上の経験を有する者

(ニ) 放射線障害防止法第35条に規定する第2種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し2年以上の経験を有する者

(ホ) 核燃料物質の取扱いに関し、(イ)から(ニ)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

2. 核燃料輸送物の運搬の確認申請等

規則第20条に規定する核燃料物質等を運搬しようとする場合は、次の要領で原子炉

等規制法第59条の２第２項に規定する運輸大臣の確認を受けること。

(1) 第１号様式による核燃料輸送物運搬確認申請書並びに別表第１の第１欄の２以下に掲げる記載事項について、同表の第２欄の記載要領等に従つて記載した運搬に関する計画書及びその添付書類正副２通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は別表第３の第１欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第３欄に掲げる所管課に提出すること。

(2) 運輸大臣は、規則第22条の規定により指定を受けた者以外の者が運搬する場合は、原則として運搬前に積載時検査を行うものとする。

(3) 申請書等の記載事項のうち、予定運搬日時、予定運搬経路その他軽微な事項の記載内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨を遅滞なく届け出ること。

また、確認を受けた場合には、確認に係る運搬についての記録を１年間保管すること。

3. 核燃料輸送物運搬者の指定申請等

(1) 申　請

核燃料物質等を自動車により運搬する者であつて規則第22条に規定する運輸大臣の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、別表第２の第１欄に掲げる記載事項について同表の第２欄の記載要領等に従つて記載した申請書及びその添付書類正副２通を自動車局整備部車両課（昭和54年４月１日以降は自動車局整備部保安課）に提出すること。

(2) 指定書の交付

運輸大臣が指定した場合は、申請者に指定書を交付するものとする。

(3) 指定の条件等

(イ) 指定に当たつては条件を付すことができる。

(ロ) 指定に当たつては３年以内の範囲において有効期間を付すことができる。

(4) 指定の失効

指定は、指定を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、失効するものとする。

(イ) 死亡又は解散したとき。

(ロ) 事業を廃止したとき。

(ハ) 指定を辞退したとき。

(ニ) 指定の条件に適合しなくなつたとき。

(ホ) 有効期間が満了したとき。

(5) 変 更 届

指定を受けた者は、申請書等の記載内容に変更が生じた場合は変更の事由、内容を明らかにし、その旨を遅滞なく届け出ること。

(6) 指定書の返納

指定を受けた者は、指定が失効したときは指定書を返納すること。

(7) 運搬実績の報告

指定を受けた者は、毎年２月１日までに前年の運搬実績を運輸大臣あて提出すること。

4. 核燃料輸送物運搬届出

ＢＭ型輸送物、ＢＵ型輸送物又は第３種核分裂性輸送物を運搬しようとする場合（原子炉等規制法第59条の２第２項に規定する運輸大臣の確認に係る核燃料輸送物及び規則第19条の運輸大臣の承認に係る核燃料輸送物を運搬しようとする場合を除く。）は、原則として運搬の３週間前までに、別表第１の第１欄に掲げる記載事項について、同表の第２欄の記載要領等に従って記載した届出書及びその添付書類正副２通を提出すること。

この場合において、当該届出書等は、別表第３の第１欄に掲げる区分に応じ、同表の第２欄に掲げる者あてのものとし、それぞれ、同表の第３欄に掲げる所管課に提出すること。

なお、届出をした内容に変更を生じた場合は変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて遅滞なく届け出ること。

また、届出をした場合には、当該届出に係る運搬についての記録を１年間保管すること。

5. 特別措置運搬承認申請

規則第19条の規定に基づき、核燃料物質等、核燃料輸送物又は核燃料汚染物を運搬しようとする場合は、別表第１の第１欄に掲げる記載事項について同表の第２欄の記載要領等に従つて記載した承認申請書及びその添付書類正副２通を提出すること。

この場合において、当該承認申請書等は、別表第３の第１欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第３欄に掲げる所管課に提出すること。

なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて承認を受けること。

また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を１年間保管すること。

別表第１　運搬計画書等記載事項等

記　載　事　項	記　載　要　領　等
1. 届出書本文（承認申請の場合にあつては、承認申請書本文）	○　届出書本文の様式は第３号様式、承認申請書の様式は第４号様式（様式中「第19条第１項」は、当該承認申請が規則第19条第２項に基づく場合は「第19条第２項」と、第19条第１項及び第２項に基づく場合は「第19条第１項及び第２項」と書き替えること。）によること。 　また、届出者又は申請者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名を付記すること。
2. 運搬の目的	○　運搬する核燃料物質等の用途、発着地等を簡略に記載すること。
3. 当該規定に従つて運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置（承認申請のみ）	
4. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所	○　法人にあつては、その代表者の氏名を付記すること。
5. 運送人の氏名又は名称及び住所	○　法人にあつては、その代表者の氏名を付記すること。確認申請であつて運送人が指定を受けた者である場合には指定書の日付及び番号を記載すること。
6. 予定運搬日時	
7. 予定運搬経路	
(1)　発地、着地、経路及び距離	
(2)　その他	○　(2)については、必要に応じ、道路名又は路線名、通過地点、区間距離、キロ程、所要時間、通過予定時刻、点検、運転者の交替予定等を記載し、運行経路図を添付すること。
8. 運搬しようとする核燃料輸送物	○　承認申請の場合には、(2)及び(4)を除き、「核燃料輸送物」とあるのは「核

記載事項	記載要領等
	燃料物質等、核燃料輸送物又は核燃料汚染物」と読み替えて記載すること。
(1) 核燃料輸送物の型式又は名称及び主要諸元	○ (1)の主要諸元は、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。
(2) 核燃料輸送物の種類	○ (2)については、A、BM、BU型輸送物（第1～3種核分裂性輸送物）のように記載すること。
(3) 収納する核燃料物質等の名称、数量、放射能強度及び性状	○ (3)については、核燃料輸送物ごとに記載し、性状については物理的、化学的状態を記載すること。
(4) 核燃料輸送物の輸送制限個数及び配列方法（核分裂性輸送物のみ）	
(5) 核燃料輸送物の放射線量率	○ (5)については、その位置を付記又は図示すること。
(6) 核燃料輸送物の輸送指数	
(7) 核燃料輸送物の個数	
(8) 核燃料輸送物の基準適合状況	○ (8)については、科学技術庁長官の運搬確認証の番号及び輸送容器の登録番号を記載し、当該確認証の写しを添付すること。 科学技術庁長官の運搬確認申請中のものにあつては、その旨並びに申請書の日付及び番号を記載すること。
(9) 核燃料輸送物取扱上の注意事項	
(10) 核燃料輸送物の外観図及び構造図	○ (10)の外観図は、三面図及び鳥観図によること。
9. コンテナの概要	○ 承認申請の場合には、(2)の「核燃料輸送物」を「核燃料物質等、核燃料輸送物又は核燃料汚染物」と読み替えて記載すること。
(1) コンテナの名称又は型式及び主要諸元	○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。
(2) 収納する核燃料輸送物の型式又は	○ (2)については、コンテナごとに記載

記載事項	記載要領等
名称、個数及びコンテナへの収納方法	すること。
(3) コンテナの放射線量率	○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。
(4) コンテナの輸送指数	
(5) コンテナの個数	
(6) コンテナの外観図	○ (6)については、三面図及び鳥観図によること。
10. 車両及び積載方法	
(1) 車両の概要	○ (1)については、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合は当該運搬に使用する車両の許容積載量及び有蓋、無蓋の別を、自動車により運搬する場合は当該運搬に使用する自動車の車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。
(2) 車両の外観図並びに積載方法及び固定方法	○ (2)については、三面図により示すものとし、積載位置、固定等に使用する用具、固定等の方法、標識の貼付、他の積載物等が明確にわかるように示すこと。
(3) 車両の放射線量率	○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。
(4) 車両に積載する核燃料輸送物及びコンテナの型式又は名称、個数並びに輸送指数及びその合計値	○ (4)については、車両ごとに記載すること。
11. 運搬実施体制	
(1) 運搬責任者、運搬実施者、運搬従事者及び同行する専門家	○ (1)において運搬責任者については運搬の実務上の責任者であつて必要な際に連絡のとれる者の氏名と連絡先を、運搬実施者については実際に運搬に従事する者（運搬従事者）の統轄者の氏名を、運搬従事者についてはその人数を、同行する専門家についてはその氏

記　載　事　項	記　載　要　領　等
	名、所属、資格等を記載すること。
(2)　放射線管理要領	○　(2)については、車両、核燃料輸送物、コンテナ等の放射線量率の管理、放射線量率、測定機器、保護具等について記載すること。
(3)　運搬要領	○　(3)については、運搬時における駐車要領、踏切通過要領、梯団時の隊列による運行体制等を記載すること。
(4)　荷役作業要領	○　(4)については、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。
(5)　事故時の措置	○　(5)については、事故時の応急措置、連絡先等を記載すること。
12.　その他	○　運搬従事者に対する教育訓練内容その他必要な事項を記載すること。

備　考　1.　用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとすること。

2.　届出の場合には、記載事項の11の(2)から(5)まで及び12については、既に同一の記載による届出書を提出してあるときは、その旨を明示することによつて記載を省略することができる。

別表第２　指定申請書の記載事項等

記　載　事　項	記　載　要　領　等
1.　申請書本文	○　申請書本文の様式は第２号様式によること。 　また、申請者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名を付記すること。
2.　自動車運送事業の免許の種類、取得年月日	
3.　事業の概要	○　資本金、年商、従業員数、保有車両数、営業所数及び自動車運送事業以外の事業内容等を記載すること。
4.　核燃料物質等の運搬委託者の氏名又は名称	○　過去３年以内において、核燃料物質等の荷送人又は荷受人として運搬を委託した者のうち主な者を、原子炉等規制法の使用者等の区分に従つて記載すること。
5.　核燃料物質等の運搬の経歴	
(1)　運搬の実績	○　過去３年間に運搬した核燃料輸送物の種類別個数及び件数について記載すること。運輸大臣の確認を要する核燃料輸送物は（）内に内数で示すこと。
(2)　運搬時の事故	○　過去３年間で運搬中に発生した放射線による人の障害が発生した事故、汚染等が生じた事故又は紛失事故の発生日時、場所及び事故の概要を記載すること。
6.　核燃料物質等の運搬に使用する車両、携行する機器等の概要	○　運輸大臣の確認を要する核燃料輸送物の運搬に使用する主な車両の車名、型式、登録番号及び使用の本拠の位置を記載し、車両の三面図を添付すること。携行する機器については、放射線測定器の名称又は型式、測定線質、台数及び保守点検要領並びに保護具の概要を記載すること。

記　載　事　項	記　載　要　領　等
7.　核燃料物質等の運搬に関する責任体制	○　運搬に関する業務処理の体制について指揮命令系統等が明確になるよう記載すること。また、社内各部署同等の通常時及び危険時における連絡体制についても記載すること。さらに関連する部署の組織図を添付すること。
8.　核燃料物質等の運搬に従事する者に対する教育訓練等	○　教育訓練等の内容、教材、受講者、頻度等について、過去の実績及び今後の計画を記載すること。
9.　被曝管理体制	○　運搬に従事する者の被曝放射線量の測定、記録等の体制について記載すること。
10.　放射線管理等に関する知識を有する者	○　核燃料物質等の運搬に従事する者のうち放射線取扱主任者免状等を有する者の氏名、所属及び免状等の取得年月日について記載すること。

別表第３　届出及び申請先

区　　分	宛　　先	所　管　課
(1)　当該運搬が日本国有鉄道の鉄道によつてなされる場合	運輸省鉄道監督局長	鉄道監督局国有鉄道部保　安　課
(2)　当該運搬が日本国有鉄道以外の鉄道、軌道、索道又は無軌条電車によつてなされる場合	運輸省鉄道監督局長	鉄道監督局民営鉄道部運　転　車　両　課
(3)　当該運搬が自動車又は軽車両によつてなされる場合	運輸省自動車局長	自動車局整備部車　両　課
(4)　(1)及び(2)に該当する場合	運輸省鉄道監督局長	鉄道監督局国有鉄道部保　安　課
(5)　(1)及び(3)に該当する場合、(2)及び(3)に該当する場合又は(1)、(2)及び(3)に該当する場合	運輸省鉄道監督局長及び自動車局長	自動車局整備部車　両　課

注、区分欄の(3)又は(5)の場合には、昭和54年４月１日以降は自動車局整備部保安課に提出すること。

第１号様式（確認申請書）

核燃料輸送物運搬確認申請書

運　輸　大　臣　殿

文書番号

昭和　年　月　日

申請者の氏名
又は名称　　㊞

住　所

連　絡　先

別添の運搬計画書に記載する核燃料輸送物の運搬につき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の２第２項の確認をして載きたく申請いたします。

第２号様式（指定申請書）

核燃料輸送物運搬者指定申請書

運　輸　大　臣　　殿

文書番号

昭和　　年　　月　　日

申請者の氏名
又は名称　　㊞

住　　所

連　絡　先

核燃料物質等車両運搬規則第22条に規定する運輸大臣が指定する者として指定して載きたく、下記のとおり申請いたします。

記

第３号様式（届出書）

核燃料輸送物運搬届出書

殿

文書番号

昭和　年　月　日

届出者の氏名
又は名称　　㊞

住所

連絡先

「核燃料物質等車両運搬規則について（依命通達）」（昭和53年12月28日付け鉄保第156号、鉄運第163号、自車第1256号）に基づき、下記核燃料輸送物の運搬についてお届けします。

記

第４号様式（承認申請書）

特別措置運搬承認申請書

運　輸　大　臣　　殿

文　書　番　号

昭和　　年　　月　　日

申請者の氏名
又　は　名　称　　㊞

住　　所

連　絡　先

核燃料物質等車両運搬規則第19条第１項の規定に基づき、下記の核燃料物質等の運搬について承認して戴きたく申請します。

記

○自動車運送事業等運輸規則（抄）

〔昭和三十一年八月一日運輸省第四十四号〕

最終改正　昭和五三年一二月二八日運輸省令第七四号

（目的）

第一条　この省令は、自動車運送事業、自動車運送取扱事業及び軽車両等運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び旅客又は荷主の利便を図ることを目的とする。

（物品の持込制限）

第三十六条　一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

五の二　放射性物質等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項の放射性同位元素及びそれによつて汚染された物であつてその放射能濃度が〇・〇〇二マイクロキュリー毎グラム以上のもの並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。）

附　則

この省令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

○道路運送車両の保安基準（抄）

〔昭和二十六年七月二十八日運輸省令第六十七号〕

最終改正　昭和五三年一二月二八日運輸省令第七四号

（用語の定義）

第一条　この省令における用語の定義は、道路運送車両法（以下「法」という。）第二条に定めるものの外、左の各号の定めるところによる。

十七　「放射性物質等」とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項の放射性同位元素及びそれによつて汚染された物であつてその放射能濃度が〇・〇〇二マイクロキユリー毎グラム以上のもの並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。

（燈光の色等の制限）

第四十二条　自動車には、次に掲げる燈火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する燈光の色が橙色である燈火で地上二・五メートル以下のもの又は燈光の色が赤色である燈火を備えてはならない。

六　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための燈火

9　自動車に備える燈火は、前照燈、補助前照燈、側方燈、番号燈、尾燈、後面に備える駐車燈、制動燈、後退燈、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示燈、速度表示装置の速度表示燈、室内照明燈、緊急自動車の警光燈、道路維持作業用自動車の燈火、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための燈火、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の非常燈及び走行中に使用しない燈火（前面に備える駐車燈を除く。）を除き、光度が三百カンデラ以下のものでなければならない。

10　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための燈火は、他の燈火と兼用のものであつてはならない。

（消火器）

第四十七条　左の自動車には、消火器を備えなければならない。

六　放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第三条に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは同令第二十四条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第八条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第十九条の規定により運送する場合に使用する自動車

3　第一項の自動車（前項に規定する自動車を除く。）に備える消

火器は、次のものでなければならない。

一　霧状の強化液を放射する消火器で充てん量が六リットル以上のもの

二　炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が二・二キログラム以上のもの

三　一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充てん量が一リットル以上のもの

四　二臭化四ふつ化エタンを放射する消火器で充てん量が〇・四リットル以上のもの

五　消火紛末を放射する消火器で充てん量が一・八キログラム以上のもの

4　第一項の自動車に備える消火器は、第二項又は前項の規定によるほか、左の基準に適合するものでなければならない。

一　消火器は、構造及び性能が消防法第二十一条の二第二項に規定する技術上の規格に適合するものであること。

二　消火器は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、損傷を生じ又は作動するものでないこと。

三　消火器は、使用に際して容易に取りはずしができるように取り付けたものであること。

四　消火器は、左の場所に備えたものであること。

イ　火薬類を運送する自動車及びこれをけん引するけん引自動車にあつては、見張人の使用に便利な場所

ロ　イに掲げる自動車以外の自動車にあつては、運転者、運転者助手、車掌、見張人又は取扱人の使用に便利な場所

○核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令

〔昭和五十三年十二月二十八日　総理府令第四十八号〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条の二第四項及び第五項（同法六十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第十七条の四において準用する同令第十七条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令を次のように定める。

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令

（届出を要する核燃料物質等）

第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下この条において「令」という。）第十七条の四において準用する令第十七条の三第一号の総理府令で定める核燃料物質等（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。以下同じ。）は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条第一項第三号に規定する核燃料物質等とする。

2　令第十七条の四において準用する令第十七条の三第二号の総理府令で定める核燃料物質は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第八条に規定する核分裂性物質とする。

（届出の手続）

第二条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十九条の二第四項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。第五条において同じ。）の規定による核燃料物質等の運搬の届出をしようとする者は、別記様式第一の届出書四通を当該核燃料物質等の発送地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2　前項の届出は、運搬が一の公安委員会の管轄する区域内においてのみ行なわれる場合にあっては運搬開始の日の一週間前までに、その他の場合にあっては運搬開始の日の二週間前までにしなければならない。

3　第一項の届出を受理した公安委員会は、提出された届出書四通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを当該届出をした者に交付するものとする。

4　第一項の届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、別記様式第二の変更届出書四通を当該届出をした公安委員会に提出しなければならない。

5　第三項の規定は、公安委員会が前項に規定する変更の届出を受理した場合に準用する。

（公安委員会の通知）

第三条　前条第一項の届出を受理した公安委員会は、当該届出に係

る運搬が他の公安委員会の管轄する区域にわたるときは、速やかに、当該地の公安委員会に核燃料物質等の運搬の日時及び経路、種類、数量等必要な事項を通知し、当該通知した事項について意見を聴かなければならない。

2　前項の規定は、公安委員会が前条第四項に規定する変更の届出を受理した場合に準用する。

（指示）

第四条　法第五十九条の二第五項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の総理府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　核燃料物質等を積載した車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。以下この項において同じ。）の速度

二　伴走者の配置

三　核燃料物質等を積載した車両及び伴走車その他の運搬に同行する車両の車列の編成並びに当該車列を構成する車両相互間の距離

四　駐車（道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。以下この号において同じ。）場所及び駐車時の措置

五　核燃料物質等の積卸し又は一時保管をする場所

六　見張人の配置その他核燃料物質等への関係者以外の者の接近を防止するための措置

七　核燃料物質等の車両への積載方法

八　警察機関への連絡

九　第二条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により交付された届出書及び次項の規定により交付された指示書の携帯

十　前各号に掲げるもののほか、運搬中の交通事故、核燃料物質等の盗取等による災害を防止するために必要な事項

2　法第五十九条の二第五項の規定による指示は、第二条第一項の届出を受理した公安委員会が別記様式第三の指示書を当該届出をした者に交付して行うものとする。

3　前項の指示をした公安委員会は、運搬が他の公安委員会の管轄する区域にわたるときは、当該他の公安委員会に当該指示の内容を速やかに通知しなければならない。

（報告の徴収）

第五条　法第五十九条の二第四項の規定による届出をした製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者は、法第六十七条の規定により、工場又は事業所の外における核燃料物質等の運搬において、次の各号の一に該当する事故が発生したときは、当該事故が発生した日から十日以内に、その状況及びそれに対する処置を当該届出を受理した公安委員会に報告しなければならない。

一　核燃料物質等の盗取又は所在不明

二　交通事故

三　核燃料物質等の異常な漏えい

四　前三号のほか、核燃料物質等の運搬に際し人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがある事故

附　則

この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

別記様式第１（第２条関係）

※整理番号	
※受理年月日	

核燃料物質等運搬届出書

年　　月　　日

公安委員会　殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊞

使用者等の区分（注１）

担当者　　電話番号

運搬日時		年　月　日　時から 年　月　日　時まで			
発送地（注２）					
到達地（注２）					
輸送物	種類及び個数（注３）				
	核燃料物質等の名称及び数量注４）				
	区分及び区分別数量（注５）				
運送人	氏名（法人にあってはその名称） 住所				
運行責任者氏名（注６）					
同行専門家氏名（注７）					
運搬経路（注８）					
駐車、積卸し及び一時保管予定場所並びにその予定時刻					
核燃料物質等積載車両及び運転者		自動車登録番号	最大積載重量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
積載方法（注９）					
携行資器材の名称及び個数					
運搬要領（注１０）					
警察機関への連絡要領					
応急措置要領					
摘要（注11）					

注1. 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者若しくは再処理事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあっては、委託者の名称及び使用者等の別を併記すること。

2. 工場又は事業所である場合は、その名称を併記すること。

3. A型輸送物、BM型輸送物又はBU型輸送物の別及び個数を記載すること。核分裂性輸送物にあっては、第一種核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂性輸送物の別を併記すること。

4. 燃料要素、燃料集合体又は使用済燃料にあってはその旨及び単位体数を、その他の核燃料物質にあっては化学上の名称及び重量を記載すること。核燃料物質によって汚染された物にあっては、その旨及び重量を記載し、当該汚染された物の名称、汚染の状況及び汚染の程度を記載した書面を添付すること。

5. 濃縮ウラン、プルトニウム又はウラン２３３の区分により、濃縮ウランの区分に属するものにあってはその旨、濃縮度及びウランの量を、プルトニウムの区分に属するものにあってはその旨及びプルトニウムの量を、ウラン２３３の区分に属するものにあってはその旨及びウラン２３３の量を記載すること。ただし、使用済燃料の場合には記載を要しない。

6. 運搬に同行し、運搬の実施について責任を有する者を記載すること。

7. 核燃料物質の取扱いに関し専門的知識を有する者で、運搬に同行し、当該核燃料物質等の保安のため必要な監督を行うものを記載すること。ただし、BM型輸送物以外の輸送物を運搬する場合であって、専門家を同行させないときは記載を要しない。

8. 路線名、主要な経由地点、通過予定時刻及び車両、船舶、鉄道等の運搬手段の別を記載すること。

9. 輸送物の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。

10. 車両の速度及び駐車、積卸し又は一時保管をする際に講じる見張人の配置等安全確保のための措置について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面を添付すること。

11. 法第５９条の２第２項（法第６６条第２項において準用する場合を含む。）の科学技術庁長官又は運輸大臣の確認の有無並びに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第１３条及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和５３年運輸省令第７２号）第１９条第１項の特別措置の承認の有無について記載すること。

備考1. ※印欄には記載しないこと。

2. 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第２（第２条関係）

核燃料物質等運搬変更届出書

年　月　日

公安委員会　殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊞

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令第２条第４項の規定により　　年　　月　　日付けで届け出た核燃料物質等の運搬について、次のとおり変更したので届け出ます。

変更の内容	
変更の理由	

別記様式第３（第４条関係）

核燃料物質等運搬指示書

年　月　日

殿

公安委員会　印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第５９条の２第５項（同法第６６条第２項において準用する場合を含む。）の規定により核燃料物質等の運搬について次のとおり指示する。

届出年月日	
運搬予定年月日	
指示事項	

表　核燃料物質等の運搬に関する法令の概要

昭和５４年1月30日
警察庁保安部公害課

法　　律	政　　令	総　理　府　令
核燃料物質等の運搬の届出 （第５９条の２第４項）	○届け出なければならない場合を定める （第１７条の４で準用する第１７条の３） 1. 放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質等であって総理府令で定めるものを運搬する場合 2. 臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質であって総理府令で定めるものを運搬する場合	○届出を要する核燃料物質等を定める（第１条） 1. 科学技術庁長官の定める量を超える放射能を有する核燃料物質等 2. 核分裂性物質 ○届出の手続について定める（第２条） 届出書、変更届出書（別記様式第1，第２） ○公安委員会の通知について定める（第３条）
公安委員会の指示 （第５９条の２第５項） 日時、経路、その他総理府令で定める事項		○指示事項について定める（第４条） 速度、伴走者の配置、駐車場所、見張人の配置、その他交通事故、盗取等防止上の必要事項 ○指示の手続について定める（第４条） 指示書（別記様式第３）
報告徴収（第６７条）	○報告事項を定める（第２２条第６項） 1. 事業所外運搬に関し人の障害が発生し又は発生するおそれのある事故の状況 2. 事業所外運搬の状況	○報告手続について定める（第５条）
立入検査（第６８条）		
経　過　措　置	○届出の規定は法の施行の日から６０日を経過した日（昭和５４年３月５日）以降に行われる運搬について適用する（附則第５条）	

○核燃料物質等の運搬の届出等に関する作業図（警察庁）

1. 運搬届出関係（法第５９条の２第４、第５項）

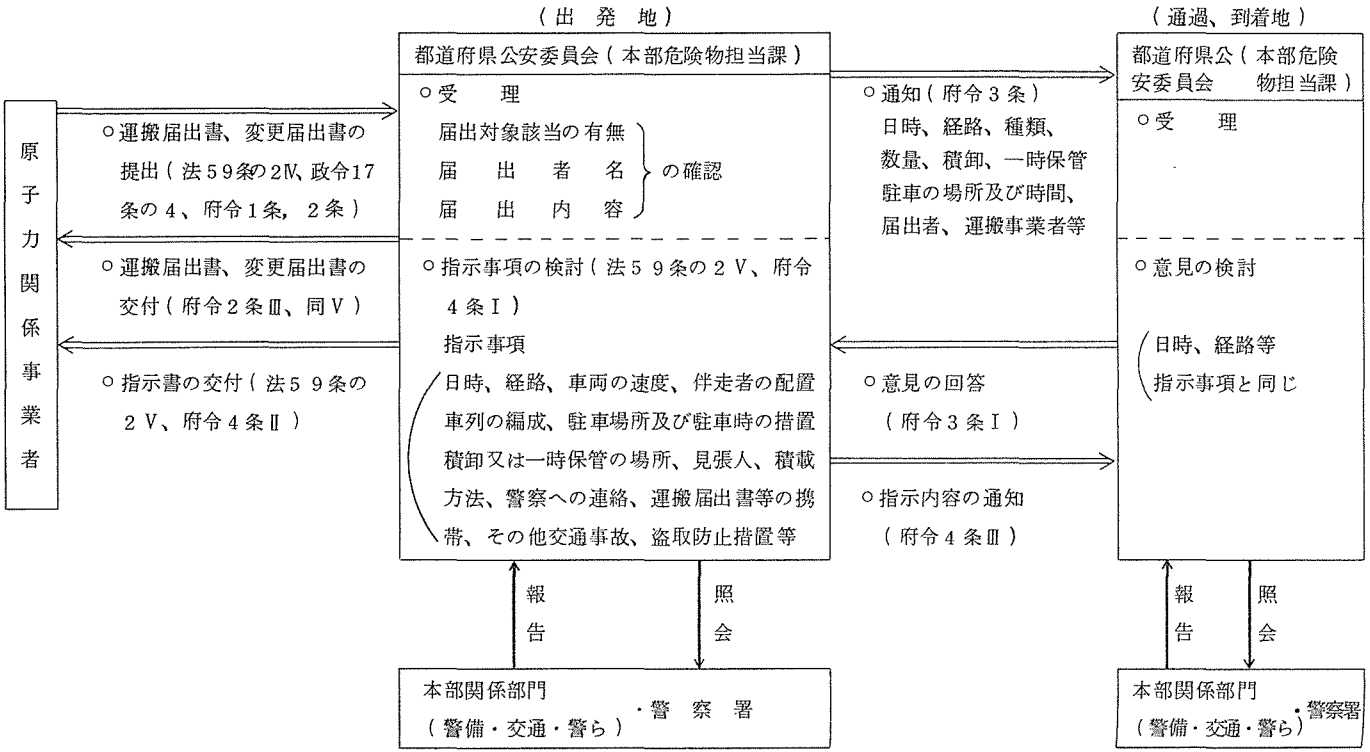

2. 報告徴収関係（法第６７条）

（注）法……核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
政　令…同上法律施行令
府　令…核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令

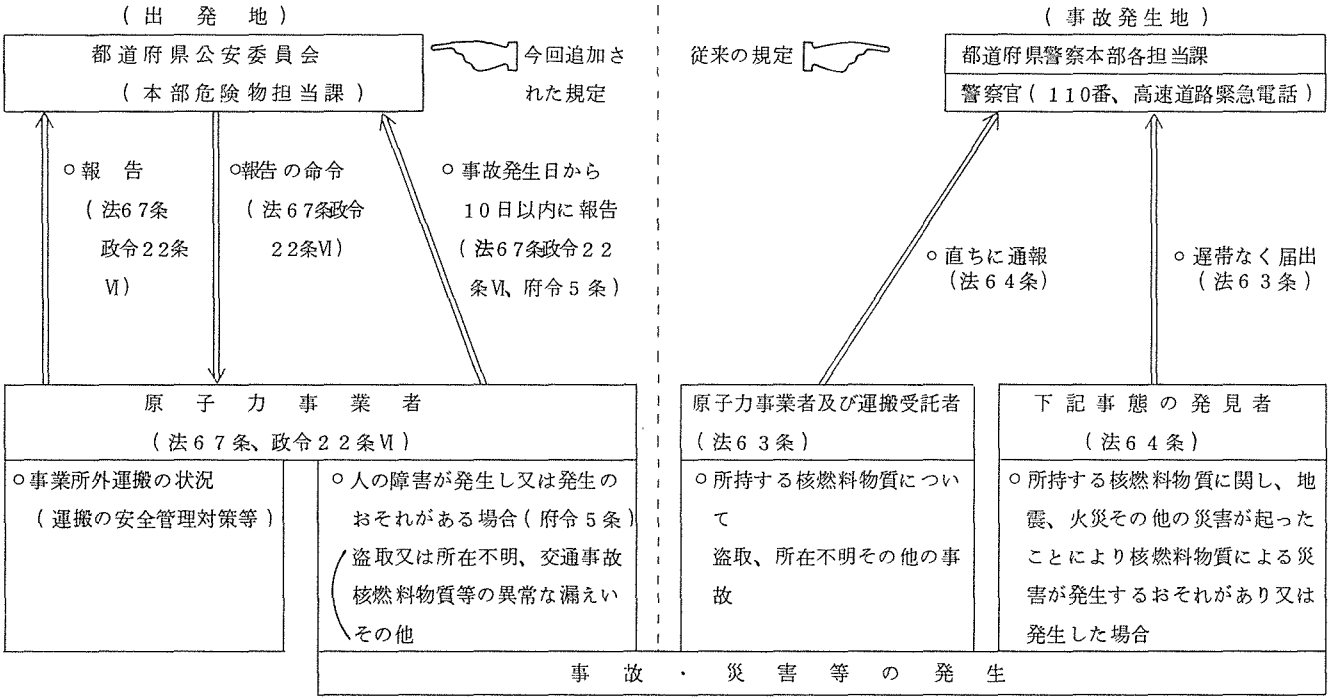

○核燃料物質等運搬届出書の記載要領（警察庁）

1. 届出回数

一車列ごとに届けること。一車列は、原則として８台以下とすること。

2. 届出者

運搬を委託された者が届け出る場合には、運搬を委託した事業者との連名によること。なお、商社等による届出は認めないので留意すること。

3. 担当者

実際の事務担当者であって、運搬内容を熟知した者を記載すること。

4. 届出先

発送地の公安委員会の下にある警視庁又は道府県警察本部の危険物担当課とすること。専用港等から発送する場合においても同様とすること。なお、担当課については、核燃料物質等の運搬に関する事務担当者一覧表を参照すること。

なお、届出は担当者が届出書四通を持参して行うこと。

5. 届出日

運搬予定日の２週間前（一都道府県内のみの運搬については、１週間前）までの平日とすること。船舶により輸入する場合等であって運搬予定日に変更の生ずるおそれのある場合には、予めその旨を説明しておくこと。車両、運転者等について、まだ確定していない場合には、最も可能性の高いもので届出をし、後日確定した場合に変更届出書を速やかに提出すること。

6. 運搬日時

運搬全体（船舶等による運搬の部分も含む。）の開始予定日時及び終了予定日時を記載すること。

7. 発送地、到着地

所在地を記載し、事業所名、埠頭名又は空港名を併記すること。なお、埠頭等については、コンテナーバースを記載する等場所の特定を図ること。

8. 輸送物

輸送物の種類については、「Ａ型第二種核分裂性輸送物」等と記載すること。核燃料物質等の名称については、「燃料集合体」、「６弗化ウラン」等と記載すること。なお、試験的に短期間核分裂させたものについては、「使用済燃料」と記載し、試験的に照射した旨を付記すること。区分については、燃料集合体及び燃料要素について、「濃縮ウラン、濃縮度３％」等と記載すること。数量については、一車列の数量の総量を記載すること。

9. 運送人

実際に運搬を行う運送業者の全員を記載すること。

10. 運行責任者

運搬に同行する現場責任者の氏名を記載すること。

11. 同行専門家

核燃料物質の取扱いについて専門的知識を有する者が運搬に同行する場合には、その氏名及び資格等を記載すること。

12. 運搬経路

路線名、主要な経由地点、通過予定時刻及び都道府県名等運搬経路が明確にわかるように記載すること。車両、鉄道、船舶等の別は、併用するときのみ記載すること。

13. 駐車、積卸し及び一時保管予定場所並びにその予定時刻

交通事故、盗取等の防止のために重要な事項であるので明確に記載すること。「海老名」等ではなく、「東名海老名サービスエリア」等と具体的に記載すること。なお、道路上の駐車は避けるように努めること。核燃料物質等を積載した車両を長時間駐車又は格納する場合には、営業所等の管理可能な区域で行うこととし、その名称を記載すること。積卸し及び一時保管の場所は、事業所内で行う部分以外について具体的に記載すること。

14. 積載車両及び運転車

積載車両ごとに、自動車登録番号、最大積載重量、積載重量、輸送物個数及び運転者氏名を記載すること。なお、補充運転者がいる場合には、別に記載すること。

15. 積載方法

積載方法の概略を簡潔に記載し、外観図を添付すること。

16. 携行資器材の名称及び個数

サーベイメーター、化学消火器、フィルムバッジ、ポケット線量計、立入禁止区域表示用器具等の災害防止又は災害発生時の応急措置のために携行する資器材を記載すること。

17. 運搬要領

速度、伴走者の配置、見張人の配置、駐車時の措置、車両間の連絡方法等について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面を添付すること。伴走車については、その乗務員の氏名、役割についても記載すること。伴走車とは、運搬中の安全確保のためのものであるので、交通事故、盗取等の防止のために監視を行い、必要な措置を執れる者が添乗しているものをいうので留意すること。見張人については、氏名のほか見張方法等について記載すること。見張人とは、周辺を監視し、関係者以外の者の接近を防止することのできる者をいうので留意すること。

18. 警察機関への連絡要領

異常事態発生時の連絡、運搬が計画と異なった場合の連絡等について記載すること。連絡先については、核燃料物質等の運搬に関する事務担当者一覧表を参照すること。

19. 応急措置要領

災害発生時等における応急措置及び車両故障等運搬が計画と異なったときの措置について記載すること。

20. 摘　　要

科学技術庁長官又は運輸大臣の確認等の有無を記載すること。確認申請中である場合には、その旨を記載し、確認後速やかに確認証の写しを添えて変更届を提出すること。

○核燃料物質等運搬届出書の記載例　（警察庁保安部公害課）

その１　低濃縮ウランの場合

警察庁保安部公害課

※ 整理番号	
※受理年月日	

核燃料物質等運搬届出書

昭和５４年３月５日

茨城県公安委員会　殿

住所　東京都千代田区○○町○丁目○番○号
氏名　○○株式会社代表取締役○○○○　㊞
使用者等の区分　　加工事業者
担当者　○○○○　電話番号　０３－０００－０００
住所　東京都港区××○丁目○番○号
氏名　○○運輸株式会社代表取締役○○○○㊞
使用者等の区分　運搬を委託された者
担当者　○○○○　電話番号　03－000－0000

運搬日時		昭和５４年　３月　１９日午後１０時から 昭和５４年　３月　２０日午後１１時まで
発送地		茨城県那珂郡○○村○○○　○○会社東海事業所
到達地		福井県大飯郡○○町○○○　○○電力○○発電所
輸送物	種類及び個数	A型第２種核分裂性輸送物８個
	核燃料物質等の名称及び数量	燃料集合体　１６体
	区分及び区分別数量	濃縮ウラン 8,000Kg、濃縮度３％
運送人	氏名	○○運輸株式会社
	住所	東京都港区××○町目○番○号
運行責任者氏名		○○　○○
同行専門家氏名		○○　○○　核燃料取扱主任者
運搬経路		別紙記載のとおり
駐車、積卸し及び一時保管予定場所並びにその予定時刻		別紙記載のとおり。積卸しは行わない。
核燃料物質等積載車両及び運転者	自動車登録番号	最大積載重量 / 積載重量及び輸送物個数 / 運転者氏名
	別紙記載のとおり	
積載方法		トラックには輸送物２個を１段で積載し、ワイヤロープで固定し、輸送物上部には緩衝材を当てる。
携行資器材の名称及び個数		別紙記載のとおり
運搬要領		別紙記載のとおり
警察機関への連絡要領		別紙記載のとおり
応急措置要領		別紙記載のとおり
摘要		科学技術庁長官の確認申請中

運搬経路及び通過予定時刻（例）

県名	路線名	発着経由地	距離 区間	距離 キロ程	所要時間	通過予定時刻	駐車予定場所
茨城	国道6号線	東海（○○事業所）	0	0		22:00	
		水戸	20	20	35	22:35	
		石岡	34	54	70	23:45	
		土浦	16	70	35	00:20	
		取手	16	86	35	00:55～01:15	竜ケ崎市佐貫町○○道路脇待機車線駐車（点検）
千葉		松戸	37	123	75	02:30	
東京	別記	東名入口	40	163	80	03:50	
神奈川	（東名高速、名神高速）	海老名	32	195	25	04:15～07:30	海老名サービスエリア駐車（休憩）
		足柄	50	245	40	08:10	
静岡		富士川	47	292	40	08:50	
		牧野原	67	359	70	10:00	
		三ケ日	57	416	50	10:50～11:40	三ケ日パーキングエリア駐車（休憩）
愛知		上郷	54	470	50	12:30	
岐阜		養老	76	546	75	13:45～16:10	養老サービスエリア駐車（休憩）
		関ケ原	8	554	15	16:25	
滋賀	国道8号線	米原	18	572	40	17:05	
		長浜	8	580	10	17:15	
福井	国道27号線	県境	32	612	65	18:20～19:30	ドライブイン駐車場所駐車（休憩）
		敦賀	12	624	25	19:55	
		小浜	50	674	100	21:35	
	県道	高浜（○○発電所）	25	699	50	22:25	

国道6号線、東名高速線間の通過路線名
（首都高速6号線（駒形料金所）
高速環状線（神田橋経由）
高速3号渋谷線）

核燃料物質等積載車両及び運転者（例）

自動車登録番号	最大積載重量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
茨 11あ6483	11トン	5.8トン 2個	○○○○、○○○○
茨 11あ6051	同上	同上	○○○○、○○○○
茨 11あ3235	同上	同上	○○○○、○○○○
福井 11か1622	同上	同上	○○○○、○○○○

携行資器材の名称及び個数（例）

No.	品　　名	数　　量
1.	サーベイメーター	
	γ線用（電離箱又はＧＭ式）	1　台
	α線用	1　台
2.	セブラロープ	約１００ｍ
3.	標　識（立入禁止等）	1　式
4.	夜間信号用ランプ	
	(1)　警戒灯（回転式）	3　個
	(2)　懐中電灯（大型）	3　個
5.	拡声機（電気メガホン）	1　台
6.	ボ　ロ	約２Ｋｇ
7.	ポリ又はビニール袋	大小各種１式
8.	ペーパータオル	6　箱
9.	ビニールテープ	1　式
１０.	消化器（ＡＢＣ内容3.5Ｋｇ以上）	各車両１個
１１.	赤　旗	1　式
１２.	トランシーバー	1　式
１３.	オーバーオール	運搬従事者毎
１４.	マスク	〃
１５.	メガネ	〃
１６.	ゴム手袋	〃
１７.	オーバーシューズ	〃

運　搬　要　領

運搬に当たっては安全確保のために以下の措置を執ります。

1. 始業点検を厳重に実施します。
2. 交通法規を遵守し悪路工事個所等では徐行します。運行速度は一般道路では５０Ｋｍ毎時以下、高速道路では８０Ｋｍ毎時以下とします。
3. 積載車両の前後に伴走車を１台ずつ配置します。伴走車には、運転者、運行責任者同行専門家、荷受人同行者のほか、監視員２名が乗車し交通事故防止に努めるとともに積載車両を監視します。監視員には、警備業法の警備員を当てます。
4. 携帯無線機を使用し各車両間で連絡をとります。
5. 駐車の際には、警備員を含め４名で見張ります。

なお、伴走者の乗務員、見張人の氏名、役割は以下の通りです。

1台目車両　○○○○、○○○○　運転者（○○運輸株式会社）
　　○○○○　運行責任者（○○株式会社）
　　○○○○　監視員（○○警備会社）
　　○○○○　同行専門家（○○会社）
2台目車両　○○○○、○○○○　運転者（○○運輸株式会社）
　　○○○○　監視員（○○警備会社）
　　○○○○　荷受人同行者（○○会社）

警察機関への連絡要領

交通事故、核燃料物質等の盗取、漏えい等の事故が発生した場合には１１０番（高速道路上では緊急電話）で事故発生地の警察に連絡します。連絡に当たっては運行責任者が下記内容を速やかに伝えます。

1. 事故発生時刻及び場所
2. 事故の原因及び状況、汚染の程度
3. 死傷者、被ばく者の有無
4. 事故の拡大の可能性の有無
5. 講じた措置
6. 連絡者の氏名及び今後の連絡先

車両故障、道路の不通等により、予定どおりの運搬ができなくなった場合には、出発地及び通過地の警察本部に公衆電話又は本社を通じて速やかに連絡します。

応急措置要領

事故が発生した場合には、以下の措置を取ります。

1. 警察機関及び関係先に直ちに連絡する。１１０番非常電話
2. 必要な場合に最寄りの消防機関に１１９番で連絡する。
3. 事故現場への関係者以外の者の接近を防止するため、縄張りをし、赤旗、赤色灯を持って見張る。
4. 放射線測定をする。
5. 被ばくした者のいる場合には救護措置をとる。
6. 汚染除去する。

積載車両外観図

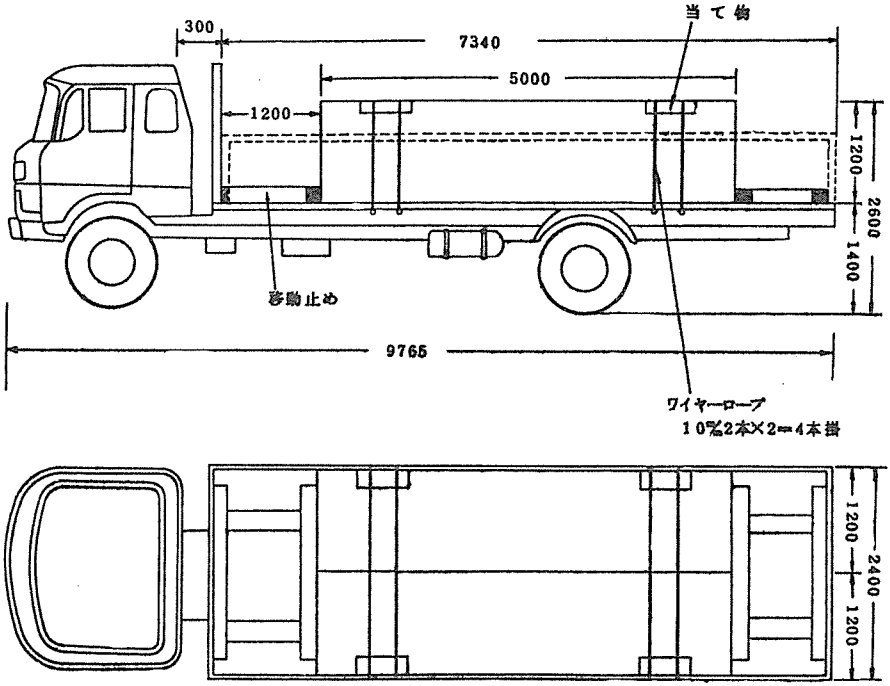

車列編成図

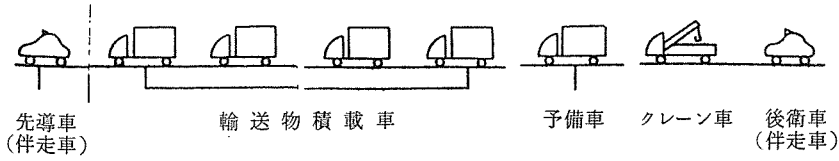

車間距離は時速 50 Km のとき 50 m を保ちます。

その２　Puの場合（高濃縮ウランの場合もこれに準ずる。）

※整理番号	
※受理年月日	

核燃料物質等運搬届出書

昭和５４年２月２３日

東京都公安委員会　殿

住所　東京都港区××○丁目○番○号
氏名　○○会社　代表取締役○○○○　㊞
使用者等の区分　使用者
担当者　○○○○　電話番号03−○○○−○○○○
住所　東京都千代田区×××○丁目○番○号
氏名　○○運輸株式会社代表取締役○○○○㊞
使用者等の区分　運搬を委託された者
担当者　○○○○　電話番号03−○○○−○○○○

運搬日時		昭和５４年　３月　　９日午後９時から 昭和５４年　３月　１０日午前２時まで
発送地		東京都大井埠頭その１コンテナーナンバー５バース
到達地		茨城県○○郡○○村○○○　○○会社○○事業所
輸送物	種類及び個数	ＢＵ型第２種核分裂性輸送物　７個
	核燃料物質等の名称及び数量	２酸化プルトニウム　2,370ｇ
	区分及び区分別数量	プルトニウム　2,100ｇ
運送人	氏名	○○運輸株式会社
	住所	東京都千代田区××○丁目○番○号
運行責任者氏名		○○　○○
同行専門家氏名		○○　○○　核燃料取扱主任者
運搬経路		別紙記載のとおり
駐車、積卸し及び一時保管予定場所並びにその予定時刻		別紙記載のとおり
核燃料物質等積載車両及び運転者		自動車登録番号／最大積載重量／積載重量及び輸送物個数／運転者氏名 別紙記載のとおり
積載方法		輸送物３個又は４個を収納した非開放型コンテナ１個を積載しツイストロックで固定する
携行資器材の名称及び個数		別紙記載のとおり
運搬要領		別紙記載のとおり
警察機関への連絡要領		別紙記載のとおり
応急措置要領		別紙記載のとおり
摘要		科学技術庁長官、運輸大臣の確認申請中

運搬経路及び通過予定時刻（例）

県名	路線名	発着経由地	区間距離	キロ程	区間所要時間	通過予定時刻	
東京都	海岸通り	大井埠頭	粁	粁	分	21:00	積卸し一時保管、駐車予定場所時刻
	新大橋通り	芝浦	6	6	20	21:20	積卸しナンバー5バース15:00同上一時保管場所時間15:00～21:00（時間調整）
	清澄通り	佃大橋	2	8	10	21:30	
	国道6号線	言問橋交叉点	7	15	25	21:55	
		新四ツ木橋	3	18	5	22:00	
千葉県		松戸	8	26	20	22:20	
		柏	11	37	20	22:40	
茨城県		取手	9	46	20	23:00	
		土浦	29	75	60	0:00～0:10	新治郡千代田村下稲吉道路脇待機車線駐車（点検）
		石岡	16	91	35	0:45	
		水戸	34	125	50	1:35	
		○○会社○○事業所	21	146	35	2:10	

核燃料物質等積載車両及び運転者（例）

自動車登録番号	最大積載重量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
品川11か6369			○○○○　○○○○
品川11か1662	20.3t	2.4t（コンテナを含む）4個	
品川11か4065			○○○○　○○○○
品川11か1663	20.3t	2.2t（コンテナを含む）3個	

携行資器材の名称及び個数（例）

No.	品　　名	数　　量
1.	サーベイメーター	1　台
	γ線用（電離箱又はGM式）	1　台
	α線用	1　台
2.	セブラロープ	約100m
3.	標　識（立入禁止等）	1　式
4.	夜間信号用ランプ	
	(1)　警戒灯（回転式）	3　個
	(2)　懐中電灯（大型）	3　個
5.	拡声機（電気メガホン）	1　台
6.	ボ　ロ	約2Kg
7.	ポリ又はビニール袋	大小各種1式
8.	ペーパータオル	6　箱
9.	ビニールテープ	1　式
10.	消化器（ABC内容3.5Kg以上）	各車両1個
11.	赤　旗	1　式
12.	トランシーバー	1　式
13.	オーバーオール	運搬従事者毎
14.	マスク	〃
15.	メガネ	〃
16.	ゴム手袋	〃
17.	オーバーシューズ	〃

運　搬　要　領

運搬に当たっては、安全確保のために以下の措置を執ります。

1. 始業点検を厳重に実施します。
2. 交通法規を遵守し悪路、工事個所等では徐行します。運行速度は一般道路では50Km毎時以下とします。
3. 積載車両の前後に伴走車を2台ずつ配置します。伴走車には、運転者、運行責任者、同行専門家、荷受人同行者のほか、監視員8名が乗車し、交通事故防止に努めるとともに積載車両を監視します。監視員には警備業法の警備員を当てます。
4. 携帯無線機を使用し、各車両間で連絡をとるとともに定時的に本社の管理部門と連絡をとります。

5. 大井埠頭内での一時保管中は、警備員８名を配置して常時見張ります。

6. 駐車の際には、後方に停止表示器材を置き、運搬従事者全員で見張ります。

なお、伴走車の乗務員、見張人の氏名、役割は以下のとおりです。

１台目車両　○○○○　○○○○　運転者（○○運輸株式会社）
　　○○○○　運行責任者（○○株式会社）
　　○○○○、○○○○　監視員（○○警備会社）

２台目車両　○○○○　運転者（○○運輸株式会社）
　　○○○○、○○○○　○○○○　監視員（○○警備会社）
　　○○○○　同行専門家（○○会社）

３台目車両　○○○○　運転者（○○警備会社）
　　○○○○、○○○○　○○○○　監視員（○○警備会社）

４台目車両　○○○○　運転者（○○運輸株式会社）
　　○○○○　副運行責任者（○○会社）
　　○○○○　○○○○　荷受人同行者（○○会社）

保管中の見張人　上記の監視員

警察機関への連絡要領

交通事故、核燃料物質等の盗取、漏えい等の事故が発生した場合には１１０番（高速道路上では緊急電話）で事故発生地の警察に連絡します。連絡に当たっては運行責任者が下記内容を速やかに伝えます。

1. 事故発生時刻及び場所
2. 事故の原因及び状況、汚染の程度
3. 死傷者、被ばく者の有無
4. 事故の拡大の可能性の有無
5. 講じた措置
6. 連絡者の氏名及び今後の連絡先

車両故障、道路の不通等により、予定どおりの運搬ができなくなった場合には、出発地及び通過地の警察本部に公衆電話又は本社を通じて速やかに連絡します。

出発時県境通過及び運搬終了時には、警察本部に連絡します。

応急措置要領

事故が発生した場合には、以下の措置を取ります。

1. 警察機関及び関係先に直ちに連絡する。
2. 必要な場合に最寄りの消防機関に１１９番で連絡する。
3. 事故現場への関係者以外の者の接近を防止するため、縄張りをし、赤旗、赤色灯を持って見張る。
4. 放射線測定をする。
5. 被ばくした者のいる場合には救護措置をとる。
6. 汚染除去する。

積載車両外観図

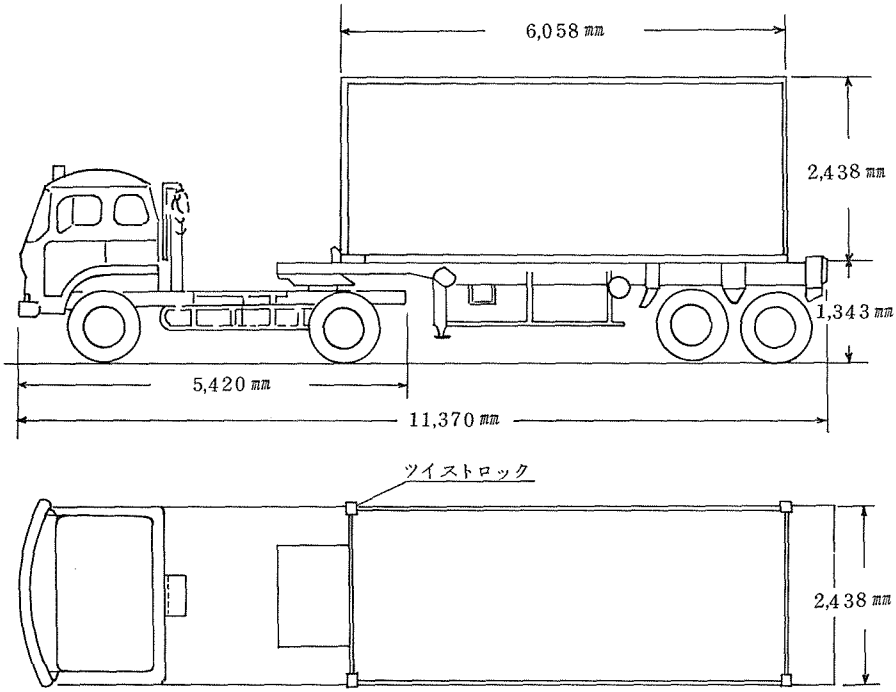

車　列　編　成　図



伴走車　（先導車）　輸送物積載車　輸送物積載車　伴走車（後衛車）

車間距離は時速50㎞のとき50ｍを保ちます。

表　核燃料物質等の運搬に関する事務担当者一覧表

警察庁保安部公害課
（昭和５４年１月現在）

都道府県別	担当課	担当係	担当者	電話	
				加入電話	内線
警察庁	公害課	危険物係	別府・田村	03−581−0141	2903
北海道警察本部	保安課	火薬危険物係	村上・佐藤	011−231−2151	2255
東北管区警察局	〃	公害係	菅原	0222−21−7171	2552
青森県	〃	〃	葛西	0177−23−4211	2357
岩手県	防犯課	危険物係	宮野・金野	0196−53−5151	345
宮城県	生活保安課	危険物第１係	千葉	0222−21−7171	2274
秋田県	保安課	危険物係	鈴木・相沢	0188−63−1111	2523
山形県	生活保安課	保安係	田中	0236−41−6125	2526
福島県	保安課	公害係	酒井	0245−22−2151	2525
警視庁	保安第１課	保安第１係	辰巳・永井	03−581−4321	4670
関東管区警察局	保安課	保安第２係	小林・幸田	03−581−0141	7919
茨城県	〃	公害係	生井沢	0292−24−2111	2534
栃木県	生活保安課	銃砲危険物係	大場・淵向	0286−21−2121	2533
群馬県	保安課	保安係	酒井・中林	0272−24−5454	2541
埼玉県	〃	保安第２係	田辺・針谷	0488−24−2121	2531
千葉県	〃	〃	高安・山口	0472−27−9131	432
神奈川県	〃	危険物係	高橋・伊賀川	045−211−1212	3686
新潟県	〃	公害危険物係	白井・渡辺	0252−28−3131	2537
山梨県	〃	生活公害係	八巻	0552−35−2121	463
長野県	〃	危険物係	柳沢	0262−32−1251	2623
静岡県	〃	銃砲危険物係	村松	0542−54−4351	3628
中部管区警察局	保安課	保安係	鳥山	052−951−1611	2244
富山県	生活課	公害係	加藤	0764−41−2211	2344
石川県	保安課	保安係	森田	0762−62−1161	2395
福井県	防犯課	生活公害係	天谷	0776−22−2880	4623
岐阜県	生活保安課	保安係	清水	0582−71−2424	2392
愛知県	保安第１課	〃	筒井	052−951−1611	4375

都道府県別	担当課	担当係	担当者	電話	
				加入電話	内線
三重県	保安課	保安係	大西	0592−26−2111	447
近畿管区警察局	保安課	公害係	西・田中	06−943−1234	3349
滋賀県	防犯少年課	保安係	拾井・杉村	0775−22−1231	2317
京都府	保安課	危険物係	高岡・橋野	075−451−9111	2649
大阪府	公害課	指導係	中野・中村	06−943−1234	3666
兵庫県	保安課	危険物係	坂東・田端	078−341−7441	3625
奈良県	防犯課	保安係	横山・寛紀	0742−23−1101	526
和歌山県	防犯少年課	公害係	岩橋・小粟	0734−23−9141	262
中国管区警察局	保安課	保安係	大畑・岡林	0822−28−0111	5435
鳥取県	防犯課	〃	角原・平家	0857−23−0111	2256
島根県	〃	〃	高山・陶山	0852−26−0111	3153
岡山県	保安課	保安第2係	鈴木・大林	0862−33−0111	2286
広島県	〃	〃	浅谷・住田	0822−28−0111	2515
山口県	〃	保安係	神徳・和木	08392−5−5111	2421
四国管区警察局	保安課	保安係	高松	0878−33−2111	443
徳島県	防犯課	〃	木村・岡本	0886−22−3101	273
香川県	〃	〃	山尾	0878−33−2111	276
愛媛県	保安課	公害係	松岡	0899−41−0111	2467
高知県	防犯少年課	保安第1係	正木	0888−23−1211	248
九州管区警察局	保安課	公害係	長友	092−741−2231	544
福岡県	保安第1課	銃砲火薬係	宮崎・坂井	092−741−2231	2461
佐賀県	防犯課	〃	田丸・麻上	0952−24−1111	23−226
長崎県	保安課	危険物係	円能寺・川口	0958−22−5101	2292
熊本県	〃	公害係	丸山・森	0963−66−4111	2523
大分県	防犯課	第2保安係	宮下・宮脇	0975−36−2131	335
宮崎県	防犯少年課	公害係	中村・中原	0985−23−2141	61−414
鹿児島県	生活保安課	〃	山元・州崎	0992−23−9111	2525
沖縄県	保安課	生活係	長浜・知念	0988−55−9111	2577

図　核燃料物質等の船舶運送関係法令と体系

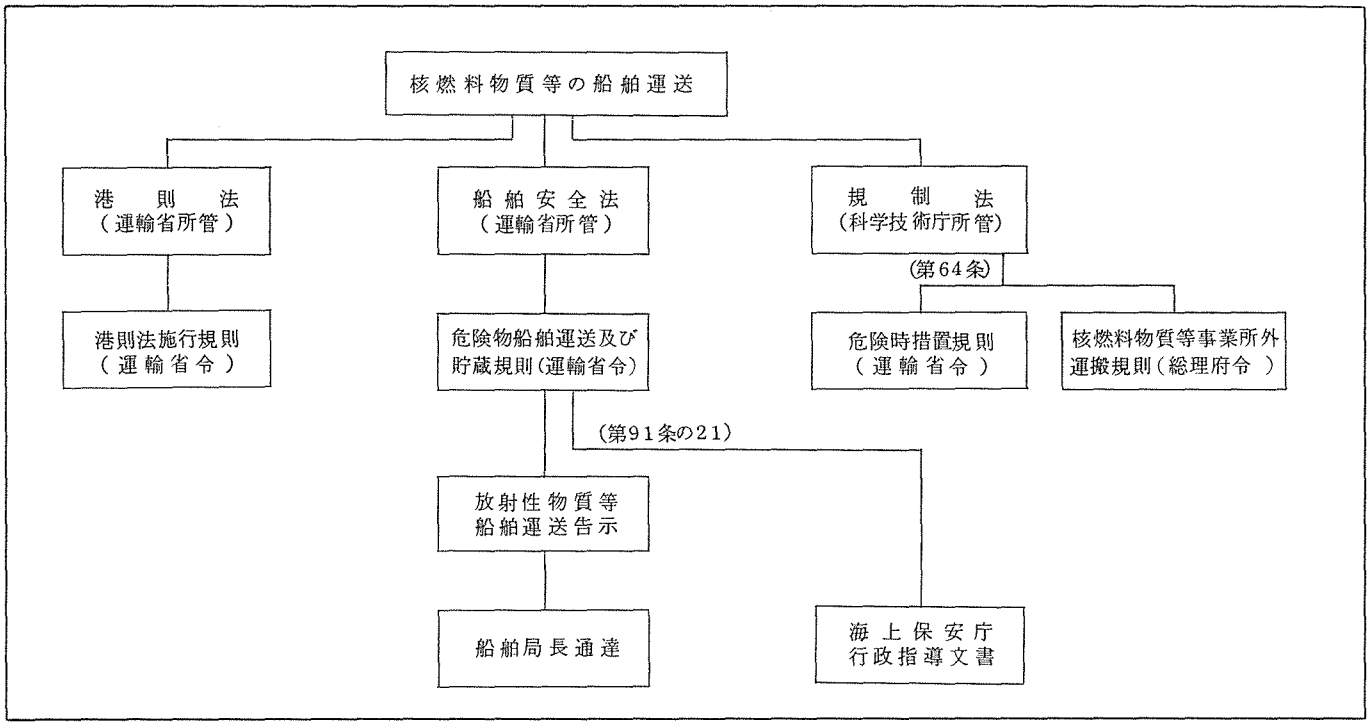

○船舶安全法（抄）

〔昭和八年三月十五日
法律第十一号〕

最終改正　昭和四八年九月十四日法律第八〇号

（日本船舶航行供用の要件）

第一条　日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ堪航性ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

（航行上の危険防止に関する事項）

第二十八条　危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵ニ関スル事項並ニ危険及気象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止ニ関シ必要ナル事項ハ命令(1)ヲ以テ之ヲ定ム

②　前項ノ命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

③　前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ十万円以下ノ罰金トス

④　第十二条ノ規定ハ第一項ノ命令ノ施行ニ付適用アルモノトス

(1)　危険物船舶運送及び貯蔵規則

○危険物船舶運送及び貯蔵規則（抄）

〔昭和三十二年八月二十日運輸省令第三十号〕

最終改正　昭和五三年一二月二八日運輸省令第七一号

（通則）

第一条　船舶による危険物の運送及び貯蔵並びに常用危険物の取扱に関しては、この規則の定めるところによる。

（用語）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　危険物　次に掲げるものをいう。

ヌ　放射性物質等　放射性物質（イオン化する放射線を自然に放射する物質をいう。以下同じ。）及び放射性物質によつて汚染された物であつて、毎グラム〇・〇〇二マイクロキュリー以上の放射能濃度を有するものをいう。

二　常用危険物　船舶の航行又は人命の安全を保持するため、当該船舶において使用する危険物をいう。

三　甲板上積載　危険物を暴露甲板に積載すること（甲板上カバー積載を除く。）をいう。

四　甲板上カバー積載　危険物を覆布等でおおつて暴露甲板に積載することをいう。

五　甲板上室内積載　危険物を開放された船楼若しくは甲板室又はこれらに類する場所に積載することをいう。

六　倉口トランク積載　危険物を開口がない鋼製囲壁（開口があつてもその開口を充分に閉鎖することができる装置を有するものを含む。）で囲まれ、かつ、その底面に不燃性の倉口閉鎖装置を有する倉口トランクに積載することをいう。

七　甲板間積載　危険物を上甲板（全通船楼船にあつては全通船楼甲板。以下同じ。）とこれの直下の甲板との間の場所に積載することをいう。

八　甲板間近接容易積載　積載場所に近づきやすいようにしてする甲板間積載（木製の倉口蓋の上面にする積載を除く。）をいう。

九　倉内積載　危険物を換気することができる上甲板下の場所に積載すること（甲板間積載を除く。）をいう。

十　倉内上積積載　下積にしないようにしてする倉内積載をいう。

十一　倉内熱気隔離積載　熱気のおそれがないようにしてする倉内積載をいう。

十二　はしけ　危険物を運送する船舶であつて推進機関又は帆装を有しないものをいう。

十三　タンカー　危険物である液体貨物を船体の一部を構成するタンクにばら積みして運送又は貯蔵する船舶（はしけを除く。）をいう。

十四　タンク船　危険物である液体貨物を船体の一部を構成しな

いタンク（暴露甲板上にすえ付けられたものを除く。）にばら積みして運送又は貯蔵する船舶（はしけを除く。）をいう。

（分類、項目及び品目）

第三条　この規則において、危険物の分類は、次に掲げるものとする。

十　放射性物質等

（容器、包装等）

第六条　船舶により危険物（常用危険物を除く。以下同じ。）を運送する場合は、荷送人（他人に運送を委託しないで運送する場合は、その者。以下同じ。）は、その容器、包装及び標札（第一号様式及び第一号の二様式による。以下同じ。）（危険物をコンテナ（側面が閉囲された構造のもので容積一立方メートル以上のものに限る。以下同じ。）（タンクコンテナを除く。）に収納して運送する場合にあつては、コンテナに収納する危険物の容器、包装及び標札をいう。以下同じ。）につき、船長は、その積載方法につき、それぞれ、火薬類は別表第一、高圧ガスは別表第二、腐しよく性物質は別表第三、毒物は別表第四、引火性液体類は別表第五、水又は空気に作用して危険となる物質は別表第六、酸化性物質は別表第七、可燃性固体は別表第八、有害性物質は別表第九及び有機過酸化物は別表第九の二に定めるところによらなければならない。

2　前項の荷送人は、当該運送が国際航海（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第一項の国際航海をいう。以下同じ。）に係る場合にあつては、危険物の容器（包装が施されている場合を除く。）又は包装に当該危険物の品名（放射性物質等又は病毒をうつしやすい物質については専門的名称、その他の危険物については別表第一から別表第九の二までに掲げる品名をいう。以下同じ。）を表示しなければならない。

第七条　危険物の容器及び包装は、漏えい又は損傷のおそれがなく、かつ、当該危険物に対し、安全なものでなければならない。

2　塩素酸塩類又は液体の爆発成分を含む火薬類の容器又は包装に使用したものは、危険物の容器又は包装に使用してはならない。

（危険物明細書）

第十条　危険物の荷送人は、第二十二条の七第一項の規定によりコンテナ危険物明細書を提出する場合を除き、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した危険物明細書を船舶所有者又は船長（危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて、船舶所有者が収納する場合は、船舶所有者に限る。）に提出しなければならない。ただし、コンテナにより運送する場合以外の場合であつて、沿海区域において運送する場合（本邦各港間において運送する場合に限る。以下同じ。）は、この限りでない。

一　荷送人の氏名又は名称及び住所

二　荷受人の氏名又は名称及び住所（火薬類、高圧ガス、毒物、引火性液体、有機過酸化物又は放射性物質等を運送する場合に限る。）

三　危険物の分類、項目、品目及び品名

四　個数及び重量又は容積

2　前項の危険物明細書には、次に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合する旨を付記し、又はその旨を証する書類を添付しなければならない。

二　放射性物質等

イ　容器に収納され、又は包装されて運送される場合にあつては、第八十九条から第九十一条の三まで、第九十一条の八及び第九十一条の九第一項の規定に適合し、又は第九十一条の二十一の規定に基づく承認を受けたものであること。

ロ　容器に収納されず、又は包装されないで運送される場合にあつては、第九十一条の十六第一項の規定に適合し、又は第九十一条の二十一の規定に基づく承認を受けたものであること。

ハ　当該放射性物質等に係る標札及び表示が第九十一条の十二又は第九十一条の十六第五項若しくは第六項の規定に適合したものであること。

ニ　当該放射性物質等が運送に適した状態にあること。

3　危険物を他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船舶所有者又は船長は、当該危険物明細書を後の船舶の船舶所有者又は船長に交付しなければならない。

（荷役）

第十一条　危険物の船積、陸揚その他の荷役をする場合は、船長又はその職務を代行する者は、これに立ち会わなければならない。

危険物船舶運送及び貯蔵規則（抄）

第十二条　船長は、危険物の船積をする場合は、その容器、包装及び標札がこの規則に適合し、かつ、危険物明細書の記載事項と合致していることを確認しなければならない。

2　前項の確認をする場合において、その容器、包装及び標札に関して、この規則に違反しているおそれがあると認めるときは、証人の立会の下に荷ほどきして検査することができる。

（積載上の注意）

第十三条　倉口トランクの上面が甲板間にあるものは、その倉口蓋が、鋼製のものであり、かつ、航行中充分にこれを監視するため近づきやすい場合のほかは、倉口トランク積載をしてはならない。

2　甲板間積載をする場合は、その積載場所の隔壁の開口には完全に閉鎖することができる装置を取り付けなければならず、かつ、危険物を積載したときは、直ちに、これを閉鎖し、みだりに開いてはならない。

（混載の制限）

第十四条　別表第十六において混載を禁止されている分類又は項目に属する危険物は、同一の船倉又は区画に混載してはならない。

（危険物積荷一覧書）

第十五条　船長は、沿海区域において運送する場合を除き、当該船舶に積載した危険物について、次の各号に掲げる事項を記載した危険物積荷一覧書二通を作製し、うち一通を船舶所有者に交付し、他の一通を船舶内に当該運送が終了するまで保管しなければならない。

一　船舶の名称、国籍及び船舶番号
二　旅客船であるかどうかの別
三　船長の氏名
四　船積、積換及び陸揚の港名及び年月日
五　荷送人の氏名又は名称及び住所
六　荷受人の氏名又は名称及び住所（火薬類、高圧ガス、毒物、引火性液体、有機過酸化物又は放射性物質等を運送する場合に限る。）
七　危険物の分類、項目、品目及び品名
八　個数及び重量又は容積
九　積載の場所及び状態

2　前項各号に掲げる事項が明示された積付図は、同項の危険物積荷一覧書に代えることができる。

3　船舶所有者は、前二項の規定により交付を受けた危険物積荷一覧書又は積付図を陸上の事務所に一年間保管しなければならない。

（標識）

第十六条　湖川港内において航行し、又は停泊する船舶であつて、貨物として火薬類、引火性液体類、毒物、高圧ガス、放射性物質等又は有機過酸化物を積載しているものは、昼間は赤旗を、夜間は赤燈を、マストその他見やすい場所に掲げなければならない。

ただし、海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十二条第二号に掲げる危険物積載船が海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第二十二条の表危険物積載船の項に掲げる標識又は燈火を掲げている場合は、この限りでない。

（危険物取扱規程の供与）

第十六条の二　第百二十九条第一項各号に掲げる危険物を運送する船舶並びに引火性液体類を運送するタンカー、タンク船及びタンクをすえ付けたはしけの船舶所有者は、当該危険物の運送により発生する危険を防止するため、当該危険物に関する性状、作業の方法、災害発生時の措置その他の注意事項を詳細に記載した危険物取扱規程を作成し、当該船舶の船長に供与しなければならない。

2　船長は、前項の危険物取扱規程の記載された事項を当該船舶の乗組員及び当該作業を行う作業員に周知させ、かつ、遵守させなければならない。

（運送中の措置）

第十七条　船長は、船舶に積載してある危険物により災害が発生しないように充分な注意を払わなければならない。

2　船長は、人命、船舶又は他の貨物に対する危害をさけるため必要があると認めるときは、船舶に積載してある危険物を廃棄することができる。

（事故報告）

第十八条　船長は、その運送する危険物により人命、船舶又は他の貨物に災害が発生した場合は、当該災害が発生した地又は当該災害が発生した後最初に入港した地を管轄する海運局長を経由して運輸大臣に当該災害が発生した日時、場所及び原因並びに当該危険物の品名、数量、容器、包装及び積載方法を記載した書面を提

出しなければならない。ただし、船員法第十九条の規定により報告した場合はこの限りでない。

（輸出入の場合等における特例）

第十九条

1　（略）

2　第九十一条に規定するBM型輸送物及び第九十一条の七に規定する第三種核分裂性輸送物以外の放射性輸送物を、本邦以外の地から本邦へ運送する場合又は本邦以外の地相互間において運送する場合は、その容器及び包装については、この規則の規定にかかわらず、告示で定める外国規則によることができる。

3　（略）

4　船長は前三項の規定により危険物を運送する場合は、危険物積荷一覧書又はこれに代わる積付図に、第一項及び第二項の場合にあつては当該外国規則の名称を、前項の場合にあつてはその指示の内容を記載しなければならない。

（鉄道車両渡船による危険物の運送）

第二十条

1　（略）

2　火薬類以外の危険物を貨車に積載して鉄道車両渡船により運送する場合は、当該危険物については本章の規定を適用しない。ただし、当該貨車が車扱貨車又は放射性物質等を積載している貨車である場合は、当該危険物については、第十一条、第十六条から第十八条まで、次項から第五項まで、第四十五条、第八十七条から第九十二条まで及び第九十四条から第九十九条までの規定は、この限りでない。この場合において、第九十四条から第九十七条までの規定の適用については、これらの規定中「船倉又は区画内」又は「船倉又は区画」とあるのは「車両甲板」と読み替えるものとする。

3　鉄道車両渡船の船長は、火薬類を積載している貨車又は前項ただし書の貨車について、次の各号によらなければならない。

一　積載する位置について船積地を管轄する海運局長の指示に従うこと。

二　移動し、又は転倒しないように固定し、かつ、外部から衝撃を受けないように保護すること。

三　修理をしないこと。

四　積載場所及びその付近には、必要のない者の立入を禁止すること。

（自動車渡船による危険物の運送）

第二十一条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第九号から第十一号までに規定する自動車、原動機付自転車又は軽車両（以下「自動車等」という。）であつて、危険物を積載しているものの荷送人は、自動車渡船により当該自動車等を運送する場合は、船積前に危険物を積載している旨を船長に知らせなければならない。

2　危険物を積載している自動車等を自動車渡船により運送する場合は、当該危険物については本章の規定を適用しない。ただし、

第十一条、第十六条から第十八条まで、前項、次項から第五項まで、第二十三条、第三十一条、第三十二条、第四十五条及び第八十七条から第九十二条までの規定は、この限りでない。

5　危険物を積載している自動車等を自動車渡船により運送する場合は、自動車渡船の船長は、当該自動車等について次の各号によらなければならない。

一、積卸の場合を除き、原動機をとめ、制動をかけ、かつ、車燈を消しておくこと。

二、必要な場合には、運転者を車内にとどめ、又は点検等をさせること。

三、前条第三項各号に掲げる事項

第六節　放射性物質等

（用語等）

第八十七条　この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　放射性輸送物　放射性物質等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。

二　核分裂性輸送物　放射性輸送物のうち、臨界防止のための措置が特に必要なものとして告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものをいう。

三　専用積載　船倉若しくは区画又は甲板の一定区域を専用してする積載であつて、積載される貨物又はコンテナが一の荷送人からのものであり、かつ、当該貨物又はコンテナに係る荷役作業が荷送人又は荷受人の指示によつて行われるものをいう。

2　この節において「コンテナ」とは、非開放型の構造を有するコンテナをいう。

3　放射性物質等をコンテナに収納して運送する場合における荷送人に関する規定であつてこの節に定めるものは、船舶所有者が放射性物質等をコンテナに収納する場合は、当該船舶所有者に適用する。

（放射性輸送物の種類）

第八十八条　放射性輸送物は、L型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物及びBU型輸送物の四種とする。

（L型輸送物）

第八十九条　L型輸送物は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　外接する直方体の各辺が一〇〇ミリメートル以上であること。

二　容易に、かつ、安全に取り扱うことができるよう不要な突出物のない構造とするとともに、荷役装具には急激なつり上げ等に対して十分な強度をもたせること。

三　運送中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

四　みだりに開封されないように、かつ、開封された場合にそれが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

五　表面の最大放射線量率が毎時〇・五ミリレムを超えないこと。

六　表面の放射性物質の放射能面密度が告示で定める密度（以下「許容表面密度」という。）を超えないこと。

（A型輸送物）

第九十条　A型輸送物は、前条第一号から第四号まで及び第六号に適合し、かつ、次の各号に適合するものでなければならない。

一　表面の最大放射線量率が毎時二〇〇ミリレムを超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率が毎時一〇ミリレムを超えないこと。

二　放射性物質等の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれがないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

三　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ　放射性物質の漏えいがないこと。

ロ　表面の最大放射線量率が毎時二〇〇ミリレムを超えないこと。

（BM型輸送物）

第九十一条　BM型輸送物は、第八十九条第一号から第四号まで及び第六号並びに前条第一号及び第二号に適合し、かつ、次の各号に適合するものでなければならない。

一　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ　前条第三号ロの要件

ロ　放射性物質の一時間当たりの漏えい量が告示で定める量を超えないこと。

ハ　表面の温度が日陰において五〇度（専用積載により運送する放射性輸送物にあつては、八二度）を超えないこと。

ニ　表面の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度を超えないこと。

二　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ　表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率が毎時一〇〇ミリレムを超えないこと。

ロ　放射性物質の一週間当たりの漏えい量が告示で定める量を超えないこと。

（BU型輸送物）

第九十一条の二　BU型輸送物は、第八十九条第一号から第四号まで及び第六号並びに第九十条第一号及び第二号に適合し、かつ、次の各号に適合するものでなければならない。

一　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、前条第一号の基準に適合すること。

二　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ　前条第二号イの要件

ロ　放射性物質の一週間当たり漏えい量が告示で定める量を超えないこと。

三　フイルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ

過又は放射性物質等の冷却が行われる構造であること。

四　最高使用圧力（放射性輸送物について排気、冷却その他の特別な措置をとらない場合に当該放射性輸送物内に生ずる気体の最大圧力をいう。）が毎平方センチメートル七キログラムを超えないこと。

（放射性物質等の運送）

第九十一条の三　荷送人は、放射性物質等については、次の各号に掲げる放射性物質等の区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げる放射性輸送物とされたものでなければ、運送してはならない。

一　危険性が極めて少ない放射性物質等として告示で定めるもの　L型輸送物

二　告示で定める量を超えない量の放射能を有する放射性物質等（前号に掲げるものを除く。）　A型輸送物

三　前号の告示で定める量を超える量の放射能を有する放射性物質等（第一号に掲げるものを除く。）　BM型輸送物又はBU型輸送物

（核分裂性輸送物の種類）

第九十一条の四　核分裂性輸送物は、第一種核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物の三種とする。

（第一種核分裂性輸送物）

第九十一条の五　第一種核分裂性輸送物は、当該核分裂性輸送物と同一のものであつて告示で定める二種の条件の下に置いたものを、各条件別にそれぞれ任意の配列方法で任意の個数積載することとした場合に臨界に達しないものでなければならない。

（第二種核分裂性輸送物）

第九十一条の六　第二種核分裂性輸送物は、この場合に臨界に達しないものでなければならない。

一　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて告示で定める条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数（一箇所に集積する核分裂性輸送物の個数の限度として定められている数をいう。以下同じ。）の五倍に相当する個数積載することとした場合

二　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて告示で定める条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数の二倍に相当する個数積載することとした場合

（第三種核分裂性輸送物）

第九十一条の七　第三種核分裂性輸送物は、次の場合に臨界に達しないものでなければならない。

一　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて前条第一号の条件の下に置いたものを、特定の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数に等しい個数並べた集積とし、当該集積を二組近接させることとした場合

二　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて前条第二号の条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数に等しい個数積載することとした場合

（核分裂性輸送物の運送）

第九十一条の八　荷送人は、核分裂性輸送物については、第九十一条の三に規定する放射性輸送物とされ、かつ、第一種核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂性輸送物のいずれかとされたものでなければ、運送してはならない。

（放射性輸送物の安全の確認等）

第九十一条の九　放射性物質等を容器に収納し、又は包装することにより放射性輸送物とする者（以下「放射性輸送物作成者」という。）は、放射性物質等をＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物又は核分裂性輸送物とする場合は、船積み前に、当該放射性輸送物がそれぞれ第九十一条若しくは第九十一条の二の基準に適合し、又は第九十一条の五、第九十一条の六若しくは第九十一条の七のいずれの基準に適合するかについて運輸大臣の確認を受けなければならない。

2　前項の規定による確認は、次の各号の一に該当する場合は、放射性輸送物作成者から関係書類を提出させ、当該書類を審査することにより行うことができる。

一　核分裂性輸送物について、運輸大臣の適当と認める者が作成した前項に掲げる基準に適合する旨を証する書類の提出がなされた場合

二　核分裂性輸送物以外の放射性輸送物に係る放射性物質等について、第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項に規定する検査が行われる場合

三　放射性物質等が本邦以外の地において運輸大臣が適当と認める外国規則に基づき放射性輸送物とされる場合

3　運輸大臣は、第一項の放射性輸送物作成者に対し、放射性輸送物の運送の安全を確保するため必要な指示を行うことができる。

4　第一項の規定による確認を受けた放射性輸送物作成者は、自らが荷送人である場合を除き、当該確認を証する書類、当該確認に際し運輸大臣に提出した書類の写しその他放射性輸送物の取扱いに関する注意事項を記載した書類を速やかに荷送人に交付しなければならない。

5　前項の規定は、放射性輸送物作成者が第三項の規定による指示を受けた場合について準用する。この場合において、前項中「当該確認を証する書類、当該確認に際し運輸大臣に提出した書類の写し」とあるのは、「当該指示の内容を記載した書類」と読み替えるものとする。

6　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条の二第二項（同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣総理大臣の確認又は航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第二項第二号ハ若しくはニの規定による運輸大臣の確認を受けた場合は、第一項の規定による確認を受けたものとみなす。

（コンテナに係る放射線量率等）

第九十一条の十　荷送人は、放射性輸送物が収納されているコンテナの最大放射線量率が表面において毎時二〇〇ミリレムを超えず、

かつ、表面から一メートル離れた位置において毎時一〇ミリレムを超えないようにしなければならない。

2　荷送人は、放射性輸送物が収納されているコンテナの表面の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度を超えないようにしなければならない。

（輸送指数）

第九十一条の十一　荷送人は、放射性輸送物（表面の最大放射線量率が毎時〇・五ミリレムを超えないものであつて、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物以外のものを除く。以下この項において同じ。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナについて、輸送指数を定めなければならない。

2　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　放射性輸送物にあつては、当該放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値。ただし、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で五〇を除して得た値のうち、いずれか大きい値とする。

二　放射性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている放射性輸送物について前号による値を合計して得た値。ただし、第三種核分裂性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該値と五〇のうち、いずれか大きい値とする。

3　前項の規定にかかわらず、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物以外の放射性輸送物のみが収納されているコンテナ（最大断面積が一〇〇平方メートル以下のものに限る。）を専用積載により運送する場合にあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をもつて当該コンテナの輸送指数とすることができる。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二〇平方メートル以下の場合	六
二〇平方メートルを超え、一〇〇平方メートル以下の場合	一九

（標札等）

第九十一条の十二　荷送人は、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナには、それぞれ同表の中欄に掲げる標札又は表示を同表の下欄に掲げる箇所に付し、又は行わなければならない。

一　L型輸送物（核分裂性輸送物を除く。）	「放射性」の文字又は「RADIOACTIVE」の文字の表示	放射性輸送物の表面

二　核分裂性輸送物以外の放射性輸送物（L型輸送物を除く。）又は第一種核分裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が毎時〇・五ミリレムを超えないもの	第一類白標札（第一号の二様式）	放射性輸送物の表面の二箇所	
三　次に掲げる放射性輸送物 イ　核分裂性輸送物以外の放射性輸送物又は第一種核分裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が毎時〇・五ミリレムを超え五〇ミリレム以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの ロ　第二種核分裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が毎時五〇ミリレム以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標札（第一号の二様式）	放射性輸送物の表面の二箇所	
四　前三号に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物	第三類黄標札（第一号の二様式）	放射性輸送物の表面の二箇所	
五　第一号又は第二号に掲げる放射性輸送物のみが収納されているコンテナ	第一類白標札（第一号の二様式）	コンテナの四側面	
六　第一号及び第二号に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物（第三種核分裂性輸送物を除く。）が収納されているコンテナであつて、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標札（第一号の二様式）	コンテナの四側面	
七　放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標札（第一号の二様式）	コンテナの四側面	

2　荷送人は、放射性輸送物（L型輸送物及びコンテナに収納されているものを除く。）又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載により運送する場合は、前項の規定による標札に「専用積載」の文字又は「FULL LOAD」の文字を表示しなければならない。

3　荷送人は、次の各号に掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を鮮明に表示しておかなければならない。

一　総重量が五〇キログラムを超える放射性輸送物　総重量

二　A型輸送物　「A型」の文字又は「TYPE A」の文字

三　BM型輸送物及びBU型輸送物　「B型」の文字又は「TYPE B」の文字

4　荷送人は、BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該放射性輸送物の容器又は包装の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク（第一号の三様式）を

明確に表示しなければならない。

5　荷送人は、放射性輸送物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面にコンテナ標識（第一号の四様式）を付さなければならない。

（積載方法等）

第九十一条の十三　放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナを積載する場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　甲板上カバー積載、甲板上室内積載、甲板間積載又は倉内積載とすること。

二　移動、転倒、衝撃、摩擦等が生じないような措置を講ずること。

三　放射性輸送物による熱等により運送中の安全が損なわれないよう他の貨物と十分離して積載すること。ただし、表面の平均熱放出率が毎平方メートル一五ワットを超えないものをばら積み及び袋詰め以外の他の貨物と混載する場合は、この限りでない。

四　放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナの積載場所への出入口には、施錠その他関係者以外の者が立入ることができないような措置を講ずること。

2　核分裂性輸送物の運送は、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないような措置を講じて行わなければならない。

3　放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載により運送する場合は、その荷役作業は、放射性物質の管理に十分な能力を有する荷送人又は荷受人の指示によって行わなければならない。

（積載限度）

第九十一条の十四　放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナであって、輸送指数が五〇を超えるものは、積載してはならない。

2　一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する放射性輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五〇を超えてはならない。ただし、放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載により運送する場合であって、次の各号の基準に適合するときは、この限りでない。

一　当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域について輸送指数の合計が二〇〇を超えないこと。

二　第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂性輸送物にあっては、五〇を当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で除して得た値の合計値が当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域について五〇を超えないこと。

3　船舶に積載する放射性輸送物及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、一船舶について二〇〇（湖川港内のみを航行する船舶に積載する場合にあっては、五〇）を超えてはならない。

4　放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナを船内の数箇所に集貨（放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、他の放射性輸送物又は他の放射性輸送物が収納されているコンテナとの間の距離が隔壁又は甲板の有無にかかわらず、六メートル未満であるものの集合をいう。）として積載する場合におけるそれらの輸送指数の合計は、各集貨ごとに五〇を超えてはならない。

（運送の安全の確認等）

第九十一条の十五　船長は、BM型輸送物若しくはBU型輸送物又は第三種核分裂性輸送物を運送する場合は、船積み前に、運送計画書を運輸大臣に提出し、当該運送計画書に記載された運送の方法がこの規則に規定する基準に適合することについて運輸大臣の確認を受けなければならない。

2　運輸大臣は、前項の確認を行うに当たつて当該放射性輸送物の運送の安全を確保するため特に必要があると認める場合は、船舶所有者又は船長に対し、使用する船舶の構造設備、荷役方法等に関し必要な指示を行うことができる。

（放射性輸送物としないで運送できる放射性物質等）

第九十一条の十六　次に掲げる放射性物質等は、第九十一条の三の規定にかかわらず、同条に規定する放射性輸送物としないで運送することができる。

一　放射性物質等が収納されたことのある空の容器であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下この条において「空容器」という。）

イ　外接する直方体の各辺が一〇〇ミリメートル以上であること。

ロ　破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ハ　表面の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度を超えないこと。

ニ　内部の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度の一〇〇倍を超えないこと。

ホ　表面の最大放射線量率が毎時〇・五ミリレムを超えないこと。

ヘ　放射性物質等を運送し、又は貯蔵した際に付された標札又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われていること。

二　前号に掲げる放射性物質等以外の放射性物質等であつて、次に掲げるもの

イ　放射性物質によつて汚染された物であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下この条において「放射性汚染物」という。）

(1)　外接する直方体の各辺が一〇〇ミリメートル以上であること。

(2)　放射性物質の放射能濃度が、告示で定める値を超えないこと。

(3)　専用積載により運送されること。

(4)　通常の運送状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないような措置が講じられていること。

(5)　表面の最大放射線量率が毎時二〇〇ミリレムを超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率が毎時一〇ミリレムを超えないこと。

(6)　表面の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度を超えないこと。

(7)　雨水等が容易に浸透しないような措置が講じられていること。

ロ　ウラン又はトリウムの鉱石であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下この条において「ウラン鉱石等」という。）

(1)　シート等で完全に覆われていること。

(2)　イ(3)、(5)及び(6)の要件に適合していること。

2　前項の規定により空容器、放射性汚染物又はウラン鉱石等を放射性輸送物としないで運送する場合は、次項から第十三項までの規定によらなければならない。

3　荷送人は、放射性汚染物（表面の最大放射線量率が毎時〇・五ミリレムを超えないものを除く。）及びウラン鉱石等を運送する場合は、輸送指数を定めなければならない。

4　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　放射性汚染物及び放射性汚染物が収納されているコンテナ

イ　放射性汚染物にあつては、当該放射性汚染物の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値

ロ　放射性汚染物が収納されているコンテナ（最大断面積が一〇〇平方メートル以下のものに限る。）にあつては、当該コンテナに収納されている放射性汚染物についてイによる値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二〇平方メートル以下の場合	六
二〇平方メートルを超え、一〇〇平方メートル以下の場合	一九

二　ウラン鉱石等

当該ウラン鉱石等の集積の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げる当該集積の最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

一平方メートル以下の場合	一

一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三	運送に際し、運輸大臣の指示する数値
五平方メートルを超え、二〇平方メートル以下の場合	六	
二〇平方メートルを超え、一〇〇平方メートル以下の場合	一九	
一〇〇平方メートルを超える場合		

5　荷送人は、次の表の上欄に掲げる放射性汚染物又は空容器若しくは放射性汚染物が収納されているコンテナには、それぞれ同表の中欄に掲げる標札を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。

一　放射性汚染物であつて、表面の最大放射線量率が毎時〇・五ミリレムを超えないもの	第一類白標札（第一号の二様式）	放射性汚染物の表面の二箇所
二　放射性汚染物であつて、表面の最大放射線量率が毎時〇・五ミリレムを超え五〇ミリレム以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標札（第一号の二様式）	放射性汚染物の表面の二箇所
三　前二号に掲げる放射性汚染物以外の放射性汚染物	第三類黄標札（第一号の二様式）	放射性汚染物の表面の二箇所
四　第一号に掲げる放射性汚染物又は空容器のみが収納されているコンテナ	第一類白標札（第一号の二様式）	コンテナの四側面
五　第二号又は第三号に掲げる放射性汚染物が収納されているコンテナであつて、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標札（第一号の二様式）	コンテナの四側面
六　放射性汚染物が収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標札（第一号の二様式）	コンテナの四側面

6　荷送人は、放射性汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）又は空容器若しくは放射性汚染物が収納されているコンテナを専用積載により運送する場合は、前項の規定による標札に「専用積載」の文字又は「FULL LOAD」の文字を表示しなければならない。

7　荷送人は、空容器又は放射性汚染物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面にコンテナ標識（第一号の四様式）を付さなければならない。

8　放射性汚染物が収納されているコンテナには、放射性汚染物以外の物を収納してはならない。

9　一つの船倉若しくは区画若しくは一の甲板の一定区域に積載する放射性汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）及びウラン鉱石等並びに放射性汚染物が収納されているコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する放射性輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、二〇〇を超えてはならない。一船舶当たりの合計についても、同様とする。

10　第九十一条の十三第一項及び第三項の規定は、空容器を運送する場合について準用する。

11　第九十一条の十三第一項及び第三項並びに第九十一条の十四第一項の規定は、放射性汚染物を運送する場合について準用する。

12　第九十一条の十三第一項及び第三項の規定は、ウラン鉱石等を運送する場合について準用する。この場合において、「放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナ」とあるのは、「ウラン鉱石等」と読み替えるものとする。

13　第九十一条の十の規定は、空容器又は放射性汚染物が収納されているコンテナを運送する場合について準用する。

（立入制限）

第九十一条の十七　船長は、放射性物質等を運送する場合は、当該放射性物質等を積載した場所の周囲に立入制限区域を設け、関係者以外の者の立入りを制限しなければならない。ただし、船内にある者が当該区域において、毎週三〇ミリレムを超えて被ばくするおそれがない場合は、この限りでない。

2　船長は、前項の立入制限区域を標識によって明示しなければならない。ただし、関係者以外の者が当該区域に近づくことが困難な場合は、この限りでない。

（被ばく管理）

第九十一条の十八　船長は、船内の居住場所その他人が通常使用する場所における最大放射線量率が毎時〇・一八ミリレムを超えないようにしなければならない。

2　船長は、船内にある者の受ける被ばく線量が年間〇・五ミリレムを超えないようにしなければならない。

（被ばく管理の特例）

第九十一条の十九　前条の規定によることが著しく困難な場合であつて、被ばく管理のため告示で定める必要な措置が講じられていると運輸大臣が認めるときは、同条第一項の最大放射線量率及び同条第二項の被ばく線量については、当該各項の規定によらないことができる。

2　前項の場合において、運輸大臣は、船内にある者の被ばく防止のため必要な指示を行うことができる。

（荷役後の汚染の検査）

第九十一条の二十　船長は、放射性物質等の荷役を終了した場合は、放射性物質等を取り扱つた場所の放射性物質等による汚染の有無

を検査し、必要な措置を講じなければならない。

（運送の届出等）

第九十一条の二十一　船長は、第八十七条第一項第二号の告示で定める放射性物質等又は第九十一条の三第三号に掲げる放射性物質等を運送する場合は、運送が一の管区海上保安本部の管轄する区域内においてのみ行われる場合にあつては運送開始の日の二週間前までに、その他の場合にあつては運送開始の日の四週間前までに、放射性物質等運送届（第一号の五様式。以下この条において「運送届」という。）を発航港（発航港が本邦以外の地である場合は、本邦における最初の寄航港）を管轄する管区海上保安本部の長に提出しなければならない。ただし港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二十三条第四項の規定により許可を受けた場合は、この限りでない。

2　管区海上保安本部の長は、前項の運送届の提出があつた場合において、災害を防止して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運送の日時、経路、見張人の配置その他放射性物質等への関係者以外の者の接近を防止するための措置に関すること、連絡体制に関することその他運送中の海難、放射性物質等の盗取等による災害を防止するために必要な事項について、必要な指示をすることができる。

3　第一項の運送届を提出した船長は、当該運送届の記載事項に変更があつたときは、速やかに放射性物質等運送変更届（第一号の六様式）を当該運送届を受理した管区海上保安本部の長に提出しなければならない。

4　第二項の規定は、前項の放射性物質等運送変更届の提出があつた場合について準用する。

（特別措置）

第九十一条の二十二　第九十一条の三、第九十一条の十（第九十一条の十六第十三項において準用する場合を含む。）、第九十一条の十二、第九十一条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）（第九十一条の十六第十項から第十二項までにおいて準用する場合を含む。）、第九十一条の十四（第九十一条の十六第十一項において準用する場合を含む。）又は第九十一条の十六第一項、第二項若しくは第五項から第九項までの規定に従つて運送することが著しく困難な場合であつて、運送の安全を確保するため必要な措置をとり、かつ、これらの規定によらないで運送しても安全上支障のない旨の運輸大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないことができる。

2　専ら放射性物質等のみを運送する船舶により放射性物質等を運送する場合は、第九十一条の三、第九十一条の十（第九十一条の十六第十三項において準用する場合を含む。）、第九十一条の十二第九十一条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）（第九十一条の十六第十項から第十二項までにおいて準用する場合を含む。）若しくは第三項（第九十一条の十六第十項から第十二項までにおいて準用する場合を含む。）、第九十一条の十四（第九十一条の十六第十一項において準用する場合を含む。）又は第九十一条の十

六第一項、第二項若しくは第五項から第九項までの規定によらないで運送しても安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないことができる。

3　前二項の場合において、運輸大臣は、放射性物質等の運送の安全を確保するため必要な指示を行うことができる。

第十四節　検査

（積付検査）

第百二十九条　船長は、次の各号に掲げる危険物を運送しようとする場合は、積載方法その他積付けについて、船積地を管轄する海運局長又は運輸大臣の認定した公益法人の検査を受けなければならない。

四　放射性物質等（第九十一条の三第一号及び第九十一条の十六第一項第一号に掲げる放射性物質等を除く。）

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、同項の検査を受けることを要しない。

一　本邦以外の地で船積して運送する場合

二　危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて当該コンテナをコンテナのみを積載するための設備を有する場所に積載して運送する場合

3　海運局長の行う第一項の検査を受けようとする者は、危険物船舶運送検査申請書（第二号様式）を船積地を管轄する海運局長に提出しなければならない。

4　海運局長は、その行う検査に合格した者に対し、危険物検査証（第三号様式。以下「検査証」という。）を交付する。

5　船長は、第一項各号に掲げる危険物を運送するとき、前項の検査証を船内に備え付けておかなければならない。

（収納検査）

第百二十九条の二　次の各号に掲げる危険物をコンテナに収納して運送する場合は、荷送人（船舶所有者が当該危険物をコンテナに収納する場合は、当該船舶所有者）は、船積み前に、危険物のコンテナへの収納方法について、船積地を管轄する海運局長又は運輸大臣が認定した公益法人の検査を受けなければならない。

六　放射性物質等

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、同項の検査を受けることを要しない。

一　本邦以外の地で危険物をコンテナに収納する場合

二　危険物をタンクコンテナに収納して運送する場合

3　海運局長の行う第一項の検査を受けようとする者は、危険物コンテナ収納検査申請書（第四号様式）を船積地を管轄する海運局長に提出しなければならない。

4　海運局長は、その行う検査に合格した者に対し、危険物コンテナ収納検査証（第五号様式）を交付する。

5　前項の危険物コンテナ収納検査証の交付を受けた者は、船積み前に当該危険物コンテナ収納検査証を船長に提出しなければならない。

6　第一項各号に掲げる危険物をコンテナに収納して運送する場合

は、船長は、第四項の危険物コンテナ収納検査証を船内に備え付けておかなければならない。

7　第一項各号に掲げる危険物が収納されているコンテナを他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船長は、当該危険物コンテナ収納検査証を後の船舶の船長に交付しなければならない。

（検査手数料）

第百三十条　海運局長の行う第百二十九条第一項又は前条第一項の検査を受ける者は、次項又は第三項の検査手数料を納めなければならない。

2　第百二十九条第一項の検査を受ける場合の検査手数料の額は、次の各号に定めるところによる。

一　危険物をコンテナに収納して運送する場合は、当該コンテナ一個につき三千三百円

二　前号以外の場合は、危険物の個数百個までを六千六百円とし、十個又はその端数を増すごとに百三十円を加算した額

ただし、三万三千円を超えることとなるときは、三万三千円とする。

3　第百二十九条の二第一項の規定による検査を受ける場合の検査手数料の額は、コンテナ一個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数百個までを七千九百円とし、十個又はその端数を増すごとに百七十円を加算した額とする。この場合において、一個の正味重量が五十キログラムを超える危険物の個数については、五十キログラムを超える百キログラム又はその端数ごとに一個の割合で算出した個数を一個に加えた数とする。

4　検査手数料は、申請書の都合によりその申請を取り下げた場合でも検査に着手した後は、返還しない。

5　検査手数料は、第百二十九条第三項の危険物船舶運送検査申請書又は前条第三項の危険物コンテナ収納検査申請書に収入印紙をはつて納めるものとする。

6　第一項の規定は、国には適用しない。

（危険物運送届）

第百三十一条　船長は、第百二十九条第一項各号に掲げる危険物を運送する場合であつて同条第二項第八号に該当するときは、船積前に危険物運送届（第六号様式）をもよりの海上保安官署（管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部又は海上保安署。以下同じ。）の長（湖川にあつては、海運局長）に提出しなければならない。ただし、港則法第二十三条第四項の規定により許可を受けた場合又は第九十一条の二十一第一項の規定により放射性物質等運送届を提出した場合は、この限りでない。

（公益法人の認定）

第百三十二条　第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の認定を受けようとする公益法人は、申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添附して、運輸大臣に提出しなければならない。

一　定款又は寄附行為

二　役員の氏名

三　検査業務に従事する者（以下「検定員」という。）の氏名及び履歴
四　検査業務を行う支部又は出張所の名称及び所在地並びに検定員の配置状況
五　積付検査又は収納検査に関する規則
六　検定員の選任に関する規則
七　手数料及び旅費に関する規則

（規則の変更）

第百三十三条　第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定により運輸大臣の認定を受けた公益法人（以下「認定法人」という。）は、前条第五号から第七号までに掲げる規則を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（準用）

第百三十四条　第百二十九条第四項及び第五項並びに第百二十九条の二第四項から第七項までの規定は、認定法人の行う検査に関して準用する。この場合において、第三号様式及び第五号様式中「船舶検査官」とあるのは「検定員」と、「海運局長」とあるのは「認定法人」と読み替えるものとする。

（業務報告）

第百三十五条　認定法人は、第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定により行った毎四半期（四月を起算月とする毎三月を一の四半期とする。）の検査の概要を、当該四半期経過後一月以内に、運輸大臣に報告しなければならない。

（処分）

第百三十六条　運輸大臣は、認定法人の行う検査業務に関し必要があると認めるときは、検定員又は認定法人に対し期間を定めて業務の停止を命じ、又は認定を取り消すことができる。

（告示）

第百三十七条　運輸大臣は、公益法人を認定し、又は認定を取り消したときは、その旨を告示する。

第五章　罰則

第百五十九条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第一項の規定に違反して危険物を船舶に持ち込んだ者
二　第五条第一項、第二項、第三項、第四項又は第六項の規定に違反して工事その他の作業を行った者
三　第二十三条第一項の規定に違反して同項各号に掲げるものを船舶により運送した者
四　第二十三条第二項の規定に違反して同項各号に掲げるものを旅客船により運送した者
五　第百九条第二項の規定に違反して引火性液体を木製のタンク船のタンクに積載して運送した者
六　第百十八条第二項の規定に違反して引火性液体を同項の木製の油はしけのタンクに積載して運送した者
七　第百二十八条の二の規定に違反して同条各号に掲げるものを船舶により運送した者

第百六十条　船長が、次の各号の一に該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一　第六条第一項、第九十一条の十三第一項（第九十一条の十六第十項、第十一項又は第十二項において準用する場合を含む。）、第九十一条の十四第一項（第九十一条の十六第十一項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項若しくは第四項、第九十一条の十六第九項又は第百二十八条の五第一項の規定に違反して運送したとき。

二　第十六条の規定に違反したとき。

三　第二十条第五項又は第二十一条第四項の規定に違反したとき。

四　第九十一条の十五第一項の規定に違反したとき。

五　第九十一条の二十一第一項の放射性物質等運送届若しくは同条第三項の放射性物質等運送変更届を管区海上保安本部の長に提出せず、又はこれらに虚偽の記載をして管区海上保安本部の長に提出して、同条第一項の放射性物質等を運送したとき。

六　第九十一条の二十一第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反したとき。

七　第百二十九条第一項の検査を受けず、又はこれに合格しないで、同項各号に掲げる危険物を運送したとき。

第百六十一条　危険物の荷送人が、次の各号の一に該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一　第六条、第八条第二項、第九条第二項、第九十一条の三、第九十一条の八、第九十一条の十二第三項若しくは第四項又は第百二十八条の五の規定に違反して運送したとき。

二　第十条の危険物明細書を船舶所有者若しくは船長に提出せず、又はこれに虚偽の記載をして船舶所有者若しくは船長に提出したとき。

第百六十一条の二　危険物の荷送人又は船舶所有者が、次の各号の一に該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条の五第二項の規定に違反したとき。

二　第二十二条の六の規定に違反したとき。

三　第二十二条の七のコンテナ危険物明細書を船舶所有者若しくは船長に提出若しくは交付せず、又はこれに虚偽の記載をして船舶所有者若しくは船長に提出若しくは交付したとき。

四　第九十一条の十（第九十一条の十六第十三項において準用する場合を含む。）、第九十一条の十一第一項、第九十一条の十二第一項、第二項若しくは第五項又は第九十一条の十六第三項、第五項、第六項、第七項若しくは第八項の規定に違反して運送したとき。

五　第百二十九条の二第五項（第百三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第百六十一条の三　放射性輸送物作成者が、次の各号の一に該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一　第九十一条の九第一項（第百五十五条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第九十一条の九第四項（同条第五項（第百五十五条の三第二

項において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を荷送人若しくは貯蔵委託者に交付せず、又はこれに虚偽の記載をして荷送人若しくは貯蔵委託者に交付したとき。

第百六十二条　貯蔵船（火薬類の貯蔵船を除く。）の船舶所有者が第百四十条の規定に違反したときは、十万円以下の罰金に処する。

第百六十三条　危険物の貯蔵委託者が、第百五十五条の三第一項若しくは第三項又は同条第二項において準用する第九十一条の三、第九十一条の八、第九十一条の十一第一項、第九十一条の十二第一項、第二項、第三項若しくは第四項、第九十一条の十六第三項、第五項若しくは第六項の規定に違反したときは、十万円以下の罰金に処する。

第百六十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第1号の2様式（第6条、第91条の12、第91条の16関係）

第一類白標札

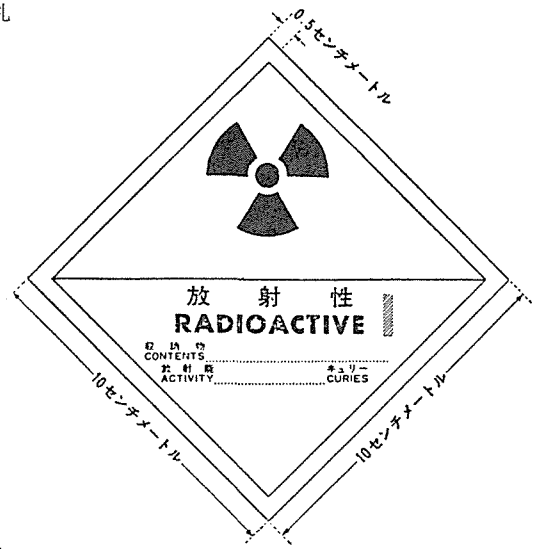

第二類黄標札

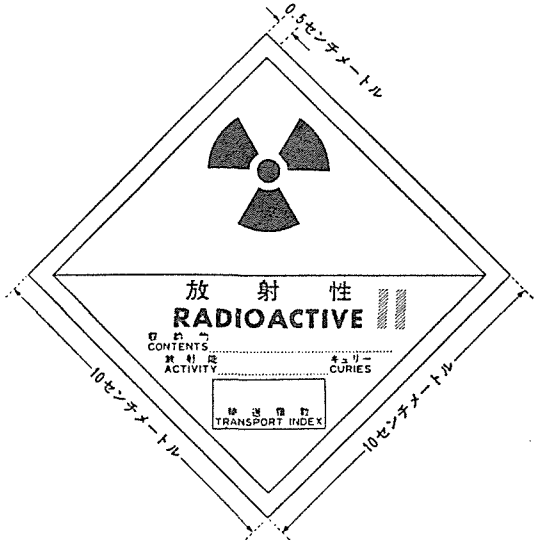

第三類黄標札

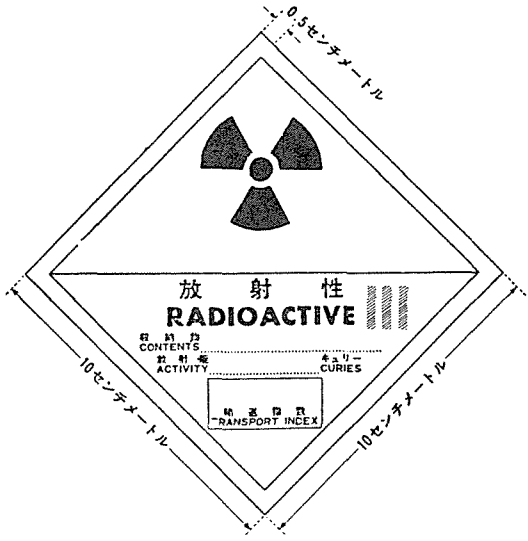

注1　三葉マークは、第1号の3様式によるものとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ収納され、又は包装されている放射性物質等の名称、放射能及び輸送指数を記入するものとする。

3　放射能は、キュリー単位で表すものとする。

4　色彩は、次表によるものとする。

部分	色彩
上半部の地	黄（第一類白標札にあつては、白）
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第１号の３様式（第９１条の１２関係）

三葉マーク

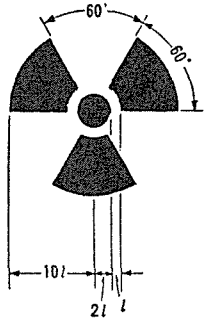

注１　ｌは、０.２センチメートル以上とする。

２　色彩は、黒とする。

第１号の４様式（第９１条の１２、第９１の１６関係）

コンテナ標識



注１　三葉マークは、第１号の３様式によるものとする。

２　ｌは、０.５センチメートル以上とする。

３　色彩は、次表によるものとする。

部　分	色　彩
地	白
三葉マーク	黒
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

第一号の五様式（第九十一条の二十一関係）

放射性物質等運送届

一　船種、船名、船舶番号及び総トン数
一　国籍及び船籍港
一　船舶所有者の氏名又は名称及び住所
一　発航港、船積日時及び発航日時
一　到達港、入港、入港予定日時及び陸揚予定日時
一　寄航港、入出港予定日時及び寄航港において放射性物質等の荷役を行う場合は、荷役予定日時
一　主たる経過地点及びその通過予定日時
一　運送しようとする放射性物質等の種類及び数量並びに放射性輸送物の種類及び数量
一　積載場所及びその設備
一　積合せ貨物の品名及びその数量
一　運送中の保安対策

右危険物船舶運送及び貯蔵規則第九十一条の二十一第一項の規定により届けます。

年　月　日

届出者　氏　名　印

第　管区海上保安本部長あて

第一号の六様式（第九十一条の二十一関係）

放射性物質等運送変更届

変更した事項	変更した内容
一	
一	
一	

右危険物船舶運送及び貯蔵規則第九十一条の二十一第三項の規定により届けます。

年　月　日

届出者　氏　名　印

第　管区海上保安本部長あて

備考

変更した内容については、変更前と変更後とを対照できるように記載すること。

別表第16（混載禁止表）（第14条、第22条の5関係）

	黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬	爆薬（ただし、湿起爆薬を除く。）	湿起爆薬	雷管	弾薬筒、薬填弾、爆弾並びに水中及び地中爆発器	火薬、爆薬を使用したその他の火工品	薬筒、無炸弾付薬筒、薬包	無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬、過塩素酸塩を主とする火薬	煙火	信管、信管付空弾	火管、火管付空薬莢	点火点爆具	玩具用煙火、筒類	引火性の高圧ガス	引火性のない高圧ガス	腐しよく性物質	毒物	放射性物質等	引火性液体	可燃性液体	水又は空気と作用して危険となる物質	酸化性物質	可燃性固体	有毒性物質	有機過酸化物（火薬類である有機過酸化物を含む。）	病毒をうつしやすい物質
黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬			×						×	×			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
爆薬（ただし、湿起爆薬を除く。）			×	×		×			×		×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
湿起爆薬	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
雷管		×	×		×				×				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
弾薬筒、薬填弾、爆弾並びに水中及び地中爆発器			×	×		×			×				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
火薬、爆薬を使用したその他の火工品		×	×		×				×				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
薬筒、無炸弾付薬筒、薬包			×											×		×	×							×	×
無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬、過塩素酸塩を主とする火薬			×											×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
煙火	×	×	×	×	×	×								×		×	×	×	×	×	×	×		×	×
信管、信管付空弾	×		×											×		×	×	×	×	×				×	×
火管、火管付空薬莢		×	×											×		×	×	×	×	×				×	×
点火点爆具			×											×		×	×	×	×	×				×	×
玩具用煙火、筒類	×	×	×	×	×	×								×			×	×						×	×
引火性の高圧ガス	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					×	×						×	×
引火性のない高圧ガス	×	×	×	×	×	×																			
腐しよく性物質	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					×	×			×	×	×	×	×
毒物	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				×	×	×	×	×	×	×	×
放射性物質等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×		×	×	×		×	×	×
引火性液体	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×					×	×				×		×	
可燃性液体	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×						×				×		×	
水又は空気と作用して危険となる物質	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×				×	×	×						×	×
酸化性物質	×	×	×	×	×	×		×	×							×	×		×	×			×	×	×
可燃性固体	×	×	×	×	×	×		×	×							×	×	×				×		×	×
有害性物質	×	×	×	×	×	×		×														×			
有毒過酸化物（火薬類である有機過酸化物を含む。）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×		×
病毒をうつしやすい物質	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×		×	×	×	×	

○船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

〔昭和五十二年十一月十七日運輸省告示第五百八十五号〕

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（核分裂性物質）

第二条　規則第八十七条第一項第二号の告示で定める放射性物質等は、ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九、プルトニウム二四一及びこれらの化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、次の各号の一に該当するもの以外のものとする。

一　ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九若しくはプルトニウム二四一の量又はこれらの物質の量の合計が一五グラムを超えない放射性物質

二　天然ウラン又は劣化ウラン（熱中性子炉で照射されたものを含む。）

（許容表面密度）

第三条　規則第八十九条第六号の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

アルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル一マイクロキュリーの一〇〇、〇〇〇分の一
アルファ線を放出しない放射性物質	毎平方センチメートル一マイクロキュリーの一〇、〇〇〇分の一

（L型輸送物として運送できる放射性物質等）

第四条　規則第九十一条の三第一号の放射性物質等として告示で定めるものは、次の各号の一に該当する放射性物質等とする。ただし、爆発性又は自然発火性の放射性物質等並びに第一号及び第二号に掲げる放射性物質等であつてウラン二三五及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質のうち、ウラン二三五の量が一五グラムを超えるものを除く。

一　放射性物質等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの。

放射性物質等の区分	放射能の量
容易に散逸しない固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ

固	（以下「特別形放射性物質等」という。） イ　外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。 ロ　別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験（長さが一〇センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が一〇以上である放射性物質等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行つた場合に損壊せず、加熱試験を行つた場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行つた場合に水中への放射性物質の漏えい量が、〇・〇五マイクロキュリーを超えないものであること。	当該各表の第二欄に掲げる数量（以下「A_1値」という。）の一、〇〇〇分の一
	特別形放射性物質等以外のもの	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A_2値」という。）の一、〇〇〇分の一
液体	水トリチウム以外のもの	一リットル当たりの放射能が〇・一キュリー未満のもの	一、〇〇〇キュリー
		一リットル当たりの放射能が〇・一キュリー以上一キュリー未満のもの	一〇〇キュリー
		一リットル当たりの放射能が一キュリー以上のもの	一キュリー
	トリチウム	その他のもの	A_2値の一〇、〇〇〇分の一	二〇キュリー
気体	その他のもの	特別形放射性物質等	A_1値の一、〇〇〇分の一	A_2値の一、〇〇〇分の一
		特別形放射性物質等以外のもの		

二　時計等の機器又は装置（以下「機器等」という。）に含まれる放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの（前号に掲げるものを除く。）

イ　機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

当たりに含まれる放射性物質等の放射能が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

放射性物質等の区分			放射能の量
固体	特別形放射性物質等		A_1値の一〇〇分の一
	特別形放射性物質等以外のもの		A_2値の一〇〇分の一
液体	トリチウム水		―
	その他のもの		A_2値の一、〇〇〇分の一
気体	トリチウム		二〇キュリー
	その他のもの	特別形放射性物質等	A_1値の一、〇〇〇分の一
		特別形放射性物質等以外のもの	A_2値の一、〇〇〇分の一

ロ　収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から一〇センチメートル離れた位置における最大放射線量率が毎時一〇ミリレムを超えないこと。

三　機器等を構成する天然ウラン、劣化ウラン若くは天然トリウム又はこれらの化合物であつて、次に掲げる基準に適合するもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ　機器等に他の放射性物質等が含まれないこと。

ロ　不活性材料で完全に覆われていること。

（A型輸送物として運送できる放射性物質等の量の限度）

第五条　規則第九十一条の三第二号の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

特別形放射性物質等	A_1値
特別形放射性物質等以外のもの	A_2値

（A型輸送物に係る条件）

第六条　規則第九十条第三号の告示で定める条件は、別記第二に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る条件）

第七条　規則第九十一条第一号の告示で定める条件は、別記第三に掲げる条件とする。

第八条　規則第九十一条第二号の告示で定める条件は、別記第四に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る漏えい量）

第九条　規則第九十一条第一号ロの告示で定める量は、A_2値の一、〇〇〇、〇〇〇分の一とする。

2　規則第九十一条第二号ロの告示で定める量は、A_2値とする。ただし、クリプトン八五にあつては、一〇、〇〇〇キュリーとする。

3　漏えいする放射性物質の全部又は一部が希ガスである場合にあ

つては、当該希ガスについては、前二項のA_2値は、非圧縮状態におけるものとする。

（BU型輸送物に係る条件）

第十条　規則第九十一条の二第一号の告示で定める条件は、別記第五に掲げる条件とする。

第十一条　規則第九十一条の二第二号の告示で定める条件は、別記第六に掲げる条件とする。

（BU型輸送物に係る漏えい量）

第十二条　規則第九十一条の二第二号ロの告示で定める量は、A_2値の一、〇〇〇分の一とする。

2　第九条第三項の規定は、前項の量について準用する。

（核分裂性輸送物に係る条件）

第十三条　規則第九十一条の五の告示で定める二種の条件は、別記第二第一号に定める条件及び別記第四第一号から第三号までに定める条件とする。

第十四条　規則第九十一条の六第一号の告示で定める条件及び同条第二号の告示で定める条件は、それぞれ別記第二第一号に定める条件及び別記第四第一号から第三号までに定める条件とする。

（放射性輸送物としないで運送できる放射性物質等の放射能濃度）

第十五条　規則第九十一条の十六第一項第二号イ(2)の告示で定める値は、一グラム当たりA_2値の一〇、〇〇〇分の一とする。

（被ばく管理のため必要な措置）

第十六条　規則第九十一条の十九第一項の告示で定める必要な措置は、船内放射線量率の計測、被ばく放射線量の測定、被ばく管理者の選任等とする。

附　則

この告示は、昭和五十三年一月一日から施行する。

別表第一（第四条関係）
別表第二（　〃　）
別表第三（　〃　）
別表第四（　〃　）
別表第五（　〃　）
別表第六（　〃　）

省略（陸上輸送関係参照）

別記第一（第四条関係）特別形放射性物質等に係る試験

一　衝撃試験

試験しようとする放射性物質等をできるだけ模擬した供試物（以下「供試物」という。）を九メートルの高さから落下させること。

二　打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三　曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四　加熱試験

供試物を温度八〇〇度の空気中に一〇分間置くこと。

五　浸漬試験

イ　固体状の放射性物質等（カプセルに封入されたものを除く。）にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　常温の水中に七日間浸漬させること。

(2)　温度五〇度の水中に四時間浸漬させること。

(3)　温度三〇度であつて湿度九〇パーセントの空気中に七日間置くこと。

(4)　温度五〇度の水中に四時間浸漬させること。

ロ　カプセルに封入された放射性物質等にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　温度五〇度の水中に四時間浸漬させること。

(2)　温度三〇度の空気中に七日間置くこと。

(3)　温度五〇度の水中に四時間浸漬させること。

別記第二（第六条、第十三条、第十四条関係）A型輸送物に係る条件

一　条件

イ　毎時五〇ミリメートルの雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ　イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

(1)　その重量が、五、〇〇〇キログラム以下のものにあつては一・二メートルの高さから、五、〇〇〇キログラムを超え一〇、〇〇〇キログラム以下のものにあつては〇・九メートルの高さから、一〇、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のものにあつては〇・六メートルの

高さから、一五、〇〇〇キログラムを超えるものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に毎平方センチメートル〇・一三キログラムを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二四時間加えること。

(3) 重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の放射性物質等に係る追加条件

イ 液体状の放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、次の(1)及び(2)の条件の下に置くこと。ただし、当該放射性輸送物に係る容器に収納することができる放射性物質等の量の二倍以上の量の放射性物質等を吸収することができる吸収材を備えている放射性輸送物であつて、当該吸収材が放射線しやへい材の内側にあるもの又は当該収納若しくは包装することができる放射性物質等をすべて吸収することとした場合においても表面の最大放射線量率が毎時二〇〇ミリレムを超えないものは、この限りでない。

(1) 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) 前号ロ(3)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

ロ 気体状の放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、イ(1)及び(2)の条件の下に置くこと。

別記第三（第七条関係）BM型輸送物に係る条件

一 別記第二第一号の条件の下に置くこと。

二 前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三八度である環境に一週間放置すること。

別記第四（第八条、第十三条、第十四条関係）BM型輸送物に係る条件

一 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ 九メートルの高さから落下させること。

ロ 垂直に固定した直径が一五センチメートルであり、長さが二〇センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものに一メートルの高さから落下させること。

二 温度八〇〇度の環境に三〇分間置くこと。

三 深さ一五メートルの水中に八時間浸漬させること。

四 野外の温度が三八度である環境に一週間放置すること。

備考 第一号から第四号までの条件の下には、この順序で置くものとする。

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

別記第五（第十条関係）ＢＵ型輸送物に係る条件

一　別記第二第一号の条件の下に置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三八度から零下四〇度までの環境に一週間放置すること。

別記第六（第十一条関係）ＢＵ型輸送物に係る条件

一　別記第四第一号から第三号までの条件の下にその順序で置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三八度から零下四〇度までの環境に一週間放置すること。

○各海運局長宛船舶局長通達

船査第１８２号
昭和５４年３月３日

各　海　運　局　長
沖縄総合事務局長　殿

船舶局長

危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令（昭和５３年１２月２８日運輸省令第７１号）の施行等に伴う運輸大臣の行う確認に関する事務について

標記について、危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「規則」という。）第９１条の９第１項及び第９１条の１５第１項の規定に基づく、特定の放射性輸送物の安全及び運送の安全に係る運輸大臣の確認に関する事務の取扱いについて、下記のとおり定めたので遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、昭和５２年１２月１７日付け船査第６９１号は、本通達をもつて、これを廃止する。また、昭和５４年３月４日までに行われる運送については、1(3)(ii)における内閣総理大臣の確認はなされないので念のため申し添える。

記

1. 規則第９１条の９第１項の規定に基づく放射性輸送物の安全確認（以下この項において「安全確認」という。）

(1) 安全確認の申請

(i) 申請は、別紙様式１の「放射性輸送物安全確認申請書」を当該放射性輸送物の船積地を管轄する管海官庁を経由して、運輸大臣に提出させることとする。

ただし、当該放射性輸送物が本邦以外の地から本邦へ運送される場合、本邦以外の地から本邦を経由して本邦以外の地へ運送される場合又は本邦以外の相互間において運送される場合にあつては、原則として関東海運局（本局）を経由して申請させるものとする。

(ii) 申請は、原則として、当該放射性輸送物の運送ごとに船積みの１か月前までに行わせることとするが、同一の放射性輸送物（型式及び種類並びに収納される放射性物質等の名称及び数量が同一であるものをいう。　以下同じ。）を予定された輸送計画に基づいて運送する場合は、当該輸送計画を含めて一括申請をすることができる。

(iii) 規則第９１条の９第２項第１号に規定する場合は、当分の間、科学技術庁長官

（以下「長官」という。）において、核燃料輸送物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第５９条の２第１項の総理府令で定める技術上の基準に適合することについて確認し、その旨を証する核燃料輸送物確認証を発給することとされたので、当核確認証の提出がなされた場合は、規則第９１条の９第２項第１号の規定に該当するものとして取扱うこととする。

(ⅳ) 放射性同位元素輸送物等（核分裂性輸送物以外の放射性輸送物をいう。）については本省業務として、あらかじめ、設計承認書及び輸送容器登録証の交付の措置をとることとしたので、放射性同位元素輸送物等に係る安全確認の申請は、原則として当該措置を経た後に行わせることとする。（別添の昭和５４年２月２４日付け船査第１３２号参照）

(ⅴ) 申請の受理に当たつては、別紙様式１の放射性輸送物安全確認申請書記載要領に十分留意するものとする。

(2) 安全確認書の交付

安全確認書は、原則として申請を受理した管海官庁を経由して申請者に交付するものとする。ただし、大臣指示事項が付される場合等であつて本省から申請者に直接交付するときは、当該確認書の写しを申請を受理した管海官庁へ送付する。

(3) 安全確認を受ける必要がない場合

(ⅰ) カナダ政府の危険物船舶運送規則の規定に基づき、規則第１９条第２項に規定する輸送物について、同項に規定する運送を行う場合は、安全確認を受ける必要がない。（別添の「規則第１９条第２項の外国規則を定める告示（昭和５３年１２月２７日運輸省告示第６６９号）参照）

(ⅱ) 規則第９１条の９第６項に規定する内閣総理大臣又は運輸大臣の確認を受けた場合は、安全確認を受ける必要がない。

ただし、原子炉等規制法第５９条の２第１項で規定する工場又は事業所の外における運搬（即ち、車両運搬）を伴わない船舶のみによる運送の場合は同法同条第２項の確認を受ける場合に該当せず、従つて規則第９１条の９第６項の規定には該当せず、安全確認の申請を要するので念のため申し添える。

2. 規則第９１条の１５第１項の規定に基づく放射性輸送物の運送の安全確認（以下この項において「安全確認」という。）

(1) 安全確認の申請

(ⅰ) 申請は、別紙様式２の「放射性輸送物運送計画書安全確認申請書」を当該放射性輸送物の船積地を管轄する管海官庁を経由して、運輸大臣に提出させるものとする。

ただし、当該放射性輸送物を本邦以外の地から本邦へ運送する場合、本邦以外

の地から本邦を経由して本邦以外の地へ運送する場合又は本邦以外の地相互間において運送する場合にあつては、原則として関東海運局（本局）を経由して申請させるものとする。

(ii) 申請は、原則として、一航海ごとの運送について、船積みの1か月前までに行わせるものとするが、同一の放射性輸送物を同一の運送方法（積載方法、固縛方法等が同一であるものをいう。）により反復運送する場合は、当該運送計画を一括して申請受理して差し支えない。

また、当該申請に係る複数の放射性輸送物が、管轄の異る船積地においてそれぞれ船積みされる場合は、いずれか一つの管海官庁において運送計画を一括とりまとめ申請を受理して差し支えない。

(iii) 上記1(3)(i)に該当する放射性輸送物に係る安全確認申請に当たつては、カナダ政府の発給した承認書の写しを添付させること。

(iv) 上記1(3)(ii)の内閣総理大臣の確認を受けた場合には、長官から運搬確認証が交付されるので、当該核燃料輸送物に係る安全確認申請に当たつては、運搬確認証を受有する場合は、その写しを添付させること。

(v) 申請の受理に当たつては、別紙様式2の放射性輸送物運送計画書記載要領に十分留意するものとする。

(2) 安全確認書の交付

上記1(2)に同じ。

(3) 安全確認書の記載事項の追加又は変更

安全確認を受けた者が、当該確認書の記載事項の追加又は変更を受けようとするときは、申請を受理した管海官庁を経由して船積み開始前に速やかに変更申請をさせること。

別紙　様式１

文書番号
日　　付

運　輸　大　臣　　殿

放射性輸送物作成者の
氏名又は名称
住所　　㊞

放射性輸送物安全確認申請書

下記の放射性輸送物（以下「輸送物」という。）が危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する　　型輸送物（第　　種核分裂性輸送物）の基準に適合することについて同規則第９１条の９第１項の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 運送の目的
2. 輸送物の型式又は名称等
3. 輸送物の種類
4. 輸送物の概要
5. 輸送物の基準適合説明書
6. 収納する放射性物質等の仕様
   (1) 名　　称
   (2) 数　　量
   (3) 物理的、化学的性質
   (4) 放射能強度、濃縮度、冷却日数、発熱量等に関する資料
   (5) 容器への収納方法
7. 輸送制限個数及び輸送物の配列方法
8. 輸送物の放射線量率
9. 輸送物の輸送指数
10. 運送時における取扱上の注意事項
11. 荷送人の住所及び氏名又は名称
12. 運送予定時期
13. その他特記事項

放射性輸送物安全確認申請書記載要領

1）同一の輸送物（型式及び種類並びに収納される放射性物質等の名称及び数量が同一であるものをいう。）につき、一括申請する場合には、該当各記欄（記６～９欄）に、運送ごとのデータを記載すること。

2）用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列４番とし、横書とすること。

3）記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。

4）記１の「運送の目的」は、運送する放射性物質等の用途、発着地等を簡略に記載すること。

例１.「○○発電所の使用済核燃料を○○工場において再処理するため○○港から○○港まで運送することを目的とする。」

例２.「○○事業所において収納される○○病院向医療用大量線源 ^{60}Co を○○港から○○港まで運送することを目的とする。」

5）記２の「運送物の型式又は名称等」は、容器の設計者、製造者等において用いられる容器の型式又は名称を記載するとともに、容器の製造番号及び運輸省容器登録番号又は科学技術庁容器登録番号を有する場合には、その番号を記載すること。

6）記３の輸送物の種類は、規則上の種類を記載すること。

例　A
　　BM
　　BU　} 型輸送物（第１～３種核分裂性輸送物）

7）記４の「輸送物の概要」は、①容器の材料、構造　②輸送物の主要諸元　③容器の設計者名、製造者名、所有者名簿を輸送物ごとに記載し、荷姿を示す写真又は説明図を添付すること。

8）記５の「輸送物の基準適合説明書」は、安全解析書を別紙として添付することとするが、過去に安全解析書が添付された輸送物と同一の輸送物を作成する場合に限り、安全解析書の添付を省略することができる。

この場合にあつては、当該基準の適合性について簡単にとりまとめ記載すること。

9）記６の「収納する放射性物質等の仕様」は、実際に運送しようとする放射性物質等のデータを記載すること。特に放射性同位元素輸送物等であつて遮蔽容器として独立した内装容器を設ける場合は内装容器の製造者、製造年月、型式、番号、保管状況、使用履歴、現状外観等のデータを記載すること。

10）記８の「輸送物の放射線量率」は、上記 9）の内装容器を設ける場合には、輸送する放射性同位元素等を収納した際の内装容器の表面から１メートル離れた位置における最大放射線量率の実測値又は使用中の放射性同位元素等を収納した内装容器に係る最大放射線量率の実測値からの解析推定値に代えることができる。

11）科学技術庁長官から発給された核燃料輸送物確認証及び設計承認書等の写しを添付する場合は、記４、５、７、８及び９については省略でき、かつ、記６については簡単にとりまとめ記載することができる。

ただし、船積みの１か月前までに核燃料輸送物確認証が発給されていない場合には、設計承認書の写しを添付し記５を省略し、記４、７、８及び９については科学技術庁長官へ申請中の内容を記載し、かつ、記６については簡単にとりまとめ記載して申請できるが、この場合には核燃料輸送物確認証が発給され次第速やかにその写しを運輸本省及び申請書を経由した管海官庁へ各１部送付すること。

12）放射性同位元素輸送物等に係る申請に当たつては運輸省船舶局長の交付する設計承認書及び輸送容器登録証の写しを添付する場合は、記４、５及び７については省略できる。

別紙　様式2

文書番号
日　付

運　輸　大　臣　　殿

船　　名
船長の氏名　　㊞
住所又は連絡先

放射性輸送物運送計画書安全確認申請書

別添放射性輸送物運送計画書に記載する放射性輸送物の運送に関し、危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する基準に適合することについて同規則第９１条の１５第１項の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

放射性輸送物運送計画書

1. 運送の目的
2. 船名、船舶所有者名及び運航者名並びにこれらの住所
3. 船舶の概要（所要設備を含む。）
4. 運送する放射性輸送物（以下「輸送物」という。）の概要
   (1) 輸送物の型式又は名称等
   (2) 輸送物の種類
   (3) 輸送物の主要諸元
   (4) 収納する放射性物質等の主な仕様
   (5) 輸送物の輸送制限個数及び配列方法
   (6) 輸送物の放射線量率
   (7) 輸送物の輸送指数
   (8) 船内の居住場所その他人が通常使用する場所における最大放射線量率
   (9) 放射性輸送物作成者の氏名又は名称及び住所
   (10) 荷送人の氏名又は名称及び住所
   (11) 荷受人の氏名又は名称及び住所
5. コンテナの概要
   (1) コンテナの型式又は名称
   (2) コンテナの主要諸元
   (3) コンテナに収納する輸送物の型式又は名称、個数及びコンテナへの収納方法

(4) コンテナの放射線量率及び輸送指数
(5) コンテナの個数
(6) コンテナに収納する者の氏名又は名称及び住所
6. 積載方法等
(1) 積載方法等
(2) 各船倉等ごとの輸送物の種類及び数量
(3) 各船倉等の輸送指数
7. 固縛方法
8. 荷役方法
9. 運送時期
10. 運送区間
11. 運送中の保安対策
12. その他特記事項

放射性輸送物運送計画書記載要領

1) 一括申請する場合には、該当各記欄にその旨記載することとし、記９及び１０を記４～６とまとめて記載しても差し支えない。
2) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列４番とし横書とすること。
3) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
4) 記１の「運送の目的」は、運送する放射性物質等の用途、発着地等を簡略に記載すること。
例1 「○○発電所の使用済核燃料を○○工場において再処理するため○○港から○○港まで運送することを目的とする。」
例2 「○○事業所において収納される○○病院向医療用大量線源 ^{60}Co を○○港から○○港まで運送することを目的とする。」
5) 記３の「船舶の概要（所要設備を含む。）」は、船種、船舶番号、総トン数、船籍港、船舶の用途、航行区域及び主要寸法を記載し、所要設備については、当該輸送物の運送のため特に必要な設備として施設されたものを記載すること。
6) 当該輸送物につき、基準に適合する旨の確認書等を受有する場合は、その写しを添付すること。この場合記４(1)～(7)の記載事項のうち当該確認書等に記載されているものについては、これを省略することができる。
7) 記４の「運送する放射性輸送物の概要」は、輸送物ごとに記載すること。
8) 記４(1)の「輸送物の型式又は名称等」は、容器の設計者、製造者等において用いられる容器の型式又は名称を記載するとともに容器の製造番号及び運輸省容器登録番号又は科学技術庁容器登録番号を有する場合にはその番号を記載する。

9) 記4(2)の「輸送物の種類」は、規則上の種類を記載すること。

例　A
BM
BU　} 型輸送物（第1～3種核分裂性輸送物）

10) 記4(6)の「輸送物の放射線量率」及び4(7)の「輸送物の輸送指数」は上記6)の確認書等に記載されている数値又は規則第91条の9第1項の放射性輸送物安全確認若しくは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項の車両運搬確認を申請中のものにあつては、当該申請に係る数値を記載すること。なお放射線量率については輸送物の表面及び表面から1m離れた位置における数値を記載すること。ただし、放射性同位元素輸送物等の場合には、放射性輸送物安全確認申請書記載要領の10)によることができる。

11) 記5の「コンテナの概要」は、輸送物を収納するコンテナごとに記載すること。

12) 記6(1)～(3)に関し、①積載場所　②積付配置　③当該場所における輸送物の輸送指数の合計　④当該船舶全体の輸送指数　⑤他の危険物（当該輸送物以外の放射性物質等を含む。）の混載の有無等を明示した積付図を添付すること。

13) 記7の「固縛方法」は、コンテナに収納して運送する場合を除き、固縛装置の強度計算書を添付すること。

14) 記8の「荷役方法」は、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。

15) 記11の「運送中の保安対策」は、専門家の同行の有無、運送中の注意事項、事故時の措置・連絡方法、波ばく管理方法その他の保安対策を記載すること。

○海上保安庁行政指導文書（その１）

放射性物質等の船舶運送に伴う管区海上保安本部の
長に対する放射性物質等運送届の提出等について
（危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21関係）

海上保安庁警備救難部
航行安全指導課

1. はじめに

昭和54年1月4日から、一定の放射性物質等を船舶運送する場合には当該船舶の船長は管区海上保安本部の長(以下「本部長」という。)に対して放射性物質等運送届（以下「運送届」という。）を提出することが必要となり、本部長は公共の安全を図るため運送について必要な指示を行うことができる制度が新しく設けられた。

これについては、別添保警指第１３７号（昭５３.１２.２６）（関係部分抜すい）によつて運送届関係、本部長の指示関係等の事務処理要領が通達されている。

2. 運送届の作成・提出について

運送届の提出を要することとなる放射性物質等を運送することとなる者は、できるだけ前広に運送計画を運送届の提出を行うこととなる管区海上保安本部に対して説明を行い、当該本部等と密接な連絡を保ちつつ通達の内容に添つて運送届の作成を行うよう心掛けられたい。また、運送届の提出については提出の際に受理の可否等の意思表示が行われるのでやむを得ない場合を除いて運送に関して責任のある者が持参するように留意されたい。

次に、運送届の届出者は運送に従事する船舶の船長であるが、船長が航海中で不在等により届出者となり得ない場合には運送届を提出することとなる管区海上保安本部に相談しその指導を受けていただきたい。

なお、管区海上保安本部における担当課は別紙のとおりである。

3. 本部長の指示等について

運送届を提出すると、本部長から運送中に運送届の記載事項に一定の変更が生じた場合等には本部長等に対して連絡を行うよう指示がなされる。

この連絡を行う場合にはできる限り別紙２の要領によつて行うよう心掛けられたい。

4. おわりに

放射性物質等の運送に関係する者は、前述したところを参考にし、本制度の趣旨を十分に理解されて運送届に記載した保安対策等を厳格に励行して、事故なく運送を実施されたい。

別紙　1

管区海上保安本部における担当課一覧

担当課 / 管区海上保安本部	担当課	電話番号
第一管区海上保安本部	救難課	0134-32-6161(代)
第二　〃	〃	02236-3-0111(代)
第三　〃	航行安全課	045-211-0771(代)
第四　〃	〃	052-661-1611(代)
第五　〃	〃	078-391-6551(代)
第六　〃	〃	0822-51-5111(代)
第七　〃	〃	093-321-2931(代)
第八　〃	救難課	0773-76-4100(代)
第九　〃	〃	0252-44-4151(代)
第十　〃	〃	0992-23-2291(代)
第十一　〃	〃	0988-66-0083(代)

別紙　2

運送船舶の行う連絡要領

第1通報要領

(1)　通報の冒頭に「ウンソウヘンコウ」を冠し、以下次の事項を番号を冠して順次通報する。

1. 運送届を提出した管区海上保安本部の長の名称
（例．ダイサンカンクカイジョウホアンホンブチョウ）
2. 船舶の名称
3. 変更事項等が生じた場合の位置及び日時
4. 変更事項等の内容その他必要事項

（通報例）

運送届を第三管区海上保安本部長に提出して、日本丸により横浜港が寄航港となる運送を開始したところ、その途中において北緯○○度△△分、東経○○度△△分○○時△△分（日本時）にさしかかつた際、寄航港が東京港に変更になつた場合次のように通報する。

ウンソウヘンコウ

1. ダイサンカンクカイジョウホアンホンブチョウ
2. ニホンマル
3. ホクイ○○ド△△フン、トウケイ○○ド△△ブン、○○ジ△△フン（ニホンジ）
4. キコウコウヨコハマガトウキョウニヘンコウ

(2)　日本語又は英語を使用して通報することを原則とし、英語の場合にあつては、「ウンソウヘンコウ」及び運送届を提出した管区海上保安本部の長の名称は「UNSOHENKO」及び「DAI○KANKUKAI JYOHOANHONBUCHO」と通報する。

この場合において、○の部分は管区海上保安本部の番号を記入する。

第2通報手段

船舶の無線設備によつてもよく、船舶電話、電報等の公衆通信手段によつてもよい。

なお、通信手段により、上記第1の通報要領によりがたい場合には、管区海上保安本部において指導する要領で行う。

○海上保安庁行政指導文書（その２）

保警指第１３７号（昭53.12.26）抜すい

── 危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21の規定に基づく
放射性物質等運送届の提出等について ──

海上保安庁警備救難部
航行安全指導課

1. 運送届の提出について

(1) 運送届の提出は、船舶による物質等の運送が本邦の港を船積地若しくは荷卸地とし、又は経由地として行われる場合に必要となる。（末尾添付の運送形態別適用状況表参照）

ただし、港則法（昭和２３年、法律第１７４号）第２３条第４項の規定により許可を受けた場合はこれを要しない。

(2) 運送届の届出者は、物質等を運送する船舶の船長であるが、船長が本邦以外の地にある場合等やむを得ないと認められる場合には船長の代理人であつても差し支えない。この場合には、運送届の提出時に当該船長の委任状を添付させる等により届出者が船長の真正の代理人であることを確認すること。

(3) 運送届の提出先は、発航港を管轄する本部長であるが、発航港が本邦以外の地である場合には、本邦における最初の寄航港を管轄する本部長となる。

注1. 発航港とは、物質等が最初に船積みされる港をいい、数港において物質等が順次船積みされる場合には、最初の船積港が発航港となり他の港は寄航港となる。

注2. 寄航港とは、発航港から到達港に至る間において入港する港をいい、当該港における物質等の荷役の有無を問わない。ただし、本邦における最初の寄航港とは、本邦において最初に入港する到達港又は寄航港をいう。

注3. 到達港とは、船積みされた物質等が船舶から最後に荷卸しされる港をいう。

(4) 運送届は、一の運送（発航港から到達港までの運送をいう。以下同じ。）ごとに２通提出させるものとする。

(5) 運送届は、物質等の運送に係る発航港、寄航港及び到達港のいずれもが一の管区海上保安本部の管轄する区域にあり、各港に至る経路が他の管区海上保安本部の管轄区域に含まれない場合には運送開始の日の2週間前までにその他の場合にあつては、４週間前までに提出させることとなる。

なお、運送開始の日とは、発航港において物質等が最初に船積みされる日をいう。

(6) 運送届には、当該運送届に係る運送に関し、次の各号に掲げる規定が適用される場合には、当該各号に掲げる書類の写しを添付させるものとする。

なお、やむを得ない理由により添付できないときは後日速やかに提出させるものとする。

イ．規則第９１条の１５

運輸大臣に提出した運送計画書、運輸大臣の確認を証する書類及び運輸大臣の

指示の内容を記載した書類

ロ．規則第９１条の２２

運輸大臣の承認を証する書類、当該承認に際し運輸大臣に提出した書類及び運輸大臣の指示の内容を記載した書類

2. 運送届の記載事項について

運送届の記載は次によるものとする。

(1) 船種

汽船、帆船の別を記載し、船舶の用途を付記させる。

(2) 発航港、船積日時及び発航日時

発航港については、当該港が本邦にある場合には、都道府県名、本邦以外にある場合には、国名をもあわせて記載する。

船積日時については、物質等の船積みを最初に開始する日時について年月日及び１時間を単位とする時刻で記載する。

発航日時については、発航港を出港する日時を前記と同様の方法で記載する。

(3) 到達港、入港予定日時及び陸揚予定日時

到達港については、当該港が本邦にある場合には都道府県名、本邦以外にある場合には国名をもあわせて記載する。

入港予定日時及び陸揚予定日時については、到達港に入港する予定日時及び物質等の荷卸しを全て終了する予定日時を上記２(2)と同様の方法で記載する。

(4) 寄航港、入出港予定日時及び荷役予定日時

寄航港については、当該港が本邦にある場合には都道府県名、本邦以外にある場合には国名をもあわせて記載する。

入出港予定日時については、寄航港に入港する予定日時及び同港を出港する予定日時を上記２(2)と同様の方法で記載する。

荷役予定日時は、物質等の船積みを最初に開始する予定日時又は船舶からの物質等の荷卸しを最初に開始する予定日時を上記２(2)と同様の方法で記載する。

(5) 主たる経過地点及びその通過予定日時

イ．主たる経過地点については、次により記載する。

(イ) 運送が本邦各港間で行われる場合には、主要変針点、海上交通安全法（昭和４７年法律第１１５号）第２条第１項に規定する航路に入出航する場所等（以下「主要変針点等」という。）を著明物標からの真方位及び距離（海里）で記載する。

(ロ) 運送が本邦の地から本邦以外の地へ向けて行われる場合には、船舶が本邦の領海を最後に出る場所及び本邦内の発航港又は寄航港から当該場所に至るまでの間の主要変針点等を上記２(5)イ(イ)と同様の方法で記載する。

(ハ) 運送が本邦以外の地から本邦内の地へ向けて行われる場合には、船舶が本邦の領海に最初に入る場所及び当該場所から本邦における到達港に至るまでの間の主要変針点等又は当該場所から本邦の領海を最後に出る場所に至るまでの間の主要変針点等及び本邦の領海を最後に出る場所を上記2(5)イ(イ)と同様の方法で記載する。

ロ．通過予定日時については、船舶が本邦の領海に最初に入る場所、本邦の領海を最後に出る場所及び主要変針点等を通過する予定日時を年月日及び30分単位の時刻で記載する。

(6) 運送しようとする放射性物質等の種類及び数量並びに放射性輸送物の種類及び数量

イ．放射性物質等の種類及び数量については次により記載する。

(イ) 種類は放射性物質等の名称（二酸化ウラン、六弗化ウラン、核燃料集合体、使用済核燃料、医療用放射線源コバルト60等の名称）を記載する。

(ロ) 数量は種類別の正味重量（Kg）を記載する。

ロ．放射性輸送物の種類及び数量については次により記載する。

(イ) 種類は規則第88条の放射性輸送物の種類又は規則第91条の22第1項若しくは第2項の規定により運輸大臣の承認を受けて運送される放射性輸送物等の別を記載する。

なお、核分裂性輸送物にあつては、第1種、第2種又は第3種の別を併記させること。

(ロ) 数量は種類別の個数を記載する。

なお、イ及びロの記載に当つては、船積地及び荷卸地ごとに、船積みするものの種類及び数量並びに荷卸しするものの種類及び数量を1個の放射性輸送物を単位として記載するとともに当該地を出港する際の現在量を上記と同様の方法で記載する。

（例　横浜港

船積み：二酸化ウラン○Kg

A型輸送物（第二種核分裂性輸送物）1個

荷卸し：六弗化ウラン○Kg

A型輸送物（第二種核分裂性輸送物）1個

出港時の現在量：二酸化ウラン○Kg

A型輸送物（第二種核分裂性輸送物）1個

六弗化ウラン○Kg

A型輸送物（第二種核分裂性輸送物）1個

医療用放射線源コバルト60○Kg

BM型輸送物1個　　）

(7) 積載場所及びその設備

船積地ごとに規則に定める積載方法、物質等の積載箇所（例、「第一船倉」）及び積付けに際し講じた措置等（例、「放射性輸送物の移動等を防止するため容器をボルトで固定した。」）を記載する。

(8) 積合せ貨物の品名及びその数量

規則第２条第１号の危険物が積合せ貨物となる場合には規則別表による品名及びその重量（Kg）を記載し、その他の場合には、概括的に商品、原料等総重量約○○トンと記載する。

(9) 運送中の保安対策

次に掲げる事項その他の物質等の船舶運送に伴う災害を防止して公共の安全を図るために必要な事項を記載する。

イ. 航海速力等航海の安全を確保するために必要な措置に関すること

ロ. 海上保安官署との連絡体制に関すること

ハ. 物質等への関係者以外の者の接近を防止するための措置に関すること

ニ. 物質等の盗取の防止等に関すること

ホ. 海難その他の異常事態が発生した場合の処置に関すること

3. 運送届の受理等について

(1) 運送届の受理

運送届の受理は、必要な書類の添付、規則第９１条の１５又は第９１条の２２の規定が適用される場合における運輸大臣の確認又は承認の有無（確認又は承認未済の場合を除く。）及び記載事項の誤り等の有無を確認の上行うものとし、運送届１通に届出を受理した旨を記載して届出者に交付するものとする。

4. 本部長の行う指示について

(1) 運送届を受理した本部長は、当該運送届に係る船舶について、災害を防止して公共の安全を図るため有効適切な措置を講ずることができるよう常に次の指示を行うものとする。

イ. 全ての船舶に対して指示する事項

船舶は、運送中において海難その他の異常な事態が生じ又は生ずるおそれのある場合（以下「海難等の事態が生じた場合」という。）には直ちに、当該船舶の名称、海難等の事態が生じた場合の位置及び日時、海難等の事態の内容その他必要事項をもよりの海上保安官署に連絡し、当該海上保安官署の長の指示にしたがうこと

ロ. BM型輸送物若しくはBU型輸送物又は第３種核分裂性輸送物（以下「特定輸送物」という。）を運送する船舶に対して指示する事項

船舶は、運送中において上記4(1)イ以外の事由により、運送届の記載事項の

うち本邦における到達港に関する事項、本邦における寄航港に関する事項、主たる経過地点に関する事項又は運送中の保安対策に関する事項に変更が生じ若しくは生ずるおそれのある場合又は本部長が指示した事項を遵守できず若しくは遵守できないおそれのある場合（以下「変更事項等が生じた場合」という。）には、速やかに当該船舶の名称、変更事項等が生じた場合の位置及び日時、変更事項等の内容その他必要事項を運送届を提出した本部長に連絡し、当該本部長の指示にしたがうこと。ただし、上記事項の変更が次に掲げる軽微なものにあつてはこの限りでない。

(イ) 到達港に関する事項については、入港予定日時及び陸揚予定日時の１時間以内の変更

(ロ) 寄航港に関する事項については、入港予定日時及び特定輸送物の荷役予定日時の１時間以内の変更

(ハ) 主たる経過地点に関する事項については本邦の領海に最初に入る場所に関する事項及び最後に出る場所に関する事項の変更並びにその他の経過地点に関する当該地点を中心とする半径１０海里以内の位置の変更及び通過予定日時の１時間以内の変更。ただし、狭水道及び船舶のふくそうする海域（海上交通安全法に定める航路を含む。）における経過地点に関する変更は除く。

ハ．特定輸送物以外のものを運送する船舶に対して指示する事項

船舶は、運送中において上記４(1)イ以外の事由により、運送届の記載事項のうち本邦における到達港若しくは本邦における寄航港に変更が生じ又は本部長が指示した事項を遵守できず若しくは遵守できないおそれのある場合（以下「変更事項等が生じた場合」という。）には、速やかに当該船舶の名称、変更事項等が生じた場合の位置及び日時、変更事項等の内容その他必要事項を運送届を提出した本部長に連絡し、当該本部長の指示にしたがうこと。

(2) 運送届を受理した本部長は、当該運送届に記載されている運送日時、経路、運送中の保安対策等を十分検討し、関係本部長の意見を勘案のうえ、災害を防止して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、上記４(1)による指示のほか、狭視界時又は荒天時の避泊対策、夜間出入港の制限、物質等に対する見張人の配置等必要な事項について指示を行うことができる。

ただし、この場合における指示には、船舶の設備構造、荷役方法等規則の他の条項により規定されている事項は含まないものとする。

(3) 指示は、別添様式の指示書を運送届の届出者に交付することにより行うものとする。

なお、当該運送届に係る運送について、規則第９１条の１５又は第９１条の２２の規定が適用される場合には、当該運送届に係る指示は当該規定に基づく運輸大臣

の確認又は承認のあつた後に行うものとする。

5. 運送変更届について

運送の開始前に運送届の記載事項に変更が生じた場合には、届出者から運送届を受理した本部長に対し放射性物質等運送変更届（以下「変更届」という。）を速やかに提出することとなつているのでこの場合においては、運送届の場合に準じて処理を行うこととする。

別添様式

放射性物質等運送指示書

年　月　日

殿

第　管区海上保安本部長　㊞

危険物船舶運送及び貯蔵規則第９１条の２１第２項（同規則第９１条の２１第４項において準用する場合を含む。）の規定により放射性物質等の運送について次のとおり指示する。

運送予定期間	年　月　日から　年　月　日まで
船名	
船舶番号	
船長名	
指示事項	

参考資料１

危険物船舶運送及び貯蔵規則第９１条の２１により
運送届の提出を要する放射性輸送物

放射性輸送物の種類		非核分裂性	核分裂性		
			第１種 核分裂性輸送物	第２種 核分裂性輸送物	第３種 核分裂性輸送物
Ｌ型　輸送物			○	○	○
Ａ型　輸送物			○	○	○
Ｂ型輸送物	ＢＭ型 輸送物	○	○	○	○
	ＢＵ型 輸送物	○	○	○	○
規則第91条の22の規定により運輸大臣が承認したもの		○ 規則第９１条の３第３号に掲げる放射性物質等	○		

※　○印……届出が必要なもの

参考資料２

危険物船舶運送及び貯蔵規則第９１条の２１の運送形態別の適用状況表

1. 運送が本邦各港間において行われる場合

(1) 運送が一の管区海上保安本部の管轄する区域内において行われる場合

			一の管区海上保安本部の管轄区域		
運送の形態	経路	公海			
		領水			
	発航港等		○発航港	○寄航港	○到達港
運送届の提出先 提出期限			○ 運送開始の日の２週間前まで		
運送届への記載			○	○	○

(2) 運送が二以上の管区海上保安本部の管轄する区域内において行われる場合

			管区海上保安本部の管轄する区域				
			A管区	B管区	C管区	D管区	E管区
運送の形態	経路	公海					
		領水					
	発航港等		○発航港	○寄航港		○寄航港	○到達港
運送届の提出先 提出期限			○ 運送開始の日の４週間前まで				
運送届への記載			○	○	○	○	○
運送に関係する管区海上保安本部			○	○	○	○	○

2. 運送が本邦から本邦外に向けて行われる場合

			本邦内			本邦外	
			管区海上保安本部の管轄する区域				
			A管区	B管区	C管区		
運送の形態	経路	公海					
		領水			㋑		
	発航港等		○発航港	○寄航港	○寄航港	○寄航港	○到達港
運送届の提出先提出期限			○運送開始の日の4週間前まで				
運送届への記載			○（主たる経過地点に関する事項は発航港から㋑点までの間を記載すればよい）			○（主たる経過地点に関する事項は、この間は記載を要しない）	
運送に関係する管区海上保安本部			○	○	○		

3. 運送が本邦外から本邦に向けて行われる場合

(1) 運送船舶が本邦外から直接到達港に入港する場合

			本邦内	本邦外			
			管区海上保安本部の管轄する区域				
			A管区				
運送の形態	経路	公海					
		領水	㋑				
	発航港等		○到達港（本邦における最初の寄航港）	○寄航港	○寄航港	○寄航港	○発航港
運送届の提出先提出期限			○運送開始の日の4週間前まで				
運送届への記載			○（主たる経過地点に関する事項は㋑点から到達港までの間を記載すればよい）	○（主たる経過地点に関する事項は、この間は記載を要しない）			
運送に関係する管区海上保安本部			○				

(2)　運送船舶が本邦の寄航港に入港した後本邦の到達港に至る場合

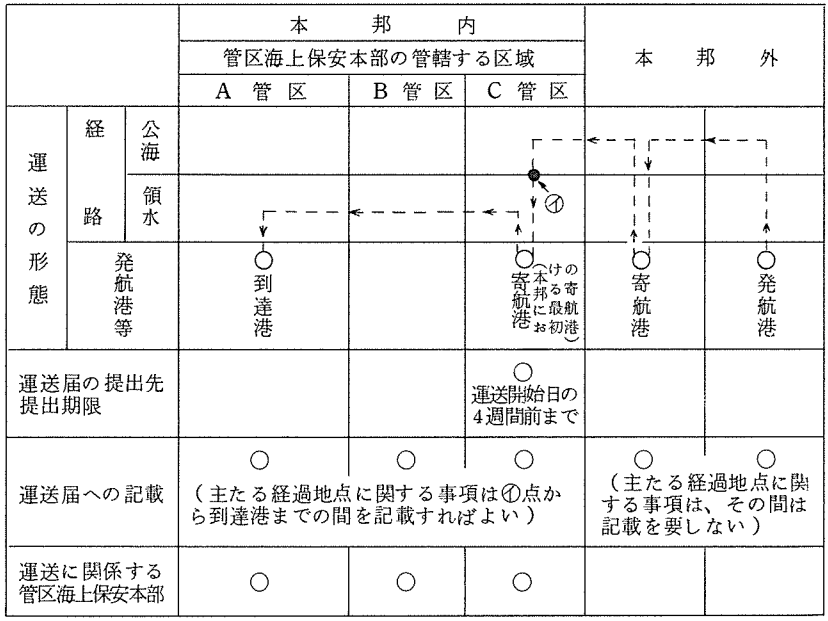

(3)　本邦内には到達港がなく寄航港のみの場合

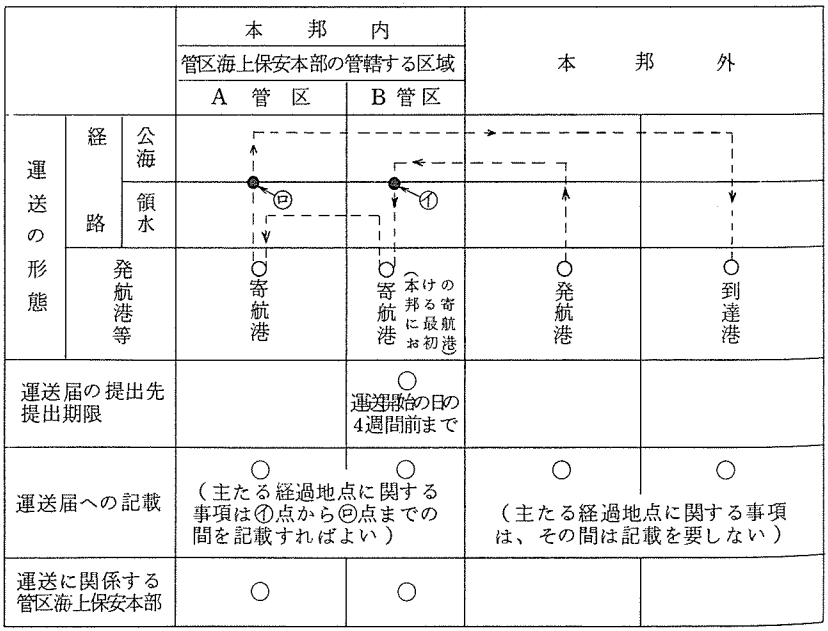

○港則法（抄）

〔昭和二十三年七月十五日法律第百七十四号〕

最終改正　昭和五二年六月一日法律第六二号

（法律の目的）

第一条　この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

第三条　この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であつて、政令[1]で定めるものをいう。

第四章　危険物

第二十一条　爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。

2　前項の危険物の種類は、政令[2]でこれを定める。

第二十二条　危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。ただし、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。

第二十三条　船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

2　港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適当であると認めるときは、港の境界外において適当の場所を指定して前項の許可をすることができる。

3　前項の規定により指定された場所に停泊し、又は停留する船舶は、これを港の境界内にある船舶とみなす。

4　船舶は、特定港内又は特定港の境界付近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

第三十八条　左の場合にはその行為をした者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条、第二十三条第一項若しくは第四項又は第三十七条の二第二項（第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。）の規定により準用する第二十一条第一項の規定に違反したとき。

第四十二条　第四条、第六条、第八条第二項、第二十一条又は第三十五条の規定に違反したときは、その行為をした者は、これを一万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)　港則法施行令第二条（別表第二）

(2)　港則法施行規則第十二条

○港則法施行令（抄）

〔昭和四十年六月二十二日政令第二百十九号〕

最終改正　昭和五一年七月九日政令第一九四号

（特定港）

第二条　法第三条第二項に規定する特定港は、別表第二のとおりとする。

別表第二（第二条関係）

都道府県	特定港
北海道	根室、釧路、苫小牧、室蘭、函館、小樽、留萌、稚内
青森県	青森、八戸
岩手県	釜石
宮城県	塩釜
秋田県	秋田船川
山形県	酒田
福島県	小名浜
茨城県	鹿島
千葉県	木更津、千葉
東京都	京浜
神奈川県	横須賀
神奈川県	京浜
新潟県	直江津、新潟、両津
富山県	伏木富山
石川県	七尾
福井県	敦賀
静岡県	清水
愛知県	衣浦、名古屋
三重県	四日市
京都府	宮津、舞鶴
大阪府	阪南、大阪
兵庫県	神戸、東播磨、姫路
和歌山県	田辺、和歌山下津
鳥取県	境
島根県	浜田
島根県	宇野、水島
岡山県	福山、尾道糸崎、呉、広島
広島県	岩国、徳山下松、宇部、萩
山口県	関門
山口県	
福岡県	

徳島県	小松島
香川県	坂出、高松
愛媛県	松山、今治、新居浜
高知県	高知
福岡県	博多、三池
佐賀県	唐津
長崎県	長崎、佐世保、厳原
熊本県	三角
大分県	大分
宮崎県	細島
鹿児島県	鹿児島、喜入、名瀬
沖縄県	金武中城、那覇

○港則法施行規則（抄）

〔昭和二十三年十月九日
運輸省令第二十九号〕

最終改正　昭和五三年一月二三日運輸省令第一号

（危険物の種類）

第十二条　法第二十一条第二項の規定による危険物の種類は、別表第三の通りとする。

（許可の申請）

第十三条　法第二十二条但書の規定による許可の申請は、停泊の目的及び期間、停泊を希望する場所並びに危険物の種類、数量及び保管方法を具して、これをしなければならない。

第十四条　法第二十三条第一項の規定による許可の申請は、作業の種類、期間及び場所並びに危険物の種類及び数量を具して、これをしなければならない。

2　法第二十三条第四項の規定による許可の申請は、運搬の目的、方法、期間及び区間並びに危険物の種類及び数量を具して、これをしなければならない。

別表第三（第十二条関係）

二　その他の危険物

危険物船舶運送及び貯蔵規則第二条第一号に定める危険物のうち、次に掲げるもの

イ　高圧ガス（前号ロに掲げる爆発物、消火器、殺虫剤、冷凍装置及び機械器具を除く。）

ロ　腐しよく性物質（塩化第二鉄、塩化亜鉛、塩化アルミニウム、過酸化水素（濃度四十パーセント以下のもの）、苛性ソーダ、苛性カリ、蟻酸、クロム酸（液体）、醋酸、臭化水素酸、洗浄液、ラツカーワニス除去液、加硫液、消化剤、電池類、薬品類、沃化水素酸、薄硫酸及び硫酸銅を除く。）

ハ　毒物（危険物船舶運送及び貯蔵規則別表第四の等級がCに属するもの並びに塩化砒素、キシリジン、五酸化砒素、三酸化砒素、ジメチル又はジエチルパラニトロフエニルチオホスフエードの混合物（乾性又は含有量五十パーセント未満の液体のもの）、ジニトロベンゾール、ジフエニルクロルアルシン、ジフエニラミンクロロアルシン、臭化砒素、臭化メチル、塩化第二水銀、オキシシアン水銀、マーキユリツクポタシウムシアナイド、シアン化カリウム（固体）、シアン化ナトリウム（固体）、シアン化バリウム、シアン化カルシウム、シアン化水銀、シアン化ニツケル、タリウム化合物、テトラエチルピロホスフエート及びその混合物、ニトロキシロール、砒素化合物又はその混合物、砒酸、ベリリウム及び沃化砒素を除く。）

ニ　引火性液体類（印刷用インキ、靴用加工塗料、酸化エチレン、殺虫剤（液体）、洗浄液、艶出し液、皮革用接着剤、接着液、不凍剤、セルロイド溶液、ペイントエナメル類、薬品

類、ラツカーベース又はチツプ、ラツカーペイントワニス類の除去液、乾燥制御液及び稀釈液、抽出香料液、消毒液、ドライクリーニング用液、皮革用ドレツシング液並びに皮革標白液を除く。）

ホ　水又は空気と作用して危険となる物質（アルミニウムフエロシリコン、アルミニウム及びその合金類（削屑又は粉末等）、アルミニウムシリコン、亜鉛灰、亜鉛粉末、亜鉛塵、魚滓、魚粉、コプラ、さらし粉、ストロンチウム合金類、鉄屑類、鉄合金類、ハイドロサルフアイト、硫化カリウム並びに硫化ナトリウムを除く。）

ヘ　酸化性物質（薬品類を除く。）

ト　可燃性固体（アスファルト又はタール引き布、あき袋、映画用フイルム（可燃性フイルムのうち、古フイルムを除く。）、金属ジルコニウム（湿性）、ゴム屑、ゴム軟皮、再生ゴム、始動薬、写真用フイルム、X線用フイルム、樹脂、赤りん、繊維（湿つたもの又は動植物油湿性）、繊物又は廃綿、たき付け、炭素類、動植物性残滓、ひまわり種子のしぼり滓、ナフタリン、ペイントワニス乾燥剤、ぼろ、安全マッチ、薬品類、ラツカーベース及びラツカーチツプを除く。）

チ　放射性物質等

リ　有機過酸化物（前号ニに掲げる爆発物を除く。）

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日法律第百六十六号〕

最終改正　昭和五三年七月五日法律第八六号

（目的）

第一条　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用に関して必要な規制を行うことを目的とする。

（事故届）

第六十三条　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者（第六十六条第一項に規定する者を含む。次条第一項において同じ。）並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

（危険時の措置）

第六十四条　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者（以下この条において「事業者等」という。）並びに事業者等から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、核燃料物質又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2　前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3　内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第一項の場合において、核燃料物質又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次の各号に掲げる事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質の所在場所の変更その他核燃料物質又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一　製錬事業者　内閣総理大臣及び通商産業大臣（第五十八条の二に規定する廃棄（以下「事業所外廃棄」という。）に係る場合にあつては内閣総理大臣、第五十九条の二第一項に規定する運搬及び船舶又は航空機による運搬（以下「事業所外運搬」という。）に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

二　加工事業者、再処理事業者及び使用者並びに事業者等から核燃料物質の保管又は運搬を委託された者　内閣総理大臣、（事業所外運搬に係る場合にあつては、内閣総理大臣又は運輸大臣）

三　原子炉設置者　第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣（事業所外廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣、事業所外運搬に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣）

四　外国原子力船運航者　運輸大臣（事業所外廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣、事業所外運搬に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣）

（立入検査等）

第六十八条　内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分（核原料物質使用者並びに国際規制物資使用者及び第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者については、第六十四条第三項各号の当該区分にかかわらず、内閣総理大臣とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九条の二第五項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、使用者、核原料物質使用者又は国際規制物資使用者若しくは第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者の事務所又は工場若しくは事務所（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七十条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併用する。

十　第六十四条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第八十条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

六　第六十八条第一項又は第四項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

○核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

〔昭和五十三年十二月二十八日 運輸省令第六十八号〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条第一項の規定に基づき、核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則を次のように定める。

核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

1　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第六十四条第一項の規定に基づき、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者（以下「事業者等」という。）並びに事業者等から運搬を委託された者は、工場又は事業所の外における核燃料物質の運搬中、その所持する核燃料物質に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、核燃料物質による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第五十九条の二第一項に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。

一　核燃料物質の運搬に使用されている鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両、船舶又は航空機に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起こったときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、その旨を消防吏員又は海上保安官に通報すること。

二　核燃料物質を他の場所に移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張り、標識の設置等を行い、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三　放射線障害の発生を防止するため必要があるときは、付近にいる者に避難するよう警告すること。

四　核燃料物質による汚染が生じたときは、速やかに、汚染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

五　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいるときは、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六　その他核燃料物質による災害を防止するために必要な措置を講ずること。

2　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第一条第五号に規定する従事者のうち男子の者が前項各号に掲げる緊急作業を行う場合における許容被ばく線量は、同令第十八条第二項に基づき科学技術庁長官の定める放射線量[1]とする。

(1)　核燃料物質等事業所外運搬告示第二十四条（緊急作業に係る許容被ばく線量）

図　核燃料物質等の航空機輸送関係法令と体系

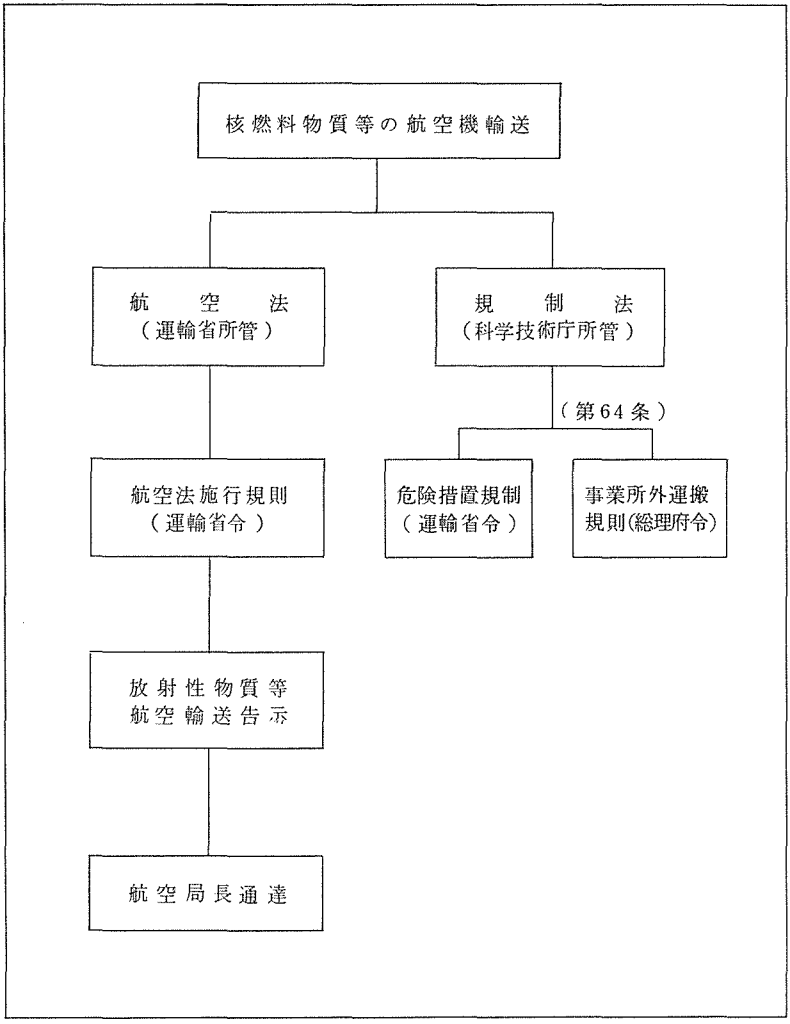

○航空法（抄）

〔昭和二十七年七月十五日
法律第二百三十一号〕

最終改正　昭和五三年四月二四日法律第二七号

（目的）

第一条　この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の秩序を確立し、もつて航空の発達を図ることを目的とする。

（爆発物等の輸送禁止）

第八十六条　爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で運輸省令(1)で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

2　何人も、前項の物件を航空機内に持ち込んではならない。

(1)　航空法施行規則　第百九十四条

（所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪）

第百四十五条　航空機の使用者が左の各号の一に該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

十三　第八十六条第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。

（技能証明書を携帯しない等の罪）

第百五十条　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

六　第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者

○航空法施行規則（抄）

〔昭和二十七年七月三十一日運輸省令第五十六号〕

最終改正　昭和五三年一二月二八日運輸省令第七五号

（輸送禁止の物件）

第百九十四条　法第八十六条第一項の運輸省令で定める物件は、次の各号に掲げるものとする。

九　放射性物質等　放射性物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項の核燃料物質、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項の放射性同位元素及び薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品又は同条第四項に規定する医療用具に装備されている物質であつて電離作用を有する放射線を自然に放射するものをいう。）及びこれによつて汚染された物件であつて、放射能濃度が〇・〇〇二マイクロキユリー毎グラム以上のもの

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物件は、法第八十六条第一項の運輸省令で定める物件に含まれないものとする。

二　告示(1)で定める放射性物質等であつて次に掲げるところに従つて輸送するもの

イ　告示(2)で定める放射性物質等にあつては、次の(1)、(2)及び(3)に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ次の(1)、(2)若しくは(3)に掲げる種類の放射性輸送物（放射性物質等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）とし、又は告示(3)で定めるところにより運輸大臣の承認を受けて次の(1)、(2)及び(3)に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物とすること。

(1)　危険性が極めて少ない放射性物質等として告示(4)で定めるもの　L型輸送物

(2)　告示(5)で定める量を超えない量の放射能を有する放射性物質等（(1)に掲げるものを除く。）　A型輸送物

(3)　(2)の告示で定める量を超える量の放射能を有する放射性物質等（(1)に掲げるものを除く。）　BM型輸送物又はBU型輸送物

ロ　告示(6)で定める放射性輸送物に関する技術上の基準その他の基準に従うこと。

ハ　イ(3)に掲げるBM型輸送物又はBU型輸送物にあつては、ロの告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準に適合していることについて、積載前に、告示(7)で定めるところにより運輸大臣の確認を受けていること。ただし、本邦外から本邦内へ又は本邦外の間を輸送されるBU型輸送物であつて告示(8)で定めるもののうち、告示で定める外国の法令による確認を受けたものについては、この限りでない。

ニ　臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等として告示(9)で定めるものが収納され、又は包装されている放射性輸送物（以下「核分裂性輸送物」という。）にあつては、告示(10)で定める輸送制限個数（一箇所に集積する核分裂性輸送物の個数の限度として定められる数をいう。）及び配列方法に応じ告示(10)で定められた核分裂性輸送物の種類のいずれに該当するかについて、積載前に、告示(7)で定めるところにより運輸大臣の確認を受けていること。

ホ　BM型輸送物若しくはBU型輸送物又は核分裂性輸送物にあつては、ロの告示で定める基準（放射性輸送物に関する技術上の基準に関するものを除く。）に適合していることについて、告示(11)で定めるところにより運輸大臣の確認を受けていること。

3　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百五十六号）第五十九条の二第二項（同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣総理大臣の確認又は危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第九十一条の九第一項の規定による運輸大臣の確認を受けた場合は、前項第二号ハ又はニの確認を受けたものとみなす。

(1)	放射性物質等航空輸送告示	第二条	
(2)	〃	第三条	
(3)	〃	第二十五条	
(4)	〃	第四条	
(5)	〃	第五条	
(6)	〃	第六条	
(7)	〃	第七条	
(8)	〃	第八条	
(9)	〃	第九条	
(10)	〃	第十条	
(11)	〃	第十二条	

○航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

〔昭和五十二年十一月十七日運輸省告示第五百八十七号〕

改正　昭和五三年一二月二八日運輸省告示第六七九号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第二項第二号の規定に基づき、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示を次のように定める。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

2　この告示において「専用積載」とは、航空機が一の荷送人によつて専用され、かつ、輸送する物件の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。

3　この告示において「コンテナ」とは、輸送途中において輸送する物件自体の積替えを要せずに輸送するために作られた輸送器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置並びに航空機内に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。

（輸送許容放射性物質等）

第二条　規則第百九十四条第二項第二号本文の告示で定める放射性物質等は、次に掲げる放射性物質等以外のものとする。

一　自然発火性の液体状の放射性物質等

二　フィルタを用いて内部の気体のろ過を行う構造の容器、機械的冷却装置を用いて放射性物質等の冷却を行う構造の容器その他輸送中特別な操作を行う必要のある構造の容器に収納することが必要な放射性物質等

三　規則第百九十四条第二項第二号イ(3)のＢＭ型輸送物とした場合に、連続換気を行う必要のある放射性物質等

（放射性輸送物として輸送しなければならない放射性物質等）

第三条　規則第百九十四条第二項第二号イ本文の告示で定める放射性物質等は、次に掲げる放射性物質等以外のものとする。

一　放射性物質等が収納されたことのある空の容器であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「空容器」という。）

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ハ　表面の放射性物質の放射能面密度が、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる密度（以下「許容表面密度」という。）を超えないこと。

アルファ線を放出する放射性物質	十万分の一マイクロキユリー毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	一万分の一マイクロキユリー毎平方センチメートル

ニ　内部の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度の百倍を超えないこと。

ホ　表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないこと。

ヘ　放射性物質等を輸送した際に付された標識又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われていること。

二　放射性物質によつて汚染された物件（空容器を除く。）であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「放射性汚染物」という。）

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　放射性物質の放射能濃度が、一グラム当たり別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量の一万分の一を超えないこと。

ハ　専用積載で輸送すること。

ニ　通常の輸送状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないように措置されていること。

ホ　表面の最大放射線量率が二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

ヘ　表面の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度を超えないこと。

ト　雨水等が容易に浸透しないように措置されていること。

（L型輸送物として輸送できる放射性物質等）

第四条　規則第百九十四条第二項第二号イ(1)の放射性物質等として告示で定めるものは、次の各号の一に該当する放射性物質等とする。ただし、爆発性の放射性物質等、自然発火性の放射性物質等であつて液体状のもの以外のもの並びに第一号及び第二号に掲げる放射性物質等であつて、ウラン二三五及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質のうち、ウラン二三五の量が十五グラムを超えるものを除く。

一　放射性物質等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

放射性物質等の区分	放射能の量
容易に散逸しない固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「特別形放射性物質等」という。） イ　外接する直方体の少なくとも	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄

固体	特別形放射性物質等以外のもの	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A_2値」という。）の千分の一	一辺が〇・五センチメートル以上であること。 ロ　別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験（長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である放射性物質等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行つた場合に損壊せず、加熱試験を行つた場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行つた場合に水中への放射性物質の漏えい量が、〇・〇五マイクロキュリーを超えないものであること。
	特別形放射性物質等	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A_1値」という。）の千分の一	

液体	水トリチウム	一リットル当たりの放射能が〇・一キュリー未満のもの	千キュリー
		一リットル当たりの放射能が〇・一キュリー以上一キュリー未満のもの	百キュリー
		一リットル当たりの放射能が一キュリー以上のもの	一キュリー
	その他のもの		A_2値の一万分の一
気体	トリチウム	特別形放射性物質等	A_1値の千分の一
		特別形放射性物質等以外のもの	A_2値の千分の一
	その他のもの		二十キュリー

二　時計等の機器又は装置（以下「機器等」という。）に含まれる放射性物質等であつて、次に掲げる要件に適合するもの（前号に掲げるものを除く。）

イ　機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個当たりに含まれる放射性物質等の放射能が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

放射性物質等の区分			放射能の量
固体	特別形放射性物質等		A_1値の百分の一
	特別形放射性物質等以外のもの		A_2値の百分の一
液体	トリチウム水		――――――
	その他のもの		A_2値の千分の一
気体	トリチウム		二十キュリー
	その他のもの	特別形放射性物質等	A_1値の千分の一
		特別形放射性物質等以外のもの	A_2値の千分の一

ロ　収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から十センチメートル離れた位置における最大放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

三　機器等を構成する天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウム又はこれらの化合物であつて、次に掲げる要件に適合するもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ　機器等に他の放射性物質等が含まれないこと。

ロ　不活性材料で完全に覆われていること。

（A型輸送物として輸送できる放射性物質等の量の限度）

第五条　規則第百九十四条第二項第二号イ(2)の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

特別形放射性物質等	A_1値
特別形放射性物質等以外	A_2値

（放射性輸送物の基準）

第六条　規則第百九十四条第二項第二号ロの告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準は次のとおりとする。

一　L型輸送物

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　容易に、かつ、安全に取扱うことができること。

ハ　輸送中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

ニ　みだりに開封されないように、かつ、開封された場合にそれが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

ホ　表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないこと。

ヘ　表面の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度を超えないこと。

二　A型輸送物

イ　前号イ、ロ、ハ、ニ及びヘに定める基準に適合すること。

ロ　表面の最大放射線量率が二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

ハ　放射性物質等の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

ニ　別記第二に定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　放射性物質の漏えいがないこと。

(2)　表面の最大放射線量率が二百ミリレム毎時を超えないこと。

三　BM型輸送物

イ　前号イ、ロ及びハに定める基準に適合すること。

ロ　別記第三に定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　前号ニ(2)の基準

(2)　放射性物質の一時間当たりの漏えい量がA_2値（漏えいする放射性物質の全部又は一部が希ガスである場合にあつては、当該希ガスについては、非圧縮状態における値とする。）の百万分の一を超えないこと。

(3)　表面の温度が日陰において五十度（専用積載として輸送する放射性輸送物にあつては、八十二度）を超えないこと。

(4)　表面の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度を超えないこと。

ハ　別記第四に定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率が千ミリレム毎時を超えないこと。

(2)　放射性物質の一週間当たりの漏えい量がA_2値（漏えいする放射性物質の全部又は一部が希ガスである場合にあつては、当該希ガスについては、非圧縮状態における値とする。ただし、クリプトン八五については、一万キュリーとする。）を超えないこと。

四　BU型輸送物

イ　第二号イ、ロ及びハに定める基準に適合すること。

ロ　別記第五に定める条件の下に置くこととした場合に、前号ロ(1)、(2)、(3)及び(4)に定める基準に適合すること。

ハ　別記第六に定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　前号ハ(1)の基準

(2)　放射性物質の一週間当たりの漏えい量がA_2値（漏えいする放射性物質の全部又は一部が希ガスである場合にあつては、当該希ガスについては、非圧縮状態における値とする。）の千分の一を超えないこと。

ニ　フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は放射性物質等の冷却が行われる構造であること。

ホ　最高使用圧力（放射性輸送物について排気、冷却その他の特別な措置をとらない場合に当該放射性輸送物内に生ずる気体の最大圧力（ゲージ圧力をいう。）をいう。）が七キログ

ラム毎平方センチメートルを超えないこと。

（放射性輸送物の安全の確認）

第七条　規則第百九十四条第二項第二号ハ又はニの規定による確認は、次の各号の一に該当する場合には、関係書面を提出させ、当該書面を審査することにより行うことができる。

一　核分裂性輸送物について、運輸大臣の適当と認める者が作成した、前条第三号若しくは第四号に定める技術上の基準及び第十条第一項各号の一に定める要件に適合する旨を証する書面又は同項各号の一に定める要件に適合する旨を証する書面の提出があつた場合

二　核分裂性輸送物以外の放射性輸送物について、運輸大臣の指定する者により前条第三号又は第四号に定める技術上の基準に適合する旨の確認がなされる場合

三　放射性物質等が本邦以外の地において運輸大臣が適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる場合

（本邦外輸送の場合等における特例に係る放射性輸送物）

第八条　規則第百九十四条第二項第二号ハのＢＵ型輸送物であつて告示で定めるものは、ＢＵ型輸送物であつて第十条第一項に規定する第三種核分裂性輸送物であるもの以外のものとする。

（核分裂性物質）

第九条　規則第百九十四条第二項第二号ニの放射性物質等として告示で定めるものは、ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九、プルトニウム二四一及びこれらの化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、次の各号の一に該当するもの以外のものとする。

一　ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九若しくはプルトニウム二四一の量又はこれらの物質の量の合計が十五グラムを超えない放射性物質

二　天然ウラン又は劣化ウラン（熱中性子炉で照射されたものを含む。）

（核分裂性輸送物の要件等）

第十条　規則第百九十四条第二項第二号ニの核分裂性輸送物は、第一種核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物の三種とし、その要件は、第一号から第三号までに定めるところによる。

一　第一種核分裂性輸送物　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて別記第二第一号に定める条件（以下この条において「甲条件」という。）の下に置いたもの及び当該核分裂性輸送物と同一のものであつて別記第四第一号から第三号までに定める条件（以下この条において「乙条件」という。）の下に置いたものを、それぞれ任意の配列方法で任意の個数積載することとした場合に臨界に達しないものであること。

二　第二種核分裂性輸送物　次の場合に臨界に達しないものであること。

イ　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて甲条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

限個数の五倍に相当する個数積載することとした場合

ロ　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて乙条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数の二倍に相当する個数積載することとした場合

三　第三種核分裂性輸送物　次の場合に臨界に達しないものであること。

イ　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて甲条件の下に置いたものを、特定の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数に等しい個数並べた集積とし、当該集積を二組近接させることとした場合

ロ　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて乙条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数に等しい個数積載することとした場合

2　核分裂性輸送物は、規則第百九十四条第二項第二号イの規定による放射性輸送物として輸送し、かつ、第一種核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂性輸送物として輸送しなければならない。

第十一条　削除

（輸送の安全の確認）

第十二条　規則第百九十四条第二項第二号ホの規定による確認は、当該放射性輸送物が運輸大臣が指定する者により輸送されるとき又は本邦外から本邦内へ若しくは本邦外の間を輸送されるときは、積載前に当該輸送がこの告示に規定する基準に適合していることを証する書面を提出させ、当該書面を審査することにより行うことができる。

（取扱場所）

第十三条　放射性輸送物（L型輸送物を除く。以下この条において同じ。）又は放射性輸送物が収納されているコンテナは、関係者以外の者が通常立入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはならない。

（積載方法）

第十四条　放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナ（この条、第十六条及び第二十条において「放射性輸送物等」という。）は、輸送中において移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければならない。

2　放射性輸送物等は、旅客、航空機乗組員又は客室乗務員が通常使用する区画に積載してはならない。

（臨界の防止）

第十五条　核燃料物質の輸送は、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように措置して行わなければならない。

（混載制限）

第十六条　表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超える放射性輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別の措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

2　放射性輸送物等は、火薬類、高圧ガス、腐蝕性液体、引火性液体その他放射性輸送物の安全な輸送を損なうおそれのある物件と

混載してはならない。

（コンテナに係る放射線量率等）

第十七条　放射性輸送物が収納されているコンテナの最大放射線量率は、表面において二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置において十ミリレム毎時を超えてはならない。

2　放射性輸送物が収納されているコンテナの表面の放射性物質の放射能面密度は、許容表面密度を超えてはならない。

（輸送指数）

第十八条　放射性輸送物（表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないものであつて、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物以外のものを除く。以下この項において同じ。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナについては、輸送指数を定めるものとする。

2　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　放射性輸送物にあつては、当該放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値。ただし、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除して得た値のうち、いずれか大きい値とする。

二　放射性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている放射性輸送物について前号による値を合計して得た値。ただし、第三種核分裂性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該値と五十のうち、いずれか大きい値とする。

3　前項の規定にかかわらず、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物以外の放射性輸送物のみが収納されているコンテナ（最大断面積が百平方メートル以下のものに限る。）を専用積載で輸送する場合にあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をもつて当該コンテナの輸送指数とすることができる。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	六
二十平方メートルを超え、百平方メートル以下の場合	十九

（積載限度等）

第十九条　放射性輸送物が収納されている一のコンテナの輸送指数は五十を超えてはならない。

2　一の航空機に積載する放射性輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載で輸

送する場合であつて、次の各号に定める基準に適合するときはこの限りでない。

一　放射性輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計が二百を超えないこと。

二　第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂性輸送物について、五十を当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で除して得た値の合計が五十を超えないこと。

（取扱方法等を記載した書類の携行）

第二十条　放射性輸送物等（L型輸送物又はL型輸送物が収納されているコンテナを除く。）を輸送する場合には、取扱方法その他輸送に関し留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を携行しなければならない。

（BM型輸送物の輸送条件）

第二十一条　BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを輸送する場合には、貨物機（現に旅客が搭乗していない航空機をいう。以下同じ。）によりしなければならない。

2　BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを貨物機に積込み、又は貨物機から取卸す場合は、放射性物質の取扱いに関し専門的知識を有する者を立会わせ、当該放射性輸送物の保安のため必要な監督を行わせなければならない。

3　前項の立会いは放射線測定器及び保護具を携行して行わせなければならない。

（BM型輸送物及びBU型輸送物の輸送条件）

第二十二条　BM型輸送物及びBU型輸送物を輸送する場合には、その表面の温度が五十度を超えないように措置しておかなければならない。

（標識又は表示）

第二十三条　次の表の上欄に掲げる放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナには、それぞれ、同表の中欄に掲げる標識又は表示を同表の下欄に掲げる箇所に付し、又は行わなければならない。

一　L型輸送物（核分裂性輸送物を除く。）	「放射性」の文字又は「RADIOACTIVE」の文字の表示	放射性輸送物の表面
二　核分裂性輸送物以外の放射性輸送物（L型輸送物を除く。）又は第一種核分裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないもの	第一類白標識（第一号様式）	放射性輸送物の表面の二箇所
三　次に掲げる放射性輸送物 イ　核分裂性輸送物以外	第二類黄標識（第二号様式）	放射性輸送物の表面の二箇所

の放射性輸送物又は第一種核分裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超え五十ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの ロ　第二種核分裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が五十ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの		
四　前三号に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物	第三類黄標識（第三号様式）	放射性輸送物の表面の二箇所
五　第一号又は第二号に掲げる放射性輸送物のみが収納されているコンテナ	第一類白標識（第一号様式）	コンテナの四側面
六　第一号及び第二号に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物（第三種核分裂性輸送物を除く。）が収納されているコンテナであつて、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	コンテナの四側面
七　放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識（第三号様式）	コンテナの四側面

2　放射性輸送物（L型輸送物及びコンテナに収納されているものを除く。）又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載で輸送する場合には、前項の規定による標識に「専用積載」の文字又は「FULL LOAD」の文字を表示しなければならない。

3　次に掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を鮮明に表示しておかなければならない。

一　総重量が五十キログラムを超える放射性輸送物　総重量

二　A型輸送物「A型」の文字又は「TYPE A」の文字

三　BM型輸送物及びBU型輸送物「B型」の文字又は「TYPE B」の文字

4　BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該放射性輸送物の容器又は包装の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク（第四号様式）を明確に表示しなければならない。

5　放射性輸送物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面にコンテナ標識（第五号様式）を付さなければならない。

（放射性輸送物としないで輸送できる放射性物質等の輸送の基準）

第二十四条　放射性汚染物（表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないものを除く。以下この項において同じ。）及び放射性汚染物が収納されているコンテナについては、輸送指数を定めるものとする。

2　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　放射性汚染物にあつては、当該放射性汚染物の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値

二　放射性汚染物が収納されているコンテナ（最大断面積が百平方メートル以下のものに限る。）にあつては、当該コンテナに収納されている放射性汚染物について前号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	六
二十平方メートルを超え、百平方メートル以下の場合	十九

3　次の表の上欄に掲げる放射性汚染物又は空容器若しくは放射性汚染物が収納されているコンテナには、それぞれ、同表の中欄に掲げる標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。

一　放射性汚染物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないもの	第一類白標識（第一号様式）	放射性汚染物の表面の二箇所
二　放射性汚染物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超え五十ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	放射性汚染物の表面の二箇所
三　前二号に掲げる放射性汚染物以外の放射性汚染物	第三類黄標識（第三号様式）	放射性汚染物の表面の二箇所
四　第一号に掲げる放射性汚染物又は空容器のみが収納されているコンテナ	第一類白標識（第一号様式）	コンテナの四側面
五　第二号又は第三号に掲げる放射性汚染物が収納されているコンテナであつて、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式） 第三類黄標識	コンテナの四側面 コンテナの四
六　放射性汚染物が収納さ		

れているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	（第三号様式）	側面

4　放射性汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）又は空容器若しくは放射性汚染物が収納されているコンテナを専用積載で輸送する場合には、前項の規定による標識に「専用積載」の文字又は「FULL LOAD」の文字を表示しなければならない。

5　空容器又は放射性汚染物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面にコンテナ標識（第五号様式）を付さなければならない。

6　放射性汚染物が収納されているコンテナには、放射性汚染物以外の物件を収納してはならない。

7　一の航空機に積載する放射性汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性汚染物が収納されているコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の航空機に積載する放射性輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、二百を超えてはならない。

8　第十四条、第十六条及び第十七条の規定は、空容器を輸送する場合に準用する。この場合において、第十四条第一項及び第十七条中「放射性輸送物」とあるのは「空容器」と、第十四条第二項及び第十六条中「放射性輸送物等」とあるのは「空容器又は空容器が収納されているコンテナ」と読み替えるものとする。

9　第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条第一項及び第二十条の規定は、放射性汚染物を輸送する場合に準用する。この場合において、第十三条、第十四条第一項、第十七条及び第十九条第一項中「放射性輸送物」とあるのは「放射性汚染物」と、第十四条第二項、第十六条及び第二十条中「放射性輸送物等」とあるのは「放射性汚染物又は放射性汚染物が収納されているコンテナ」と読み替えるものとする。

第二十四条の二　放射性物質等の輸送は、その日時及び経路が、当該放射性物質等の安全な輸送のために適切なものでなければならない。

（規則第百九十四条第二項第二号イの承認）

第二十五条　規則第百九十四条第二項第二号イの承認は、次に掲げる要件に適合する旨を承認することにより行うものとする。

一　当該放射性物質等をL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物又はBU型輸送物として輸送することが著しく困難であること。

二　安全な輸送を確保するため必要な措置がとられており、そのため当該輸送が安全上支障がないこと。

2　前項の場合において、放射性輸送物の最大放射線量率は、表面において千ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置において十ミリレム毎時を超えてはならない。

（特別措置）

第二十六条　第十七条又は第十九条の規定に従つて輸送することが著しく困難な場合であつて、安全な輸送を確保するために必要な

措置をとり、かつ、運輸大臣のこれらの規定によらないで輸送しても安全上支障がない旨の承認を受けたときは、これらの規定によらないことができる。

（特別措置等に係る標識）

第二十七条　第二十五条又は前条の規定により放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナを輸送する場合には、専用積載で輸送しなければならず、また、第二十三条第一項の規定にかかわらず、それらの表面の二箇所（コンテナにあつては、四側面）に第三類黄標識（第三号様式）を付さなければならない。

2　前項の規定による標識には、「専用積載」の文字又は「FULL LOAD」の文字を表示しなければならない。

附　則

この告示は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附　則

この告示は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

第一欄		第二欄	第三欄
原子番号	放射性物質の種類	特別形放射性物質等である場合の数量（A_1値） 単位　Ci	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量（A_2値） 単位　Ci
1	^{3}H（気体状のもの、放射線発光塗料であるもの、固体に吸収された形状のもの、トリチウム水であるもの）	1,000	1,000
1	^{3}H（その他のもの）	20	20
4	^{7}Be	300	300
6	^{14}C	1,000	100
9	^{18}F	20	20
11	^{22}Na	8	8
11	^{24}Na	5	5
12	^{28}Mg	6	6
14	^{31}Si	100	100
15	^{32}P	30	30
16	^{35}S	1,000	300
17	^{36}Cl	300	30
17	^{38}Cl	10	10
18	^{37}Ar	1,000	1,000
18	^{41}Ar	（非圧縮状態）20 （圧縮状態）1	20 1
19	^{42}K	10	10
20	^{45}Ca	1,000	40
20	^{47}Ca	20	20
21	^{46}Sc	8	8
21	^{47}Sc	200	200
21	^{48}Sc	5	5
23	^{48}V	6	6
24	^{51}Cr	600	600
25	^{52}Mn	5	5

25	^{54}Mn	20	20
25	^{56}Mn	5	5
26	^{52}Fe	6	6
26	^{55}Fe	1,000	1,000
26	^{59}Fe	10	10
27	^{56}Co	5	5
27	^{57}Co	90	90
27	^{58m}Co	1,000	1,000
27	^{58}Co	20	20
27	^{60}Co	7	7
28	^{59}Ni	1,000	900
28	^{63}Ni	1,000	100
28	^{65}Ni	10	10
29	^{64}Cu	80	80
30	^{65}Zn	30	30
30	^{69m}Zn	40	40
30	^{69}Zn	300	300
31	^{72}Ga	7	7
32	^{71}Ge	1,000	1,000
33	^{73}As	1,000	400
33	^{74}As	20	20
33	^{76}As	10	10
33	^{77}As	300	300
34	^{75}Se	40	40
35	^{82}Br	6	6
36	^{85m}Kr	(非圧縮状態) 100 (圧縮状態) 3	100 3
36	^{85}Kr	(非圧縮状態) 1,000 (圧縮状態) 5	1,000 5
36	^{87}Kr	(非圧縮状態) 20 (圧縮状態) 6×10^{-1}	20 6×10^{-1}
37	^{86}Rb	30	30
37	^{87}Rb	制限なし	制限なし
38	^{85m}Sr	80	80
38	^{85}Sr	30	30
38	^{87m}Sr	50	50
38	^{89}Sr	100	40

38	^{90}Sr	10	4×10^{-1}
38	^{91}Sr	10	10
38	^{92}Sr	10	10
39	^{90}Y	10	10
39	^{91m}Y	30	30
39	^{91}Y	30	30
39	^{92}Y	10	10
39	^{93}Y	10	10
40	^{93}Zr	1,000	200
40	^{95}Zr	20	20
40	^{97}Zr	20	20
41	^{93m}Nb	1,000	200
41	^{95}Nb	20	20
41	^{97}Nb	20	20
42	^{99}Mo	100	100
43	^{96m}Tc	1,000	1,000
43	^{96}Tc	6	6
43	^{97m}Tc	1,000	200
43	^{97}Tc	1,000	400
43	^{99m}Tc	100	100
43	^{99}Tc	1,000	80
44	^{97}Ru	80	80
44	^{103}Ru	30	30
44	^{105}Ru	20	20
44	^{106}Ru	10	7
45	^{103m}Rh	1,000	1,000
45	^{105}Rh	200	200
46	^{103}Pd	1,000	700
46	^{109}Pd	100	100
47	^{105}Ag	40	40
47	^{110m}Ag	7	7
47	^{111}Ag	100	100
48	^{109}Cd	1,000	70
48	^{115m}Cd	30	30
48	^{115}Cd	80	80
49	^{113m}In	60	60

49	^{114m}In		30	20
49	^{115m}In		100	100
50	^{113}Sn		60	60
50	^{125}Sn		10	10
51	^{122}Sb		30	30
51	^{124}Sb		5	5
51	^{125}Sb		40	30
52	^{125m}Te		1,000	100
52	^{127m}Te		300	40
52	^{127}Te		300	300
52	^{129m}Te		30	30
52	^{129}Te		100	100
52	^{131m}Te		10	10
52	^{132}Te		7	7
53	^{125}I		1,000	70
53	^{126}I		40	10
53	^{129}I		1,000	2
53	^{131}I		40	10
53	^{132}I		7	7
53	^{133}I		30	30
53	^{134}I		8	8
53	^{135}I		10	10
54	^{131m}Xe	(非圧縮状態) (圧縮状態)	100 10	100 10
54	^{133}Xe	(非圧縮状態) (圧縮状態)	1,000 5	1,000 5
54	^{135}Xe	(非圧縮状態) (圧縮状態)	70 2	70 2
55	^{131}Cs		1,000	1,000
55	^{134m}Cs		1,000	1,000
55	^{134}Cs		10	10
55	^{135}Cs		1,000	100
55	^{136}Cs		7	7
55	^{137}Cs		30	20
56	^{131}Ba		40	40
56	^{133}Ba		40	10
56	^{140}Ba		20	20

57	^{140}La	30	30
58	^{139}Ce	100	100
58	^{141}Ce	300	200
58	^{143}Ce	60	60
58	^{144}Ce	10	7
59	^{142}Pr	10	10
59	^{143}Pr	300	200
60	^{147}Nd	100	100
60	^{149}Nd	30	30
61	^{147}Pm	1,000	80
61	^{149}Pm	100	100
62	^{147}Sm	制限なし	制限なし
62	^{151}Sm	1,000	90
62	^{153}Sm	300	300
63	^{152m}Eu（物理的半減期が9.2時間のもの）	30	30
63	^{152}Eu（物理的半減期が13年のもの）	20	20
63	^{154}Eu	10	5
63	^{155}Eu	400	90
64	^{153}Gd	200	100
64	^{159}Gd	300	300
65	^{160}Tb	20	20
66	^{165}Dy	100	100
66	^{166}Dy	1,000	200
67	^{166}Ho	30	30
68	^{169}Er	1,000	300
68	^{171}Er	50	50
69	^{170}Tm	300	40
69	^{171}Tm	1,000	100
70	^{175}Yb	400	400
71	^{177}Lu	300	300
72	^{181}Hf	30	30
73	^{182}Ta	20	20
74	^{181}W	200	100

74	^{185}W	1,000	100
74	^{187}W	40	40
75	^{186}Re	100	100
75	^{187}Re	制限なし	制限なし
75	^{188}Re	10	10
76	^{185}Os	20	20
76	^{191m}Os	200	200
76	^{191}Os	600	400
76	^{193}Os	100	100
77	^{190}Ir	10	10
77	^{192}Ir	20	20
77	^{194}Ir	10	10
78	^{191}Pt	100	100
78	^{193}Pt	200	200
78	^{197m}Pt	300	300
78	^{197}Pt	300	300
79	^{193}Au	200	200
79	^{196}Au	30	30
79	^{198}Au	40	40
79	^{199}Au	200	200
80	^{197m}Hg	200	200
80	^{197}Hg	200	200
80	^{203}Hg	80	80
81	^{200}Tl	20	20
81	^{201}Tl	200	200
81	^{202}Tl	40	40
81	^{204}Tl	300	30
82	^{210}Pb	100	2×10^{-1}
82	^{212}Pb	6	5
83	^{206}Bi	5	5
83	^{207}Bi	10	10
83	^{210}Bi	100	4
83	^{212}Bi	6	6
84	^{210}Po	200	2×10^{-1}
85	^{211}At	200	7
86	^{222}Rn	10	2

88	^{223}Ra	50	2×10^{-1}
88	^{224}Ra	6	5×10^{-1}
88	^{226}Ra	10	5×10^{-2}
88	^{228}Ra	10	5×10^{-2}
89	^{227}Ac	1,000	3×10^{-3}
89	^{228}Ac	10	4
90	^{227}Th	200	2×10^{-1}
90	^{228}Th	6	8×10^{-3}
90	^{230}Th	3	3×10^{-3}
90	^{231}Th	1,000	1,000
90	^{232}Th	制限なし	制限なし
90	^{234}Th	10	10
90	Th（天然の混合比のもの）	制限なし	制限なし
91	^{230}Pa	20	8×10^{-1}
91	^{231}Pa	2	2×10^{-3}
91	^{233}Pa	100	100
92	^{230}U	100	1×10^{-1}
92	^{232}U	30	3×10^{-2}
92	^{233}U	100	1×10^{-1}
92	^{234}U	100	1×10^{-1}
92	^{235}U	100	2×10^{-1}
92	^{236}U	200	2×10^{-1}
92	^{238}U	制限なし	制限なし
92	U（天然の混合比のもの）	制限なし	制限なし
92	U（天然の混合比を超えるものであつて濃縮度が20%未満のもの）	制限なし	制限なし
92	U（天然の混合比を超えるものであつて濃縮度が20%以上のもの）	100	1×10^{-1}

92	U（天然の混合比に達しないもの）	制限なし	制限なし
93	^{237}Np	5	5×10^{-3}
93	^{239}Np	200	200
94	^{238}Pu	3	3×10^{-3}
94	^{239}Pu	2	2×10^{-3}
94	^{240}Pu	2	2×10^{-3}
94	^{241}Pu	1,000	1×10^{-1}
94	^{242}Pu	3	3×10^{-3}
95	^{241}Am	8	8×10^{-3}
95	^{243}Am	8	8×10^{-3}
96	^{242}Cm	200	2×10^{-1}
96	^{243}Cm	9	9×10^{-3}
96	^{244}Cm	10	1×10^{-2}
96	^{245}Cm	6	6×10^{-3}
96	^{246}Cm	6	6×10^{-3}
97	^{249}Bk	1,000	1
98	^{249}Cf	2	2×10^{-3}
98	^{250}Cf	7	7×10^{-3}
98	^{252}Cf	2	9×10^{-3}

別表第2（第3条、第4条関係）

種類が明らかであつて一種類であり、かつ、別表第1に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量（A_1値） 単位　Ci	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量（A_2値） 単位　Ci
1　放出する放射線が一種類の場合（2に該当する場合を除く。） イ　アルファ線を放出する放射性物質の場合		

(1) 半減期が千日未満である場合	1,000（原子番号が82以上のものである場合は、2）	3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）
(2) 半減期が千日以上百万年以下である場合	50（原子番号が82以上のものである場合は、2）	5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）
(3) 半減期が百万年を超える場合	1,000	3
ロ ベータ線を放出する放射性物質の場合		半減期が千日未満である場合は3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が千日以上百万年以下である場合は5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が百万年を超える場合は3
(1) 最大エネルギーが0.5MeV未満である場合	1,000	
(2) 最大エネルギーが0.5MeV以上1MeV未満である場合	300	
(3) 最大エネルギーが1MeV以上1.5MeV未満である場合	100	
(4) 最大エネルギーが1.5MeV以上2MeV未満である場合	30	
(5) 最大エネルギーが2MeV以上である場合	10	
ハ ガンマ線を放出する放射性物質の場合	$\frac{9}{f}$（1,000を超えるものにあつては、1,000）	$\frac{9}{f}$とロの第三欄に掲げる数量のうちいずれか小さいもの
ニ エックス線を放出する放射性物質の場合	1,000（原子番号が56以上のものである場合は、200）	半減期が千日未満である場合は3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が千日以上百万年以下である場合は5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が百万年を超える場合は3
2 放出する放射線が一	親核種及び娘核種に対	親核種及び娘核種に対

種類であり、当該放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの（以下「親核種」という。）であつて、その半減期がその原子核の崩壊によつて生ずる放射性物質（以下「娘核種」という。）の半減期よりも長く、かつ、娘核種の半減期が十日以内である場合	する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
3　放出する放射線が二種類以上の場合（4に該当する場合を除く。）	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
4　放出する放射線が二種類以上あり、当該放射性物質の半減期が娘核種の半減期よりも長く、かつ、娘核種の半減期が十日以内の場合	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

備考　Γは、当該放射性物質が1キユリーの場合において、当該放射性物質から1メートル離れた位置における最大放射線量率をレントゲン毎時で表した値を示す。

別表第3（第3条、第4条関係）

種類が一種類であり、かつ、種類が明らかでない放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量（A_1値） 単位　Ci	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量（A_2値） 単位　Ci
原子番号82以上の放射性物質が含まれていない場合	10	4×10^{-1}
原子番号82以上の放射性物質が含まれている場合	2	2×10^{-3}

別表第4（第3条、第4条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部が明らかでない放射性物質の場合又は種類の一部が明らかであつて種類別の数量の全部が明らかでない放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量（A_1値） 単位 Ci	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量（A_2値） 単位 Ci
1 アルファ線を放出する放射性物質が含まれている場合	2	2×10^{-3}
2 アルファ線を放出する放射性物質が含まれていない場合（3に該当する場合を除く。）	2	4×10^{-1}
3 核分裂生成物である場合（1に該当する場合を除く。）	10	4×10^{-1}

別表第5（第3条、第4条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類及び種類別の数量の全部又は一部が明らかである放射性物質の場合（別表第6に該当する場合を除く。）の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量 単位 Ci
放射性物質の種類の全部又は一部が明らかであつて種類別の数量の一部が明らかでない場合	次の算式を満たす$x_1, x_2, \cdots, x_n$及びyの数量 $\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots+\frac{x_n}{X_n}+\frac{y}{Y}=1$
放射性物質の種類及び種類別の数量の全部が明らかである場合	次の算式を満たす$x_1, x_2, \cdots, x_n$の数量 $\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots+\frac{x_n}{X_n}=1$

備考　x_1，x_2 ……，x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数

量（キュリー）を、$X_1, X_2, \cdots\cdots, X_n$ はそれぞれ $x_1, x_2, \cdots\cdots, x_n$ に係る各放射性物質に対する別表第1又は別表第2に掲げる数量（キュリー）を、yは種類又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の数量（キュリー）を、Yは、yに係る放射性物質の種類の全部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第1又は別表第2に掲げる数量（キュリー）のうち最小のものを、yに係る放射性物質の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあつてはyに係る放射性物質に対する別表第3に掲げる数量（キュリー）を示す。

別表第6（第3条、第4条関係）

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量（A_1 値） 単位 Ci	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量（A_2 値） 単位 Ci
その系列のすべての放射性物質（親核種を除く。）の半減期が十日を超えず、かつ、親核種の半減期よりも短い場合	親核種に対する別表第1又は別表第2の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第1又は別表第2の第三欄に掲げる数量
その系列の娘核種のうち、その半減期が十日を超え、又は親核種の半減期よりも長いものがある場合	次の算式を満たす $x_1, x_2, \cdots, x_n$ の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \cdots + \frac{x_n}{X_n} = 1$	次の算式を満たす $x_1, x_2, \cdots, x_n$ の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \cdots + \frac{x_n}{X_n} = 1$

備考　$x_1, x_2, \cdots\cdots, x_n$ はその原子核の崩壊連鎖の系列に属する各放射性物質の数量（キュリー）を、$X_1, X_2 \cdots\cdots, X_n$ はそれぞれ $x_1, x_2, \cdots\cdots, x_n$ に係る各放射性物質に対する別表第1又は別表第2に掲げる数量（キュリー）を示す。

別記第一（第四条関係）特別形放射性物質等に係る試験

一　衝撃試験

試験しようとする放射性物質等をできるだけ模擬した供試物（以下「供試物」という。）を九メートルの高さから落下させること。

二　打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三　曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四　加熱試験

供試物を温度八百度の空気中に十分間置くこと。

五　浸漬試験

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

イ　固体状の放射性物質等（カプセルに封入されたものを除く。）にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　常温の水中に七日間浸漬させること。

(2)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

(3)　温度三十度であつて湿度九十パーセントの空気中に七日間置くこと。

(4)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

ロ　カプセルに封入された放射性物質等にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

(2)　温度三十度の空気中に七日間置くこと。

(3)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

別記第二（第六条、第十条関係）A型輸送物に係る条件

一　条件

イ　五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ　イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

(1)　その重量が、五千キログラム以下のものにあつては一・二メートルの高さから、五千キログラムを超え一万キログラム以下のものにあつては〇・九メートルの高さから、一万キログラムを超え一万五千キログラム以下のものにあつては〇・六メートルの高さから、一万五千キログラムを超

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

えるものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に〇・一三キログラム毎平方センチメートルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二十四時間加えること。

(3) 重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の放射性物質等に係る追加条件

イ 液体状の放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、次の(1)及び(2)の条件の下に置くこと。ただし、当該放射性輸送物に係る容器に収納することができる放射性物質等の量の二倍以上の量の放射性物質等を吸収することができる吸収材を備えている放射性輸送物であつて、当該吸収材が放射線しやへい材の内側にあるもの又は当該収納し、若しくは包装することができる放射性物質等をすべて吸収することとした場合においても表面の最大放射線量率が二百ミリレム毎時を超えないものは、この限りでない。

(1) 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) 前号ロ(3)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

ロ 気体状の放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、イ(1)及び(2)の条件の下に置くこと。

別記第三（第六条関係）BM型輸送物に係る条件

一 別記第二第一号の条件の下に置くこと。

二 前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度である環境に一週間放置すること。

別記第四（第六条、第十条関係）BM型輸送物に係る条件

一 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ 九メートルの高さから落下させること。

ロ 垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが二十センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものに一メートルの高さから落下させること。

二 温度八百度の環境に三十分間置くこと。

三 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

四 野外の温度が三十八度である環境に一週間放置すること。

備考 第一号から第四号までの条件の下には、この順序で置くものとする。

別記第五（第六条関係）BU型輸送物に係る条件

一 別記第二第一号の条件の下に置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度から零下四十度までの環境に一週間放置すること。

別記第六（第六条関係）BU係型輸送物に係る条件

一　別記第四第一号から第三号までの条件の下にその順序で置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度から零下四十度までの環境に一週間放置すること。

第1号様式（第23条，第24条関係）

第一類白標識



注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　収納物及び放射能の欄には、それぞれ、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称及び放射能を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内のみを輸送されるものにあつては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあつては日本語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によるものとする。

部分	色彩
上半部の地	白
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第2号様式（第23条，第24条関係）

第二類黄標識

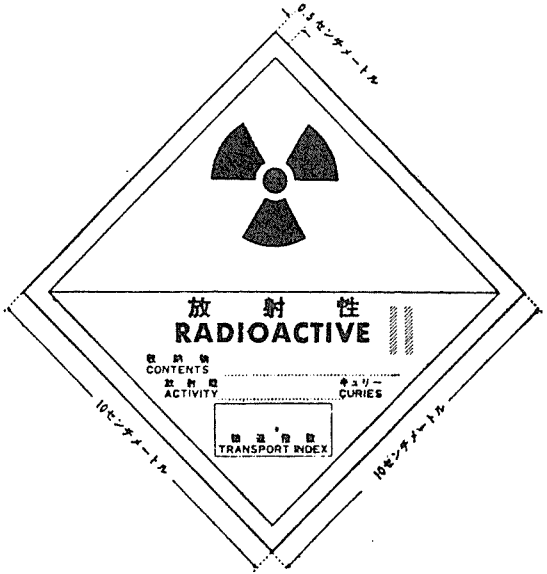

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内のみを輸送されるものにあつては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあつては日本語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によるものとする。

部分	色彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第3号様式（第23条，第24条，第27条関係）

第三類黄標識

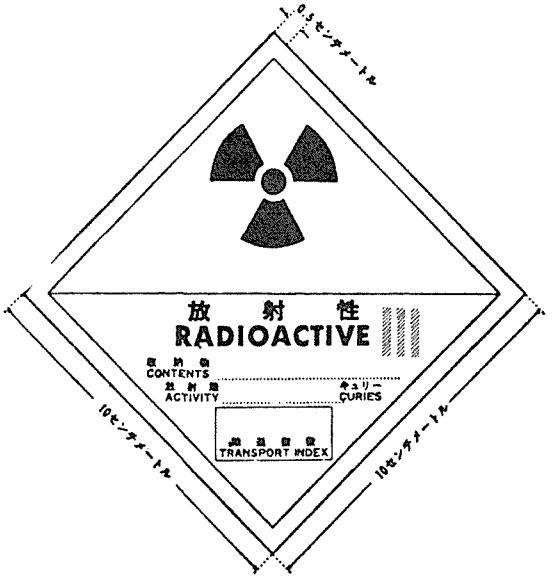

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

3　本邦内のみを輸送されるものにあつては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあつては日本語の部分を削ることができる。

4　放射能は、キユリー単位で表すこと。

5　色彩は、次表によるものとする。

部分	色彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第4号様式（第23条関係）

三葉マーク

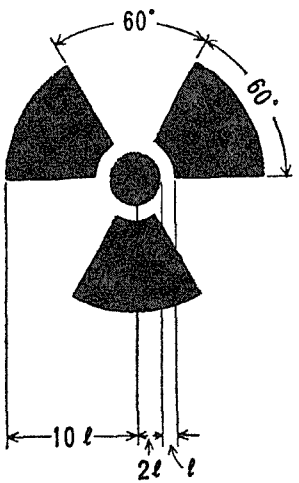

注　1　ℓは、0.2センチメートル以上とする。

　　2　色彩は、黒とする。

第5号様式（第23条，第24条関係）

コンテナ標識



注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　ℓは、0.5センチメートル以上とする。

3　本邦内のみを輸送されるものにあつては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあつては日本語の部分を削ることができる。

4　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　　彩
地	白
三葉マーク	黒
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

○運輸省航空局長通達

空航第　74　号
昭和53年2月18日

殿

運輸省航空局長

放射性物質及び放射性物質によつて汚染された物件の輸送規制について

このたび運輸省は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第194条の放射性物質の輸送基準に係る部分を昭和52年運輸省令第35号により改正するとともに、新たに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（昭和52年運輸省告示第587号。以下「告示」という。）を定め、いずれも本年1月1日から実施されています。

今回の規則の改正及び告示の制定（以下「改正等」という。）は、「放射性物質等の輸送に関する安全基準（昭和50年1月21日付け原子力委員会決定）」に基づく昭和52年8月放射線審議会答申「放射性物質又は放射性物質によつて汚染された物の輸送に関する基準（放射線障害の防止に関する技術的基準に関する部分）の改正について」を受けてなされたものであり、「IAEA（国際原子力機関）放射性物質安全輸送規則（1973年版）」（以下「IAEA 73年版規則」という。）に準拠しています。（なお、「IATA（国際航空運送協会）輸送制限品規則第19版（以下「IATA R·A·R.」という。）もIAEA 73年版規則に準拠しています。）

また、今回の改正等は、科学技術庁所管の諸規則（原子炉の設置、運転等に関する規則、核燃料物質の加工の事業に関する規則等）並びに運輸省所管の放射性物質等車両運搬規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の改正と併せて行われていますので、これらの規則についても十分留意して下さい。

今回の改正等は、従前の規定に比べ、むしろ全面改正とも言えるものであり、その施行にあたつては、下記に従つて運用することといたしましたので、この旨関係者に周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

1　規則等の概要

(1)　輸送物の基準

イ　放射性輸送物を放射線被ばく防止の観点からL型、A型、BM型及びBU型の4種類に区分することとし、

危険性の極めて少ない放射性物質等を輸送する場合には　　L型
一定量を超えない放射能を有する放射性物質等を輸送する場合には　　A型
一定量を超える放射能を有する放射性物質等を輸送する場合には
BM型又はBU型
として輸送しなければならないこととした。（規則第194条第2項第2号イ、告示第2条及び第4条から第6条まで）

ロ　核分裂性輸送物を臨界防止の観点からその臨界に達する危険性の程度に応じ、第1種核分裂性輸送物、第2種核分裂性輸送物及び第3種核分裂性輸送物の3種類に区分し、そのいずれかの形態で輸送しなければならないこととした。
（規則第194条第2項第2号ニ、告示第9条及び第10条）

(2) 輸送の基準

イ　放射性輸送物及びそれを収納したコンテナについて、それらの表面から一定の距離における最大放射線量率及び臨界に達する危険性の両方を考慮して一定の指数（輸送指数）を定めることとした。（告示第18条）

ロ　放射性輸送物及びそれを収納したコンテナには、それらの表面の放射線量率及び臨界の危険性に応じ、特定のラベル若しくは表示を付し、又は行わなければならないこととした。（告示第23条）

ハ　輸送の基準として、放射性輸送物又はそれを収納したコンテナは移動、転倒等のないように積載すること、旅客等が通常使用する区画には積載しないこと等輸送方法として遵守すべき事項を定めることとした。
（告示第13条から第17条まで及び第20条から第22条まで）

ニ　一の航空機に積載する放射性輸送物及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計並びに放射性輸送物が収納されている一のコンテナの輸送指数が一定数を超えないようにしなければならないこととした。（告示第19条）

(3) 輸送物及び輸送の確認

BM型輸送物、BU型輸送物及び核分裂性輸送物を輸送しようとするときは、放射性輸送物としての安全性について、積載前に運輸大臣の確認を受けなければならないとするほか、BM型輸送物及びBU型輸送物並びに第三種核分裂性輸送物については、個々の輸送の安全性についても運輸大臣の確認を受けさせることとした。
（規則第194条第2項第2号ハ、ニ及びホ、告示第7条、第8条、第11条及び第12条）

(4) そ　の　他

放射性物質等のうちいわゆる空容器、放射性汚染物等を容器に収納又は包装することなしに輸送する場合の技術基準を設けるほか、技術基準の一部に従うことが著しく困難な場合における技術基準の特例に関する規定を設ける等所要の規定を置くこととした。（告示第1条、第3条及び第24条から第27条まで）

注　（ ）は規則及び告示における参照すべき箇所を示した。

2　規則等の施行に伴う主たる条項の解釈及び取扱い

(1)　告示第13条（取扱場所）関係

「関係者以外の者」とは、旅客その他の当該積卸し作業に係わりのない者をいうものとする。

(2)　告示第16条（混載制限）関係

「混載」とは、同一の貨物室に放射性輸送物等を積載することをいうものとするが、この場合貨物室の広狭は問わない。

「その他放射性物質の安全な輸送を損なうおそれのある物件」とは、可燃性液体等をいうものとする。

(3)　告示第20条（取扱方法等を記載した書類の携行）関係

「輸送に関し留意すべき事項」には、当該放射性輸送物等に収納されている放射性物質等の名称（二種以上の放射性物質等が収納されている場合にあつては、その主たるものの名称）及び放射能（キユリー単位で表わすこと。）が含まれるものとする。

(4)　告示第21条（BM型輸送物の輸送条件）関係

第2項の「放射性物質の取扱いに関し専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者（核燃料物質の取扱いに関しては、(ホ)に該当する者を除く。）とする。

(イ)　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第41条の原子炉主任技術者免状を有する者及び原子炉主任技術者試験筆記試験合格者

(ロ)　原子炉等規制法第22条の3の核燃料取扱主任者免状を有する者

(ハ)　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）第35条の第一種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに一年以上の経験を有する者

(ニ)　放射線障害防止法第35条の第2種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに2年以上の経験を有する者

(ホ)　放射線障害防止法第35条の第一種放射線取扱主任者免状又は第二種放射線取扱主任者免状を有する者

(ヘ)　放射性物質の取扱いに関し、(イ)から(ホ)までに掲げる者（核燃料物質の取扱いに関しては、(イ)から(ニ)までに掲げる者）と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(5)　告示第23条（標識又は表示）関係

表示しなければならない第1項の表中第1号の「放射性」又は「RADIO－ACTIVE」の文字、第3項第2号の「A型」又は「TYPE　A」の文字及び同項

第3号の「B型」又は「TYPE B」の文字並びに同項第1号の総重量を表示する場合にあつては、それらの文字又は数字の各々を原則として黒色で白地の上に1cm角以上の大きさとなるよう表示しなければならない。

(6) 被ばく防止のための措置

イ 放射性輸送物等の輸送に従事する者（以下「輸送従事者」という。）の放射線被ばくを一般人並みの年0.5レム以下とするため、これらの放射性輸送物等を輸送する航空会社は、1年目にあつては（注）1及び2の要領に従い選定した路線に関し（注）4の要領に従い選定した月について、また2年目以降にあつては毎年1年目に選定された路線及び月につき統計をとり、その統計から、次の式により輸送従事者の年間被ばく線量（Ry）を路線ごとに算出し記録するとともに、遅滞なく運輸省航空局技術部運航課あて報告しなければならない。

なお、事業計画の変更等に伴い上記の調査対象路線又は調査対象月に変更が生じた場合には、以後その変更した路線及び月について上記の要領に従つて算出・報告すること。

$$Ry = 12(\text{月}) \times \left(\begin{array}{c}\text{一輸送従事者が一か月間}\\ \text{に乗務する便数（Fm）}\end{array}\right) \times \left(\begin{array}{c}\text{一か月間に一便が放射}\\ \text{性物質を輸送する確率}\\ \text{(P)}\end{array}\right)$$

$$\times \left(\begin{array}{c}\text{一便当たりの放射性物質の輸}\\ \text{送指数の合計 (T)}\end{array}\right) \times \left(\begin{array}{c}\text{操縦室又は客室までの距離に}\\ \text{よる補正係数 (k)}\end{array}\right)$$

$$\times (\text{一便当たりの平均飛行時間}) \times 2$$

$$= 12(\text{月}) \times \frac{\text{1か月当たりの一輸送従事者の平均飛行時間}}{\text{1便当たりの平均飛行時間}}$$

$$\times \frac{\text{当該路線の1か月当たりの放射性物質輸送に係る全便数}}{\text{1か月当たりの当該路線に就航する全便数}}$$

$$\times \frac{\text{当該路線の一便当たりの平均飛行時間} \times \text{当該路線の1か月当たりの輸送指数の合計}}{\text{当該路線の1か月当たりの放射性物質輸送に係る全便数}}$$

$$\times \frac{\left(1 + \text{輸送物1個の平均直径} \times \frac{1}{2}\right)^2}{\left(\text{輸送物1個の平均直径} \times \frac{1}{2} + \text{輸送物の表面から客室又は操縦室までの距離}\right)^2}$$

$$\times 2$$

（注）1. 算出の基礎となる路線は、放射性物質等の輸送が行われている路線のうち、過去の輸送実績を勘案して最もこれらの物質等の輸送頻度の高い3路線を選定すること。

2. 長距離国際線（片道3時間以上の路線をいうものとする。）で放射性輸送物を輸送する航空会社にあつては、（注）1の3路線のすべてが長距離国際線となる場合には最も輸送頻度の高い長距離国際線2路線及び長距離国際線以外の路線1路線を、上記3路線のすべてが長距離国際線以外の路線となる場合には最も輸送頻度の高い長距離国際線1路線及び長距離国際線以外の路線2路線を選定すること。

3. 各路線については、運航乗務員、客室乗務員のそれぞれについて算出すること。この場合、上記式中の補正係数（k）は、運航乗務員については操縦室までの距離を、客室乗務員については客室までの距離を用いて算出すること。

4. 算出の基礎となる月に、当該路線の放射性物質等の輸送頻度を勘案して1年のうち平均的な輸送の行われる月を選定すること。

ロ 輸送従事者及び旅客の被ばくを防止するため、輸送指数を算出することとされている放射性輸送物、放射性汚染物等を輸送する場合には、これらのものを航空機客室及び操縦室の隔壁又は床面から次表に掲げる距離以上の距離をおいて積載すること。

（IATA R. A. R. PART 2A section 10 10. 9参照）

輸送指数の合計	最小許容距離（m）
0.1 － 1.0	0.30
1.1 － 2.0	0.50
2.1 － 3.0	0.70
3.1 － 4.0	0.85
4.1 － 5.0	1.00
5.1 － 6.0	1.15
6.1 － 7.0	1.30
7.1 － 8.0	1.45
8.1 － 9.0	1.55
9.1 － 10.0	1.65
10.1 － 11.0	1.75
11.1 － 12.0	1.85
12.1 － 13.0	1.95
13.1 － 14.0	2.05
14.1 － 15.0	2.15
15.1 － 16.0	2.25
16.1 － 17.0	2.35
17.1 － 18.0	2.45
18.1 － 20.0	2.60
20.1 － 25.0	2.90

輸送指数の合計	最小許容距離（m）
25.1 － 30	3.20
30.1 － 35	3.50
35.1 － 40	3.75
40.1 － 45	4.00
45.1 － 50	4.25
50.1 － 60	4.65
60.1 － 70	5.05
70.1 － 80	5.45
80.1 － 90	5.80
90.1 － 100	6.10
100.1 － 110	6.45
110.1 － 120	6.70
120.1 － 130	7.00
130.1 － 140	7.30
140.1 － 150	7.55
150.1 － 160	7.80
160.1 － 170	8.05
170.1 － 180	8.30
180.1 － 190	8.55
190.1 － 200	8.75

3　運輸大臣の確認に係る取扱い

(1)　放射性輸送物の確認

イ　運輸大臣は規則第194条第2項第2号ハ又はニの規定による確認（以下「放射性輸送物の確認」という。）を行う場合には、次のⅰ）～ⅲ）に掲げる場合を除き、積載前に発送時検査を行うものとする。

ⅰ）核分裂性輸送物にあつては、告示第7条第1号の書面の提出があり、かつ、輸送しようとする者が別紙要領により発送時検査を実施する場合

ⅱ）核分裂性輸送物以外の放射性輸送物にあつては、告示第7条第2号の確認がなされる場合

ⅲ）放射性物質等が本邦以外の地において運輸大臣が適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる場合

ロ　放射性輸送物の確認を受けようとする者は、輸送のつど、別記第1の放射性輸送物確認申請書記載要領に従い作成した様式第1の申請書を提出し、確認を受けること。なお、A型第1種、第2種核分裂性輸送物については、輸送が繰返し同種の容器を用いて同種の核燃料物質を収納して行われる場合には、一年ごとに一括して確認を受けることができる。

ハ　放射性輸送物の確認を申請しようとする者は、輸送を開始しようとする日の原則として1か月前までに当該申請書を2通航空局技術部運航課に提出すること。

(2)　放射性輸送物の輸送の確認

イ　運輸大臣は規則第194条第2項第2号ホの確認（以下「放射性輸送物の輸送の確認」という。）を行う場合には、次のⅰ）及びⅱ）に掲げる場合を除き、輸送前に積載時検査を行うものとする。

ⅰ）放射性輸送物が運輸大臣の指定する者により輸送される場合。この場合、当該指定を受けようとする者は、別記第2の放射性輸送物輸送者指定申請書記載要領に従い作成した様式第2の申請書を2通航空局技術部運航課に提出すること。

ⅱ）放射性輸送物が本邦外から本邦内へ又は本邦外の間を輸送される場合。

ロ　放射性輸送物の輸送の確認を受けようとする者は、様式第3の申請書に、当該輸送の安全性を証する別記第3の輸送計画書記載要領に従い作成した様式第4の輸送計画書を添付して申請すること。

ハ　放射性輸送物の輸送の確認を申請しようとする者は、輸送を開始しようとする日の原則として3週間前までに当該申請書及び輸送計画書を各々2通航空局技術部運航課に提出すること。

別紙　核分裂性輸送物発送時検査要領

検査項目	検査対象	検査方法	合格基準
外観検査	BM　BU A	核燃料物質等を収納した状態で放射性輸送物の外観を目視で検査する。	傷、割れ、塗装及び形状に異常がなく、ふた、バルブ開口部が完全に密封されていること。
吊上げ検査	BM　BU A	空容器を吊り上げた状態における外観を検査する。	吊上げ装置に異常のないこと。
重量検査	BM　BU A	放射性輸送物の総重量を検査する。	申請書に記載された重量以下であること。
表面汚染密度検査	BM　BU A	スミヤ法により放射性輸送物の表面汚染密度を検査する。	アルファ線を放出する核燃料物質等にあつては $10^{-5}\mu$ Ci／cm²以下、アルファ線を放出しない核燃料物質等にあつては $10^{-4}\mu$ Ci／cm²以下であること。
放射線量率検査	BM　BU A	核燃料物質等を収納した状態におけるγ線線量率及び中性子線線量率をサーベイメータ等で検査する。	放射線量率が表面で200 mrem／hr、1 mの距離において10 mrem／hr以下であること。
未臨界検査	BM　BU A	バスケット、中性子吸収材等の存在、形状等を目視により検査する。	変形・破損等の異常がないこと。
収納物検査	BM　BU A	①　収納物の外観、個数等を検査する。 ②　使用済燃料については、運転記録等により放射能強度、ウラン重量、濃縮度、燃焼度、発熱量、冷却日数等を検査する。 ③　新燃料については、重量、濃縮度等を確認する。 ④　燃料以外の冷却材等の収納物についてもその存在及び量等を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足し、かつ、外観に異常がないこと。 申請書に記載された設計条件を満足すること。 申請書に記載された設計条件を満足すること。 申請書に記載された設計条件を満足すること。
温度測定検査	BM　BU	放射性輸送物の表面の温度を測定する。	十分に平衡に達した状態で82℃（専用積載でない場合は50℃）以下であること。
気密漏洩検査	BM　BU	ヘリウムリークテスト、加圧漏洩試験又は真空試験等により漏洩率を検査する。	漏洩率が申請書に記載された値以下であること。
圧力測定検査	BM　BU	圧力計等により放射性輸送物の内圧を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足し、十分に平衡状態に達していること。

注．　BM、BU、A：BM型輸送物、BU型輸送物及びA型輸送物を示す。

様式第１

放射性輸送物確認申請書

運輸大臣　殿

年　月　日

申請者の氏
名又は名称
住　所
連絡先

下記の放射性輸送物（以下「輸送物」という。）について、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第194条第２項第２号に基づく輸送物の確認をしていただきたいので、「放射性物質及び放射性物質によつて汚染された物件の輸送規制について」（昭和53年２月18日付け空航第74号。以下「通達」という。）に従い申請いたします。

記

1. 輸送物の作成者の氏名又は名称及び住所
2. 輸送容器の型式又は名称
3. 輸送物の種類等
4. 輸送物の概要
5. 輸送物が規則及び「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」（昭和52年運輸省告示第587号）に定める技術上の基準に適合することの説明
6. 収納している放射性物質等の仕様
   (1) 名　称
   (2) 核　種
   (3) 重　量
   (4) 物理的、化学的性質
   (5) 放射能強度（二種以上の放射性物質等が収納されている場合にあつては、その種類ごとの値及び合計値）
   (6) 核燃料物質にあつては、その他濃縮度、冷却日数、発熱量等の仕様に関する事項
   (7) 容器への収納方法
7. 輸送制限個数及び輸送物の配列方法
8. 輸送物の輸送指数

9. 輸送時における取扱上の注意事項
10. 輸送予定年月日
11. その他の特記事項
12. 通達記3(1)イの発送時検査を受ける場合には、当該検査を希望する場所及び日時
13. 通達記3(1)イの発送時検査の免除を希望する場合には、通達記3(1)イⅰ)～ⅲ)のいずれに該当するかの説明

様式第２

放射性輸送物輸送者指定申請書

運輸大臣　殿

年　月　日

申請者の氏
名又は名称

住　所

連絡先

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（昭和52年運輸省告示第587号）第12条に規定する運輸大臣が指定する者として指定していただきたく、「放射性物質及び放射性物質によつて汚染された物件の輸送規制について」（昭和53年２月18日付け空航第74号）に従い申請いたします。

記

1. 航空運送事業者としての免許又は許可を受けた日付け及び当該免許又は許可の番号
2. 航空運送事業の概要
3. 放射性物質輸送の実績（過去３年間）並びに当該輸送に係る輸送物の事故歴の有無及び事故歴がある場合にあつてはその事故の概要
4. 放射性輸送物輸送管理体制
5. その他特記すべき事項

様式第3

放射性輸送物輸送確認申請書

運輸大臣　殿

年　月　日

申請者の氏
名又は名称
住　所
連絡先

別添の輸送計画書に記載する放射性輸送物の輸送につき、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第2項第2号に基づく放射性輸送物の輸送の安全性の確認をしていただきたく、「放射性物質及び放射性物質によつて汚染された物件の輸送規制について」（昭和53年2月18日付け空航第74号。以下「通達」という。）に従い下記のとおり申請いたします。

記

1. 通達記3(2)イの積載時検査を受ける場合には、当該検査を希望する場所及び日時
2. 通達記3(2)イの積載時検査の免除を希望する場合には通達記3(2)イⅰ）又はⅱ）のいずれに該当するかの説明

様式第４

別　添　　輸　送　計　画　書

1. 輸送の目的
2. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所
3. 輸送人の氏名又は名称及び住所
4. 予定輸送経路及び日時等
   (1) 出発空港名及び出発日時
   (2) 到着空港名及び到着日時
   (3) 経由空港名及び経由日時
   (4) その他
5. 輸送しようとする放射性輸送物（以下「輸送物」という。）
   (1) 輸送物の個数
   (2) 輸送容器の型式又は名称
   (3) 輸送物の種類等
   (4) 輸送物の概要
   (5) 収納している放射性物質等の仕様
      名称、核種、重量、物理的化学的性質、放射能強度、濃縮度、冷却日数、発熱量、容器への収納方法
   (6) 輸送物の輸送制限個数及び配列方法
   (7) 輸送物の表面及び表面から１メートルの距離における放射線量率
   (8) 輸送物の輸送指数
   (9) 輸送物の表面からの平均熱放出率（ワット毎平方メートル単位で表わす。）
   (10) 輸送物の作成者の氏名又は名称及び住所
6. コンテナで輸送する場合
   (1) コンテナの収納者の氏名又は名称及び住所
   (2) コンテナの名称又は型式及び主要諸元（長さ、幅、高さ、重量、適合規格等）
   (3) コンテナに収納する輸送物の個数、コンテナへの収納方法及び輸送容器の名称又は型式
   (4) 輸送物を収納したコンテナ（以下単に「コンテナ」という。）の表面及び表面から１メートルの距離における放射線量率
   (5) コンテナの輸送指数
   (6) コンテナの放射能面密度
   (7) コンテナの個数
   (8) コンテナの外観図

7. 航空機及び航空機への積載方法
   (1) 航空機の概要
   (2) 専用積載の場合にあつてはその旨
   (3) 航空機への積載方法及び固縛方法
   (4) 輸送物を積載した航空機の表面及び表面から1メートルの距離における最大放射線量率
   (5) 積載した輸送物等の輸送指数の合計値
8. 輸送実施体制
   (1) 輸送責任者及び輸送実施者の氏名等
   (2) 貨物搭載要領
   (3) 事故時の措置
9. その他

別記第１　　放射性輸送物確認申請書記載要領

(1)　用紙の大きさは日本工業規格Ａ列４番とし、横書きとすること。

(2)　２の「輸送容器の型式又は名称」は、輸送容器（以下「容器」という。）設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号並びに「核燃料物質等の運搬に関する安全規制について（通達）」（昭和52年12月８日付け52安局第405号）に基づき科学技術庁原子力安全局長の行う容器登録の登録番号を有する場合にはその番号を記載すること。

(3)　３の「輸送物の種類等」は、当該輸送物が規則第194条第２項第２号本文及び告示第２条に定める輸送許容放射性物質等に該当することの説明及び下記の例に従い規則第194条第２項第２号イ及びニに規定する種類を記載すること。

例　　○型輸送物（第○種核分裂性輸送物）

(4)　４の「輸送物の概要」は、①容器の材料、構造、②輸送物の主要諸元（長さ、幅、高さ、総重量）、③容器の設計者名、製造者名、所有者名等を記載するとともに、荷姿を示す写真又は説明図を添付すること。

(5)　５の「輸送物が規則及び「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」（昭和52年運輸省告示第587号）に定める技術上の基準に適合することの説明」には、安全解析書を別紙として添付すること。ただし、過去に安全解析書が添付された輸送物と同一の輸送物（型式及び種類並びに収納される放射性物質等の名称及び数量が同一であるものをいう。）を作成する場合には、当該基準の適合性について簡単にとりまとめ記載することにより当該安全解析書の添付にかえることができる。

(6)　６の「収納している放射性物質等の仕様」は、実際に輸送する放射性物質等のデータを記載すること。

(7)　6.(1)の「名称」には、当該放射性物質等の化学式についても記載すること。

(8)　6.(4)の「物理的、化学的性質」には、当該放射性物質等が特別形に該当するか否か及び気体、液体、固体のいずれであるかについても記載すること。

(9)　11の「その他の特記事項」には、申請の時点でわかる範囲で放射性物質等の用途、発着地等を簡単に記載すること。

例１　「○○発電所の○○炉用の燃料を加工するため、○○から○○加工工場へ輸送する。」

例２　「医療用大量照射線源とするため、○○事業所から○○病院まで輸送する。」

別記第２　　放射性輸送物輸送者指定申請書記載要領

(1)　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とし、横書きとすること。

(2)　代理申請の場合にあつては、申請者欄には本人たる指定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所も明記すること。

(3)　２の「航空運送事業の概要」には、①資本金、②当該航空運送事業のための事務所その他の事業所の名称及び所在地、③就航路線の起点寄航地及び終点並びにそれら相互間の距離、④使用航空機の総数並びに各航空機の型式、国籍記号及び登録記号、⑤運航回数、⑥整備の施設及び運航管理の施設の概要、⑦航空従事者の資格別の数及び運航管理者の数、⑧旅客及び貨物の年間輸送実績及びそのうち日本発着の実績（過去５年間）を記載すること。

(4)　３の「事故の概要」は、事故の日時、場所、事故の態様、被ばく者の数、事故の原因について記載すること。

(5)　４の「放射性輸送物輸送管理体制」は、放射性輸送物の輸送に係る施設の整備及び管理の状況、社内各部門間等の通常時及び緊急時における連絡体制について記載すること。

(6)　５の「その他の特記すべき事項」には、近々の放射性物質等の輸送予定等を記載すること。

別記第3　　輸送計画書記載要領

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。
2. 1の「輸送の目的」は、輸送する放射性物質等の用途、発着地等を簡潔に記載すること。

例1　「○○発電所の○○炉用の燃料を加工するため、○○から○○加工工場へ輸送する。」

例2　「医療用大量照射線源とするため、○○事業所から○○病院まで輸送する。」

3. 4の(1)から(3)の「出発日時」、「到着日時」、「経由日時」は日本時間で記載すること。
4. 4の(2)及び(3)の「到着空港名」、「経由空港名」には予定される代替空港名も記載すること。
5. 当該輸送物につき、放射性輸送物安全基準適合確認書等の写しを添付する場合は、5の(4)（ただし輸送物の主要諸元に関する記述及び荷姿を示す写真又は説明図の添付を除く。）、(5)及び(10)についてはこれを省略することができる。
6. 5の(2)から(10)については、輸送物ごとに記載すること。
7. 5の(2)の「輸送容器の型式又は名称」は、輸送容器（以下「容器」という。）設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号並びに「核燃料物質等の運搬に関する安全規制について（通達）」（昭和52年12月8日付け52安局第405号）に基づき科学技術庁原子力安全局長の行う容器登録の登録番号を有する場合にはその番号を記載すること。
8. 5の(3)の「輸送物の種類等」は、当該輸送物が規則第194条第2項第2号本文及び告示第2条に定める輸送許容放射性物質等に該当することの説明及び下記の例に従い規則第194条第2項第2号イ及びニに規定する種類を記載すること。

例　○型輸送物（第○種核分裂性輸送物）

9. 5の(4)の「輸送物の概要」は①容器の材料、構造、②輸送物の主要諸元（長さ、幅、高さ、総重量）、③容器の設計者名、製造者名、所有者名等を記載するとともに、荷姿を示す写真又は説明図を添付すること。
10. 5の(5)の「収納している放射性物質等の仕様」は、実際に輸送する放射性物質等のデータを記載すること。
11. 5の(5)の「収納している放射性物質等の仕様」のうち、「名称」には化学式も、「物理的化学的性質」には特別形かどうか、気体、固体のいずれであるかも記載すること。
12. 6の「コンテナで輸送する場合」の記載事項（(7)を除く。）については、輸送物を収納するコンテナごとに記載すること。

13. 6の(8)の「コンテナの概観図」は三面図及び鳥瞰図によることとし、かつ、告示第23条に規定する標識又は表示が付され、又は行われていることを明示しうるものであること。

14. 7の(1)の「航空機の概要」は、航空機の型式、並びに国籍記号及び登録記号、旅客機、貨物機（現に旅客が搭乗していない航空機をいう。）の別等を記載すること。

15. 7の(3)の「航空機への積載方法及び固縛方法」は、積載位置（告示第14条第2項の旅客等が通常使用する区域への積載禁止、告示第16条の混載制限及び通達記2(6)(ロ)の積載距離制限の遵守状況がわかる航空機貨物室の見取図を添付すること。）及び移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損われないようにするための固縛方法等の措置並びに核燃料物質にあつては臨界防止のための措置及びBM型輸送物及びBU型輸送物にあつてはその表面の温度が50度を超えないようにするための措置について記載すること。

16. 8の(2)の「貨物搭載要領」には、BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを輸送する場合にあつては、立会う専門家の氏名並びに放射線測定器及び保護具の携行状況についても記載すること。

17. 8の(3)の「事故時の措置」は、事故時の応急措置、連絡体制等を記載すること。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日法律第百六十六号〕

最終改正　昭和五三年七月五日法律第八六号

（目的）

第一条　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用に関して必要な規制を行うことを目的とする。

（事故届）

第六十三条　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者（第六十六条第一項に規定する者を含む。次条第一項において同じ。）並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

（危険時の措置）

第六十四条　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者（以下この条において「事業者等」という。）並びに事業者等から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、核燃料物質又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令で定めるところにより、応危の措置を講じなければならない。

2　前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3　内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第一項の場合において、核燃料物質又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次の各号に掲げる事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質の所在場所の変更その他核燃料物質又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一　製錬事業者　内閣総理大臣及び通商産業大臣（第五十八条の二に規定する廃棄（以下「事業所外廃棄」という。）に係る場合にあつては内閣総理大臣、第五十九条の二第一項に規定する運搬及び船舶又は航空機による運搬（以下「事業所外運搬」という。）に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣）

二　加工事業者、再処理事業者及び使用者並びに事業者等から核燃料物質の保管又は運搬を委託された者　内閣総理大臣（事業所外運搬に係る場合にあつては、内閣総理大臣又は運輸大臣）

三　原子炉設置者　第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣（事業所外廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣、事業所外運搬に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣）

四　外国原子力船運航者　運輸大臣（事業所外廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣、事業所外運搬に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣）

（立入検査等）

第六十八条　内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分（核原料物質使用者並びに国際規制物資使用者及び第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者については、第六十四条第三項各号の当該区分にかかわらず、内閣総理大臣とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九条の二第五項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、使用者、核原料物質使用者又は国際規制物資使用者若しくは第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第七十八条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十　第六十四条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第八十条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

六　第六十八条第一項又は第四項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

○核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

〔昭和五十三年十二月二十八日〕
〔運輸省令第六十八号〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条第一項の規定に基づき、核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則を次のように定める。

核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

1　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第六十四条第一項の規定に基づき、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者（以下「事業者等」という。）並びに事業者等から運搬を委託された者は、工場又は事業所の外における核燃料物質の運搬中、その所持する核燃料物質に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、核燃料物質による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第五十九条の二第一項に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。

一　核燃料物質の運搬に使用されている鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両、船舶又は航空機に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起こつたときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、その旨を消防吏員又は海上保安官に通報すること。

二　核燃料物質を他の場所に移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張り、標識の設置等を行い、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三　放射線障害の発生を防止するため必要があるときは、付近にいる者に避難するよう警告すること。

四　核燃料物質による汚染が生じたときは、速やかに、汚染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

五　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいるときは、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六　その他核燃料物質による災害を防止するために必要な措置を講ずること。

2　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第一条第五号に規定する従事者のうち男子の者が前項各号に掲げる緊急作業を行う場合における許容被ばく線量は、同令第十八条第二項に基づき科学技術庁長官の定める放射線量(1)とする。

(1) 核燃料物質等事業所外運搬告示第二十四条（緊急作業に係る許容被ばく線量）

II

放射性同位元素等の運搬関係法令

図　放射性同位元素等の運搬の安全規制基本体系

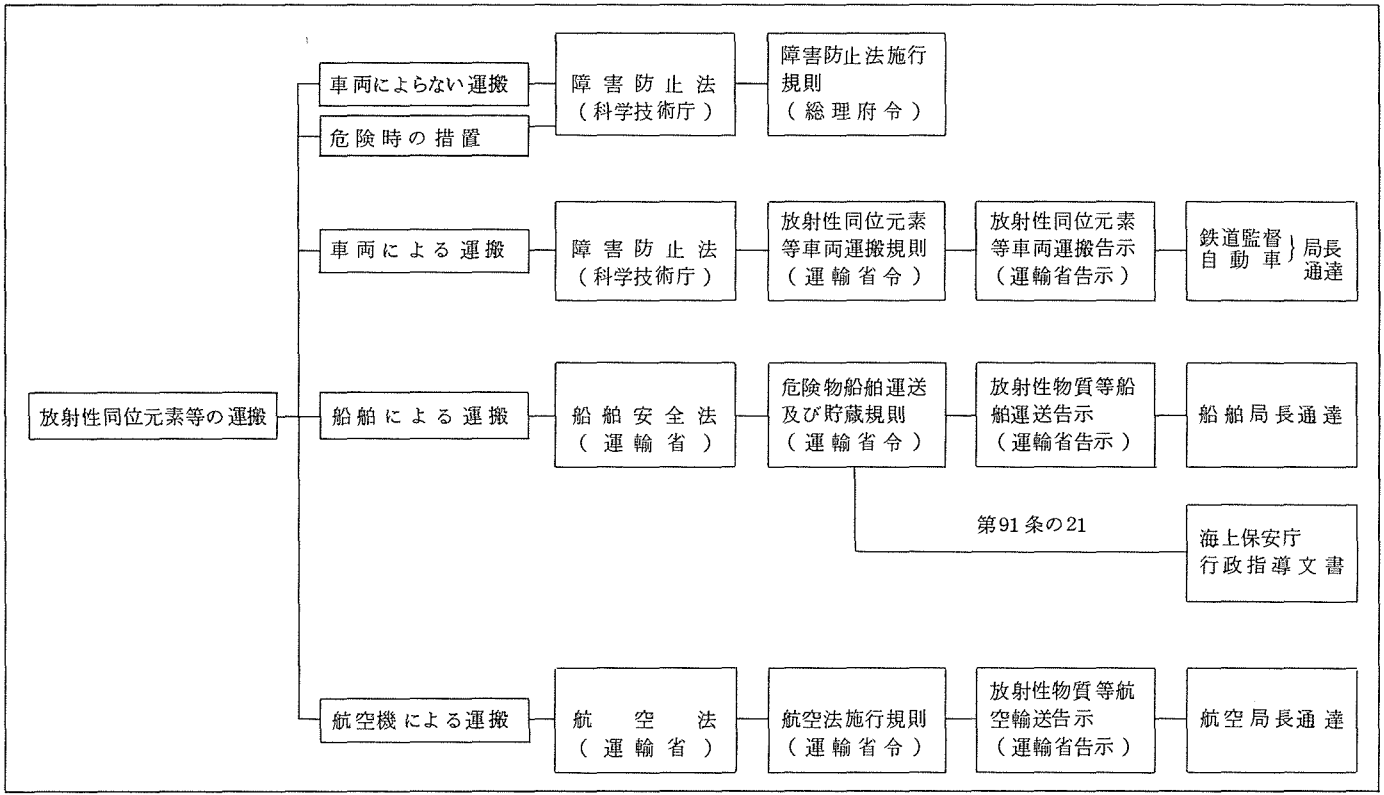

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日〕
〔法律第百六十七号〕

最終改正　昭和四七年六月八日法律第五七号

（目的）

第一条　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、放射性同位元素の使用、販売、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（運搬の基準）

第十八条　使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、放射線同位元素を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運輸省令。次項において同じ。）で定める技術上の基準(1)に従つてしなければならない。

2　廃棄業者及び廃棄業者から運搬を委託された者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令で定める技術上の基準(1)に従つてしなければならない。

（危険時の措置）

第三十三条　使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、その所持する放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、総理府令(2)で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2　前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3　第一項に規定する者は、同項の事態が生じた場合においては、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

4　科学技術庁長官は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（報告徴収）

第四十二条　科学技術庁長官は、放射線障害を防止するため必要があると認めるときは、使用者、販売業者又は廃棄業者に対し、報告を求めることができる。

（罰則）

第五十三条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六　第三十三条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者

第五十四条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

四　第十五条、第十六条、第十七条、第十八条又は第十九条の規定に違反した者

第五十五条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

六　第四十二条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(1)　障害防止法施行規則第十八条

(2)　〃　第二十九条

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

〔昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号〕

最終改正　昭和五四年三月七日総理府令第七号

（運搬の基準）

第十八条　法第十八条第一項の規定による運搬（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両によるものを除く。）の技術上の基準は、次のとおりとする。ただし、放射性同位元素を使用施設内において運搬する場合その他これを運搬する時間がきわめて短く、かつ、放射線障害の発生するおそれのない場合には、適用しない。

一　放射性同位元素を運搬する場合には、これを容器に入れること。

二　容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素は、気密な構造の容器に入れること。

三　液体状の放射性同位元素は、液体がこぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いた容器に入れること。

四　容器（容器をこん包する場合には、そのこん包）の表面には、放射性同位元素の種類及び数量を明示し、かつ、別表に定めるところにより、標識を付けること。

五　液体状又は固体状の放射性同位元素を入れた容器で、きれつ、破損等の事故の生ずるおそれのあるものは、吸収材その他放射性同位元素による汚染のひろがりを防止することができる材料で包むこと。

六　放射性同位元素を入れた容器は、容易に破損しないように措置すること。

七　運搬する放射性同位元素は、容器に入れ、又は容器に入れてこん包した場合において、次に掲げる値の放射線量をこえないようにすること。

イ　容器（容器をこん包する場合には、そのこん包）の表面において二百ミリレム毎時、ただし、郵送する場合には、十ミリレム毎二十四時

ロ　容器（容器をこん包する場合には、このこん包）の表面から一メートルの距離において十ミリレム毎時

八　放射性同位元素の運搬に従事する者の被曝放射線量は、しやへい壁その他のしやへい物を用い、放射性同位元素と人体との間に適当な距離を設け、又は人体が放射線に被曝する時間を短くすることにより、放射線作業従事者にあつては最大許容被曝線量及び最大許容集積線量を、その他の者にあつては科学技術庁長官が定める許容被曝線量[1]をこえないようにすること。

2　前項の規定は、法第十八条第二項の規定による運搬（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両によるものを除く。）の技術上の基準について準用する。この場合において、「放射性

同位元素」とあるのは、「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」と読み替えるものとする。

（危険時の措置）

第二十九条　使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。

一　放射線施設に火災が起こり、又はこれらの施設に延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防署又は消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十四条の規定により市町村長の指定した場所に通報すること。

二　放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者及び附近にいる者に避難するよう警告すること。

三　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、すみやかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

四　放射性同位元素による汚染が生じた場合には、すみやかに、そのひろがりの防止及び除去を行うこと。

五　放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六　その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2　前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しやへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被曝する時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被曝放射線量は、できる限り少なくすること。この場合において、男子の放射線作業従事者にあつては、第十五条第三号（第十六条及び第十九条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項第三号（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条第一項第八号（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、科学技術庁長官が定める許容被曝線量(2)まで放射線による被曝を受けることができる。

3　法第三十三条第三項の規定により、同条第一項に規定する者は、次の事項を届け出なければならない。

一　法第三十三条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因

二　発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況

三　講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

4　前項の届出は、当該届出に係る工場等の所在地が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。

(1)　放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（科学技術庁告示）　第十三条

(2)　同　第十二条

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日／法律第百六十七号〕

最終改正　昭和四七年六月八日法律第五七号

（目的）

第一条　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、放射性同位元素の使用、販売、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（運搬の基準）

第十八条　使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、放射線同位元素を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運輸省令。次項において同じ。）で定める技術上の基準(1)に従つてしなければならない。

2　廃棄業者及び廃棄業者から運搬を委託された者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令で定める技術上の基準(1)に従つてしなければならない。

（危険時の措置）

第三十三条　使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、その所持する放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、総理府令(2)で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2　前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3　第一項に規定する者は、同項の事態が生じた場合においては、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

4　科学技術庁長官は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（報告徴収）

第四十二条　科学技術庁長官は、放射線障害を防止するため必要があると認めるときは、使用者、販売業者又は廃棄業者に対し、報告を求めることができる。

（罰則）

第五十三条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六　第三十三条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者

第五十四条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

四　第十五条、第十六条、第十七条、第十八条又は第十九条の規定に違反した者

第五十五条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

六　第四十二条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(1)　放射性同位元素等車両運搬規則

(2)　障害防止法施行規則第二十九条

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

〔昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号〕

最終改正　昭和五四年三月七日総理府令第七号

（危険時の措置）

第二十九条　使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。

一　放射線施設に火災が起こり、又はこれらの施設に延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防署又は消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十四条の規定により市町村長の指定した場所に通報すること。

二　放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者及び附近にいる者に避難するよう警告すること。

三　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、すみやかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

四　放射性同位元素による汚染が生じた場合には、すみやかに、そのひろがりの防止及び除去を行なうこと。

五　放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六　その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2　前項各号に掲げる緊急作業を行なう場合には、しやへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被曝する時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被曝放射線量は、できる限り少なくすること。この場合において、男子の放射線作業従事者にあつては、第十五条第三号（第十六条及び第十九条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項第三号（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条第一項第八号（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、科学技術庁長官が定める許容被曝線量(1)まで放射線による被曝を受けることができる。

3　法第三十三条第三項の規定により、同条第一項に規定する者は、次の事項を届け出なければならない。

一　法第三十三条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因

二　発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況

三　講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

4　前項の届出は、当該届出に係る工場等の所在地が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。

(1)　放射線を放出する同位元素の数量等を定める告示第十二条

○放射性同位元素等車両運搬規則

〔昭和五十二年十一月十七日
運輸省令第三十三号〕

最終改正　昭和五三年一二月二八日運輸省令第七三号

（趣旨）

第一条　放射性同位元素等を鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両により運搬する場合は、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）において使用する用語の例による。

2　この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　放射性輸送物　放射性同位元素等（放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物であつてその放射能濃度が〇・〇〇二マイクロキユリー毎グラム以上のものをいう。以下同じ。）が容器に収納され、又は包装されているものをいう。

二　車両　鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車又は軽車両をいう。

三　コンテナ　運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。

四　専用積載　車両が一の荷送人によつて専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。

（放射性輸送物の種類）

第三条　放射性輸送物は、L型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物及びBU型輸送物の四種とする。

（L型輸送物）

第四条　L型輸送物は、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。

一　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

二　容易に、かつ、安全に取扱うことができること。

三　運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

四　みだりに開封されないように、かつ、開封された場合にそれが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

五　表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないこと。

六　表面の放射性同位元素の放射能面密度が告示で定める密度（以下「許容表面密度」という。）を超えないこと。

（A型輸送物）

第五条　A型輸送物は、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。

一　前条第一号から第四号まで及び第六号に定める基準に適合すること。

二　表面の最大放射線量率が二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

三　放射性同位元素等の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

四　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　放射性同位元素の漏えいがないこと。

ロ　表面の最大放射線量率が二百ミリレム毎時を超えないこと。

（BM型輸送物）

第六条　BM型輸送物は、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。

一　前条第一号から第三号までに定める基準に適合すること。

二　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　前条第四号ロの基準

ロ　放射性同位元素の一時間当たりの漏えい量が告示で定める量を超えないこと。

ハ　表面の温度が日陰において五十度（専用積載として運搬する放射性輸送物にあつては、八十二度）を超えないこと。

ニ　表面の放射性同位元素の放射能面密度が許容表面密度を超えないこと。

三　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率が千ミリレム毎時を超えないこと。

ロ　放射性同位元素の一週間当たりの漏えい量が告示で定める量を超えないこと。

（BU型輸送物）

第七条　BU型輸送物は、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。

一　第五条第一号から第三号までに定める基準に適合すること。

二　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、前条第二号イ、ロ、ハ及びニに定める要件に適合すること。

三　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　前条第三号イの基準

ロ　放射性同位元素の一週間当たりの漏えい量が告示で定める量を超えないこと。

四　フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ

過又は放射性同位元素等の冷却が行われる構造であること。

五　最高使用圧力（放射性輸送物について排気、冷却その他の特別な措置をとらない場合に当該放射性輸送物内に生ずる気体の最大圧力（ゲージ圧力をいう。）をいう。）が七キログラム毎平方センチメートルを超えないこと。

（放射性同位元素等の運搬）

第八条　放射性同位元素等は、次に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射性輸送物として運搬しなければならない。

一　危険性が極めて少ない放射性同位元素等として告示で定めるもの　L型輸送物

二　告示で定める量を超えない量の放射能を有する放射性同位元素等（前号に掲げるものを除く。）　A型輸送物

三　前号の告示で定める量を超える量の放射能を有する放射性同位元素等（第一号に掲げるものを除く。）　BM型輸送物又はBU型輸送物

（取扱場所）

第九条　放射性輸送物（L型輸送物を除く。以下この条において同じ。）又は放射性輸送物が収納されているコンテナは、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはならない。ただし、なわ張り、標識の設置等の措置を講じた場合は、この限りでない。

（積載方法等）

第十条　放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナ（この条、次条、第十四条から第二十一条まで及び第二十四条において「放射性輸送物等」という。）の積込み又は取卸しは、放射性輸送物の安全性が損なわれないように行わなければならない。

2　放射性輸送物等は、運搬中において移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければならない。

3　放射性輸送物等は、関係者以外の者が通常立ち入る場所に積載してはならない。

（混載制限）

第十一条　表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超える放射性輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別な措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

2　放射性輸送物等は、次に掲げるものと同一の車両に混載してはならない。

一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三　揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体で引火点が五十度（専用積載の場合にあつては、八十二度）以下のもの

四　塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類で酸の含有量が体積百分率

で十パーセントを超えるもの

五　前四号に掲げるもののほか、放射性輸送物の安全な運搬を損なうおそれのある物質

（コンテナに係る放射線量率等）

第十二条　放射性輸送物が収納されているコンテナの最大放射線量率は、表面において二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置において十ミリレム毎時を超えてはならない。

2　放射性輸送物が収納されているコンテナの表面の放射性同位元素の放射能面密度は、許容表面密度を超えてはならない。

（輸送指数）

第十三条　輸送物（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「総理府令」という。）第一条第三号に定める核燃料輸送物（以下「核燃料輸送物」という。）及び放射性輸送物をいう。以下この条、第十五条並びに第二十三条第九項及び第十項において同じ。）及び輸送物が収納されているコンテナについては、輸送指数を定めるものとする。ただし、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えない輸送物であつて、総理府令第八条に規定する核分裂性輸送物（以下「核分裂性輸送物」という。）のうち同条に規定する第二種核分裂性輸送物（以下「第二種核分裂性輸送物」という。）及び第三種核分裂性輸送物（以下「第三種核分裂性輸送物」という。）以外のもの並びにこれらの輸送物のみが収納されているコンテナについては、この限りでない。

2　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　輸送物にあつては、当該輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値。ただし、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個数（総理府令第十条第一号に定める輸送制限個数をいう。）で五十を除して得た値のうち、いずれか大きい値とする。

二　輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納された輸送物について前号による値を合計して得た値。ただし、第三種核分裂性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該値と五十のうち、いずれか大きい値とする。

3　前項の規定にかかわらず、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物以外の輸送物のみが収納されているコンテナ（最大断面積が百平方メートル以下のものに限る。）を専用積載で運搬する場合にあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をもつて当該コンテナの輸送指数とすることができる。

一平方メートル以下の場合	一

一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	六
二十平方メートルを超え、百平方メートル以下の場合	一九

（標識又は表示）

第十四条　次の表の上欄に掲げる放射性輸送物等には、それぞれ、同表の中欄に掲げる標識又は表示を同表の下欄に掲げる箇所に付し、又は行わなければならない。

一　L型輸送物	「放射性」の文字の表示	放射性輸送物の表面	
二　L型輸送物以外の放射性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないもの	第一類白標識（第一号様式）	放射性輸送物の表面の二箇所	
三　放射性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超え五十ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	放射性輸送物の表面の二箇所	
四　前三号に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物	第三類黄標識（第三号様式）	放射性輸送物の表面の二箇所	
五　第一号若しくは第二号に掲げる放射性輸送物又はこれらの放射性輸送物及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号。以下「運搬規則」という。）第九条第一項の表第一号若しくは第二号に掲げる核燃料輸送物のみが収納されているコンテナ	第一類白標識（第一号様式）	コンテナの四側面	
六　放射性輸送物が収納されているコンテナ（第三種核分裂性輸送物が収納されているものを除く。）であつて、前号に掲げるもの以外のものであり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	コンテナの四側面	
七　放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識（第三号様式）	コンテナの四側面	

2　放射性輸送物（L型輸送物及びコンテナに収納されているものを除く。）又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載で運搬する場合には、前項の規定による標識に「専用積載」の文字を表示しなければならない。

3　次に掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、そ

れぞれ当該各号に定める事項を鮮明に表示しておかなければならない。

一　総重量が五十キログラムを超える放射性輸送物　総重量

二　A型輸送物　「A型」の文字

三　BM型輸送物及びBU型輸送物　「B型」の文字

4　BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該放射性輸送物の容器又は包装の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク（第四号様式）を明確に表示しなければならない。

5　放射性輸送物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面にコンテナ標識（第五号様式）を付さなければならない。

（積載限度）

第十五条　放射性輸送物等を積載する場合において一の車両に積載する輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。この場合において、連結された二以上の自動車は、一両とみなす。

（車両に係る放射線量率）

第十六条　放射性輸送物等を車両に積載した状態における放射線量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ当該各号に定める値を超えてはならない。

一　車両の表面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）の最大放射線量率が二百ミリレム毎時

二　車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置　最大放射線量率が十ミリレミ毎時

三　車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所　最大放射線量率が二ミリレム毎時

（車両に係る標識）

第十七条　放射性輸送物等（L型輸送物及びL型輸送物のみが収納されているコンテナを除く。この条から第二十一条までにおいて同じ。）を積載した車両には、車両標識（第六号様式）をその両側面及び後面（鉄道、新設軌道及び索道にあつては、両側面に限る。）の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、開放型の車両で放射性輸送物（L型輸送物を除く。）が収納されているコンテナを積載したものにあつては、第十四条第五項の規定に基づき当該コンテナに付された標識が運搬中外部から視認できるときは、当該標識をもつてこれに代えることができる。

2　専用積載により放射性輸送物等を運搬する場合であつて、前項の車両標識に「専用積載」の文字を表示したときは、第十四条第二項又は第二十四条第三項の規定による表示を行うことを要しない。

3　夜間においては、放射性輸送物等を運搬する併用軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両の前部及び後部（軽車両にあつては、後部に限る。）の見やすい箇所に赤色燈を付け、それを点燈しなけ

ればならない。

（連結制限）

第十八条　放射性輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、第十一条第二項第一号から第三号までに掲げるもの（第三号に掲げるものにあつては、引火点が二十五度以下のものに限る。）を積載した車両と三両以上離して連結しなければならない。この場合において、ボギー車一両は、二両とみなす。

2　放射性輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、放射性輸送物等又は運搬規則第十二条第一項に規定する核燃料輸送物等を積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

（取扱方法等を記載した書類の携行）

第十九条　放射性輸送物等を運搬する場合には、放射性輸送物の種類、量、取扱方法その他運搬に関し留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を携行しなければならない。

（交替運転者等）

第二十条　放射性輸送物等を自動車により長距離にわたり、又は夜間に運搬する場合であつて、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、交替するための運転者の配置その他当該自動車の安全な運転の確保のため必要な措置を講じなければならない。

（見張人等）

第二十一条　併用軌道、無軌条電車、自動車又は軽車両により放射性輸送物等を運搬する場合には、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一　道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置すること（コンテナ又は非開放型の車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。）

二　交通事項等により放射性輸送物等の安全な運搬が損なわれたと認められる場合には、赤旗を掲げ、又は赤色合図燈を点燈する等の措置を講ずることにより、付近にいる関係者以外の者を近づかせないこと。

（ＢＭ型輸送物の運搬に係る措置）

第二十二条　ＢＭ型輸送物又はＢＭ型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、放射線測定器及び保護具を携行しなければならない。

2　ＢＭ型輸送物又はＢＭ型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　放射性同位元素の取扱いに関し専門的知識を有する者を同行させ、当該放射性輸送物の保安のため必要な監督を行わせること。

二　交通が混雑する時間及び経路を避けること。

（放射性輸送物としないで運搬できる放射性同位元素等）

第二十三条　次に掲げる放射性同位元素等は、第八条の規定にかか

わらず、同条に規定する放射性輸送物としないで運搬することができる。

一　放射性同位元素等が収納されたことのある空の容器であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下この条において「空容器」という。）

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ハ　表面の放射性同位元素の放射能面密度が許容表面密度を超えないこと。

ニ　内部の放射性同位元素の放射能面密度が許容表面密度の百倍を超えないこと。

ホ　表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないこと。

ヘ　放射性同位元素等を運搬した際に付された標識又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われていること。

二　放射性同位元素によつて汚染された物（空容器を除く。）であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下この条及び次条において「放射性汚染物」という。）

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　放射性同位元素の放射能濃度が告示で定める値を超えないこと。

ハ　専用積載で運搬すること。

ニ　通常の運搬状態で、放射性同位元素が容易に飛散し、又は漏えいしないように措置されていること。

ホ　表面の最大放射線量率が二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

ヘ　表面の放射性同位元素の放射能面密度が許容表面密度を超えないこと。

ト　雨水等が容易に浸透しないように措置されていること。

2　前項の規定により空容器又は放射性汚染物を放射性輸送物としないで運搬する場合は、次項から第十二項までの規定によらなければならない。

3　汚染物（総理府令第十二条第二号に定める核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料汚染物」という。）及び放射性汚染物をいう。以下この項、次項及び第八項から第十項までにおいて同じ。）及び汚染物が収納されているコンテナについては、輸送指数を定めるものとする。ただし、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えない汚染物及び当該汚染物が収納されているコンテナについては、この限りでない。

4　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　汚染物にあつては、当該汚染物の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値

二　汚染物が収納されているコンテナ（最大断面積が百平方メートル以下のものに限る。）にあつては、当該コンテナに収納さ

れている汚染物について前号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	六
二十平方メートルを超え、百平方メートル以下の場合	十九

5　次の表の上欄に掲げる放射性汚染物又は空容器若しくは放射性汚染物が収納されているコンテナには、それぞれ、同表の中欄に掲げる標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。

一　放射性汚染物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないもの	第一類白標識（第一号様式）	放射性汚染物の表面の二箇所
二　放射性汚染物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超え五十ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	放射性汚染物の表面の二箇所
三　前二号に掲げる放射性汚染物以外の放射性汚染物	第三類黄標識（第三号様式）	放射性汚染物の表面の二箇所
四　第一号に掲げる放射性汚染物若しくは空容器又はこれらのもの及び総理府令第十二条第一号に掲げる空容器若しくは運搬規則第十八条第四項の表第一号に掲げる核燃料汚染物のみが収納されているコンテナ	第一類白標識（第一号様式）	コンテナの四側面
五　放射性汚染物が収納されているコンテナであつて、前号に掲げるもの以外のものであり、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	コンテナの四側面
六　放射性汚染物が収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識（第三号様式）	コンテナの四側面

6　放射性汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）又は空容器若しくは放射性汚染物が収納されているコンテナを専用積載で運搬する場合には、前項の規定による標識に「専用積載」の文字を表示しなければならない。

7　空容器又は放射性汚染物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面にコンテナ標識（第五号様式）を付さなければ

ならない。

8　放射性汚染物が収納されているコンテナには、汚染物以外の物を収納してはならない。

9　放射性汚染物又は放射性汚染物が収納されているコンテナ（以下「放射性汚染物等」という。）を積載する場合において一の車両に積載する汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）及び汚染物が収納されているコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の車両に積載する輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。この場合において、連結された二以上の自動車は、一両とみなす。

10　放射性汚染物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、輸送物（L型輸送物及び総理府令第三条第一項第一号に定めるL型輸送物を除く。）若しくは汚染物又はこれらのものが収納されているコンテナを積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

11　第十条から第十二条まで及び第十六条の規定は、空容器を運搬する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「放射性輸送物」とあるのは「空容器」と、「放射性輸送物等」とあるのは「空容器又は空容器が収納されているコンテナ」と読み替えるものとする。

12　第九条から第十二条まで、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条から第二十一条までの規定は、放射性汚染物を運搬する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「放射性輸送物」とあるのは「放射性汚染物」と、「放射性輸送物等」とあるのは「放射性汚染物等」と、第十七条第一項中「第十四条第五項」とあるのは「第二十三条第七項」と、第十七条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第二十三条第六項」と読み替えるものとする。

（特別措置）

第二十四条　第八条、第十二条（前条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第十五条、第十六条（前条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）並びに前条第一項、第二項及び第九項の規定に従つて運搬することが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な措置を講じ、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、放射性同位元素等、放射性輸送物又は放射性汚染物の最大放射線量率は、表面において千ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から二メートル離れた位置において十ミリレム毎時を超えてはならない。

2　前項の規定により放射性同位元素等、放射性輸送物等又は放射性汚染物等を運搬する場合には、専用積載で運搬しなければならず、また、第十四条第一項又は第二十三条第五項の規定にかかわらず、それらの表面の二箇所（コンテナにあつては、四側面）に第三類黄標識（第三号様式）を付さなければならない。

3　前項の規定による標識には、「専用積載」の文字を表示しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　核燃料物質以外の放射性物質等が容器に収納され、又は包装されている放射性輸送物であつて、この省令による改正後の放射性物質等車両運搬規則（以下「新規則」という。）第四条から第七条までに規定する技術上の基準に適合しないものに係る放射性輸送物としての技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、この省令の施行の日から昭和五十三年十月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3　放射性輸送物であつて、前項の規定により従前の放射性輸送物としての技術上の基準の例によることとしたものについては、昭和五十三年十月三十一日までの間は、新規則第八条の規定は適用しない。

4　この省令の施行の際現に運搬されている放射性物質等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附　則（昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第七十三号）

この省令は、原子力基本法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

放射性同位元素等車両運搬規則

第1号様式（第14条、第23条関係）

第一類白標識

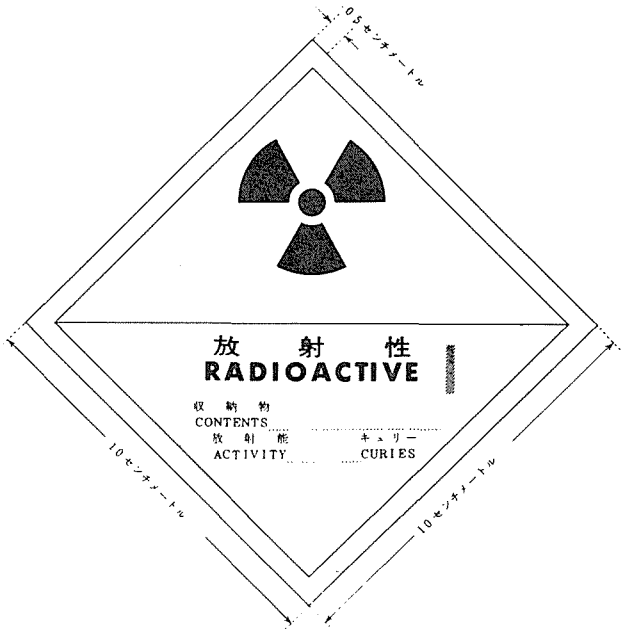

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　収納物及び放射能の欄には、それぞれ、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称及び放射能を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　　彩
上半部の地	白
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区　分　線	黒

第２号様式（第14条、第23条関係）

第二類黄標識

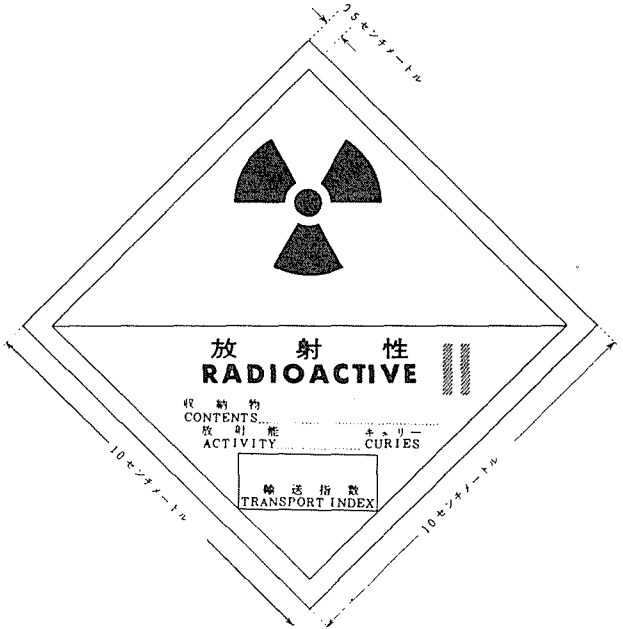

注　1　三葉マークは、第４号様式によるものとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　　彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区　分　線	黒

第3号様式（第14条、第23条、第24条関係）

第三類黄標識

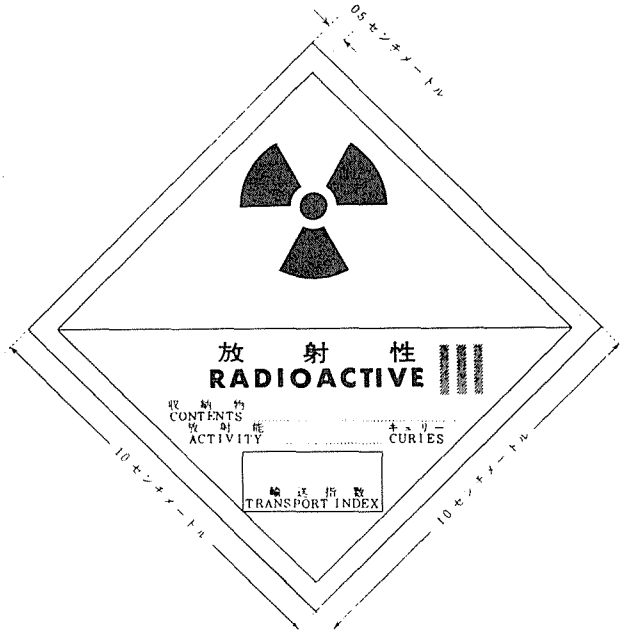

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　　彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区　分　線	黒

第4号様式（第14条関係）

三葉マーク

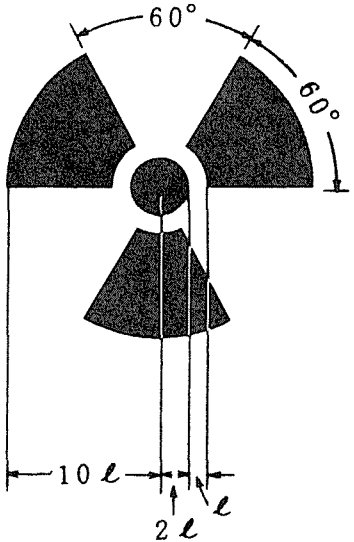

注　1　ℓは、0.2センチメートル以上とする。

　　2　色彩は黒とする。

第5号様式（第14条、第23条関係）

コンテナ標識



注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　ℓは、0.5センチメートル以上とする。

3　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

4　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　　彩
地	白
三葉マーク	黒
文　字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

第6号様式（第17条関係）

車両標識



注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　ℓは、0.5センチメートル以上とする。

3　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　　彩
地	白
三葉マーク	黒
文　字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

○放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示

〔昭和五十二年十一月十七日運輸省告示第五百八十六号〕

最終改正　昭和五三年一二月二八日運輸省告示第六七八号

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（許容表面密度）

第二条　規則第四条第六号の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる密度とする。

アルファ線を放出する放射性同位元素	十万分の一マイクロキュリー毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性同位元素	一万分の一マイクロキュリー毎平方センチメートル

（L型輸送物として運搬できる放射性同位元素等）

第三条　規則第八条第一号の放射性同位元素等として告示で定めるものは、次の各号の一に該当する放射性同位元素等とする。ただし、爆発性又は自然発火性の放射性同位元素等を除く。

一　放射性同位元素等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

放射性同位元素等の区分	放射能の量
容易に散逸しない固体状の放射性同位元素等又はカプセルに密封された放射性同位元素等であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「特別形放射性同位元素等」という。） イ　外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。 ロ　別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験（長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である放射性同位元素等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行つた場合に損壊せず、加熱試験を行つた場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行つた場合	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量（以下「A_1値」という。）の千分の一
体	

	に水中への放射性同位元素の漏えい量が、〇・〇五マイキロキュリーを超えないものであること。	
固体	特別形放射性同位元素等以外のもの	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A_2値」という。）の千分の一
液体	トリチウム水 一リットル当たりの放射能が〇・一キュリー未満のもの	千キュリー
	トリチウム水 一リットル当たりの放射能が〇・一キュリー以上一キュリー未満のもの	百キュリー
	トリチウム水 一リットル当たりの放射能が一キュリー以上のもの	一キュリー
	その他のもの トリチウム	A_2値の一万分の一
	その他のもの	二十キュリー

気体	その他のもの 特別形放射性同位元素等以外のもの	A_1値の千分の一
		A_2値の千分の一

二　時計等の機器又は装置（以下「機器等」という。）に含まれる放射性同位元素等であつて、次に掲げる要件に適合するもの（前号に掲げるものを除く。）

イ　機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個当たりに含まれる放射性同位元素等の放射能が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

放射性同位元素等の区分		放射能の量
固体	特別形放射性同位元素等	A_1値の百分の一
	特別形放射性同位元素等以外のもの	A_2値の百分の一
液体	トリチウム水	――
	その他のもの	A_2値の千分の一
気体	トリチウム	二十キュリー
	その他のもの 特別形放射性同位元素等	A_1値の千分の一
	その他のもの 特別形放射性同位元素等以外のもの	A_2値の千分の一

ロ　収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から十センチメートル離れた位置における最大放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

（A型輸送物として運搬できる放射性同位元素等の量の限度）

第四条　規則第八条第二号の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

特別形放射性同位元素等	A_1値
特別形放射性同位元素等以外のもの	A_2値

（A型輸送物に係る条件）

第五条　規則第五条第四号の告示で定める条件は、別記第二に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る条件）

第六条　規則第六条第二号の告示で定める条件は、別記第三に掲げる条件とする。

第七条　規則第六条第三号の告示で定める条件は、別記第四に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る漏えい量）

第八条　規則第六条第二号ロの告示で定める量は、A_2値の百万分の一とする。

2　規則第六条第三号ロの告示で定める量は、A_2値とする。ただし、クリプトン八五にあつては、一万キュリーとする。

3　漏えいする放射性同位元素の全部又は一部が希ガスである場合にあつては、当該希ガスについては、前二項のA_2値は、非圧縮状態におけるものとする。

（BU型輸送物に係る条件）

第九条　規則第七条第二号の告示で定める条件は、別記第五に掲げる条件とする。

第十条　規則第七条第三号の告示で定める条件は、別記第六に掲げる条件とする。

（BU型輸送物に係る漏えい量）

第十一条　規則第七条第三号ロの告示で定める量は、A_2値の千分の一とする。

2　第八条第三項の規定は、前項の量について準用する。

（放射性輸送物としないで運搬できる放射性同位元素等の放射能濃度）

第十二条　規則第二十三条第一項第二号ロの告示で定める値は、一グラム当たりA_2値の一万分の一とする。

附　則

この告示は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附　則（昭和五十三年十二月二十八日運輸省告示第六百七十八号）

この告示は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

別表第1（第3条関係）

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄		第二欄	第三欄
原子番号	放射性同位元素の種類	特別形放射性同位元素等である場合の数量（A_1値） 単位　Ci	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（A_2値） 単位　Ci
1	^{3}H（気体状のもの、放射線発光塗料であるもの、固体に吸収された形状のもの、トリチウム水であるもの）	1,000	1,000
1	^{3}H（その他のもの）	20	20
4	^{7}Be	300	300
6	^{14}C	1,000	100
9	^{18}F	20	20
11	^{22}Na	8	8
11	^{24}Na	5	5
12	^{28}Mg	6	6
14	^{31}Si	100	100
15	^{32}P	30	30
16	^{35}S	1,000	300
17	^{36}Cl	300	30
17	^{38}Cl	10	10
18	^{37}Ar	1,000	1,000
18	^{41}Ar	（非圧縮状態）20 （圧縮状態）1	20 1
19	^{42}K	10	10
20	^{45}Ca	1,000	40
20	^{47}Ca	20	20
21	^{46}Sc	8	8
21	^{47}Sc	200	200
21	^{48}Sc	5	5
23	^{48}V	6	6
24	^{51}Cr	600	600
25	^{52}Mn	5	5
25	^{54}Mn	20	20
25	^{56}Mn	5	5
26	^{52}Fe	6	6
26	^{55}Fe	1,000	1,000

26	^{59}Fe	10	10
27	^{56}Co	5	5
27	^{57}Co	90	90
27	^{58m}Co	1,000	1,000
27	^{58}Co	20	20
27	^{60}Co	7	7
28	^{59}Ni	1,000	900
28	^{63}Ni	1,000	100
28	^{65}Ni	10	10
29	^{64}Cu	80	80
30	^{65}Zn	30	30
30	^{69m}Zn	40	40
30	^{69}Zn	300	300
31	^{72}Ga	7	7
32	^{71}Ge	1,000	1,000
33	^{73}As	1,000	400
33	^{74}As	20	20
33	^{76}As	10	10
33	^{77}As	300	300
34	^{75}Se	40	40
35	^{82}Br	6	6
36	^{85m}Kr	（非圧縮状態）100 （圧縮状態）3	100 3
36	^{85}Kr	（非圧縮状態）1,000 （圧縮状態）5	1,000 5
36	^{87}Kr	（非圧縮状態）20 （圧縮状態）6×10^{-1}	20 6×10^{-1}
37	^{86}Rb	30	30
37	^{87}Rb	制限なし	制限なし
38	^{85m}Sr	80	80
38	^{85}Sr	30	30
38	^{87m}Sr	50	50
38	^{89}Sr	100	40
38	^{90}Sr	10	4×10^{-1}
38	^{91}Sr	10	10
38	^{92}Sr	10	10
39	^{90}Y	10	10
39	^{91}Y	30	30
39	^{91}Y	30	30
39	^{92}Y	10	10
39	^{93}Y	10	10
40	^{93}Zr	1,000	200

40	^{95}Zr	20	20
40	^{97}Zr	20	20
41	^{93m}Nb	1,000	200
41	^{95}Nb	20	20
41	^{97}Nb	20	20
42	^{99}Mo	100	100
43	^{96m}Tc	1,000	1,000
43	^{96}Tc	6	6
43	^{97m}Tc	1,000	200
43	^{97}Tc	1,000	400
43	^{99m}Tc	100	100
43	^{99}Tc	1,000	80
44	^{97}Ru	80	80
44	^{103}Ru	30	30
44	^{105}Ru	20	20
44	^{106}Ru	10	7
45	^{103m}Rh	1,000	1,000
45	^{105}Rh	200	200
46	^{103}Pd	1,000	700
46	^{109}Pd	100	100
47	^{105}Ag	40	40
47	^{110m}Ag	7	7
47	^{111}Ag	100	100
48	^{109}Cd	1,000	70
48	^{115m}Cd	30	30
48	^{115}Cd	80	80
49	^{113m}In	60	60
49	^{114m}In	30	20
49	^{115m}In	100	100
50	^{113}Sn	60	60
50	^{125}Sn	10	10
51	^{122}Sb	30	30
51	^{124}Sb	5	5
51	^{125}Sb	40	30
52	^{125m}Te	1,000	100
52	^{127m}Te	300	40
52	^{127}Te	300	300
52	^{129m}Te	30	30
52	^{129}Te	100	100
52	^{131m}Te	10	10

52	^{132}Te		7	7
53	^{125}I		1,000	70
53	^{126}I		40	10
53	^{129}I		1,000	2
53	^{131}I		40	10
53	^{132}I		7	7
53	^{133}I		30	30
53	^{134}I		8	8
53	^{135}I		10	10
54	^{131m}Xe	（非圧縮状態）	100	100
		（圧縮状態）	10	10
54	^{133}Xe	（非圧縮状態）	1,000	1,000
		（圧縮状態）	5	5
54	^{135}Xe	（非圧縮状態）	70	70
		（圧縮状態）	2	2
55	^{131}Cs		1,000	1,000
55	^{134m}Cs		1,000	1,000
55	^{134}Cs		10	10
55	^{135}Cs		1,000	100
55	^{136}Cs		7	7
55	^{137}Cs		30	20
56	^{131}Ba		40	40
56	^{133}Ba		40	10
56	^{140}Ba		20	20
57	^{140}La		30	30
58	^{139}Ce		100	100
58	^{141}Ce		300	200
58	^{143}Ce		60	60
58	^{144}Ce		10	7
59	^{142}Pr		10	10
59	^{143}Pr		300	200
60	^{147}Nd		100	100
60	^{149}Nd		30	30
61	^{147}Pm		1,000	80
61	^{149}Pm		100	100
62	^{147}Sm		制限なし	制限なし
62	^{151}Sm		1,000	90
62	^{153}Sm		300	300
63	^{152m}Eu	（物理的半減期が9.2時間のもの）	30	30
63	^{152}Eu	（物理的半減期が13年のもの）	20	20
63	^{154}Eu		10	5

63	^{155}Eu	400	90
64	^{153}Gd	200	100
64	^{159}Gd	300	300
65	^{160}Tb	20	20
66	^{165}Dy	100	100
66	^{166}Dy	1,000	200
67	^{166}Ho	30	30
68	^{169}Er	1,000	300
68	^{171}Er	50	50
69	^{170}Tm	300	40
69	^{171}Tm	1,000	100
70	^{175}Yb	400	400
71	^{177}Lu	300	300
72	^{181}Hf	30	30
73	^{182}Ta	20	20
74	^{181}W	200	100
74	^{185}W	1,000	100
74	^{187}W	40	40
75	^{186}Re	100	100
75	^{187}Re	制限なし	制限なし
75	^{188}Re	10	10
76	^{185}Os	20	20
76	^{191m}Os	200	200
76	^{191}Os	600	400
76	^{193}Os	100	100
77	^{190}Ir	10	10
77	^{192}Ir	20	20
77	^{194}Ir	10	10
78	^{191}Pt	100	100
78	^{193}Pt	200	200
78	^{197m}Pt	300	300
78	^{197}Pt	300	300
79	^{193}Au	200	200
79	^{196}Au	30	30
79	^{198}Au	40	40
79	^{199}Au	200	200
80	^{197m}Hg	200	200
80	^{197}Hg	200	200
80	^{203}Hg	80	80
81	^{200}Tl	20	20

81	^{201}Tl	200	200
81	^{202}Tl	40	40
81	^{204}Tl	300	30
82	^{210}Pb	100	2×10^{-1}
82	^{212}Pb	6	5
83	^{206}Bi	5	5
83	^{207}Bi	10	10
83	^{210}Bi	100	4
83	^{212}Bi	6	6
84	^{210}Po	200	2×10^{-1}
85	^{211}At	200	7
86	^{222}Rn	10	2
88	^{223}Ra	50	2×10^{-1}
88	^{224}Ra	6	5×10^{-1}
88	^{226}Ra	10	5×10^{-2}
88	^{228}Ra	10	5×10^{-2}
89	^{227}Ac	1,000	3×10^{-3}
89	^{228}Ac	10	4
91	^{230}Pa	20	8×10^{-1}
91	^{231}Pa	2	2×10^{-3}
91	^{233}Pa	100	100
93	^{237}Np	5	5×10^{-3}
93	^{239}Np	200	200
95	^{241}Am	8	8×10^{-3}
95	^{243}Am	8	8×10^{-3}
96	^{242}Cm	200	2×10^{-1}
96	^{243}Cm	9	9×10^{-3}
96	^{244}Cm	10	1×10^{-2}
96	^{245}Cm	6	6×10^{-3}
96	^{246}Cm	6	6×10^{-3}
97	^{249}Bk	1,000	1
98	^{249}Cf	2	2×10^{-3}
98	^{250}Cf	7	7×10^{-3}
98	^{252}Cf	2	9×10^{-3}

別表第2（第3条関係）

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第1に掲げる放射性同位元素以外の放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性同位元素等である場合の数量（A_1 値） 単位 Ci	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（A_2 値） 単位 Ci
1. 放出する放射線が一種類の場合（2に該当する場合を除く。）		
イ アルファ線を放出する放射性同位元素の場合		
(1) 半減期が千日未満である場合	1,000（原子番号が82以上のものである場合は、2）	3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）
(2) 半減期が千日以上百万年以下である場合	50（原子番号が82以上のものである場合は、2）	5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）
(3) 半減期が百万年を超える場合	1,000	3
ロ ベータ線を放出する放射性同位元素の場合		半減期が千日未満である場合は3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が千日以上百万年以下である場合は5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が百万年を超える場合は3
(1) 最大エネルギーが0.5MeV未満である場合	1,000	
(2) 最大エネルギーが0.5MeV以上1MeV未満である場合	300	
(3) 最大エネルギーが1MeV以上1.5MeV未満である場合	100	
(4) 最大エネルギーが1.5MeV以上2MeV未満である場合	30	
(5) 最大エネルギーが2MeV以上である場合	10	
ハ ガンマ線を放出する放射性同位元素の場合	$\frac{9}{\Gamma}$（1,000を超えるものにあつては、1,000）	$\frac{9}{\Gamma}$とロの第三欄に掲げる数量のうちいずれか小さいもの

ニ　エツクス線を放出する放射性同位元素の場合	1,０００（原子番号が５６以上のものである場合は、２００）	半減期が千日未満である場合は３（原子番号が８２以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が千日以上百万年以下である場合は5×10^{-2}（原子番号が８２以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が百万年を超える場合は３
2.　放出する放射線が一種類であり、当該放射性同位元素が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの（以下「親核種」という。）であつて、その半減期がその原子核の崩壊によつて生ずる放射性同位元素（以下「娘核種」という。）の半減期よりも長く、かつ、娘核種の半減期が十日以内である場合	親核種及び娘核種に対する１の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	親核種及び娘核種に対する１の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
3.　放出する放射線が二種類以上の場合（４に該当する場合を除く。）	それぞれの放射線に対する１の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対する１の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
4.　放出する放射線が二種類以上あり、当該放射性同位元素の半減期が娘核種の半減期よりも長く、かつ、娘核種の半減期が十日以内の場合	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する１の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する１の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

備考　Γは、当該放射性同位元素が１キユリーの場合において、当該放射性同位元素から１メートル離れた位置における最大放射線量率をレントゲン毎時で表した値を示す。

別表第3（第3条関係）

種類が一種類であり、かつ、種類が明らかでない放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性同位元素等である場合の数量（A_1 値） 単位 Ci	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（A_2 値） 単位 Ci
原子番号82以上の放射性同位元素が含まれていない場合	10	4×10^{-1}
原子番号82以上の放射性同位元素が含まれている場合	2	2×10^{-3}

別表第４（第３条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部が明らかでない放射性同位元素の場合又は種類の一部が明らかであつて、種類別の数量の全部が明らかでない放射性同位元素の場合の数量の限度

第　一　欄	第　二　欄	第　三　欄
区　　分	特別形放射性同位元素等である場合の数量（A_1 値） 単位　Ｃｉ	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（A_2 値） 単位　Ｃｉ
1.　アルファ線を放出する放射性同位元素が含まれている場合	2	2×10^{-3}
2.　アルファ線を放出する放射性同位元素が含まれていない場合（３に該当する場合を除く。）	2	4×10^{-1}
3.　核分裂生成物である場合（１に該当する場合を除く。）	１０	4×10^{-1}

別表第5（第3条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類及び種類別の数量の全部又は一部が明らかである放射性同位元素の場合（別表第6に該当する場合を除く。）の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量 単位　Ci
放射性同位元素の種類の全部又は一部が明らかであつて種類別の数量の一部が明らかでない場合	次の算式を満たすx_1，x_2，…，x_n及びyの数量　$\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots\cdots+\frac{x_n}{X_n}+\frac{y}{Y}=1$
放射性同位元素の種類及び種類別の数量の全部が明らかである場合	次の算式を満たすx_1，x_2，…，x_nの数量　$\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots\cdots+\frac{x_n}{X_n}=1$

備考　x_1，x_2，…，x_nは種類及び種類別の数量が明らかな各放射性同位元素の数量（キユリー）を、X_1，X_2，…，X_nはそれぞれx_1，x_2，…，x_nに係る各放射性同位元素に対する別表第1又は別表第2に掲げる数量（キユリー）を、yは種類又は種類別の数量が明らかでない放射性同位元素の数量（キュリー）を、Yはyに係る放射性同位元素の種類の全部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第1又は別表第2に掲げる数量（キユリー）のうち最小のものを、yに係る放射性同位元素の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあつてはyに係る放射性同位元素に対する別表第3に掲げる数量（キユリー）を示す。

別表第6（第3条関係）

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性同位元素等である場合の数量（A_1 値） 単位 Ci	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（A_2 値） 単位 Ci
その系列のすべての放射性同位元素（親核種を除く。）の半減期が十日を超えず、かつ、親核種の半減期よりも短い場合	親核種に対する別表第1又は別表第2の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第1又は別表第2の第三欄に掲げる数量
その系列の娘核種のうち、その半減期が十日を超え、又は親核種の半減期よりも長いものがある場合	次の算式を満たす x_1，x_2，…，x_n の数量 $\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots\frac{x_n}{X_n}=1$	次の算式を満たす x_1，x_2，…，x_n の数量 $\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots\frac{x_n}{X_n}=1$

備考　x_1，x_2，…，x_n はその原子核の崩壊連鎖の系列に属する各放射性同位元素の数量（キュリー）を、X_1，X_2，…，X_n はそれぞれ x_1，x_2，…，x_n に係る各放射性同位元素に対する別表第1又は別表第2に掲げる数量（キュリー）を示す。

別記第一（第三条関係）特別形放射性同位元素等に係る試験

一　衝撃試験

試験しようとする放射性同位元素等をできるだけ模擬した供試物（以下「供試物」という。）を九メートルの高さから落下させること。

二　打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三　曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四　加熱試験

供試物を温度八百度の空気中に十分間置くこと。

五　浸漬試験

イ　固体状の放射性同位元素等（カプセルに封入されたものを除く。）にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　常温の水中に七日間浸漬させること。

(2)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

(3)　温度三十度であつて湿度九十パーセントの空気中に七日間置くこと。

(4)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

ロ　カプセルに封入された放射性同位元素等にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

(2)　温度三十度の空気中に七日間置くこと。

(3)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

別記第二（第五条関係）A型輸送物に係る条件

一　条件

イ　五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ　イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

(1)　その重量が、五千キログラム以下のものにあつては一・二メートルの高さから、五千キログラムを超え一万キログラム以下のものにあつては〇・九メートルの高さから、一万キログラムを超え一万五千キログラム以下のものにあつては〇・六メートルの高さから、一万五千キログラムを超

えるものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2)　その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に〇・一三キログラム毎平方センチメートルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二十四時間加えること。

(3)　重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二　液体状又は気体状の放射性同位元素等に係る追加条件

イ　液体状の放射性同位元素等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、次の(1)及び(2)の条件の下に置くこと。ただし、当該放射性輸送物に係る容器に収納することができる放射性同位元素等の量の二倍以上の量の放射性同位元素等を吸収することができる吸収材を備えている放射性輸送物であつて、当該吸収材が放射線しやへい材の内側にあるもの又は当該収納若しくは包装することができる放射性同位元素等をすべて吸収することとした場合においても表面の最大放射線量率が二百ミリレム毎時を超えないものは、この限りでない。

(1)　九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2)　前号ロ(3)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

ロ　気体状の放射性同位元素等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、イ(1)及び(2)の条件の下に置くこと。

別記第三（第六条関係）　BM型輸送物に係る条件

一　別記第二第一号の条件の下に置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度である環境に一週間放置すること。

別記第四（第七条関係）　BM型輸送物に係る条件

一　第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ　九メートルの高さから落下させること。

ロ　垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが二十センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものに一メートルの高さから落下させること。

二　温度八百度の環境に三十分間置くこと。

三　深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

四　野外の温度が三十八度である環境に一週間放置すること。

備考　第一号から第四号までの条件の下には、この順序で置くものとする。

別記第五（第九条関係）　BU型輸送物に係る条件

一　別記第二第一号の条件の下に置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度から零下四十度までの環境に一週間放置すること。

別記第六（第十条関係）　ＢＵ型輸送物に係る条件

一　別記第四第一号から第三号までの条件の下にその順序で置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度から零下四十度までの環境に一週間放置すること。

○運輸省鉄道監督局長、自動車局長通達（その１）

鉄保第　１５５号
鉄運第　１６２号
自車第１２５５号

昭和５３年１２月２８日

殿

運輸省鉄道監督局長

運輸省自動車局長

核燃料物質等車両運搬規則、放射性同位元素等車両
運搬規則等の制定等について（依命通達）

先般の「原子力基本法等の一部を改正する法律」（昭和５３年法律第８６号）により「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和３２年法律第１６６号。以下「原子炉等規制法」という。）が改正され、核燃料物質等の車両による運搬についても、その規制体系が変更されました。その主な改正点は、下記1のとおりです。

今般、この改正を受けて、核燃料物質等の車両による運搬に関する規制基準を定める「核燃料物質等車両運搬規則」（昭和53年運輸省令第72号）が新たに制定され、従来の「放射性物質等車両運搬規則」（昭和５２年運輸省令第３３号）及び「放射性物質等車両運搬規則の細目を定める告示」（昭和５２年運輸省告示第５８６号）は、それぞれ、一部改正により放射性同位元素等の車両による運搬に関する規制基準を定める「放射性同位元素等車両運搬規則」及び「放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示」とされたので通知します。

これらの省令及び告示は昭和５４年１月４日から施行されますが、その施行に当たつては下記２のとおり取扱うこととするので、この旨関係者に周知徹底方お願いします。また、これらの省令の主な条項の解釈、その他実施細目は別途通知します。

なお、これらの省令及び告示の制定等に関連して別紙のとおり関係法令の制定等が行われているので念のため申し添えます。

また、「放射性物質等車両運搬規則について（依命通達）」（昭和４６年１１月８日付

け鉄保第６１号、鉄運第１８６号、自車第６０１号）、「放射性物質等車両運搬規則等の制定等について（依命通達）」（昭和５２年１２月２２日付け鉄保第１３４号、鉄運第９５号、自車第１２６５号）及び「放射性物質等車両運搬規則について（依命通達）」（昭和５２年１２月２２日付け鉄保第１３５号、鉄運第９６号、自車第１２６６号）は、昭和５４年１月４日限り廃止します。

記

1. 原子炉等規制法の主な改正点

(1) 核燃料物質によつて汚染された物が新たに規制対象に加わつたこと。

(2) 工場又は事業所の外における核燃料物質等の運搬については、運搬主体の如何にかかわらず、輸送物は科学技術庁長官の定める技術基準に、輸送方法は運輸大臣の定める技術基準によることとされたこと。（工場又は事業所の内における運搬については、当該事業所の所管大臣の定める技術基準による。）

(3) 科学技術庁長官又は運輸大臣の定める核燃料物質等を運搬しようとする場合には、その輸送物又は輸送方法が技術基準に適合していることについて、それぞれ、科学技術庁長官又は運輸大臣の確認が必要とされたこと。

(4) 運輸大臣についても、原子炉設置者、加工事業者等の原子力関係事業者に対し、報告の徴収及び事業所への立入検査ができることとされたこと。

2. 運搬の安全の確認等

(1) 原子炉等規制法第５９条の２第２項に規定する運輸大臣の確認

核燃料物質等車両運搬規則第２０条に規定する核燃料物質等の車両による運搬については、「原子力基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（昭和５３年政令第３９６号）の附則第５条の規定により昭和５４年３月５日以後に開始されるものについて、追つて定めるところにより事前に確認申請を行うこと。

(2) 一定の輸送物の運搬に係る届出

核燃料物質等車両運搬規則及び放射性同位元素等車両運搬規則の実効を図るため、核燃料物質等車両運搬規則第９条第３項に規定するＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物若しくは同規則第８条第１項に規定する第３種核分裂性輸送物を車両により運搬する場合（昭和５４年３月５日以後運輸大臣の運搬の安全の確認を受ける場合を除く。）又は放射性同位元素等車両運搬規則第３条に規定するＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物を車両により運搬する場合には、従来どおり、追つて定めるところによりその旨を事前に届出すること。

別　紙

1. 原子力基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和５３年１２月２２日政令第３９６号）
2. 核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和５３年１２月２８日運輸省令第６８号）
3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和５３年１２月２８日運輸省令第６９号）
4. 自動車運送事業等運輸規則及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和５３年１２月２８日運輸省令第７４号）
5. 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和５３年１２月２８日総理府令第５７号）
6. 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和５３年１２月２８日科学技術庁告示第１１号）
7. 核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（昭和５３年１２月２８日総理府令第４８号）
8. 危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令（昭和５３年１２月２８日運輸省令第７１号）
9. 航空法施行規則の一部を改正する省令（昭和５３年１２月２８日運輸省令第７５号）
10. 航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する告示（昭和５３年１２月２８日運輸省告示第６７９号）

○運輸省鉄道監督局長、自動車局長通達（その２）

鉄保第 157 号
鉄運第 164 号
自車第1257 号

昭和53年 12 月 28 日

殿

運輸省鉄道監督局長

運輸省自動車局長

放射性同位元素等車両運搬規則について（依命通達）

放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号。以下「規則」という。）の主な条項の解釈及び取扱い、一定の放射性輸送物の運搬に係る届出（以下「放射性輸送物運搬届出」という。）並びに規則第24条第１項の承認申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）についての細目を別添のとおり定めたので、この旨関係者に周知徹底方お願いします。

別　添

1. 規則中の主な条項の解釈及び取扱い

(1) 第９条、第10条第３項、第21条関係

「関係者以外の者」は、旅客、通行人等をいうものとする。

(2) 第14条関係

第１項の「放射性」の文字、第３項の総重量、「Ａ型」の文字及び「Ｂ型」の文字は、原則として１平方センチメートル角以上の黒字を白地に表示するものとする。また、「放射性」の文字には「Ｌ型」の文字を追加して表示してもよい。

(3) 第16条関係

運搬に従事する者に対する放射線被ばく線量が、一般人と同様、0.5レム毎年以下となるよう、車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所の最大放射線量率は２ミリレム毎時以下と規定されているが、本規定の実効を担保するため、Ａ型輸送物、ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物を頻繁に運搬する場合にあつては、運搬に従事する者ごとに次のいずれかの事項を記録し、これを１年間保管すること。

(イ) 放射性同位元素等の運搬に従事した時間及びこのうち運転席、助手席、車室内ベッド等にいた時間

(ロ) ポケット線量計、フイルムバッチ等による測定結果

(4) 第17条第３項関係

前部及び後部に備える赤色燈は、それぞれ、夜間前方及び後方300メートルの距離から点燈を確認できるものであること。

(5) 第19条関係

携行する書類は、収納又は包装された放射性同位元素等の主な核種の名称及び放射能強度についても記載されたものであること。

また、当該書類の記載内容については、運搬に従事する者に対し、あらかじめ説明すること。

(6) 第20条関係

放射性輸送物等の運搬において、運転者の過労等による交通事故を防止して運行の安全を確保するための規定である。本規定の実施に当たつては、次によること。

(イ) ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物を運搬する場合にあつては、「危険物の規制に関する規則」（昭和34年総理府令第55号）第47条の２の規定に準ずること。

(ロ) 放射性輸送物等を運搬する場合には、昭和42年２月９日付け労働省基発第139号「自動車運転者の労働時間等の改善基準について」及び昭和50年11月８日付け労働省基発第657号「長距離貨物運送に従事する自動車運転者の運転時間に関する指導基準について」に準拠すること。

なお、放射性輸送物等の運搬に従事する運転者には、相当の運転経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てるよう努めること。

(7) 第22条第２項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(イ) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第41条に規定する原子炉主任技術者免状を有する者又は原子炉主任技術者試験筆記試験合格者

(ロ) 原子炉等規制法第22条の３に規定する核燃料取扱主任者免状を有する者

(ハ) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第35条に規定する第１種放射線取扱主任者免状又は第２種放射線取扱主任者免状を有する者

(ニ) 放射性同位元素の取扱いに関し、(イ)から(ハ)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

2. 放射性輸送物運搬届出

ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物を運搬しようとする場合（規則第24条第１項の運輸大臣の承認に係る放射性輸送物を運搬しようとする場合を除く。）は、原則として運搬の３週間前までに、別表第１の第１欄に掲げる記載事項について、同表の第２欄の記載要領等に従つて記載した届出書及びその添付書類正副２通を提出すること。

この場合において、当該届出書等は、別表第２の第１欄に掲げる区分に応じ、同表の第２欄に掲げる者あてのものとし、それぞれ、同表の第３欄に掲げる所管課に提出すること。

なお、届出をした内容に変更を生じた場合は変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて遅滞なく届出をすること。

また、届出をした場合には、当該届出に係る運搬についての記録を１年間保管すること。

3. 特別措置運搬承認申請

規則第24条第１項の規定に基づき、放射性同位元素等、放射性輸送物又は放射性汚染物を運搬しようとする場合は、別表第１の第１欄に掲げる記載事項について同表の第２欄の記載要領等に従つて記載した承認申請書及びその添付書類正副２通を提出すること。

この場合において、当該承認申請書等は、別表第２の第１欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第３欄に掲げる所管課に提出すること。

なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて承認を受けること。

また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を１年間保管すること。

別表第１　記載事項等

記　載　事　項	記　載　要　領　等
1. 届出書本文（承認申請の場合にあつては、承認申請書本文）	○届出書本文の様式は第１号様式、承認申請書の様式は第２号様式によること。 また、届出者又は申請者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名を附記すること。
2. 運搬の目的	○運搬する放射性同位元素等の用途、発着地等を簡略に記載すること。
3. 当該規定に従つて運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置（承認申請のみ）	
4. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所	○法人にあつては、その代表者の氏名を附記すること。

5. 運送人の氏名又は名称及び住所	○法人にあつては、その代表者の氏名を附記すること。
6. 予定運搬日時	
7. 予定運搬経路	
(1) 発地、着地、経路及び距離	
(2) その他	○(2)については、必要に応じ、道路名又は路線名、通過地点、区間距離、キロ程、所要時間、通過予定時刻、点検、運転者の交替予定等を記載し、運行経路図を添付すること。
8. 運搬しようとする放射性輸送物	○承認申請の場合には、(2)及び(4)を除き、「放射性輸送物」とあるのは「放射性同位元素等、放射性輸送物又は放射性汚染物」と読み替えて記載すること。
(1) 放射性輸送物の型式又は名称及び主要諸元	○(1)の主要諸元は、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。
(2) 放射性輸送物の種類	○(2)については、A、BM、BU型輸送物のように記載すること。
(3) 収納（包装）する放射性同位元素等の名称、数量、放射能強度、性状及び収納（包装）方法	○(3)については、放射性輸送物ごとに記載し、性状については物理的、化学的状態を記載すること。
(4) 放射性輸送物の輸送制限個数及び配列方法（核分裂性輸送物のみ）	
(5) 放射性輸送物の放射線量率	○(5)については、その位置を附記又は図示すること。
(6) 放射性輸送物の輸送指数	
(7) 放射性輸送物の個数	
(8) 原子力委員会決定804項への該当の有無及びその事由	○(8)については、昭和50年1月原子力委員員会決定「放射性物質等の輸送に関する安全基準」804項aからfまでについて記載すること。
(9) 放射性輸送物の基準適合状況	○(9)については、外国政府等の証明書（適合する国際原子力機関の規則が明示されていること。）の写し及びその邦訳を添

(10) 放射性輸送物取扱上の注意事項	付し、又は基準への適合状況を記載すること。
(11) 放射性輸送物の外観図及び構造図	○(11)の外観図は、三面図及び鳥かん図によること。
9. コンテナの概要	○承認申請の場合には、(2)の「放射性輸送物」を「放射性同位元素等、放射性輸送物又は放射性汚染物」と読み替えて記載すること。
(1) コンテナの名称又は型式及び主要諸元	○(1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。
(2) 収納する放射性輸送物の型式又は名称、個数及びコンテナへの収納方法	○(2)については、コンテナごとに記載すること。
(3) コンテナの放射線量率	○(3)については、その位置を附記又は図示すること。
(4) コンテナの輸送指数	
(5) コンテナの個数	
(6) コンテナの外観図	○(6)については、三面図及び鳥かん図によること。
10. 車両及び積載方法	
(1) 車両の概要	○(1)については、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合は当該運搬に使用する車両の許容積載量及び有蓋、無蓋の別を、自動車により運搬する場合は当該運搬に使用する自動車の車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。
(2) 車両の外観図並びに積載方法及び固定方法	○(2)については、三面図により示すものとし、積載位置、固定等に使用する用具、固定等の方法、標識の貼付、他の積載物等が明確にわかるように示すこと。
(3) 車両の放射線量率	○(3)については、その位置を附記又は図示すること。
(4) 車両に積載する放射性輸送	○(4)については、車両ごとに記載するこ

物及びコンテナの型式又は名称、個数並びに輸送指数及びその合計値	と。
11. 運搬実施体制	
(1) 運搬責任者、運搬実施者、運搬従事者及び同行する専門家	○(1)において運搬責任者については、運搬の実務上の責任者であつて必要な際に連絡のとれる者の氏名と連絡先を、運搬実施者については実際に運搬に従事する者（運搬従事者）の統轄者の氏名を、運搬従事者についてはその人数を、同行する専門家についてはその氏名、所属、資格等を記載すること。
(2) 放射線管理要領	○(2)については車両、放射性輸送物、コンテナ等の放射線量率の管理、放射線量率、測定機器、保護具等について記載すること。
(3) 運搬要領	○(3)については、運搬時における駐車要領、踏切通過要領、梯団時の隊列による運行体制等を記載すること。
(4) 荷役作業要領	○(4)については、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。
(5) 事故時の措置	○(5)については、事故時の応急措置、連絡先等を記載すること。
12. その他	○運搬従事者に対する教育訓練内容その他必要な事項を記載すること。

備考 1. 用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りただんだ状態でこの大きさとすること。

2. 記載事項の11の(2)から(5)まで及び12については、既に同一の記載による届出書を提出してあるときは、その旨を明示することによつて記載を省略することができる。

別表第2　届出及び申請先

区　　分	宛　　先	所　管　課
(1)　当該運搬が日本国有鉄道の鉄道によつてなされる場合	運輸省鉄道監督局長	鉄道監督局国有鉄道部保　安　課
(2)　当該運搬が日本国有鉄道以外の鉄道、軌道、索道又は無軌条電車によつてなされる場合	運輸省鉄道監督局長	鉄道監督局民営鉄道部運　転　車　両　課
(3)　当該運搬が自動車又は軽車両によつてなされる場合	運輸省自動車局長	自動車局整備部車　両　課
(4)　(1)及び(2)に該当する場合	運輸省鉄道監督局長	鉄道監督局国有鉄道部保　安　課
(5)　(1)及び(3)に該当する場合、(2)及び(3)に該当する場合又は(1)、(2)及び(3)に該当する場合	運輸省鉄道監督局長及び自動車局長	自動車局整備部車　両　課

第１号様式（届出書）

放射性輸送物運搬届出書

殿

文書番号

昭和　年　月　日

届出者の氏名又は名称　㊞

住所

連絡先

「放射性同位元素等車両運搬規則について（依命通達）」（昭和53年12月28日付け鉄保第157号、鉄運第164号、自車第1257号）に基づき、下記放射性輸送物の運搬についてお届けします。

記

第２号様式（承認申請書）

特別措置運搬承認申請書

運輸大臣殿

文書番号

昭和　年　月　日

届出者の氏名
又は名称　　㊞

住所

連絡先

放射性同位元素等車両運搬規則第24条第１項の規定に基づき、下記の放射性同位元素等の運搬について承認して戴きたく申請いたします。

記

図　放射性同位元素等の船舶運送関係法令と体系

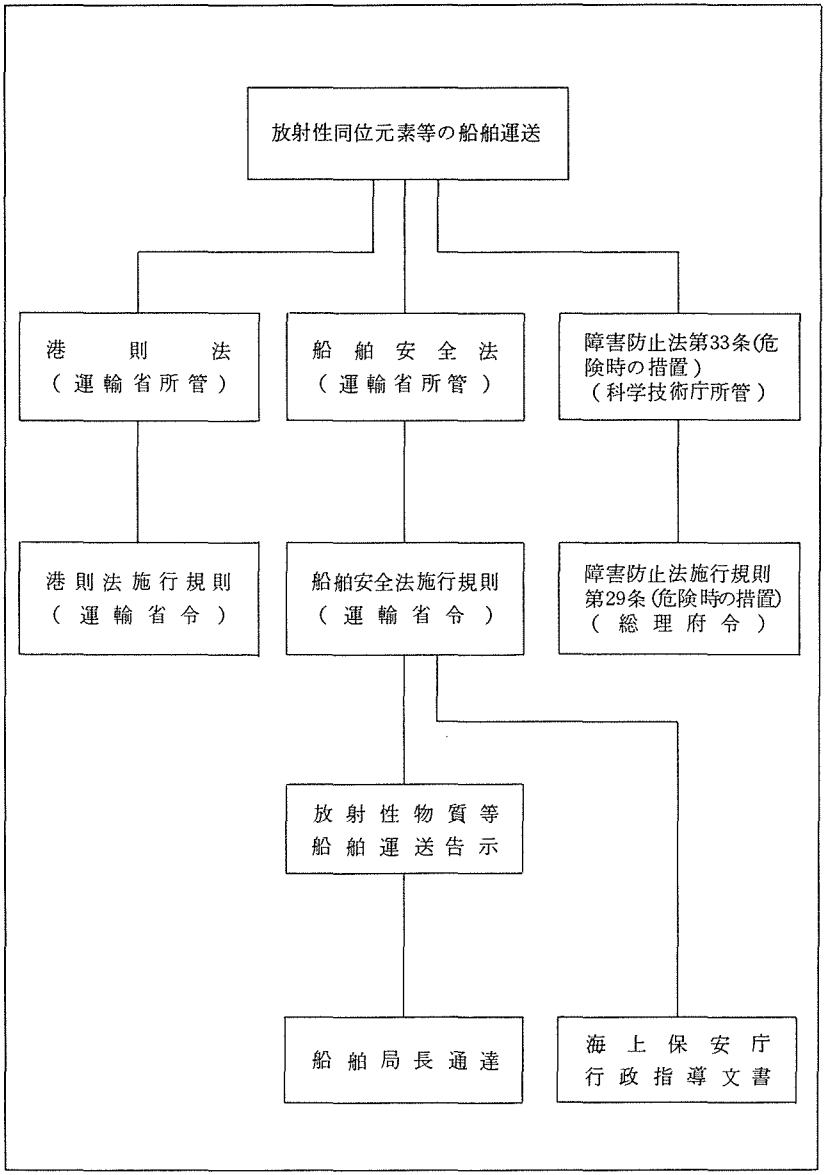

○船舶安全法（抄）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○危険物船舶運送規則（抄）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○危険物船舶運送告示

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○運輸省船舶局長通達（その一）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○海上保安庁行政指導文書（その一）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○海上保安庁行政指導文書（その二）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○港則法（抄）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○港則法施行規則（抄）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日法律第百六十七号〕

最終改正　昭和四七年六月八日法律第五七号

（目的）

第一条　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、放射性同位元素の使用、販売、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（運搬の基準）

第十八条　使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、放射性同位元素を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運輸省令。次項において同じ。）で定める技術上の基準(1)に従つてしなければならない。

2　廃棄業者及び廃棄業者から運搬を委託された者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令で定める技術上の基準(1)に従つてしなければならない。

（危険時の措置）

第三十三条　使用者は、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、その所持する放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、総理府令(2)で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2　前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3　第一項に規定する者は、同項の事態が生じた場合においては、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

4　科学技術庁長官は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（報告徴収）

第四十二条　科学技術庁長官は、放射線障害を防止するため必要があると認めるときは、使用者、販売業者又は廃棄業者に対し、報告を求めることができる。

第五十三条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の徴役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六　第三十三条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者

第五十四条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

四　第十五条、第十六条、第十七条、第十八条又は第十九条の規定に違反した者

第五十五条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

六　第四十二条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(1)　障害防止法施行規則第十八条

放射性同位元素等車両運搬規則

(2)　障害防止法施行規則第二十九条

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

〔昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号〕

最終改正　昭和五四年三月七日総理府令第七号

（危険時の措置）

第二十九条　使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。

一　放射線施設に火災が起こり、又はこれらの施設に延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防署又は消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十四条の規定により市町村長の指定した場所に通報すること。

二　放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者及び附近にいる者に避難するよう警告すること。

三　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、すみやかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

四　放射性同位元素による汚染が生じた場合には、すみやかに、そのひろがりの防止及び除去を行うこと。

五　放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六　その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2　前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しやへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被曝放射線量は、できる限り少なくすること。この場合において、男子の放射線作業従事者にあつては、第十五条第三号（第十六条及び第十九条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項第三号（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条第一項第八号（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、科学技術庁長官が定める許容被曝線量(1)まで放射線による被曝を受けることができる。

3　法第三十三条第三項の規定により、同条第一項に規定する者は、次の事項を届け出なければならない。

一　法第三十三条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因

二　発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況

三　講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

4　前項の届出は、当該届出に係る工場等の所在地が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。

(1)　放射線を放出する同位元素の数量等を定める告示第十三条

○運輸省船舶局長通達（その２）

舶査第１３２号
昭和５４年２月２４日

殿

運輸省　船舶局長

放射性同位元素輸送物等に係る運輸大臣の安全確認について

このたび運輸省は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和３２年運輸省令第３０号。以下「規則」という。）第９１条の９第１項の規定に基づく放射性輸送物に係る運輸大臣の安全確認に関し、放射性同位元素輸送物等（核分裂性輸送物以外の放射性輸送物をいう。以下「ＲＩ輸送物」という。）について、当該審査を円滑に行うための措置として、ＲＩ輸送物の設計承認及び輸送容器の登録等を行うこととしましたので貴職の御協力をお願いします。

記

1. ＲＩ輸送物の設計承認

ＢＭ型輸送物及びＢＵ型輸送物について設計承認を受けて下さい。申請者は輸送容器の設計者とします。承認を受けた後に設計の変更をしようとする場合も同様です。

(1) 設計承認申請書及び設計変更承認申請書の様式及び記載事項は、それぞれ別記１及び別記２のとおりとします。

(2) 規則に規定された基準に適合すると認められた設計又は設計変更には、承認書を交付します。

2. 輸送容器の登録

ＢＭ型輸送物の容器及びＢＵ型輸送物の容器については、登録を受けて下さい。申請者は、輸送容器の所有者とします。

(1) 輸送容器登録申請書の様式は別記３のとおりとします。

(2) 輸送容器登録申請書の申請時期は、原則として、国内で新規に製作される容器については、承認書の交付を受けた後、製作に着手する前とし、その他の容器については最初に使用する前とします。

(3) 国内で新規に製作される容器については、設計承認の際に指示する検査項目について検査を行い、その結果を提出して下さい。

なお、当該検査については、当局において輸送容器登録申請書を審査のうえ、必

要に応じて製作時及び完成時に随時立会うことがあります。

(4) 承認された設計に従って製作されたと認められた輸送容器については、登録証を交付します。登録を受けた輸送容器は、その使用履歴を勘案のうえ、安全性が損なわれるおそれがあると認められる場合は、登録の有効期間中であっても改善を求めることがあります。登録を受けた輸送容器には、登録後最初に輸送に供する前に、別記４の様式による輸送容器登録票を取り付けて下さい。

3. 輸送容器の定期的自主検査

登録された輸送容器について、適宜、定期的自主検査を登録後１年ごとに１回（年間使用回数が１０回を超える場合は１０回ごとに１回）行い、その結果の記録を登録証の有効期間中保存して下さい。

4. 輸送容器使用廃止届

登録証の交付を受けた輸送容器の使用を廃止した場合は、別記５の様式により輸送容器使用廃止届を提出して下さい。

5. 承認書及び登録証の更新

承認書及び登録証の更新手続きについては、別途お知らせします。

別記1

文書番号

年　月　日

運輸省　船舶局長　殿

申請者の氏名又は名称　㊞

住　所

連絡先

RI輸送物設計承認申請書

昭和54年2月24日付け舶査第132号に基づき、下記輸送物の設計が危険物船舶運送及び貯蔵規則に定める　型輸送物の基準に適合する旨承認していただきたく関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 輸送物の型式又は名称
2. 輸送物の説明
   (1) 輸送容器の材料の種類
   (2) 輸送物の総重量
   (3) 外形寸法
   (4) 外観及び構造図
   (5) 収納する放射性物質等の仕様
      イ　種　類
      ロ　重　量
      ハ　放射能強度（主要な核種ごとの値及び合計値）
      ニ　性　状
      ホ　発熱量等
3. 輸送指数
4. BM型輸送物にあっては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準についての説明
5. 輸送物の取扱いに関する事項
   (1) 輸送容器の取扱い及び保守の方法
   (2) 輸送物の発送に先立ってとるべき措置

(3) 輸送物を運搬する場合の積載方法等に関する事項

(4) 非常の場合に特別の措置が必要な輸送物にあってはその説明

6. 輸送物の安全解析及び輸送容器の製作に関する事項

(注) (1) 2.(4)については、輸送物の荷姿を示す複写可能な説明図を添付すること。

(2) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記２

文書番号

年　月　日

運輸省　船舶局長　殿

申請者の氏名又は名称　㊞

住　所

連絡先

ＲＩ輸送物設計変更承認申請書

昭和　年　月　日付け舶査第　号をもって承認を受けた輸送物の設計について、下記の変更内容が、危険物船舶運送及び貯蔵規則に定める　型輸送物の基準に適合する旨承認していただきたく関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 既に交付された設計承認番号及び有効期限
2. 輸送物の型式又は名称
3. 変更内容
4. 変更理由

(注) 1　用紙の大きさは、原則として日本工業規格Ａ列４番とし、横書きとすること。

2　変更内容は別紙をもって記すことができる。

別記3

文書番号

年　月　日

運輸省　船舶局長　殿

申請者の氏名又は名称　㊞

住　所

連絡先

輸送容器登録申請書

昭和５４年　２　月２４日付け舶査第１３２号に基づき、　　型輸送物の容器の登録をしていただきたく下記のとおり申請いたします。

記

輸送容器の型式又は名称	
輸送容器の個数	
輸送物の設計承認番号	
輸送容器の検査予定及び検査計画書	

(注) 1. 用紙の大きさは原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

2. 輸送容器の検定予定及び検査計画書は、国内で新規に製作する場合のみ記述すること。

この場合別紙をもってすることができる。

別記4

輸送容器登録票（記載例）

輸送容器登録番号 Serial Number of Packaging	ＭＳ NO.B(U)－20
有　効　期　限 Thig Registration shall be valid till	昭和５７年４月１日 Apr. 1, 1982
輸送物の型式又は名称 Type and Name of Packaging	ＡＢ－２－Ｃ－１００Ｈ
設計承認番号 Competent Authority Identification Marks	Ｊ／30　／Ｂ(U)

運輸省船舶局長
船査第１０１号
Director General,
Ship Bureau
Ministry of Transport
船 101－79／ＭＳ

10cm 以上

10cm 以上

備考

1. 目立ちやすい箇所に容易に消えない方法で表示されていること。
2. 輸送容器登録票は、本邦内においのみ運送されるものにあっては英語の部分を、本邦外において運搬されるものにあっては日本語の部分を削ることができる。

別記5

文書番号
年　月　日

運輸省　船舶局長　殿

届出者の氏名又は名称　㊞
住　所
連絡先

輸送容器の使用廃止届

昭和５４年　２　月２４日付け舶査第１３２号に基づき、下記のとおり輸送容器の使用を廃止することにつきお届けいたします。

記

1. 輸送容器の型式又は名称
2. 輸送容器の登録番号
3. 廃止に伴う措置

(注) 1. 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

図　放射性同位元素等の航空機輸送関係法令と体系

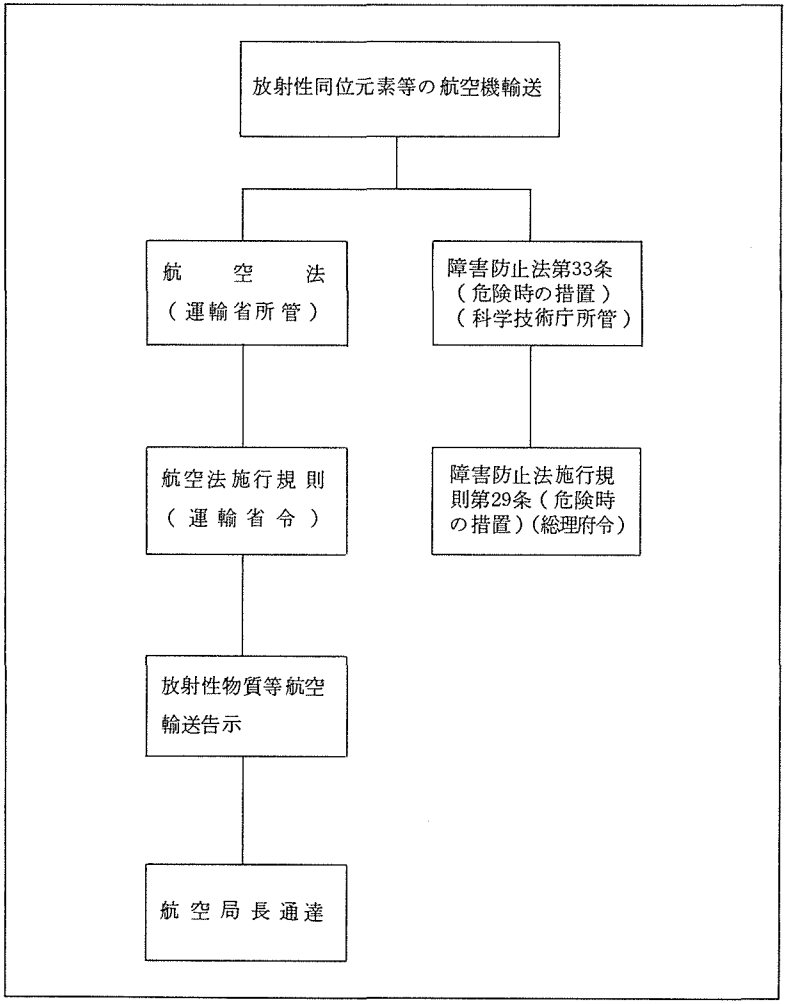

○航　空　法　（抄）

（省略）核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○航空法施行規則（抄）

（省略）核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○放射性物質等航空輸送告示

（省略）核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○運輸省航空局長通達

（省略）核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日〕
〔法律第百六十七号〕

最終改正　昭和四七年六月八日法律第五七号

（目的）

第一条　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、放射性同位元素の使用、販売、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（運搬の基準）

第十八条　使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、放射性同位元素を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運輸省令、次項において同じ。）で定める技術上の基準[1]に従つてしなければならない。

2　廃棄業者及び廃棄業者から運搬を委託された者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令で定める技術上の基準[1]に従つてしなければならない。

（危険時の措置）

第三十三条　使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、その所持する放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、総理府令[2]で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2　前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3　第一項に規定する者は、同項の事態が生じた場合においては、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

4　科学技術庁長官は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（報告徴収）

第四十二条　科学技術庁長官は、放射線障害を防止するため必要があると認めるときは、使用者、販売業者又は廃棄業者に対し、報告を求めることができる。

第五十三条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の徴役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六　第三十三条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者

第五十四条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

四　第十五条、第十六条、第十七条、第十八条又は第十九条の規定に違反した者

第五十五条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

六　第四十二条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(1)　障害防止法施行規則第十八条

放射性同位元素等車両運搬規則

(2)　障害防止法施行規則第二十九条

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

〔昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号〕

最終改正　昭和五四年三月七日総理府令第七号

（危険時の措置）

第二十九条　使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。

一　放射線施設に火災が起こり、又はこれらの施設に延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防署又は消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十四条の規定により市町村長の指定した場所に通報すること。

二　放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者及び附近にいる者に避難するよう警告すること。

三　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、すみやかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

四　放射性同位元素による汚染が生じた場合には、すみやかに、そのひろがりの防止及び除去を行うこと。

五　放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六　その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2　前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しやへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被曝する時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被曝放射線量は、できる限り少なくすること。この場合において、男子の放射線作業従事者にあつては、第十五条第三号（第十六条及び第十九条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項第三号（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条第一項第八号（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、科学技術庁長官が定める許容被曝線量(1)まで放射線による被曝を受けることができる。

3　法第三十三条第三項の規定により、同条第一項に規定する者は、次の事項を届け出なければならない。

一　法第三十三条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因

二　発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況

三　講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

4　前項の届出は、当該届出に係る工場等の所在地が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。

(1)放射線を放出する同位元素の数量等を定める告示第十三条

III

関連法令及び定義等

○薬事法（抄）

〔昭和三十五年八月十日
法律第百四十五号〕

最終改正　昭和五三年七月五日法律第八七号

（目的）

第一条　この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に関する事項を規制し、その適正をはかることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「医薬品」とは、次の各号に掲げる物をいう。

一　日本薬局方に収められている物

二　人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、器具器械（歯科材料、医療用品及び衛生用品を含む。以下同じ。）でないもの（医薬部外品を除く。）

三　人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、器具器械でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）

（医薬品の製造に関する遵守事項）

第十六条　厚生大臣は、生物学的製剤その他その製造に関し特別の注意を必要とする医薬品について、厚生省令で、製造所内外の清潔保持、作業記録の作成その他その医薬品の製造に関し製造業者が遵守すべき事項を定めることができる。

○放射性医薬品製造規則（抄）

〔昭和三十六年二月一日厚生省令第四号〕

最終改正　昭和五二年九月一日厚生省令第三九号

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　放射性医薬品　放射線（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第五号に規定する放射線をいう。以下同じ。）を放出する医薬品であつて、別表第一に掲げるもの

二　放射性物質　放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物

三　管理区域　外部放射線の放射線量が厚生大臣が定める許容線量をこえ、空気中若しくは水中の放射性物質の濃度が厚生大臣が定める許容濃度をこえ、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が厚生大臣が定める許容表面密度をこえるおそれのある場所

四　放射線作業従事者　放射性物質又は放射性物質によつて汚染された物の取扱い、管理又はこれに附随する業務に従事する者であつて、管理区域に常時立ち入るもの

五　管理区域随時立入者　管理区域に業務上立ち入る者（一時的に立ち入る者を除く。）であつて、放射線作業従事者以外のもの

（製造業者の遵守すべき事項）

第二条　製造業者は、作業を行うにあたつて、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

6　製造業者は、放射性物質の運搬を行うにあたつて、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。ただし、放射性物質を作業所等の中において運搬する場合及び放射性物質を運搬する時間がきわめて短く、かつ、放射線障害の発生するおそれがない場合には、この限りでない。

一　運搬は、容器に入れて行なうこと。この場合において、容器の外にある空気を汚染するおそれのある放射性物質については、気密な構造の容器に入れ、液体状の放射性物質については、こぼれにくい構造であり、かつ、浸透しにくい材料を用いた容器に入れること。

二　容器（容器をこん包する場合には、そのこん包）の表面には、放射性物質の種類及び数量を明示すること。

三　液体状又は固体状の放射性物質を入れた容器で、きれつ、破損等の事故の生ずるおそれのあるものは、吸収材その他放射性物質による汚染のひろがりを防止することができる材料で包むこと。

四　放射性物質を入れた容器は、容易に破損しないように措置すること。

五　放射性物質を入れた容器（容器をこん包する場合には、その

こん包。以下この号において同じ。）の表面から一メートルの距離において放射線量率が十ミリレム毎時をこえず、かつ、容器の表面の放射線量率が二百ミリレム毎時をこえないようにすること。ただし、郵送する場合には、容器の表面の放射線量率が十ミリレム毎二十四時をこえないようにすること。

○郵便法（抄）

〔昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号〕

最終改正　昭和五三年六月一三日法律第七一号

（この法律の目的）

第一条　この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

（郵便禁制品）

第十四条　左の物は、これを郵便物として差し出すことができない。

一　爆発性、発火性その他の危険性のある物で郵政大臣の指定するもの(1)

二　毒薬、劇薬、毒物及び劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除く。）

三　生きた病源体及び生きた病源体を含有し、又は生きた病源体が附着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。）

四　法令に基き移動又は頒布を禁止された物

（省令による差出の禁止）

第十五条　郵政大臣は、郵便の業務に従事する者又は他の郵便物に対する傷害又は損害を避けるため必要があると認めるときは、省令で物を指定して、その物を郵便物として差し出すことを禁止することができる。

(1)　昭和二十二年逓信省告示第三百八十号

○昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号（郵便法第十四条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物）（抄）

〔昭和二十二年十二月二十九日逓信省告示第三百八十四号〕

最終改正　昭和四〇年二月一一日郵政省告示第九五号

郵便法第十四条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物は左の通りとし、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

昭和十三年四月逓信省告示第九百八十一号は、昭和二十二年十二月三十一日限りこれを廃止する。

九　放射性物質

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項に規定する核燃料物質（核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第五条の規定により容器に入れて差し出すものを除く。）並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条第一項の規定により容器に入れて差し出すものを除く。）

○昭和五十年郵政省告示第八百四十九号（放射性物質を包有する書状をあてることができる国等）

〔昭和五十年十二月十二日郵政省告示第八百四十九号〕

最終改正　昭和五二年九月二九日郵政省告示第七八号

放射性物質を包有する書状をあてることができる国等は、次のとおりとし、昭和五十一年一月一日から施行する。

番号	国名・地域名
六	アメリカ合衆国
七・一	グアム、プエルト・リコ、サモア及び米領ヴァージン諸島
七・二	信託統治の下にある太平洋の地域（クワジェレイン、エニウェトク及びマジュロを含むマーシャル諸島、クサイ、ポナペ、トラック、ウリスイ、ヤップ及びパラオを含むカロリン諸島並びにサイパン及びティニアンを含みグアムを除くマリアナ諸島）
七・三	パナマ運河地帯
一〇	オーストラリア（ロコス諸島及びロード・ハウ島を含む。）
一〇・一	ノーフォーク（島）
一一	オーストリア
一一の三	バハレーン
一四	ブータン
一五	白ロシア
二一	ブルンディ
三二	大韓民国
三八	ドミニカ共和国
四三	エティオピア
四九	ガンビア
五一	英国
五一・二	ガーンジィ
五一・三	ジャージィ
五二・一	アンティグア
五二・二	アセンション
五二・三	ベリセ
五二・五	ブルネイ（保護領）
五二・六	カイマン
五二・一〇	ギルバート
五二・一六	ローデシア
五二・一八	セント・ヘレナ
五二・二一	ソロモン諸島（ショートランド島を含む。）

五二・二八	テュヴアル
五四	グアテマラ
六四	イラン
六六	アイルランド
七〇	ジャマイカ
七四	クウェイト
七六	レソト
七八	リベリア
八〇	リヒテンシュタイン（注1）
八一	ルクセンブルグ
八三	マラウイ
九一	メキシコ（注2）
九七	ニジェール
一〇七	ペルー
一一〇	ポルトガル
一一三	カタル
一一四	エジプト・アラブ共和国
一一八	セネガル
一二〇	シンガポール共和国
一二二の二	スリ・ランカ共和国
一二三	スウェーデン
一二四	スイス（注1）
一二八	チャード
一三一	トーゴー
一三六	ウクライナ
一三七	ソヴィエト社会主義共和国連邦
一四〇	ヴェネズエラ
一四四	ユーゴースラヴィア
一四五	ザンビア

（注1）別配達としたものに限る。

（注2）名あて国の原子力委員会の認可をあらかじめ必要とする。

備考　番号欄の番号は、昭和四十六年郵政省告示第九〇七号（外国あて通常郵便物の送達等に関し外国郵政庁で定める条件）に掲げる国名・地域名の整理番号と同じである。

○原子力基本法（抄）

〔昭和三十年十二月十九日　法律　第百八十六号〕

改正　昭和四二年七月二〇日法律第七二号
同　五三年七月　五日同　第八六号

（目的）

第一条　この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

（基方本針）

第二条　原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

（定義）

第三条　この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

一　「原子力」とは、原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギーをいう。

二　「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であつて、政令(1)で定めるものをいう。

三　「核原料物質」とは、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であつて、政令(2)で定めるものをいう。

四　「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいう。ただし、政令(3)で定めるものを除く。

五　「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、政令(4)で定めるものをいう。

（核原料物質の管理）

第十条　核原料物質の輸入、輸出、譲渡、譲受及び精錬は、別に法律で定めるところにより、政府の指定する者に限つてこれを行わしめるものとする。

（核燃料物質に関する規制）

第十二条　核燃料物質を生産し、輸入し、輸出し、所有し、所持し、譲渡し、譲り受け、使用し、又は輸送しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

（核燃料物質の譲渡命令）

第十三条　政府は、前条に規定する規制を行う場合において、別に法律で定めるところにより、核燃料物質を所有し、又は所持する者に対し、譲渡先及び価格を指示してこれを譲渡すべきことを命ずることができる。

（放射線による障害の防止措置）

第二十条　放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測

定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める。

附　則

この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

(1)　核燃料物質等の定義政令　第一条
(2)　〃　第二条
(3)　〃　第三条
(4)　〃　第四条

○核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（抄）

〔昭和三十二年十一月二十一日政令第三百二十五号〕

最終改正　昭和三六年九月一日政令第三〇一号

内閣は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条の規定に基き、この政令を制定する。

（核燃料物質）

第一条　原子力基本法第三条第二号の核燃料物質は、次に掲げる物質とする。

一　ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその他の化合物

二　ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物

三　トリウム及びその化合物

四　前三号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

五　ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率をこえるウラン及びその化合物

六　プルトニウム及びその化合物

七　ウラン二三三及びその化合物

八　前三号の物質の一又は二以上を含む物質

（核原料物質）

第二条　原子力基本法第三条第三号の核原料物質は、ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質で核燃料物質以外のものとする。

（原子炉）

第三条　原子力基本法第三条第四号ただし書の政令で定めるものは、原子核分裂の連鎖反応を制御することができ、かつ、その反応の平衡状態を中性子源を用いることなく持続することができ、又は持続するおそれのある装置以外のものとする。

（放射線）

第四条　原子力基本法第三条第五号の放射線は、次に掲げる電磁波又は粒子線とする。

一　アルファ線、重陽子線、陽子線及びベータ線

二　中性子線

三　ガンマ線

四　百万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線及びエックス線

附　則

この政令は、昭和三十二年十二月九日から施行する。

○放射線障害防止の技術的基準に関する法律（抄）

（昭和三十三年五月二十一日　法律　第百六十二号）

改正　昭和五一年一月一六日法律第二号

（目的）

第一条　この法律は、放射線障害の防止に関する技術的基準策定上の基本方針を明確にし、かつ、総理府に放射線審議会を設置することによって、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「放射線」とは、アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線、エックス線その他電磁波又は粒子線で直接又は間接に空気を電離する能力を有するものをいう。

（基本方針）

第三条　放射線障害の防止に関する技術的基準を策定するに当つては、放射線を発生する物を取り扱う従業員及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもつて、その基本方針としなければならない。

（略）

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日
法律第百六十六号〕

最終改正　昭和五三年七月五日法律第八六号

（定義）

第二条　この法律において「原子力」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する原子力をいう。

5　この法律において「製錬」とは、核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるために、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。

6　この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。

7　この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

8　この法律において「国際規制物資」とは、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束（以下単に「国際約束」という。）に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

9　前項の国際規制物資は、内閣総理大臣が告示する。

（略）

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日法律第百六十七号〕

最終改正　昭和四七年六月八日法律第五七号

（定義）

第二条　この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

2　この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で政令(1)で定めるものをいう。

3　この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子(2)を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。

(1)　障害防止法施行令第一条

(2)　障害防止法施行令第二条

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（抄）

〔昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号〕

最終改正　昭和五三年三月三〇日政令第六一号

第一章　放射性同位元素等の定義

（放射性同位元素）

第一条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度が科学技術庁長官が定める数量及び濃度(1)をこえるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

一　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及び同条第三号に規定する核原料物質

二　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品

三　薬事法第二条第四項に規定する医療用具で、科学技術庁長官が厚生大臣又は農林水産大臣と協議して指定するものに装備されているもの。

四　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十九条第一項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別の表示を附された鉱工業品又は放射線障害の防止に関してこれと同等に安全と認められる鉱工業品であって、科学技術庁長官が指定するものに用いられている自発光性の塗料

（放射線発生装置）

第二条　法第二条第三項の放射線発生装置は、次に掲げる装置とする。

一　サイクロトロン

二　シンクロトロン

三　シンクロサイクロトロン

四　直線加速装置

五　ベータトロン

六　ファン・デ・グラーフ型加速装置

七　コッククロフト・ワルトン型加速装置

八　その他荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で、放射線障害の防止のため必要と認めて科学技術庁長官が指定するもの。

(1)　放射線を放出する同位元素等の数量を定める件第一条

○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）

〔昭和三十五年九月三十日　科学技術庁告示第二十二号〕

最終改正　昭和五四年三月七日科学技術庁告示第四号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の規定に基づき、昭和三十三年科学技術庁告示第四号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の全部を改正するこの告示を次のように定め、昭和三十五年十月一日から適用する。

（放射線を放出する同位元素の数量及び濃度）

第一条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条に規定する放射線を放出する同位元素の数量及び濃度は、数量については次の各号に掲げるとおりとし、濃度については〇・〇〇二マイクロキュリー毎グラムとする。ただし、自然に賦存する放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で固体状のものに係る濃度については、〇・〇一マイクロキュリー毎グラムとする。

一　放射線を放出する同位元素が密封されていないものであつて、その種類が一種類のものについては、次の表の上欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる数量

二　放射線を放出する同位元素が密封されていないものであつて、その種類が二種類以上のものについては、次の表の上欄に掲げる種類の放射線を放出する同位元素のそれぞれの数量の同表の下欄に掲げる数量に対する割合の和が一となるようなそれらの数量

三　放射線を放出する同位元素で密封されたものについては、百マイクロキュリー

種類	数量
ストロンチウム九十及びアルファ線を放出する同位元素（以下「第一群」という。）	〇・一マイクロキュリー
物理的半減期が三十日をこえる放射線を放出する同位元素（水素三、ベリリウム七、炭素十四、いおう三十五、鉄五十五、鉄五十九及びストロンチウム九十並びにアルファ線を放出するものを除く。以下「第二群」という。）	一マイクロキュリー
物理的半減期が三十日以下の放射線を放出する同位元素（ふっ素十八、クロム五十一、ゲルマニウム七十一及びタリウム二百一並びにアルファ線を放出するものを除	十マイクロキュリー

く。）並びにいおう三十五、鉄五十五及び鉄五十九（以下「第三群」という。）	
水素三、ベリリウム七、炭素十四、ふっ素十八、クロム五十一、ゲルマニウム七十一及びタリウム二百一（以下「第四群」という。）	百マイクロキュリー

四　放射線を放出する同位元素で時計その他の機器又は装置以外の物に密封されたもの（放電管、煙感知器その他の機器又は装置に装備されたものを除く。）であつて、それらの集合したものについては、その集合したものごとに百マイクロキュリー。

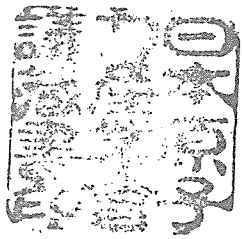

放射性物質等の輸送法令集

定価　3,800円

発行　昭和54年8月28日

監修　科学技術庁原子力安全局核燃料規制課
運輸省大臣官房技術安全管理官

編集
発行　日本原子力産業会議

©1979

〒105 東京都港区新橋1－1－13
電話 東京（03）591－6121代

印刷　広済堂印刷

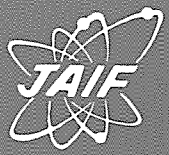
JAIF